

令和7年太宰府市議会第2回（6月）定例会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
5月29日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・提案理由説明・質疑
	本会議散会後	議会連絡会	全員協議会室	
	連絡会終了後	議員協議会	全員協議会室	
30日(金)	午 前 1 0 時			2日目分質疑・討論通告締切
31日(土)				
6月1日(日)				
2日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第二委員会室	
3日(火)				
4日(水)				
5日(木)				
6日(金)				
7日(土)				
8日(日)				
9日(月)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会		
10日(火)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会		
11日(水)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会		
	午 後 1 時	予算特別委員会		
12日(木)				
13日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
14日(土)				
15日(日)				
16日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	議会運営委員会	第二委員会室	
17日(火)				
18日(水)	午 前 1 0 時		議 員 控 室	最終日分質疑・討論通告締切
19日(木)	午前9時45分	議会運営委員会	第二委員会室	
	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議休憩中	議会全員協議会	全員協議会室	
	本会議閉会後	議会連絡会	全員協議会室	
	連絡会終了後	議員協議会	全員協議会室	

令和7年第2回（6月）定例会目次

◎ 第1日（5月29日開会）

1. 議 事 日 程	1
2. 出 席 議 員	2
3. 欠 席 議 員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出 席 説 明 員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
散 会	12

◎ 第2日（6月2日再開）

1. 議 事 日 程	13
2. 出 席 議 員	13
3. 欠 席 議 員	14
4. 出 席 説 明 員	14
5. 出席事務局職員	14
再 開	15
散 会	19

◎ 第3日（6月13日再開）

1. 議 事 日 程	21
2. 出 席 議 員	24
3. 欠 席 議 員	24
4. 出 席 説 明 員	24
5. 出席事務局職員	25
再 開	26
散 会	99

◎ 第4日（6月16日再開）

1. 議 事 日 程	101
2. 出 席 議 員	103
3. 欠 席 議 員	104
4. 出 席 説 明 員	104

5. 出席事務局職員	104
再 開	105
散 会	190

◎ 第5日（6月19日再開）

1. 議 事 日 程	191
2. 出 席 議 員	191
3. 欠 席 議 員	192
4. 出 席 説 明 員	192
5. 出席事務局職員	192
再 開	193
閉 会	221

◎ 審議結果

1. 審議結果	223
2. 諸般の報告	225

太宰府市議会第2回(6月)定例会会議録

令和 7 年 5 月 29 日（木）開会

（ 第 1 日 ）

太 宰 府 市 議 会

1 議 事 日 程（初日）

〔令和 7 年太宰府市議会第 2 回（6 月）定例会〕

令和 7 年 5 月 29 日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 2 号 令和 6 年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について
日程第 5	報告第 3 号 令和 6 年度太宰府市水道事業会計予算繰越について
日程第 6	報告第 4 号 令和 6 年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について
日程第 7	報告第 5 号 令和 6 年度太宰府古都・みらい基金の運用状況について
日程第 8	報告第 6 号 専決処分の報告について（道路陥没による車両損傷事故の損害賠償の額の決定）
日程第 9	議案第 26 号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 10	議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）
日程第 11	議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）
日程第 12	議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第 13	議案第 30 号 市道路線の認定について
日程第 14	議案第 31 号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 15	議案第 32 号 太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第 33 号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 17	議案第 34 号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
日程第 18	議案第 35 号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
日程第 19	議案第 36 号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第 20	議案第 37 号 太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について
日程第 21	議案第 38 号 令和 7 年度太宰府市一般会計補正予算（第 1 号）について
日程第 22	議案第 39 号 令和 7 年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につ

いて

日程第23 議案第40号 令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第24 議案第41号 令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

2番	馬 場 礼 子 議員	3番	今 泉 義 文 議員
4番	森 田 正 嗣 議員	6番	入 江 寿 議員
7番	木 村 彰 人 議員	8番	徳 永 洋 介 議員
9番	舩 越 隆 之 議員	10番	堺 剛 議員
11番	笠 利 毅 議員	12番	原 田 久美子 議員
13番	神 武 綾 議員	14番	陶 山 良 尚 議員
15番	小 畠 真由美 議員	16番	長谷川 公 成 議員
17番	橋 本 健 議員	18番	門 田 直 樹 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

3番	今 泉 義 文 議員	4番	森 田 正 嗣 議員
----	------------	----	------------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長	楠 田 大 蔵	副 市 長	原 口 信 行
教 育 長	井 上 和 信	総 務 部 長 (経営企画担当)	轟 貴 之
総 務 部 理 事 (市長室担当)	杉 山 知 大	総 務 部 理 事 (総務担当)	宮 崎 征 二
市民生活部長	友 添 浩 一	健康福祉部長	大 谷 賢 治
健康福祉部理事 (子ども担当)	添 田 朱 実	都市整備部長 (併公営企業担当)	伊 藤 健 一
観光経済部長	竹 崎 雄一郎	教 育 部 長	添 田 邦 彦
教 育 部 理 事	平 野 善 浩	総 務 課 長 併選挙管理委員会事務局長	鳥 飼 太
総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴 広報担当課長兼シティプロモーション担当課長	平 嶋 香代子	市 民 課 長	今 村 江利子
上下水道課長	田 中 潤 一	産業振興課長	満 崎 哲 也
社会教育課長	井 本 正 彦	監査委員事務局長	松 尾 誓 志

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	野 寄 正 博	議 事 課 長	花 田 敏 浩
書 記	木 村 幸代志	書 記	三 舛 貴 市

開会 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。

定足数に達しておりますので、令和7年太宰府市議会第2回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

3番、今泉義文議員

4番、森田正嗣議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（門田直樹議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております、会期内日程表によって運営を進めたいと思います。

また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（門田直樹議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。

監査関係及び議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4から日程第8まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。日程第4、報告第2号「令和6年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第8、報告第6号「専決処分の報告について（道路陥没による車両損傷事故の損害賠償の額の決定）」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 改めましておはようございます。本日、ここに令和7年第2回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多用の中にご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。楠田市政二期目最終年度の集大成・総仕上げとしての「好循環を次代につなぐ集大成予算」を基にスタートしました令和7年度もおかげさまで順調にスタートすることができております。

1つ目の柱であります「危機管理の徹底強化」であります。闇バイト対策などのための住宅等防犯対策事業も既に募集を開始し、日本一の猛暑のまちとしての対策も着実に進めております。

小中学校体育館空調の入札も順調に進んでおり、郵便局を新たにクーリングシェルターとして指定する協定を締結しました。また、高齢者世帯のエアコン購入助成もスタートしております。当初の予算枠は、既に不足傾向で、今議会にて追加の補正予算を提案いたします。昨年の熱中症での死者数は2,000人を超えと言われ、今や災害級の暑さと言えます。本市こそ率先して対策に努めてまいります。もちろん、出水期を間近に控え、風水害被害への備えにも全力を挙げております。既に自衛隊、警察、消防など関係者で災害発生予想危険箇所の視察を行い、職員災害対応机上訓練も行いました。62年ぶりに九州南部が最初に梅雨入りする異例の事態であります。関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確に対応することで、市民や観光客、参拝客などの生命、財産を守るよう最善を期してまいります。

次に、2つ目の柱であります「子どもまんなかの施策展開」であります。米価をはじめ、物価高が続く中、小中学校給食費の3割助成により、質の維持と子育て負担の緩和を両立しております。

また、公園遊具の設置や課題解決プロジェクトの実践、運動会での挨拶運動のサポートなど、子どもたち一人一人の声に基づいた「信頼関係の好循環」を次代に着実につないでおります。今後も子どもたちを令和の都だざいふの宝として真ん中に位置づけ、いきることをサポートし、すくすくのびのびと成長できるよう、さらなる居場所や出番づくりなどに努めてまいります。

次に、3つ目の柱であります「市民と交流人口・関係人口の相互発展」であります。令和

改元五年記念事業として進めておりました、大伴旅人家持親子像と旅人人形のお披露目を行いました。また、九州国立博物館が今年20周年の節目を迎えるのを機に、文化交流シアターがリニューアルされ、時空を超えて令和の都だざいふの歴史を体感することができるようになりました。これらにより、天満宮九博エリア、市役所前の親子像、観世音寺、戒壇院、大宰府政庁跡エリア、大野城跡、水城跡など、本市の歴史や文化を体感しつつ、回遊いただくことを期待しております。今後も住まう人も訪れる人も共に慶び合えるまちとして、観光客、参拝客などからの経済税収効果を飛躍的に高め、市民メリットを体感できる仕組みをつくることを目指してまいります。

次に、1つ目の底流であります「新しい公共をテーマとした仕組みづくり」ですが、子どもたちや若者の悩みを話せる居場所として、いきいき情報センターにまちの保健室を設置しました。今後も市と自治会、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉団体などの多様な主体が参画し、対話を進めることで連携しながら社会課題の解決を図る仕組みづくりに努めてまいります。

次に、2つ目の底流であります「歳出入一体改革の推進」ですが、村上誠一郎総務大臣と面会し、史跡地などによる構造的財政問題の解消やオーバーツーリズム対策などを要望してまいりました。また、令和の都だざいふ梅プロジェクトの本年度スタートとして、福岡農業高校の生徒や関係企業の皆さんと梅の実を収穫し、連携協定を結ぶ市内セブニーイレブンでの商品販売も行いました。今後も多様化し、拡大する市民ニーズに応えつつ持続可能な行財政運営を堅持するため、戦略的まちづくりや一体的情報発信、地域経済の活性化など歳出入一体改革を図ってまいります。

加えて、氷河期世代をターゲットに採用年齢を再拡大するなど社会課題の解決に努め、带状疱疹予防接種などの高齢者支援や人権尊重のまちづくりなどの人権多様性の確保にも踏み出しています。既に、予算規模や税収も大きく拡大し、全国市町村の上位1%程度となる自立持続可能性自治体の上位にも選定され、市民意識調査も就任前の混乱期と比べ劇的に回復し、更新を続けています。

また、新年度改変した組織構成や副市長部長会議などにおける職員の自主的、主体的な取組が機能してきていると実感しています。この流れがさらに確かなものになるよう期待しております。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、報告案件5件、人事案件1件、専決処分承認3件、市道路線認定1件、条例改正6件、条例制定1件、補正予算4件、合わせて21件の議案のご審議をお願い申し上げるものであります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

報告第2号から報告第6号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第2号「令和6年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」ご説明申し上げます。

令和6年度の繰越明許費は、住民税非課税世帯給付金事業やため池改修事業など計14件の事業について繰越額が確定しましたので報告させていただきます。繰越総額は、3億7,196万2,303円で、財源内訳は、国庫補助金、市債などの特定財源が3億788万2,103円、一般財源が6,408万200円であります。

次に、報告第3号「令和6年度太宰府市水道事業会計予算繰越について」ご説明申し上げます。

令和6年度につきましては、建設改良費の配水施設費のうち、配水管等の布設替えに係る設計業務2件、配水池等新設検討業務1件及び配水管布設替工事1件で、7,404万円の繰越しを行っております。

次に、報告第4号「令和6年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」ご説明申し上げます。

令和6年度につきましては、建設改良費の公共下水道整備費のうち、雨水事業に伴う污水管布設替設計業務1件及び配水管布設替設計に係る水道事業への補償金1件、並びに雨水管渠築造に伴う家屋事後調査業務1件及び舗装本復旧等工事3件で1,943万円の繰越しを行っております。

次に、報告第5号「令和6年度太宰府古都・みらい基金の運用状況について」ご説明申し上げます。

令和6年度は2件、2万9,784円の寄附及びふるさと太宰府応援寄附のうち、使途を太宰府古都・みらい基金と指定された金額から経費相当分を除いた309万2,190円を太宰府古都・みらい基金に積み立てて運用しているところであります。令和6年度分積立て後の基金残高は、1,745万3,009円となっております。

次に、報告第6号「専決処分の報告について（道路陥没による車両損傷事故の損害賠償の額の決定）」についてご説明申し上げます。

本件は、三条1丁目地内の市道におきまして、当該事故に係る車両が事故発生場所を通過した際に道路が陥没し、右前輪が陥没穴に落ち、車輪のセンターキャップに損傷を与えたものであります。その後、相手方と協議を行い、損害賠償額を支払うことで合意に至りました。この事故による損害賠償の額を定めることについて、令和7年3月17日付で専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、賠償金につきましては、本市が加入する道路賠償責任保険から相手方にお支払いいたしております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

自席へどうぞ。

報告第2号から報告第6号までについて一括して質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9から日程12まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。日程第9、議案第26号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から、日程第12、議案第29号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第26号から議案第29号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第26号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

筑紫公平委員会は、筑紫地区5市及び8つの一部事務組合で共同設置しており、委員3名は関係市の持ち回りにより候補者を推薦することといたしております。このたび、太宰府市推薦の荒木関也氏が本年7月24日付をもって任期満了となることに伴い、次の推薦団体であります筑紫野市から、田中哲也氏の推薦がありましたので、筑紫公平委員会設置規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

田中氏は、現在73歳で筑紫野市に居住されており、昭和49年から平成24年までの長きにわたり、筑紫野市に奉職され、この間、行政管理課などの関係部署を経験され、上下水道部長、建設部長、総合政策部長を歴任されるなど、社会的経験も豊富であり、公平委員会委員として適任であると確信しております。略歴書を添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第27号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和7年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容としましては、軽自動車税種別割の標準税率の見直しに伴う税率の区分の改正、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備、生産性の向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置の延長など、地方税法等

の改正に伴います令和7年4月1日施行に係る関係規定の改正等であります。

次に、議案第28号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和7年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容としましては、地方税法等の改正に伴います令和7年4月1日施行の固定資産税等の課税標準の特例に連動する関係規定の改正であります。

次に、議案第29号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和7年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容としましては、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の改正でありまして、国民健康保険税の課税限度額の改正につきましては、基礎課税分課税額に係る限度額を65万円から1万円引き上げ66万円に、後期高齢者支援金等分課税額に係る限度額を24万円から2万円引き上げ26万円に改正し、国民健康保険税の軽減判定所得の改正につきましては、均等割、平等割の5割軽減の判定に係る被保険者等当たりの加算額を29万5,000円から1万円引き上げ30万5,000円に、2割軽減の判定に係る被保険者等当たりの加算額を54万5,000円から1万5,000円引き上げ56万円に改正したものであり、地方税法等の改正に伴います令和7年4月1日施行に係る関係規定の改正等であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

議案第26号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、質疑は6月2日の本会議で行います。

お諮りします。議案第27号から議案第29号までについては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

議案第27号から議案第29号までについて、一括して質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第27号から議案第29号までについて、一括して討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第27号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第27号は承認されました。

〈承認 賛成15名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第28号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第28号は承認されました。

〈承認 賛成15名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第29号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第29号は承認されました。

〈承認 賛成15名、反対0名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13から日程20まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。日程第13、議案第30号「市道路線の認定について」から日程第20、議案第37号「太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第30号から議案第37号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第30号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回、認定を提案しております、小正府1号線、小正府2号線、小正府3号線、小正府4号

線、小正府5号線、小正府歩道1号線、小正府歩道2号線につきましては、開発により道路の帰属を受けましたので、路線認定を行うものであります。道路法第8条第1項の規定に基づき市道認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第31号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、国が進めています自治体情報システムの標準準拠システムへの移行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

次に、議案第32号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター作成に要する経費に係る限度額を引き上げるものであります。

次に、議案第33号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長等の報酬額を引き上げるものであります。

次に、議案第34号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、自動券売機の更新により、従来の使い切りのプリペイドカードからチャージ式のプリペイドカードに変更することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和7年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

内容としましては、公示送達の方法を定める改正、大学生年代の子等の所得に応じて控除額を減額させる特定親族特別控除を追加する改正、加熱式たばこを紙巻たばこに換算する方式を見直す改正等関係規定の改正を行うものであります。

次に、議案第36号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、建設業法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

次に、議案第37号「太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について」ご説明申し上げます。

本件は、小規模・中小企業の振興を図り、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として、太宰府市小規模・中小企業振興条例を制定するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

議案第30号から議案第37号までについて、質疑は6月2日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21から日程24まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。日程第21、議案第38号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」から日程第24、議案第41号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第38号から議案第41号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第38号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ6億2,347万2,000円を追加し、予算総額を343億7,282万3,000円にお願いするものであります。

主な内容としましては、日本一の猛暑のまちの暑さ対策として開始した高齢者世帯へのエアコン購入費用助成について、好評により申請が殺到しており、予算に不足が見込まれるところではありますが、市民お一人お一人の生命、健康を守るために、さらに推進すべく費用を追加計上しております。また、西鉄路線バス星ヶ丘線が10月に減便される見込みであり、特に昼間の時間帯に交通空白が生じることから、代替交通を運行する事業者に対し運行費用を補助するための費用、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として行われた定額減税や調整給付を実施してもなお不足が生じる方に対し、差額を給付するための費用を計上しております。そのほかには、各課において国が推し進めるシステム標準化に対応した帳票を作成するための費用などを計上しております。あわせまして、繰越明許を1件計上しております。

次に、議案第39号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ65万1,000円を追加し、予算総額を69億1,889万7,000円にお願いするものであります。

内容としましては、基幹業務システムの標準化に伴い、デザイン用紙の変更が生じるため印刷製本費の増額を計上するものであります。

次に、議案第40号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい

て」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ50万1,000円を追加し、予算総額を17億519万8,000円にお願いするものであります。

内容としましては、基幹業務システムの標準化に伴い、デザイン用紙の変更が生じるため印刷製本費の増額を計上するものであります。

次に、議案第41号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、保険事業勘定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ168万9,000円を追加し、予算総額を65億390万1,000円とするものであります。

内容としましては、基幹業務システムの標準化に伴い、デザイン用紙の変更が生じるため印刷製本費の増額を計上するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

議案第38号から議案第41号までについて、質疑は6月2日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月2日午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前10時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 太宰府市議会第2回(6月)定例会会議録

令和 7 年 6 月 2 日（月）再開

（ 第 2 日 ）

太 宰 府 市 議 会



## 1 議 事 日 程（2日）

〔令和7年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和7年6月2日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第26号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第2 議案第31号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第32号 太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第33号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第34号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第35号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第39号 令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第40号 令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第41号 令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第30号 市道路線の認定について
- 日程第11 議案第36号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第37号 太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について
- 日程第13 議案第38号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 意見書第1号 再審法改正の促進を求める意見書
- 日程第15 意見書第2号 生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（15名）

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 2番  | 馬 場 礼 子 議員 | 3番  | 今 泉 義 文 議員 |
| 4番  | 森 田 正 嗣 議員 | 6番  | 入 江 寿 議員   |
| 7番  | 木 村 彰 人 議員 | 8番  | 徳 永 洋 介 議員 |
| 9番  | 舩 越 隆 之 議員 | 10番 | 堺 剛 議員     |
| 12番 | 原 田 久美子 議員 | 13番 | 神 武 綾 議員   |
| 14番 | 陶 山 良 尚 議員 | 15番 | 小 畠 真由美 議員 |
| 16番 | 長谷川 公 成 議員 | 17番 | 橋 本 健 議員   |
| 18番 | 門 田 直 樹 議員 |     |            |

3 欠席議員は次のとおりである（１名）

11番 笠 利 毅 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

|                       |         |                |         |
|-----------------------|---------|----------------|---------|
| 市 長                   | 楠 田 大 蔵 | 副 市 長          | 原 口 信 行 |
| 教 育 長                 | 井 上 和 信 | 総 務 部 長        | 轟 貴 之   |
| 総 務 部 理 事             | 杉 山 知 大 | (経営企画担当)       |         |
| (市長室担当)               |         | 総 務 部 理 事      | 宮 崎 征 二 |
|                       |         | (総務担当)         |         |
| 市民生活部長                | 友 添 浩 一 | 健康福祉部長         | 大 谷 賢 治 |
| 健康福祉部理事               | 添 田 朱 実 | 都市整備部長         | 伊 藤 健 一 |
| (子ども担当)               |         | (併公営企業担当)      |         |
| 観光経済部長                | 竹 崎 雄一郎 | 教 育 部 長        | 添 田 邦 彦 |
| 教 育 部 理 事             | 平 野 善 浩 | 総 務 課 長        | 鳥 飼 太   |
| 総務課担当副市長兼経営企画課広聴      | 平 嶋 香代子 | (併選挙管理委員会事務局長) |         |
| 広報担当課長兼シティプロモーション担当課長 |         | 市 民 課 長        | 今 村 江利子 |
| 福 祉 課 長               | 山 崎 崇   | 都市計画課長         | 古 賀 千年志 |
| 上下水道課長                | 田 中 潤 一 | 産業振興課長         | 満 崎 哲 也 |
| 社会教育課長                | 井 本 正 彦 | 監査委員事務局長       | 松 尾 誓 志 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 野 寄 正 博 | 議 事 課 長 | 花 田 敏 浩 |
| 書 記    | 陣 内 成 美 | 書 記     | 三 舛 貴 市 |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 議案第26号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（門田直樹議員） 日程第1、議案第26号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第26号は同意されました。

〈同意 賛成14名、反対0名 午前10時01分〉

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2から日程第13まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第2、議案第31号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第13、議案第38号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第1

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

~~~~~ ○ ~~~~~

– 16 –

○議長（門田直樹議員） 日程第14、意見書第1号「再審法改正の促進を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番徳永洋介議員。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） 日程第14、意見書第1号「再審法改正の促進を求める意見書について」提出理由を説明いたします。

提出者は私、徳永洋介、賛成者は、太宰府市議会馬場礼子議員であります。

再審とは、有罪が確定した裁判をやり直す制度のことです。

再審制度を巡っては、1966年、静岡県で起きた一家4人殺害事件で、1980年に死刑が確定した袴田巖さんが冤罪を訴え、58年が経過した昨年2024年9月に再審無罪が言い渡され、再審無罪の決め手となった検察の証拠開示の在り方や審理の長期化など、制度の問題点が浮き彫りとなりました。

我が国の再審の規定は、現行の刑事訴訟法が1948年に制定されて以降変わっておらず、冤罪の疑いがある事案について再審を求めても、容易に認められない現実があります。たとえ認められるにしても、そのハードルは極めて高いものがあります。

1963年に埼玉県で女子高生が殺害された狭山事件では、1977年に第1次、1986年に第2次再審請求を申し立てましたが、いずれも認められず、2006年には東京高裁に第3次再審請求を申し立て、審理が続いていましたが、事件当時24歳だった石川一雄さんは、48年間、約半世紀、再審を待ったまま、3月11日にお亡くなりになっています。

再審決定には、新たに真実や証拠が必要であり、再審を求める側が自ら新証拠を見つけなければなりません。たとえ検察が未開示の様々な証拠を持っていたとしても、開示には消極的です。このため、再審決定には大きな労力と時間がかかり、何十年もかかることは珍しくありません。この間、刑を受ける者は、長期にわたって拘禁状態に置かれ、精神的にも肉体的にも、多大な苦痛を受け続けます。現状では、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がありません。

また、再審決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行い、取り消される事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられています。これに関して、昨年3月には超党派の国会議員による「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が結成され、今年1月時点で過半数を超える363名が加盟しています。さらに、再審法改正を求める意見書は、全国で19道府県を含む517の地方議会で採択され、福岡県議会でも、本年2月に採択されています。

このように、冤罪被害者の一刻も早い救済のためには、速やかな刑事訴訟法再審規定の改正が必要です。

よって、太宰府市議会として、国会及び政府に対して、再審法改正の促進を求める意見書を

提出するものです。議員各位の賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は、総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 意見書案第2号 生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第15、意見書第2号「生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番神武綾議員。

〔13番 神武 綾議員 登壇〕

○13番（神武 綾議員） 日程第15、意見書第2号「生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書」について、意見書の朗読をもちまして、提出理由に代えさせていただきたいと思えます。

提出者は私、神武綾、賛成者は、太宰府市議会笠利毅議員であります。

急激な物価高騰が進行する中、これまでほとんど動きがなかった民間賃貸住宅の家賃値上げが広がりつつあります。2025年3月に行われた民間の調査結果によれば、全国主要都市のほとんどで、アパートの平均募集家賃が前年同月を上回り、2015年以降最高値を更新したことが報告されています。

ところが、生活保護における住宅扶助基準額は、2015年度の見直し以降全く変わっておらず、生活保護利用者が転居の必要が生じた場合に、家賃が基準額以内の民間賃貸住宅を探そうとしても、なかなか見つからないという事例が増加しています。また、見つけたとしても、健康で文化的な最低限度の生活を保障できるとは言い難いこともあります。

今後、生活保護利用者が居住する民間賃貸住宅の家賃が上がり、住宅扶助の基準額を超えることになれば、生活扶助費からの流用や転居などが余儀なくされる可能性も否定できません。

よって、太宰府市議会は、国会及び政府が生活保護の住宅扶助基準額を引き上げることを強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

以上です。ご審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第2号は、環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(門田直樹議員) 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は6月13日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 太宰府市議会第2回(6月)定例会会議録

令和 7 年 6 月 13 日（金）再開

（ 第 3 日 ）

太 宰 府 市 議 会



# 1 議 事 日 程（3日）

〔令和7年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和7年6月13日

午前10時開議

於 議 事 室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名<br>( 議 席 番 号 ) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 長谷川 公 成<br>(16)          | <p>1. 中学校部活動の中体連出場について</p> <p>部活動を行っている中学3年生にとっての中体連は中学校最後の大会であり、この結果によって子どもたちの今後の進路や人生にも影響を及ぼす大会である。</p> <p>その中体連について今回、市内4中学校は保護者と協議を行う事なく校長会での決定事項として、学校に部活動がない競技に出場する生徒を中体連へ引率する教師の派遣を見送る旨の通知を出した。何故このような決定に至ったのか理解できず不信感しかないことから3点伺う。</p> <p>(1) 校長会で決定したことを教育委員会は承知していたのか。</p> <p>(2) 中体連に出場するため外部指導者と保護者、学校の協議は行われたのか。</p> <p>(3) 今後、中体連に出場できなくなるような事態を避けるために早急な対応が必要だと思うが見解を伺う。</p>                                           |
| 2  | 馬 場 礼 子<br>(2)           | <p>1. 通学路沿いの竹林（倒竹）の危険性とその対策について</p> <p>市内通学路沿いの高台にある竹林から長さ7メートルを超える竹が、ここ最近、通学路でもある道路に頻繁に落下し、非常に危険な状況が続いている。</p> <p>当該竹林は複雑な所有形態ではあるが、「関係者と交渉中」との説明が続き、長年実質的な進展が見られないことから4点伺う。</p> <p>(1) 本件に関する現状、危険性を市はどのように認識しているのか。また、これまでの経緯と対応状況について伺う。</p> <p>(2) 土地の所有権を複数の人が持っている場合、どのような手順で調整を行っているのか。また、本件において長年進展が見られない主な原因は何か具体的に伺う。</p> <p>(3) 通学路は安全確保が最優先されるべきであり、調整が難航していようが、市が主導的に応急措置を講じるべきと思うが、市単独で実行可能な対策について実施・検討はおこなったのか伺う。</p> |

|   |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                 | <p>(4) 長年、市民から危険との声が届きながらも、実質的解決に至っていない現状に対し、行政の長として、この問題にどのように関与し、今後、どのような方針で解決に取り組まれるのか市長の見解を伺う。</p> <p>2. 民泊に関する市の対応について</p> <p>(1) 現在、太宰府市内における民泊の状況と把握している件数について伺う。</p> <p>(2) 民泊に関する苦情やトラブル発生時の市の対応体制について伺う。</p> <p>(3) 現行制度における、市が関与できる範囲について伺う。</p> <p>(4) 住民生活と観光施策の調和における、ガイドライン・条例制定の可能性について伺う。</p> <p>(5) 福岡県との連携体制の構築について伺う。</p>                                                                                                                                                  |
| 3 | 神 武 綾<br>(13)   | <p>1. 中小企業支援について</p> <p>今定例会に上程されている太宰府市小規模・中小企業振興条例制定により、市内中小企業に対する事業支援、事業者の地域貢献などが期待されていることから3点伺う。</p> <p>(1) 素案作成過程について</p> <p>(2) パブリックコメントや市内事業者、市民からの要望等について</p> <p>(3) 中小企業の事業支援について</p> <p>2. 山火事対策について</p> <p>全国的に山火事の発生件数が増えている。市民の方から不安の声が聞かれる。市の対応について2点伺う。</p> <p>(1) 発火防止策について</p> <p>(2) 担当課と消防署との連携について</p> <p>3. 教員の心と体を守る働き方改革について</p> <p>国会において教員給与特別措置法の改正が審議中であるが教員の「働かせ放題」の解決には程遠いと考え。本市における解決策等について2点伺う。</p> <p>(1) 教員の残業・休日出勤の現状と軽減策について</p> <p>(2) 教職員定数の充足状況について</p> |
| 4 | 原 田 久美子<br>(12) | <p>1. 野良猫への餌やり禁止条例について</p> <p>人と猫との共生のために野良猫にむやみに餌を与えないようにする「餌やり禁止条例」が必要と考え、令和6年3月定例会にて質問した。そこで4点伺う。</p> <p>(1) その後の調査、研究の状況について</p> <p>(2) 野良猫に関する苦情や相談が自治会を含め今までに何件あ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|   |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |             | <p>っているのか。</p> <p>(3) 野良猫に関する相談、苦情にはどのような回答をしているのか。</p> <p>(4) TNR活動のボランティアについて</p> <p>2. 令和2年度小中学校の入学式について</p> <p>令和2年度、本市では小学校の入学式が行われなかった。そこで3点伺う。</p> <p>(1) 入学式を行わなかった理由</p> <p>(2) 近隣市では、日にち遅れの入学式が行われたが、本市では行われなかった理由</p> <p>(3) 当時、中学校の入学式は挙行されたのか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 5 | 木村彰人<br>(7) | <p>1. 第3期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（新戦略）の策定過程について</p> <p>市政運営の指針となる総合戦略が改訂され、令和7年度より第3期総合戦略（新戦略）に基づく市政運営が始まっている。そこで、新戦略の策定過程に関して3点伺う。</p> <p>(1) パブリックコメントの実施状況と、市民から寄せられた意見がどのように新戦略に反映されたのか。</p> <p>(2) 新戦略の策定過程において、議会での審議が行われなかったことに関して、市長の見解を伺う。</p> <p>(3) 完成した新戦略の市民への公表状況と、今後の情報発信について</p> <p>2. 第3期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（新戦略）に定める施策の実効性について</p> <p>新戦略の実効性について、施策「ニューだざいふ型市街地の活性化」に定める「西鉄五条駅周辺の整備促進等事業の推進」を一例に取り上げ、2点伺う。</p> <p>(1) 整備促進等事業に含まれる具体的な事業内容について</p> <p>(2) 当該事業に設定されたアウトプット（取り組み）と、それにより見込まれるアウトカム（便益）の内容について</p> |
| 6 | 橋本健<br>(17) | <p>1. 市民政庁まつりについて</p> <p>本市の市民政庁まつりは、これまで38回開催された。開催趣旨は、市民によるまちづくりの一環として、市民相互の交流と郷土意識を深め、住みよいまちづくりの推進を図ることとある。今後、より市民の絆を深めさらに本市の経済活性化を図るため、2日間に渡って開催することを提起したい。</p> <p>初日は市民参加を募り、古代衣装をまとった行列で天満宮から政庁前まで練り歩き、梅花の宴の再現や前夜祭として夕方には「薪</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | <p>能」(有料)で太宰府らしさを演出する。二日目は、舞台・飲食・物販など魅力ある内容を全国に発信し経済効果を図る。各出店ブースからは、使用料として売上の10%を市が徴収する。このような大規模な全国区の市民政庁まつりへ変貌させたいと考えるが市の見解を伺う。</p> <p>2. フードトラック社会実証実験について</p> <p>史跡地の魅力を高めるため及び将来の制度設計に向けた基礎資料とするためにフードトラック(移動販売車)の実証実験が市内3箇所の史跡地にて期間限定で実施された。3月末で終了したが、実証実験中の状況と結果の分析や総括について伺う。</p> |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2 出席議員は次のとおりである(15名)

|             |             |
|-------------|-------------|
| 2番 馬場礼子議員   | 3番 今泉義文議員   |
| 4番 森田正嗣議員   | 6番 入江寿議員    |
| 7番 木村彰人議員   | 9番 船越隆之議員   |
| 10番 堺剛議員    | 11番 笠利毅議員   |
| 12番 原田久美子議員 | 13番 神武綾議員   |
| 14番 陶山良尚議員  | 15番 小畠真由美議員 |
| 16番 長谷川公成議員 | 17番 橋本健議員   |
| 18番 門田直樹議員  |             |

## 3 欠席議員は次のとおりである(1名)

|           |
|-----------|
| 8番 徳永洋介議員 |
|-----------|

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(28名)

|                      |                                             |
|----------------------|---------------------------------------------|
| 市長 楠田大蔵              | 副市長 原口信行                                    |
| 教育長 井上和信             | 総務部長 轟貴之                                    |
| 総務部理事 (市長室担当) 杉山知大   | (経営企画担当) 総務部理事 (総務担当) 宮崎征二                  |
| 市民生活部長 友添浩一          | 健康福祉部長 大谷賢治                                 |
| 健康福祉部理事 (子ども担当) 添田朱美 | 都市整備部長 (併公営企業担当) 伊藤健一                       |
| 観光経済部長 竹崎雄一郎         | 教育部長 添田邦彦                                   |
| 教育部理事 平野善浩           | 総務課長 鳥飼太                                    |
| 経営企画課長 宮原竜           | 併選挙管理委員会事務局長 平嶋香代子                          |
| 防災安全課長 糸山邦明          | 総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴広報担当課長兼シティプロモーション担当課長 高田政樹 |
| 市民課長 今村江利子           | 地域コミュニティ課長 大石敬介                             |
| 福祉課長 山崎崇             | 環境課長 古賀千年志                                  |
| 上下水道課長 田中潤一          | 都市計画課長 草場康文                                 |
| 産業振興課長 満崎哲也          | 観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長 井本正彦                 |
| 学校教育課長 鍋島順一          | 社会教育課長 松尾誓志                                 |
|                      | 監査委員事務局長                                    |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 野 寄 正 博

議 事 課 長 花 田 敏 浩

書 記 陣 内 成 美

書 記 三 舛 貴 市

書 記 木 村 幸代志

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、14人から提出されておりましたが、徳永洋介議員が本日の本会議を欠席されるため、予定されていた一般質問は取下げとなります。以下、質問順位を繰り上げて行います。

一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして、2日間で行うことに決定しておりますことから、本日13日6人、16日7人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

16番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました中学校部活動の中体連出場について質問させていただきます。

中体連といえば3年生にとって中学校最後の大会であり、非常に注目を浴び、この結果によっては、その子どもたちの今後の進路や人生までもに影響を及ぼす大会です。

その中体連出場について、今回、市内4中学校は保護者との協議を行うことなく、校長会で決定したこととして、学校に部活動がない競技に出場する生徒を中体連に引率する教師の派遣を見送る旨の通知を出されました。

私は、学校、保護者、外部指導者の3者で協議が行われ、そこで確認した内容が通知されるべきであったと考えます。

なぜ、このような決定に至ったのか理解ができません。不信感しかありません。

そこで3点お伺いいたします。

1項目め、校長会で決定したとのことですが、教育委員会は承知していたのかお伺いいたします。

2項目め、中体連に出場するため、外部指導者と保護者、学校の協議は行われたのかお伺いいたします。

3項目め、中体連に出場できなくなるような事態を避けるために早急な対応が必要だと感じ

ますが、見解をお伺いいたします。

再質問は発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） まず、1項目めについてですが、学校に部活動がない競技の引率は、教員ではなく、社会体育団体などが行うことを保護者に周知したとの報告が校長会から教育委員会へありました。部活動の顧問配置や引率といった教員の業務に関しては、学校長の判断によりますことから、4中学校の校長が協議の上、決定したものであると認識しております。

次に、2項目めについてですが、社会体育団体や民間事業者の外部指導者と保護者、学校の3者での協議は行われておりませんが、民間事業者の指導者と学校での協議は行われたと報告を受けております。また、個別に保護者へ電話にて説明を行った中学校もありました。

次に、3項目めについてですが、国が進める部活動の地域展開に伴い、中体連においても、地域クラブ活動に所属する生徒の参加基準がおおむね整備されました。中体連への参加を希望する生徒は、学校部活動で参加するか、地域クラブで参加するかを選択することになります。学校部活動の現状から、学校部活動で参加せずに地域クラブで中体連に出場を希望する生徒が全員出場できるよう、学校、保護者、社会体育団体などと中体連大会出場に関する共通理解を図り、生徒の大会への出場機会が確実なものとなるように関係機関との調整を進めてまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） まず、教育委員会と校長会の関わり方についてお伺いいたしますが、校長会には、教育委員会としては出席されておられるのか。

それともう1点が、また、このように校長会で決定されたということですが、それに対して、教育委員会として意見は述べられないのか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 校長会は、市内の校長が集まって学校の経営などを協議し、調整・統一を図っていく会議です。教育委員会では、毎月、校長との会議を実施しております。校長会はあくまで調整・統一を図る会議であることから、市の教育施策に関しては、教育委員会と相互に調整し、施策に取り組むこととなりますが、学校長に裁量がある案件の場合、最終的な判断は学校長に委ねられることになります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） そこはちょっとよく分からないところであって、これが例えば、児童生徒のためにならないような判断であれば、私は教育委員会として、もっと児童生徒のためになるような判断をしていただくように、教育委員会のほうから指導というところとあれなんですけども、意見を述べる必要があるのではないかと思うわけですね。ですから、今回のこの決定につ

いては教育委員会はもっと意見を述べて、それはちょっときちんと協議した上でというふうなことで決定していただきたかったと思います。

1 項目めは校長会の件について、部活動とはかけ離れてしまいますので、これで終わります。

2 項目めなんですけども、中体連に出場するため、外部指導者と保護者、学校との協議は行われたのかというふうな質問ですが、令和7年度全国中学校体育大会、地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則というものがございまして、これは日本中学校体育連盟から会長名で、恐らく令和6年10月11日に通知されてあると思います。

今回、特に部活動あるんですけど、水泳競技においてちょっと質問させていただきます。内容をちょっと申し述べますね。水泳競技においては、在籍中学校もしくは地域クラブ活動のどちらから参加するかは、生徒、選手及び保護者の意向を尊重することというふうにあるわけですね。しかしながら、今回の校長会での決定では、こういうふうな意向は全く反映されておりません。何でこういうふうな資料が出てるのに校長会は勝手に決定したのか。本当に不信感でしかないんですね。

水泳に関しては、中体連の規定で言えば、さっきも言いましたけど、学校から出場するのか、クラブチームから出場するのかは、子ども、保護者の意向を尊重することとあるのにもかかわらず、今回、4中学校中3中学校は、子どもにも意見を聞かず、一方的に学校からの出場を認めないと決定したことは本当に理解できません。この件についてご答弁があればお願いします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 今回、学校に部活動がない競技の中体連参加に関して、教員の引率をしないことを、中学校は文書にて保護者に通知していました。文書とは別に、個別に保護者へ電話にて説明を行った中学校もありましたが、議員のご指摘のとおり、生徒、保護者への説明は丁寧に行われるべきであったと考えております。

中体連大会の出場が困難な状況が判明した際には、4中学校ともに生徒のことを一番に考え、保護者への説明を行い、地域クラブから参加できない生徒については、中体連大会の引率を行うように対応されました。

教育委員会としましても、生徒の皆さんやその保護者の皆様にはご不安な思いをさせてしまい、本当に大変申し訳なく感じております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 確かに通知は来ました。うちも生徒を持つ父親ですので、それは見ました。それはたしか1月17日付か何かだったですかね。もちろん保護者は何も知らされてない状況の中、紙切れ1枚と言うとちょっとあれですけど、そういうふうなのをもらって、どう判断すればいいのかと迷うところですよ。子どもにも何か聞かれたと言うと、いや何も聞かれてないと、こういう状況で話は進んでいったわけですね。結局、その間何があったかと言えば、水泳をしている子どもたちは、スイミングスクールからもちろん中体連には派遣される。

もちろん民間ですからね。仕事の合間を中体連にとなかなか行かないわけですよ。普通のクラス、授業もあっているわけですからね。スイミングスクールの。そこで中体連になかなか行けませんよ。しかも、学校側から何の連絡もない。学校も派遣しませんから。それで切り捨ててるわけです。その間、生徒、保護者、どうしたらいいんだ自分たちはということで、これ本当に大変だったんですよ。連休明けが締切りだったんですよ。登録の。私のところに連絡が来たのが連休前です。4月下旬でした。もう時間がないと、連休も挟むということで、今回は、褒めるわけではないですが、教育委員会の理事、課長あたりが速やかに動いていただいて、事なきを得たと、出場できるようになったということで解決はしているんですが、この経緯が非常に私問題だと思ってるんですね。ですから、今後はこういうことないようにお願いしたいところでございます。

ただ、今回は教育委員会がそのように早期に動いてくれたと、校長会の決定を覆したという言い方おかしいかもしれないですけど、そこは評価しておりますので、ご理解ください。市長には最後聞きますからね。

3項目めに入るんですけども、今後、地域移行がこのように進んでいく中で、やはり考慮していかないといけない部分が出てくると思うんですね。やはり学校側はクラブチームをお願いしている以上、学校側がクラブチームをお願いしているわけですからね。結局、その派遣ができないと、いろんな様々な理由で。お願いしている以上、もっとクラブチームの意向を聞きながら進めていく必要があると私は感じております。

中体連は、学校の許可がないと出場できませんから。子どもたちも、クラブチームの名前より学校の名前を背負って出たいと。すばらしい子どもたちじゃないですか。夏の中体連が終われば、秋にはもうすぐ新人戦が始まります。一生懸命頑張っている生徒のため、学校、保護者、クラブチームと今後の協議を行い、丁寧に進めていくべきだと私は考えますが、教育委員会の見解をお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 部活動の地域展開は、教員の負担軽減と生徒の多様なニーズに応じた活動機会の充実を図ることが目的とされています。今後さらに、地域のスポーツ団体や指導者、民間事業者などと連携し、学校の枠を超えて、地域全体で支える仕組みに転換していくことになります。

中体連においても、地域クラブ活動に所属する参加基準や環境がより一層整備されていくことを考えており、今後も、中学校、保護者、社会体育団体などと共通理解を図り、生徒の健全な育成を支援していくように考えております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 外部指導者というのは、やっぱり民間指導者が今後増えてくると思うんですね。例えば、大阪とか東京に行けば、野球部やサッカー部はもうないと。全部クラブチームをお願いしているからということで、本当に軟式野球部があるのは西日本の限られた地

域しかないんですね。ひょっとしたら近畿、関東一円を除けばあるかもしれませんが。ですから、その民間に、民間というかそういったクラブチームにお願いするのはお願いするで、学校側の態度を変えないと、何かもう児童生徒が一番困るんですね、生徒が特に困るんですね。宙ぶらりんにならないようにお願いしたいと思います。

市長、最後にお伺いいたしますけども、今回のこの件、学校側は、先ほども申しましたが、子どもや、生徒、保護者に何の説明もなく、文書1枚で今回の件を通達しております。その用紙にも書いてありました、何かございましたらご連絡くださいと。保護者がどういうことですかと説明を求めても、学校長の決定事項なのでこれ以上話はできない。電話にすら出てもらえなかったという事実もあるわけですよ。こういうふうに突っぱねたやり方をしております。これやり方おかしいんですよ。保護者や、クラブチームにも連絡もせず、校長会で決定したものを文書配布。こういったことを行ったことは、冒頭申しましたが、生徒の心理や、その先の人生、大きく左右されますしね。保護者に対しても配慮に欠けたやり方で不満でしかございません。今後はこのようなことがないように強く抗議するとともに要望しておきます。

これが市長の言う子どもまんなか施策ですか。現場である学校には全く行き届いてませんよ。浸透してませんよ。私の考えは、やはり本市の教育施設で働いている人たちは市の職員という認識です。各自治体にも教育委員会が設置されているのは、学校関係者も本市の職員だという扱いと認識しております。学校関係者に、もっと市長の施政方針を理解してもらう必要があるのではないのでしょうか。今までのやり取りを聞いて、楠田市長はどのように感じられたかお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 今日、徳永議員も欠席ですので、少し時間も余裕があると思いますので、ちょっと長めに私なりに、この議会ではいろいろ答えていきたいと思っておりますが、まず、長谷川議員おっしゃることも至極当然ごもっともだと思っております、私も市長として非常に反省もし、また、力不足を改めて感じているところであります。

そうした中で、今までのご指摘の中で、私自身もそう申しますのは、校長会だけではありませんけれども、学校現場の校長をはじめ先生方、そうした現場の方との意思疎通が、なかなかこの7年半たちますけども、計り切れてこなかったということも実感としてあります。例を挙げると、なかなかまた差し支えあるので、差し支えあるからこそ、例を挙げたいと思っておりますけども、例えば、学校の、ある学校の運動場がただでも狭いの、先生用の駐車場をアスファルトで造っているような状況を見る。私も後から聞いて、やっぱり子どもたち意外と見てと思うんです。私も子どものとき感じた大人への不信感って、非常にあります。政治家への不信感も非常にありました。だからこそ自分がなったわけですがけれども、そうしたの中で、やっぱりともすれば、私も油断すれば、大人の論理で、学校の論理で、子どもたちが真ん中になっていないということはこれまでもありました。子どものためになると思ったシンポジウムが校長会の反対でできなかったこともありました。そういうことも本当に私の力不足であります

けれども、今回の件は特に、やはりそうした決定が独自にされて、それがまた連絡も遅くなったということは、非常に憂慮すべき事態だと思っています。

先ほどのクラブチームと学校の名前を書くということも、例えば、ワールドカップで言いますと、やっぱり自国代表で出て、そこで優勝したいと。クラブチームでもそれぞれ活躍していても、わざわざ遠征をして、国の代表で、その国のために結果を残したいというトップ選手いっぱいおられますよね。ですから、それは子どもたちも同じ思いだと思うんですね。学校の名前を、地域の名前をしっかりと出して、クラブチームだけではない実績を残したい。これはもう本当に愛国心にも、郷土愛にもつながる非常に重要な考え方でありますので、そうしたことをむげにするようなことも非常に私は憂慮すべきことだと思っています。

そうしたことも含めまして、今日、答えてくれてます平野理事は非常に経験豊富で、平野理事自身も非常に、子どもたちを中心に、これまでも実績を残してこられた理事でありますので、もう一度、教育委員会、市と教育委員会の関係、教育委員会と学校の関係、そして、全て市政に関わる全ての方が、おっしゃるように我々の仲間、職員であるという思いの下で、やはり市政の考え方をしっかりと伝えていくと。そうしたことを徹底していかなければならないと改めて感じたところであります。ご指摘ありがとうございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ご答弁ありがとうございます。

水泳競技に関しましては、市民プールでずっと練習して、今回、世界選手権に出る選手もいるわけですね。やはりなかなかその企業からの支援が得られないとか、そういう理由だと思います。仕事しながら。ただそういった立派な選手もいるわけですよ。ですから、今後、本当に世界に羽ばたく人材育成として子どもたちを支援していくのであれば、こういう何か冷遇、本当に何か残念なことをしないで、やはりもっと厚遇してくださいよ。子どもたち一生懸命頑張ってるんですから。

最後になりますけども、県大会は、学校側は引率しないで、外部コーチとして保護者が引率するとのこと。どう考えるかは教育委員会にお任せします。よろしくお願いします。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時30分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場礼子議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付しておりますのでお知らせいたします。

2番馬場礼子議員の一般質問を許可します。

○2番（馬場礼子議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2件について質問いたします。

1件目、通学路沿いの竹林（倒竹）の危険性とその対策について。

太宰府市石坂の通学路沿いに位置する県道において、のり面高さ約4メートルの上部に繁茂する、高さ7メートルを超える竹林が、通学路及び車道に向けて落下する事案が、過去2年間に3度確認されております。極めて危険な状況が継続しており、看過できない状態にあります。

この危険性について、私自身、これまで建設課を通じて、竹林の伐採等の対策を再三要請してまいりました。しかしながら、当該竹林は、県及び複数の個人が所有する土地という複雑な所有形態ということもあり、「現在、関係者と交渉中である」との回答にとどまっています。しかし、私が最初に対応を求めてから既に3年が経過しております。

さらに遡れば、この問題は私が引き継ぐ以前、10年以上前から、地域の自治会をはじめとする住民の方々により、繰り返し危険性が指摘され、対応が要請されてきたと伺っております。つまり、長年にわたり、実質的な解決には至っていないというのが実情です。

加えて申し上げれば、この箇所は、児童生徒が日常的に利用する通学路でもあります。令和7年度の太宰府市施政方針において、「通学路交通安全対策の推進」が掲げられ、登下校時の児童生徒の安全確保にさらに強力に取り組んでまいりますと明記されています。しかし、現実には、倒竹が発生するたびに、児童生徒が通学路を通行できず、やむを得ず迂回を強いられる事態が発生しています。ここは、まさに最優先で安全対策が講じられるべき場所ではないでしょうか。

竹林は明らかに5年から10年以上の老朽化が進んでおり、今後さらに折損や倒木の頻度が増すことは必至です。これまでの3件の倒竹では幸いにも人的被害は発生しておりませんが、重大事故の発生は時間の問題であるとの強い危機感を抱いております。

土地の所有者が誰であるかにかかわらず、市内の通学路に明白な危険が存在している以上、行政として責任を持って早急に対応すべきであり、仮に重大な事故が発生した際は、その責任を免れることはできないものと考えます。

そこで、4項目質問いたします。

1項目め、本件に関する現状、危険性を市はどのように認識しているのか。これまでの対応状況について伺う。

2項目め、複雑な土地所有形態の場合、どのような手順で調整されているのか。また、本件において、長年進展が見られない主な原因は何か伺う。

3項目め、通学路の安全確保は最優先であり、調整が難航していようが市が主導的に応急措置を講じるべきであるが、市単独で実行可能な対策について、実施・検討は行ったか伺う。

4項目め、市長は、行政の長として、この問題にどのように関与し、今後どのような方針で取り組まれるか見解を伺う。

2 件目、民泊に関する市の対応について。

本件は、ある市民の方からのご相談によるものです。内容は、閑静な住宅街に突如として民泊施設が開設されることとなり、事業者からは、「住民説明会は実施しない」「トラブル時の連絡先は施設に掲示するのみ」との話があったことから、地域住民が大きな不安を抱えているというものでした。

太宰府市は、歴史と文化を背景に多くの観光客が訪れる一方で、落ち着いた住環境を求めて居住する市民も数多くいらっしゃいます。観光振興と住環境の調和は、今後の地域運営において極めて重要な課題と言えます。

しかしながら、保健所設置市ではない太宰府市において、民泊に関する所管は、福岡県の保健所が担っており、市独自の裁量で対応できる範囲が限られているのが現状です。

そのため、地域住民の声が適切に行政に届きにくい、あるいは対応が遅れるといった課題が浮き彫りになっています。

今後、市民の安心・安全な暮らしを守る観点から、制度の枠組みや運用の在り方について、県との連携を含めた改善の検討が求められるものと考えます。

そこで、5 項目について質問いたします。

1 項目め、太宰府市における民泊の状況と把握している件数について伺う。

2 項目め、苦情・トラブル発生時の市の対応体制について伺う。

3 項目め、現行制度における市が関与できる範囲について伺う。

4 項目め、住民生活と観光施策の調和におけるガイドライン・条例制定の可能性について伺う。

5 項目め、福岡県との連携体制の構築について伺う。

以上、ご回答よろしくお願いいたします。再質問は、発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは、1 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、県道筑紫野・太宰府線に沿ったのり面は、枯れた竹が落下する事案が複数回発生した箇所であることから、常に状況を注視すべき箇所として認識しております。このことから、市としましては独自のパトロールを実施しておりますが、異常があれば速やかに道路管理者である福岡県的那珂県土整備事務所に報告し、土地の所有者に対する適正管理の指導も含めて対処いただくとともに、現場の状況によっては、市で倒竹の撤去などの応急対応を行っているところでございます。

次に、2 項目めについてですが、土地の所有者数に限らず、本件につきましては、県道筑紫野・太宰府線上の倒竹についての対応でありますことから、市としましては、基本的に道路管理者である県に対し、土地の所有者に対する適正管理の指導を要望していくことになります。また、進展が見られない主な原因につきましては、議員ご指摘のように土地の所有者が複数人いるということで、境界を明確にする必要があること、現場が高所のり面で伐採作業が難

しく、維持管理が容易ではないこと等が上げられるのではないかと考えております。

次に、3項目めについてですが、現場は県道ということで、道路管理者である福岡県が管理を行っておりますが、市といたしましても、地元自治会等の協力を得ながら、独自でのパトロール、倒竹の際の県への通報とともに可能な範囲の応急対応等を実施しているところであります。

次に、4項目めについてですが、本件は、民有地を含む高所の竹林という状況等も踏まえながら、解決に向け、今後も引き続き道路管理者である福岡県と緊密に連携を図りながら、通学路をはじめとする道路空間の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） まず、写真添付の資料を私配付しておりますが、これを見ていただいただけで危険性というのは十分ご理解できるかと思っておりますので、十分に目を通していただきたいと思っております。

まず、市の認識なんですけども、安全管理責任、危険性はもう本当に認識されていると思います。そういったご答弁でございました。危険を認識していながら、10年以上、そして、私が関わってから4年目になりますが、解決に向けての実質的な対応には今、至っておりません。通学路の安全を管理する市の立場として、安全管理責任をどう説明されるでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 当該土地につきましては、個人地でありますことから、事案が発生してから現在まで、道路管理者の福岡県とともに連携しながら、所有者に適正管理をしていただくために指導を行ってまいりました。現場が高所のり面で、個人での維持管理が難しいことが解決に至っていない原因だと考えておりますが、今後も解決に向けて関係機関と連携しながら、道路空間の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 3年間で、2022年の台風11号の影響の落竹は、私ちょっと写真に載せてないんですけども、2023年の落竹の危険性がある竹を、警察が出動したのも含めると、3年間で5回ですよ。5回の落竹があったことになります。しかも、全て見ていただいて分かるように、7メートルから8メートル級の巨大な竹です。それが高さ4メートルから落ちてくるわけです。たまたま人的な被害が発生せずによかったですけれども、繰り返されるのはこれから必至だと思います。もし、人的被害が発生した場合、市の法的な道義的責任が問われる可能性は私はあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 土地の工作物や竹林などにつきましては、土地の占有者や所有者が管理すべきものということが原則でございまして、当該土地が個人地であることから、土地の所有者に適正に管理をしていただいて、そういったことを依頼しておる状

況でございます。このことから、道路管理者である県に、所有者に適正管理をしていただくよう指導を依頼しているところでございますが、危険性が高く、やむを得ない状況では、道路管理者の県の判断で対応を行っていただいたり、市でも道路上の土砂や流竹木などの撤去など、可能な範囲の応急対応を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 今のご回答から、市の責任、そういったものはあまり関係ないというふうなご理解でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 県道の管理者は県となっておりますことから、私どもも今後とも県と連携して、安全の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 分かりました。

市としての判断ラインなんですけども、もうこれだけ長期化しているこの問題ですけれども、一体市としては、いつ、この対応中というのを言い続けるのは限界だという判断をされるのか。その判断内容を明確にすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 判断材料ということではありますが、今後も解決に向けて関係機関と連携しながら、道路空間の安全確保に努めてまいりたいということでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 県との交渉内容についてお伺いしてたんですけども、ご答弁にはございませんでした。県に要請依頼したのは、いつが最初で、何回ぐらい交渉されてるのでしょうか。その記録、全て詳細に記録されているものなののでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 日常的に那珂県土整備事務所とはしっかり連携を取っておりますので、何回と言われるとあれですけど、記録はしっかり取っております。以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 私が知り得る限り、2016年、約9年前に市営土木工事要請書でご要望されているのを認識しております。6年たった2022年2月には、太宰府小学校区自治協議会の名前でまた提出されていらっしゃる。ただ、ここ二、三年、結構頻繁に落竹しているんですけども、今、ご答弁あったように、その状況ごとに都度都度報告をなされているということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） おっしゃるとおりでございます。先ほども申し上げましたが、県とは日常的に意見交換、この件に限らず行っているところでありまして、そういう場を利用して常に要望しておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） では、その対応の仕方についてお伺いしたいんですけども、この件は報告済み、依頼済みというふうなご回答でございますが、どういう形で報告依頼をなされているのでしょうか。あるいは口頭のみなのか、文書でしっかり報告されているのかというところなんですけども、そもそも各関係者への丁寧なご説明、詳細なご報告がなされているのかと思いますけれども、そこはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 基本的には口頭ということになります。ただし、公の場、会議の場とかでも、そういった形で開かれた場でも要望を行っているところがございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 私が今日、写真を提供しておりますが、そういったのも含めて重要なのは、現場が太宰府なんです。一番身近で見て、危険性とかそういった状況を把握しているのは本市のはずです。それをいかに丁寧に詳細に伝えていくかが、私は重要かと思います。口頭のみで果たしてどれだけのことが伝わるのか。正直とても疑問です。そもそも伝え方、その伝え方とか報告の仕方に問題があるとは思いませんか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 申し訳ございません。口頭のみと申し上げましたけど、私ども現状の写真とかを添えて説明なり要望なりを行っているところがございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 正式な依頼文書ではないということですか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 公文書での要望は行っていないというようなことでございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） やっぱりちゃんとした文書で、これだけ長引いている問題ですので、これは私からのお願いですけども、そういう形でされたほうが、しっかり市としてもご依頼しているんですよというサインになるかと思いますのでお願いしたいと思います。

あと、2 項目め、長年進展が見られない主な原因なんですけども、関係者との調整、関係者との調整が続いているということなんですけども、要は複数人所有者がいらっしゃるところ

ろ、その交渉がなかなか進まないというところなんですけれども、個人所有に関しては、先ほどのご発言だと、何か市のほうは一切関知されてないんでしょうか。市のほうでも調整をされているんでしょうか。ここで公表する必要はございませんが、具体的に市のほうでもこういったことを交渉してますよというお示しができる状況ではあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 正式に市のほうで交渉というような形は取っておりませんが、一般的にこの件に限らず所有者等につきましては、いろいろとご相談、ご要望をお願いしていることはございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） この件に関しては、ご相談、ご要望、ご報告とか、そういった状況のほうはお伝えされてるんですか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 所有者の方に窓口等でお話をしたことはございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

所有者調整が壁になっているケースは、ここだけじゃなくて市内ほかにもあるかと思われます。こうした場合のために、包括的な調整ルールとか、優先順位とか、そういったものを構築すべきだと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） この件に限らずというようなことであれかと思いますけど、通常、道路等で通報を受けた場合につきましては、まず現地を確認した上で、基本的に土地の所有者で適正管理を依頼しております。それでもなお通行の支障や歩行者に危険を及ぼすと判断した場合は、市道の場合は我々が道路管理者として通行の支障にならないよう、除去や剪定を行うこともございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

先ほどご答弁にもありましたけれども、何かあったときに責任を負うのはその所有者であるというところではございますが、実際、落下とか被害が出ているので、その状況とかもしっかりお伝えされてるんでしょうか。万が一何かあったときの民事責任の可能性、民法第717条土地の工作物責任を所有者の方にも周知すべきかと思いますが、そこもお伝え済みでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 本件に関しましては、県道ということもありまして、県のほうから文書なりを提出したというようなことも聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 市との交渉ではなく、県のほうからそういった内容を通達されているということでしょうか。ありがとうございます。

あと、実際このやり取り、この経過で今後も調整中を理由に危険がそのままになっていることが、私は懸念されます。具体的な、先ほども言ったように10年以上、私が関わってから4年目、そろそろ始まりと終わり、時限的な対応スケジュールを提示する責任が市にもあると思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） こちら繰り返しになりますが、市としましても、地元の協力とかも得ながら、独自でのパトロール、倒竹の際の県への通報とともに、可能な範囲の応急対応等を実施しているところでございます。そういった件で、本件につきましては、民有地を含む高所の竹林という状況等も踏まえながら、解決に向けまして今後も引き続き道路管理者である福岡県と緊密に連携を図りながら、通学路をはじめとする道路空間の安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 3項目めの市が単独でできることにに関してなんですが、ご回答にあるようにパトロール、そういったものを実施されているということです。実際、これだけの大変なことになるんですけど、応急的な安全対策について、庁内というか担当課でしっかり話し合ったり、検討されたりということはあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 市におきましても、日常的にパトロールは行っておりますが、特に強風や降雨、降雪の前後等、こちらは重点的に状況確認を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 市単独でできること、こういったものがありますかというご質問に対して、ちょっと回答が少ないんですけども、もう一回聞きます。そういった市単独でできる事業とか、そういったものについて、お話しとか、そういったのはなされているんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 本件に関しましては、何度か言いましたけど、県道ということもありまして、道路管理者である県と連携して対処していくようにしております。そういったことは常に所管のほうでも話しておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 県と連携してというのは、もう本当に重々分かりますし、そこがネックになっているということも分かりますが、やはり先ほど言ったように、申し上げたように、県に対しても丁寧なご説明とか詳細な報告などを、やっぱりこちらからご提案していかないと、なかなかご理解できないんじゃないかなとも思いますし、あと、例えば、市独自でできることとして、例えば落竹が通学路を塞いだ場合の迅速な除去体制とか、そういったのは整っているんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 緊急の体制ということですが、市役所のほうでは24時間365日連絡がつく体制となっております。今回の件に限らず連絡がつくようになっております。その中で、本件につきましても、倒竹の連絡を受けた場合には、県にも連絡をいたしますが、市独自で倒竹の除去等の独自の緊急対策をする場合もございます。実際、先日もあったと思いますが、倒竹の連絡を受けた際は、既に落下している倒竹が、道路通行の妨げになっておりましたので、市ですぐ撤去するというようなことはやっておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） これができるかどうか分からないんですけども、例えば、倒竹が道路上に出ている部分を、緊急対応として除去するとか、あるいは防護ネットとか、ロープとか、そういった簡易柵の設置というのは市としてはできないんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 本件につきましては、土地の所有者が適正に管理を行うということでの原因者負担が原則というようなことで考えてはおりますが、危険性が高く、やむを得ない状況では、道路管理者である県の判断で対応を行っていただいたり、市でも、先ほどから申し上げましたように、道路上の土砂や流竹木などの撤去につきましては、緊急対応を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

あと、落竹の危険性がある状況のとき、通学路、子どもたちが迂回しているんですけども、その通学時間帯の一時的な通行の誘導とか監視対応、例えば、監視員をつけるなど、そういったものは整っているんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 過去の落竹の際に車道を挟んだ歩道を通学路とすることも検討しましたが、歩道が狭く、縁石もなく、道路を横断すること多いことから、通学路としては変更しないほうが安全であると考え、通学路は変更していないところで。

現状、道路の様態は変わっておりませんので、今後もこれまでどおり、地域の方や保護者にご協力いただき、児童が安全に登下校できるように体制を整えていきたいと考えております。
以上です。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 最後やっぱり一番大事なのが、倒竹時の被害報告受付窓口の明確化だと思います。先ほど確におっしゃいました。先日、休日に発生しまして、実は市民の方がどこに連絡していいかわからないというところで、私のほうに連絡があり、警備員の方を通じて取り次いでいただきました。その休日の対応も含めて、やっぱりそういった被害報告受付窓口をしっかりと明確にされたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） こちらも先ほど申し上げましたが、休日等につきましても、市役所に電話していただければ、私どもにつながる体制は整えておりますので、早急に対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 市民の方はどこに電話していいかわからないというところで、休日なので対応できないだろうというところでしたので、そこもちろんと地元の方にご連絡をされて、周知をされたほうがいいかなと思います。

あと、先ほど通学路に関してちょっと触れたんですけども、通学路の変更はなさらないということですけども、それはそれで全く問題ないかと思うんですけど、例えば、通学路にもかかわらず、児童生徒が通行できない状況にあるわけですね。そういった何ていうのかな、機能不全ですね。通学路、そこを通れなくて、一々迂回していかないといけないというのは、機能不全に陥っていると思うんですけども、その状況、教育委員会としては、この危険な通学路の点検とかは行かれましたでしょうか。何回ぐらい行かれましたでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 通学路の安全については、年2回開催している太宰府市通学路安全推進会議で点検をしているところです。会議では、書類上の確認だけでなく、現地に赴いて、危険箇所を確認することもあります。また、警察の方にも同行してもらい、危険回避のための方法を助言してもらうこともあります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） では、ここの場所で何回も落竹が起こってるんですけども、教育委員会、あるいは学校、PTA、道路管理者、警察等、そういった合同点検というのは行われているということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） その通りと考えてもらってよろしいです。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 文科省とか国土交通省から、平成25年12月6日付で、合同点検要領とい

うのが出てます。法的な制限というのはありませんけれども、これに関してはぜひ努力義務として続けて、ぜひお願いしたいと思います。

あと、県との連携に関してですけども、もう何回も聞いております。市には法的権限、一切ございません。ただ、一番重要なのは、管理者である県との連携だと思います。先ほど、簡易な報告ではなく、しっかり丁寧に詳細を報告して、誠意を持ってこちらもご連絡をすべきかと思っています。具体的に市から県にどのような協力要請を行われたんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） どのようなと言われますと、所有者での適正な管理の指示、あるいは県の所有のところもありますので、そちらのほうにつきましても適正管理をお願いしているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 所有者とかそういった関係以外に、市と県との連携に関して、例えば、現地立会い調査の要請とか、ここの道路が安全ではありませんよ、通学路ですよ、地域住民の方からも不安の声が上がってますよなどをしっかりお伝えして、現地立会い調査の要請、これは県の方と一緒にされた感じでしょうか。そういった現地立会いの調査の要請とかはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 私どもの要望も常にやっておりますが、道路管理者である県のほうにつきましては、落竹の経緯から重点を置いて、二日に一遍程度のパトロールを行っております。私どもも、先ほどから申しておりますように、特に強風や降雨時、降雪時の前後等を重点的ということにしまして、日常的にパトロールは行っておりますが、県とのそういったパトロール等の連携はできておるものかなと考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 現地立会い調査をお願いすることによって、やっぱり県の道路管理者としても、落下物とか、通行支障の予防措置を講じてもらう足がかりになるんじゃないかなと思いますので、お願いしたいと思います。

それと、県と市の連携の枠組みの強化をご提案していただきたいなと思います。県に対して、危険竹林対策に関する市・県の情報共有と対応協議の場の設置であるとか、そういったものをご提案していただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） これも繰り返しにはなるんですが、先ほどから申しますように、引き続き県とは密接に、緊密に連携を図りながら、通学路をはじめとする道路空間の安全確保に努めてまいりたいということでございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 4項目めに行きます。

市長にお尋ねしたいんですけども、まずこれは新聞報道もありました。警察も出動しましたといういきさつがございますが、この場所への視察とか点検は行かれたことがありますか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） その報道があったから行ったということではなくて、ふだんからよく通る場所でもありますので、私なりに確認はしておりますし、災害危険地域として視察に行ったこともございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 災害危険箇所というところで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 災害危険箇所という定義はちょっと私も今すぐ分かりませんが、いずれにしても、様々な梅雨前に地域回りますけども、この地域についてもいろいろな住宅開発が途中でストップしているような事情もあるようですから、こうした地域を見たことはございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 見ていただいたら分かるように、竹の密生と伐採の放置によってかなり土壌が不安定になってるかと思います。先ほどから何回も言っているのは、ここで一番の危険性は、4メートルののり面上にあるということなんですね。なので、今後、豪雨とか台風とか、そういったものが来た場合、実際、台風の時倒竹もありましたので、一気にそこが土砂災害になったり、のり面上竹がある場所全体が結局災害危険所になる可能性も含めますので、市長としてもぜひちょっとそこところは注視していただけたらと思います。よろしくお願いします。

あと、施政方針ですね。県道、のり面が県の管理下であって、直接的な市の法的権限がないというのは重々分かっていますが、通学路の安全は市の公共福祉の根幹に関わる責任があると思います。現に今期の施政方針で、通学路安全対策の推進が明記されています。まさにここは最優先で取り組むべきことだと思いますので、最優先取組として、市長の権限としてできること、何か市長のお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） それで、やっぱりこれまた先ほどの長谷川議員の質問とも通じてくるんですけども、私も7年半、市長として一生懸命やってきたつもりなんですけど、先ほどの学校の先生も、基本的には県の職員だったりするわけですね。学校自体も現場に基本的には任されています。ただ一方で、設置者は市長であり、市であるわけでありまして、結論から言いますと、例えば、県立高校でいろいろなことがあります。ほかの九博なり、そうしたところでも何か起こることがあるかもしれません。国立ですけども。そうしたときに、やはり市長として、結局、市民に何かあれば、やっぱり私自身の責任だということも痛感してきたところです。原田議員よく言われる国道の件、県道の件、国・県の管轄とはいえ、そこで市民の方が何かお亡くなりになられれば、やっぱり市長として非常に申し訳ない思い、力不足だということを痛感してきました。

そうしたことも含めまして、特に子どもたち、こうしたことの中で、今、県のほうからようやく指導書なども出してもらうように担当の努力もありまして、なってきましたけれども、しかしその実際の指導が行き届くまでの間、何か起こる可能性もあるわけでありまして、そうしたことも含めて、まずは子どもたちのために何かできることはないかということは、まずもう一度考えていきたいなということは思ったところであります。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

私からのお願いというか、市長に私メッセージを送ったと思うんですね。こういう危険な場所があります。そのときに市長から、情報共有をしますというご返事をいただきました。私としては、情報共有だけではなくて、市長が率先的に対応の指示を行っていただけたらと思います。

あと二つ目は、県への強い働きかけ。もしこの問題が停滞するのであれば、例えば、市長、首長レベルでの要請、連携もお願いできたらなと思います。

あとは、三つ目、本当にこの事案が発生するたびに、地元の自治会の皆様、子ども会の皆様、本当にそのたびにご連絡をいただいたり大変だと思います。そのたびにいろいろ苦情とかも受けてあると思いますので、やはり市民の皆様、この長年の懸案である竹林問題ですから、しっかりご説明を実施していただいて、市としてこういうことをちゃんとやってますという、今までの誤解の解消とか回復につながるとと思いますので、そこのところを前向きにご検討いただきたいなと思います。

先ほど長谷川議員もおっしゃったように、子どもまんなかの施策を展開されております。本当に一生懸命にそれを精力的に取り組まれているというお姿を私も拝見しております。ぜひこの通学路に危険があるわけですから、この場所を重点対応地区として、進捗管理に直接市長としても関与していただけたらと思いますが、最後いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） どのように見えてるか分かりませんが、全て職員が関わっていることは私も進捗管理をしなきゃいけませんし、しているつもりでもあります。ただ、私も限界がありますので、全て見れてない可能性もありますけど、全ての責任は負っていますので、そういう意味では直接にこの間も那珂県土事務所にも参りまして、所長、副所長にもお会いしましたが、そうしたことはできるだけ自分自身もトップとしてやっていかなければいけないと思ってやってきましたし、全てにおいて進捗管理、この間のメールのやり取りをここで言われること自体がなかなか信頼関係ができにくくなるので、ぜひ言われなくないようにはしていただきたいと思いますが、言われるかもしれないと思って返事も、私も考えて返事してますけど、そういうことも含めて私が率先して絶対やりますと言えるかということ、これまたなかなか複雑な問題ではあるんですけど、とにかく逃げるつもりはありませんし、しっかりとまずは少なくとも子どもたちの安全のためにやれることをできるだけ早くやっていきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは、2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、一般的に「民泊」とは、法令上の明確な定義はございませんが、住宅の全部または一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供することなどを指しております。急速に増加するいわゆる「民泊」につきましては、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図ることを目的として、平成30年6月に住宅宿泊事業法が施行されております。

議員ご指摘の「民泊」につきましては、従来の旅館業法の許認可を必要とせず、年間の宿泊日数上限を180日とする住宅宿泊事業についてのご質問と推察いたしますが、この事業を営むに当たりましては、関係法令等を遵守し、都道府県知事等、本市におきましては、福岡県生活衛生課への届出によって事業が可能となります。

件数につきましては、令和7年5月22日時点で福岡県に届けられ、営業している住宅宿泊事業は、太宰府市内で30件となっており、全国の動向と同様に増加傾向となっております。

次に、2項目めについてですが、苦情やトラブルの内容としましては、騒音やごみ出し、違法駐車など、頻度としては少ないものの様々なお相談がこれまでに市に寄せられております。

ご相談内容によりましては、市の所管部署が一部対応しておりますが、住宅宿泊事業につきましては、福岡県が所管（監督）する業務でございます。そのため、特に事業者に対する業務改善に関する注意喚起などは県に行っていただくことになります。

そのため、ご相談内容に応じて県の所管課をご案内し、あわせて市からも県に連絡し、市民が困っていることを伝え、迅速な対応をしていただくよう依頼しているところでございます。

次に、3項目めについてですが、現行制度におきましては、住宅宿泊事業が関係法令等に基づき、福岡県への届出によって開業ができる制度であるため、関与できる部分は限られていると感じております。

しかしながら、市都市計画課の窓口や電話等で民泊についてお尋ねがある際には、法的義務はないものの、周辺住民等へ説明を行っていただくよう依頼しております。また、県の担当課におきましても、事前相談があった場合は、周辺住民等への説明を行っていただくよう同様の対応をいただいているところであり、周辺住民・地域の不安解消やトラブルの未然防止に努めているところでございます。

次に、4項目めについてですが、既に住宅宿泊事業に関しましては、国において住宅宿泊事業施行要領（ガイドライン）、福岡県におきましても住宅宿泊事業者の手引が策定されておりますが、条例制定までには至っておりません。

現状といたしましては、住宅宿泊事業法第18条におきまして、都道府県は、騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができるとされておりますことから、市が規制等をかける

措置は権限上難しいものとなっております。

しかしながら、先ほどご回答しましたとおり、周辺住民・地域の不安解消やトラブルの未然防止のためにも、開業前に周辺住民へ向けた説明等が必要であると考えておりまして、市としては、引き続き県に対して条例の制定等を求めていくとともに、市の独自対応についても調査研究を行ってまいります。

最後に、5項目めについてですが、まずは、福岡県への開業相談や届出対応などの情報収集、情報共有など連携を強化し、開業前に周辺住民に向けた事前説明等を協力して求め、周辺住民・地域の不安解消やトラブルの未然防止に努めてまいります。さらに、苦情やトラブルが発生した際につきましては、事業者等への指導などを速やかに対応できるよう、さらなる連携体制の構築についても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。本当にこれお願いベースでしかないのかもしれませんが、まず、情報提供の検討をお願いします。地域住民の不安軽減のためにも、民泊施設の場所とか基本情報を地図などで可視化する仕組みが必要ではないかと思います。楽天のお宿とか幾つかのサイトでは載ってるんですけども、市独自の民泊一覧公開とか、情報提供の検討をお願いしたいと思いますが、既に存在するものでしょうか。あるいは検討中なのか、今後検討されていく方向性なのか、お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 現在、市ではそのような情報提供のサイトというものは設けておりません。今後、調査研究させていただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 私も近くにいきなり何か民泊ができたんですね。ただ、それが民泊なのかどうかというのが調べようがないんですよ。なので、やはりそういった民泊の一覧公開とか、そういったものをぜひ強くご要望いたします。お願いします。

あと、苦情・トラブル時に関しては、どの部署がどのような対応を取る体制になっているのでしょうか。そして、担当とかは決まってるのでしょうか。あるいは県に直接つなぐ形になるのでしょうか。そもそも住民側から、苦情とか、例えば、新規で民泊を始めたいなど、相談する窓口が分からないという声が多いんですよ。市としては、まず相談一時受付窓口というんですか、そういったものを明示して広報する必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 民泊に関する苦情につきましては、市の都市計画課のほうで、窓口や電話等で苦情等をいただいていることはございます。先ほど申し上げましたように、市としましても、県の担当課に、報告するとともに、できる限りの対応はさせていただいているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

では、今回のご回答にもありましたけれども、今回の住民説明が欲しいというご要望に関しては、市としてはどのように対処されるつもりでしょうか。今後そのような要望に関して、いろいろ対処していただけるわけでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 現在のところ、この民泊というのが届出制度になっております。県のほうに。私どもが民泊として営業されるというのを知り得るのが、基本的にはもう届出が受理されたという情報で、受理された後ということになっております。ですので、今現在のところは、事前の相談とか、市に対して、県に対してあったときに対しては、住民等への説明をお願いしますということは伝えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 市の主導ではなく、県にご依頼する形なんですか。住民説明会の実施、あるいは夜間の騒音苦情とか、そういったたくさんやっぱり地元で起こっていることなので、市としても事業者によつぱりそういった指導とか助言はできないものなんではないでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 法律上どうかということであれば難しいこともあるかもしれませんが、私どもとしては要望はさせていただいておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） ご要望ではなくて、市としては厳しいのかなというところなんですけども、独自のガイドラインとか条例は、例えば、本当に市単独で決めるのは厳しいと思うんですけども、ただ、住民保護のために太宰府市としてある程度の指針の作成とか、市の意思を示した形は取れるのではないかと思います。いかがでしょうか。そして、そういった対応策の検討とかは今後していただけるものなんではないでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご存じのとおり、条例制定権というのは、今、福岡県のほうにございます。その一方で、この住宅宿泊事業法におきまして、規制のための条例等を設けているところにつきましては、県とか保健所所在市町村ではなくて、一般的な市で設けるところは、ちょっと私どもが見た限りは今のところ確認できておりません。そういった中でも、ご指摘の事前の住民説明等、できるように何とか県との連携は強化していきたいと考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） よろしくお願ひいたします。そういった条例とかそういったのは厳しいと思いますけれども、苦情・要望をお願いベース、本当に市からのお願いベースで事業者によつぱりご依頼をしていただきたいと私は思います。何といたしても太宰府の住民の皆様の声です。

事業者との調整機能は、私は市が担うべきだと思いますので、よろしくお願いします。

あと、最後、本市の民泊に関しては県の管理課というのはもう何回もお話しいただいております。ただ、情報共有とか相談体制において、具体的にこういった手段が取られているんでしょうか。そして、それは十分機能しているものなんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほど申しましたが、現在のところ、民泊を開始しようとする情報、こちらは福岡県が届出を受理された後に通知されるというのが現状でございます。ですので、事前相談とかがあった場合は、先ほど申したような住民説明会をお願いしますというような要望は行っているところですけど、現状としてはそういったことでございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 市民から苦情とかあった場合は、速やかにこちらの市のほうにも連絡が入るということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 住民からの苦情は市の都市計画課のほうにもいただいておりますので、その辺は県とは共有しているところでございます。何度も申しますが、事前に民泊をやりたいとか、仮に窓口で言われたときには、ぜひ住民説明をというようなことを言っております。これは県のほうの民泊開設のフローにも、一応住民説明をというようなことは載っておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 市に連絡しても、やっぱり県のほうで対応しますとか、そういうちょっと何ていうのか、住民の方にとっては何かすっきりしない部分がございます。そこをやっぱり努力義務として、努めていただけるような方向性、あるいはその県との体制をつくっていただきたいと思います。

情報共有の専門窓口というのは、多分ないと思うんですけども、その情報共有の専門窓口を設置していただけたらと思います。定期的な意見交換会とか、情報共有の専門窓口設置などで、実効性のある連携強化を行っていただけたらと思います。こういったものを県に働きかけるとするのは厳しいんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 民泊に関する県との連携は重要なことと考えておりますので、私どものほうも要望していきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 直接介入できなくても、その専門窓口の設置によって、県の保健所からの指導を即座にしてもらう体制ができればと思います。今後の取組、ぜひご要望いたします。よろしくお願いいたします。

民泊というのは、観光振興に寄与する一方で、こういった住民の方々、閑静な住宅街に居住したつもりが、いきなり民泊が建ち始めたというご不安、十分に分かります。太宰府としては、地域の実情に即した対応体制というものをやはり、踏み込んで整えていただけたらと思います。住民の安心と観光との調和を図ることが求められているんですけども、今後は福岡県とのやっばり連携強化に加えて、市独自のそういった方向性、指針、そういったものも含めて、より実効性のある対応をぜひ進めていただきたいと要望します。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員の一般質問は終わりました。

ここで11時35分まで休憩します。

休憩 午前11時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時35分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

神武綾議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので許可をし、机上に配付いたしておりますので、お知らせいたします。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔13番 神武綾議員 登壇〕

○13番（神武 綾議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件について質問させていただきます。

1 件目、中小企業支援についてです。

今定例会において、太宰府市小規模・中小企業振興条例（案）が上程され、審査中です。制定により、市内小規模・中小業者に対する事業支援、また、事業者の地域貢献などが期待されていることから、以下の3点について伺います。

1 項目め、素案作成の会議体、検討内容など、どのような経過をたどったのか伺います。

2 項目め、4月にはパブリック・コメントが行われ、そのほかにも、市内事業者、市民からの要望が届いていると思いますが、条例案にどのように生かされているのか伺います。

3 項目め、条例制定により、中小業者の事業支援がさらに充実されていくと考えますが、これからの見通しについて伺います。

2 件目、山火事対策についてです。

市の面積の18%を山林が占めています。四王寺山や宝満山があり、市内のみならず市外から登山を楽しまれる方が見受けられます。全国的に山火事発生件数が増えており、日常的に山を楽しんでいる方や山裾の住民の方から不安の声を聞いています。

市の対応について2点伺います。

1 項目め、日常的な発火防止策についてです。

2 項目め、担当課と消防署との連携について伺います。

3 件目、教員の心と体を守る働き方改革についてです。

国会において教員給与特別法が審議中ですが、教員の「働かせ放題」の解決は程遠いと考えています。

本市における解決策などについて 2 点伺います。

1 項目め、平成30年策定の「太宰府市教職員の働き方改革の取組指針」以降、タイムカードの導入が進み、残業・休日出勤も減少しているようですが、それでも労働基準法に定める基準を超える環境です。現状と今後の軽減策について伺います。

2 項目め、新年度開始時に教員が配置されず、管理職が担任を兼ねる状況があると聞いています。今年度の教職員定数の充足状況について伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） それでは、1 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、「福岡県中小企業振興条例」や他市町の企業振興条例について情報を収集するとともに、調査研究を経て、産業振興課において素案を作成いたしました。この素案を基に、商工業者から複数回の意見聴取や検討会議を経て、修正等を重ね、パブリック・コメント前の素案の作成に至っております。

続きまして、2 項目めについてですが、パブリック・コメントは、4 月 1 日から 4 月 30 日にかけて、市内11か所での意見箱の設置及び市ホームページでの意見募集の形で実施いたしました。その結果、3 者から15件の意見が提出され、ご意見を基に一部素案を修正いたしております。また、パブリック・コメントには、条例制定後の施策に関するご要望もいただいておりますので、貴重なご意見として、今後の施策検討の参考にさせていただきたいと考えております。

次に、3 項目めについてですが、条例第3条の基本理念に基づき、第4条には小規模企業等の支援を市の責務として明文化いたしております。小規模企業等のニーズや市場の動向を見ながら支援内容を検討し、さらなる支援施策の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13 番神武綾議員。

○13 番（神武 綾議員） 既に先日の建設経済常任委員会でのこの素案が検討されたところでありますけれども、その中でのやり取り、回答も含めてお話しをさせていただきたいと思っております。

この条例が、福岡県のさきに制定されました条例をベースにしたというふうに回答がされていきました。福岡県では、中小企業振興条例というふうになっていますが、太宰府市で、小規模企業まで含んだということは、市としての見解があるのではないかなというふうに思うんですけれども、この小規模企業者と中小企業者との違い、そこがちょっと中小企業基本法の定義の中にはあるんですけども、なかなか分かりづらいので、資料として配付をさせていただいています。これでいきますと、基本法上、小規模企業者は、製造業、建設業、運輸業でいきますと、常時使用する従業員の数が20人以下、卸売業でいけば5人以下、サービス・小売業もそれぞれ

5人以下というような構成になるというふうになっていますけれども、太宰府市がここの業者を条例名に盛り込んだというこの背景について、裏づけ等があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 本市の商工業者のほとんどが中小企業に該当いたしますが、その中でも多くの商工業者が、中小企業基本法の第2条第5項に定義される小規模企業に当たります。経営基盤が特に脆弱であろう小規模企業には、特に細やかな対応や配慮が必要と思われるので、素案の段階から小規模企業者を意識した条例内容となっております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 分かりました。中小業者、本当に大変な事業を展開されているというところでは、この条例に沿って、市とともに事業展開していくというところでは大きな成果になるかと思います。

この条例制定については、令和3年3月議会で提案をさせていただいたところですが、その時点で明らかになったことが二つありました。一つは、太宰府市の商工会会員が市内事業者の55%の加入率であるということと、それから二つ目は、条例制定は、今あります産業推進協議会とは別組織で立ち上げる必要があるというふうに考えているというようなことが明らかになっています。

今回の条例制定については、先ほどの回答で、商工会を中心としてご意見をいただいたというような複数の意見聴取、検討会議も行ったというふうに回答がありましたけれども、実際にこの条例制定を行う場合に、検討会、市で条例を制定するとすれば、例えば、今、子ども条例の制定に向けて動いていますけれども、これも部会を立ち上げて、時間をかけて行うというような動きになってますけれども、このようなことをなぜしなかったのかということ。検討委員会を立ち上げ、そして、その構成員として公募を行わなかったのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 事業者から意見聴取の在り方を検討する中で、素案を添え、パブリック・コメントで広く意見を募る方針と今回はいたしました。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 条例制定、それから計画を立てる際に、この会議体が業者だけでなく、市民であったりとか、学識経験者だったりとか、そういう方たちが入って、条例をどのように今後動かしていくかということを含めての制定をするべきではなかったかというふうに考えていたわけですが、今回、条例制定自体をちょっと急いでいたのではないかなというふうに感じていますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） やっぱコロナ禍、長く続きまして、特に太宰府の観光関係の方中心に大変

な、一時期96%減ということもありましたので、観光客が。そういう中で非常に苦しい時期を過ごされたということもありましたし、太宰府市自体がもともと産業が非常に脆弱で、その中でも頑張っていたら新規の方なども含めて、最近は創業塾なども開く中で、新たな創業していただく方も増えてきてますし、会員数、商工会の会員数なども増えてきていますので、しかし、その中のほとんどの方は小規模だということで、そうした中でやはり小規模企業というのはあえて名前にも入れていこうということを決めたわけではありますが、加えまして、やはり、一日も早くやはりそうした小規模の方を中心に、既にやってきましたけれども様々な市のサポートなり、そうしたことを求めておられました。小島議員も早くから質問などもしてもらってましたし、県の商工会の、いわゆる県のほうからも要請もいただいてましたし、市の商工会からももちろん要請いただいてましたので、やはりできるだけ早く結果を出していきたい。やはりいろいろなご指摘があるかもしれませんが、日々物価高なり、燃料高なり、そうした中で厳しい状況の小規模企業者の方を中心に、中小企業者の方、そうした方々に市としても、これまでの施政方針や総合戦略でも訴えてきましたので、そうしたことを形にしようということでも担当も頑張ってくれたという結果として、6月議会に提案になったわけであります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 背景はよく分かります。そして、商工会さんとの意見交換だったりとか踏まえて、そしてパブコメで、一般の方、その他の事業者さんからの声も聞くというような体制を取られたということですから、2項目めに入りますが、実際にそのパブリック・コメントが行われて、要望等も書き込まれておりました。15項目の回答があったということですから、これがホームページに載ってましたので、幾つか取り上げて質問したいと思うんですけれども、2点伺います。

一つは、第4条3項の、市は可能な限り市内事業者への発注に努めるというような条文がありまして、これに対して、地元の職人、それから零細業者、フリーランスが参加できる受注機会をとということで要望されています。これは、まさに個人事業主にも仕事が回るようにつくり込んでいただきたいという観点だと思うんですけれども、この機会創出というところで、今、具体的にどのように考えてあるのかということが一つ。

それから、二つ目が、第5条にありますけれども、中小企業支援団体、これは私が想像するには商工会さんかなと思うんですけれども、未加入企業への支援ということで、団体に未加入であっても全ての事業者の振興を目的とするというふうに、中小企業支援団体が商工会さんだけではないと思うんですね。恐らく市のほうではそれだけではないというふうに考えてあると思うんですけれども、この団体さんに入っていない事業者さんをどうつないでいくかということなんですけれども、この点について、2点お伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） まず、1点目の機会の創出についてでございますけれども、市内経済の循環・活性化のために、市は可能な限り工事の発注や役務の調達を市内小規模事業者等

に依頼をし、発注額等を高めることが効果的であると考えております。そのような発注の機会を増大するように今後努めてまいりたいと考えております。分割発注やJVなど、地場産業が参入しやすいような発注や調達に心がけてまいりたいと考えております。

次に、商工会等に参加されていない団体さんの件ですけれども、事業者等を把握することはちょっと困難な状況ではありますけれども、把握の方法については今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 団体さんもありますし、そこはいろいろ調べていただいて、つないでいただきたい。そして、質問は、団体に入っていない事業者の振興を目的とするというふうになってるんですけれども、ここら辺はどのようにつないでいくのか。結局、点になっていると思いますので、そういう方たちの支援をどのように行っていくかというところではいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 様々事業等を行う、施策を行うに当たりまして、先ほど申し上げました把握の方法は今後検討してまいるというところで、そこら辺については、ホームページや様々な方法でお知らせしていきたいと今のところ考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 未加入業者をこれから把握していくという理解でよろしいですか。分かりました。

それでは、3項目めに入ります。

3項目めですけれども、条例が制定されて、これからどのように運用していくかということがとても大事なというふうに今感じているところです。実際に条例制定については、もう急がなければならないというような、このコロナ禍での経営状態なども鑑みて進めてきたということがありましたので、実際にこの条例が生きた条例になるために、どのように取り組んでいくかということなんですけれども、少し提案をしたいと思います。

この施策、条例に沿って施策をつくっていく、事業施策をつくっていく。これを実施する体制として三つ考えておりますけれども、一つ目が、この推進体制を構築するために条例推進審議会の設置、これは先ほども申し上げましたけれども、今、産業振興課の中に産業振興協議会というのがありますけれども、これは「梅」プロジェクトに関わったりとかする特産物の推進を目的としている協議会ですけれども、これとは別に、全産業を含んだところでの審議会の設置が一つ。それから、二つ目は、中小企業振興基本計画の策定。県のほうにはこの計画があります。ですので、市のほうでもこれをつくって、経年で計画を立てて、それが達成されているのか、達成されなければどうしていくのかというようなことをきちんと点検していくということが必要ではないかということで、計画の策定。それから、実際にアクションプランの策定が

必要ではないかというふうに思いますけれども、これが制定された後、担当課等々で進められるのか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 国の中小企業基本法や小規模企業振興基本法に、地方公共団体は、法律の基本原則にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関し、地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し及び実施する責務を有すると規定されておりますことから、条例案の第12条に基本的施策を規定しております。

現在のところ、総合戦略や施政方針等により創業支援、プレミアム付商品券事業、物価高騰対応重点施策などに取り組んでいるところでございますけれども、推進体制の在り方、振興推進計画の策定、審議会等の設置につきましては、条例制定後に、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ぜひお願いしたいと思います。条例制定のときにもそういう会議体が必要ではないかとお話をしましたけれども、それと同じ意味があると思いますので、この点はお願いしたいと思います。

条例の中、第4条についてお聞きしたいと思います。市の責務をどう果たすのかということ、第4条にうたっています。この第4条の第2項で、市は小規模企業等の実態の把握に努めるという文章があります。この実態把握ですけれども、実際には条例制定前にしてほしかったわけです。条例制定を提案した際にも、それが必要ではないかというお話をしたところでございますけれども、これについては、今後どのような形でされるのかお伺いしたいと思います。

今、市の概要に掲載されています経済センサスからの結果だけではなくて、実際の自治体が行う実態調査から聞こえてくる内容、要望や対策等が実際に的を射た事業にもつながるかと思っておりますので、とても重要だと思います。この調査方法、実態把握をどのように行うことを考えておられるのか伺います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 先ほどもご答弁させていただきましたけど、実態把握につきましては、条例制定後に効率的・効果的な手法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 実際にこのような形でということの回答がちょっとありませんでしたけれども、やはりこの小規模、それから中小企業というのが、先ほど基本法の中にある業種の中には、介護だったりとか、障がい者だったりとかが利用されている事業所も含まれています。そういうところまでこの条文の中には入っていませんけれども、実際にはそういうところも入ってきて、福祉的な働きをされている事業者もあるというところでは、この実態調査をどんなふうに展開していくかということで、これは福祉部門だったりとか、あと、教育部門にもプラスになることが出てくると思いますので、その点も踏まえてお願いしたいと思います。

それから、同じ条文の２項の中に、最後のほうに、関係機関との連携並びに市民の協力を得るように努めなければならないとあります。これはその施策の策定、実施に当たってはということなんですけれども、この市民の協力を得るというのは、どのようなことを前提とされているのか。その点について伺いたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 市民の協力につきましては、小規模企業等の振興により地域経済の持続的な発展と市民生活の向上につなげていくことが本条例の目的でもございます。基本理念にも、市、商工業者、その他の関係機関、市民と連携し、協力することで振興されることを規定しており、市広報など様々な媒体や機会において理解を得ることに努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 事業者さんの立場から言われると、先ほど回答にあった市民生活を支えるとか、行政の力になるとかということもやはり望まれています。そういう中で、市民の方にも自分たちの仕事を知ってほしいと、こういう事業者があるということをアピールしたいというような声も聞かれます。そういう場所をつくるということも必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、例えば、以前、商工祭り、産業祭りとかいうのがあったんじゃないかなと思うんですけれども、自治体によっては工場が多くあるところなんかはあってますけれども、そういう企画をされて、そこで事業者さんが集まって、市民にその仕事を紹介する。このようなことを受けられますというふうなアピールをする。そして、業者さん同士が交流をする。そこから、業者同士の仕事のシェアとか、事業継承、この事業はこっちでできるよとか、こっちで引き受けようかとかというような話ができていくとかいう、そういう仕事の幅を広げるという目的で企画するということは、プラスになるのかなというふうに思うんですけれども、政庁まつりとはちょっとまた別ですね、これは市民まつりですので。それとは別の意味での商工祭りというのは企画してはいかがかと思いますが、ご回答をお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 地域の事業者を知っていただくためというのもありますし、地域の仕事を様々していただくことが重要と考えておりますので、また、商工会等とも協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） これが市民の協力、市民が地元の業者さんを使ってみようとか、利用してみようとかいうようなことにつながっていくと思いますので、その点はお願いをしたいなと、検討していただきたいというふうに思います。それを企画するのが、様々な団体さんが絡み合って、実行委員会とかつくれるといいのではないかなというふうに思います。

事業者さんのお話を聞きますと、大きな仕事であれば、業者さん同士がチームをつくって仕事を受けるということにつながったり、また、シェアオフィスとかレンタル倉庫を、民間では

ありますけれども、これを市が確保して、固定的な経費、これを抑えていくというような支援にもつながるのではないかとということで提案があっておりました。その点については、何か今のところお考えはありますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 現在、企業誘致等々の事業も行っておりますので、その中でもシェアオフィスのお話もあってありますので、その辺りで進めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 具体的にいろいろな本当に団体に入っていない方のお話を聞くと、実際に会費を払うことも難しいというような事業者さんもいらっちゃって、そういうところの方たちの声を聞くということがすごく大事だと思いますので、その点は細やかにお願いしたいと思います。

中小企業、それから自営商工業の役割については、先ほど部長からも回答がありました。地域経済にとって必要であるということ。それから、市民生活にも密着しているということでは、その理解は共通しているなど賛同するところであります。実際に、小規模事業者の関わりというのが、行政について、関わりが6割を超えているというふうに言われています。公益的な仕事をしていることが多いということです。けれども、実際にその小規模事業者さんの3割が黒字経営で、ほか7割は厳しい状況にあるというような調査結果もあります。余裕があって、その余力でやっているわけではないので、ボランティア的な活動が衰退していくというような、これは地域貢献のところになりますけれども、ボランティア的な活動が衰退していくという可能性も大きくなるというようなことも言えると思いますので、しっかりと支えていただきたいと思います。条例制定をすることによって、小規模、そして、中小企業者さん自身も、地域に貢献したいと、貢献できる、貢献するというような意識と、そして、市民の方たちがそういう業者さんを使っていこうと、支えていこうというような流れになっていくことを期待しておりますので、事業推進に努めていただきたいと思います。1件目は終わります。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、山火事が発生する原因は、「たき火」や「火入れ」、「放火」、「たばこのポイ捨て」など、人為的なものがほとんどを占めております。林野庁が発表している令和元年から令和5年における山火事の原因別出火件数の平均では、約7割が人間の不注意によるものであり、落雷などの自然現象によるものはまれであると発表されております。

本市における発火防止策といたしましては、秋季・春季火災予防運動期間中の消防団による巡回広報や、春季訓練時における山林火災を想定した山林火災防ぎょ訓練などがあります。また、筑紫野太宰府消防組合消防本部におきましても、フェイスブック・X・インスタグラムなどのSNSを活用した林野火災防止の広報活動、入山者に対する山火事予防意識の啓発、春季火災予防運動期間中の山林防火パトロールにおける林野火災防止用標識の山道への設置などを

行っております。

次に、2項目めについてですが、市の担当であります防災安全課と消防団、筑紫野太宰府消防組合消防本部が連携いたしまして、秋季火災予防運動期間に合わせ、市内3か所の商業施設において街頭広報を実施しております。また、春季訓練における消防団の山林火災防ぎょ訓練におきましては、訓練内容の精査を太宰府消防署にさせていただくことで、より効果的な訓練になるように努めております。

先ほどご答弁いたしましたとおり、山林火災のほとんどは人為的な原因による火災となっておりますので、今後も市、消防団、消防本部で連携を図りまして、予防のための啓発を継続的に実施してまいります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。今、登山者、それから史跡地を巡る来訪者の方々も山の中に入って楽しんでいるというような光景もよく見るところではありますけれども、入山者に対する山火事予防意識の啓発というところで、山の中にたばこのポイ捨て禁止とかいうような看板を見かけることあるんですけれども、これが古くなっていたりとか、さびて見えなくなっていたりとか、ちょっと倒れそうだとかいうようなこともあっているようですけども、これの点検などは、市のほうでやられるのか、消防のほうでやられるのか。消防のほうで設置を行っているということでしたけど、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 議員ご指摘の山道に設置してございます火災防止用の標識でございますけれども、まず、先ほどご答弁いたしましたとおり、筑紫野太宰府消防本部消防組合、本部のほうで設置をしております。消防本部におきましては、いわゆる先ほど申し上げました秋季火災予防訓練でありますとか、春季火災予防期間中において、山林防火パトロール等を行っております。その際に、設置しましたそういう標識の点検を行いまして、パトロールで、使用に耐えなくなったものについては交換をいたしたりとか、そういった形で対応しているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 担当課と消防署との連携についてですけれども、商業施設における広報活動、それから、訓練などがあるようなんですけれども、実際に入山者の方、登山者の方から、たばこのポイ捨てがあったとか、たき火の跡があったとか、何かそういう通報、それから疑いについての情報というのは、消防署のほうに入って、そして、担当課のほうと共有するとかいうような、その方法についてはどのようになっていますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） こちらは通常の火災とも通じるものがございますけれども、まず、火災なりそういった原因なりを発見された方の通報が入りましたら、消防本部、消防署のほうが出動いたします。その情報は、すぐさまいわゆる防災安全課、市役所のほうと共

有をいたしまして、場合によっては、その後に消防団の出動とかであるとか、そういった対応も必要になってきますので、連携をさせていただいているというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 実際に発火した場合はそうだと思うんですけど、その前段、山に登ってる方々から、ちょっと火の跡があったとか、そういう心配になるようなことがあった場合は、どのようなルートになりますか。共有はできてるのかというところなんですけど。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 消防署のほうで対応いただきますけども、そういった活動の記録であるとか、消防署とは定期的に情報交換等も行っておりますので、そういったところで情報をいただきながら共有を図って、予防に向けてもお互いに検討していくというふうな形を取っております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 分かりました。今回、市民の方からそのようなお話をいただいたんですけど、山火事の不安というのやっぱりあるなというふうに感じたところなんですけれども、その防災安全課と消防署との連携は、それはもちろん日頃から必要なことではあるんですけども、いろいろちょっと調べたところで、対策として、自然の力に頼ることも必要なのではないかなというふうに気づきました。これは、太宰府市にもその視点があるなというふうに読み取ったわけなんですけども、それは、太宰府市森林整備計画、令和7年度、今年度策定されてますけど、この森林整備計画の中に、林野火災の予防の方法についてという項目があります。ここには、林内歩道の整備、巡視、山火事警防の実施。それから防火線、防火樹帯の整備を行うというようなことがありました。

さらに、山地災害防止機能として、下層植生の定義があったんですね。山にある野草ですよ。小さな草とかいうようなものになるんですけども、こういうのも防止機能として役割があるというふうには書いてありました。でも、これは実際の整備としては語られてはいませんでしたけれども、こういう役割が、実際の土壌保全とか、水源涵養、生物多様性の広がりにつながっているということにもなっているんですけども、これをするとなると森林の管理が必要になってきます。管理をすることによって森をやぶにしない。それから、山野草や木々の種から芽生えて、それが様々な植物として育って行って、見通しのよい快適な空間をつくって、明るい山になっていくということですね。その効果が評価されているというふうなお話もあります。

そういうことも含めて、山火事を防ぐために、啓発も必要ですけども、山の手入れ、このところも一緒に考えていく必要があるかなというふうに思いますので、このことは今回のちょっと質問には外れますけれども、一つの方法として、市としても考えていただければというふうに思います。2件目を終わります。

3件目、お願いします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 3件目についてご回答します。

まず、1項目めについてですが、本市の月別時間外勤務の平均は、小学校では、令和5年度は約35時間、令和6年度は約31時間と4時間ほど減少しております。中学校では、令和5年度は約45時間、令和6年度は約43時間と2時間ほど減少しております。

各校での教職員の働き方改革の成果が徐々に現れているのではないかと考えておりますので、今後も、「太宰府市教職員の働き方改革指針」に基づいた、教職員に対する丁寧な支援と環境整備などの体制づくりを継続してまいります。

また、教職員の心理的な負担の程度を把握するためにストレスチェックを実施しており、その結果分析により、職場におけるストレスの要因そのものの低減を図り、職場改善の取組につなげてまいります。

次に、2項目めについてですが、教職員の定数は国の基準により児童生徒数に応じて決定されます。令和7年5月1日現在、基準定数に充足していない教職員数は、約4名です。令和6年5月1日現在では約7名でしたので、昨年度よりは改善されている状況ではありますが、市教育委員会としましては、県教育委員会と連携を取りながら、教員の確保に努めているところであります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。太宰府市の教職員の働き方改革の取組指針、これが平成30年に策定されて、令和3年4月に改正をされています。4年前ですけれども、この改革改定によって、職員の意欲と能力を最大限に発揮し、健康でやりがいを持って働くこと、子どもと向き合う時間を十分に確保すること、これが教育の改善・充実につながるというふうに書いてあります。これは教員の方たちの意欲だったりとか、今持ってる能力を存分に生かして、それが子どもたちへの対応の時間も取れるし、教育も改善されていくというようなことで策定をされているところですが、この策定の前、令和元年、2年の実態が、この取組の指針の中に書いてありました。先ほど理事から回答ありました、目安となる月45時間超え、これが元年と2年の実態としては、年間の約半分ありました。年間の超過勤務時間が、目安は360時間なんですけど、これは6割以上の方がいたというような結果が出てましたけれども、今の回答の中で、昨年度、2年前については、35時間だったりとか、31時間と、目安になっている45時間を下回っているというような結果がありました。これについては、どのような対策が大きかったというふうにお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） いろいろ対策を打っておりますけれども、勤務時間外は基本的に留守番電話を設置したりなどしております。令和5年4月には、保護者連絡ツールを導入し、保護者との連絡等対応の負担軽減を図りました。今年度は、校務支援システムの連携を実施してお

り、さらに、業務、残業の削減に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 令和4年度実績で、取組の実施状況についてという報告がありました。

まさにそれが載っているところですけども、先ほども申し上げましたけれども、タイムレコーダーなどの結果がこのような数字に出てきているのではないかというふうに思います。

全体的には減っているというところですけども、月45時間超えの方たちもきつという感じがすると思うんですね。そういう方たちに対して、この指針の中で、月80時間の時間外労働者に対しては、各学校への聞き取り、指導を行うというふうな文言があります。実際にそういう方がいらっしゃるのか、実際にいらしたった場合、どのような対応をされたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 実際にかなり長時間勤務されている教員には管理職が面談を行います。

そして、理由などを聞きながら、みんなでできるところを考えているところです。個人ごとに管理職が面談して、対応して、軽減策を考えているというふうなところです。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 各学校で管理職、校長先生だったり教頭先生の方針もいろいろあらわれると思うんですね。学校の規模だったりとかで違うと思うんですけども、それはもうその学校任せになっているのか。教育委員会としても、やはりここの指導については、こういう対策ができるのではないかというふうな提案というふうなこともあっているのではないかなと思いますけど、その教育委員会とのやり取りだったりとか、介入というのは、どのようになっていますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 太宰府市におきましては、職員の勤務時間を一覧にしたり、あるいはストレスチェックの表を渡したりしまして、各学校の実態を校長先生に伝えるようにしております。そして、校長先生自身が職員の業務を均等にする意識を持って、特定の教員に業務が偏らないようにという指導はしております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 分かりました。そうですね、学校任せではなくて、やっぱり市の教育行政としてどういうふうにあるべきかということがやっぱり必要ではないかなと思います。管理者が変わったら方針が変わるかということではなくて、そういう意味では引き続きお願いしたいと思います。

取組方針の具体的な取組として四つの柱というのがありました。ここでちょっといろいろお

聞きしたかったですけども、その中でも一つ、四つ目の柱ということで、教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等というところがあります。その中で、教職員の役割の見直し、業務の整理として、その業務を三つに仕分けるというふうに書いてありました。

その三つが、一つは学校以外が担うべき業務。二つ目が、学校業務だけれども、必ずしも教師が担う必要のない業務。そして三つ目が、教師の業務だけれども、負担軽減が可能な業務ということで、これを役割の見直し、そして専門スタッフに移行できるものがあるのかというようなことで仕分けるということだと思うんですけども、それぞれどのようなものが考えられるのか、想定されているのか、お伺いしたいと思います。

実際に現場の先生からのお話では、運動場の草刈り、それから、雨が降った後の運動場の整備、水はけが悪いというところで、その整備。それから、学校のトイレなんですけども、子どもたちが清掃しますけれども、なかなか子どもたちでは手が届いていないところがあるというところで、定期的に業者が入ったらどうかというようなお話もありますけれども、そのほかでも考えていることがあればお聞きしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 学校の役割分担については、その学校によっていろいろ教員数とかスタッフの数とかもありますので、学校独自に役割分担をしながら業務の削減を進めているところだと思っております。

専門スタッフの活用というところなんですけれども、以前は教員が全て担って、何でもやらなければいけないというところでしたけれども、今、特に教員が本当に助かっているのは、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー、その辺りの専門職が学校の中に入ってくれて、対応してくれているところが、とても負担軽減になっているんじゃないかなと。時間的にも、精神的にも。本市では、スクールソーシャルワーカー、それとサポートティーチャー、サポートルームが連携して児童生徒への支援を効率的に行うようになっています。これは、個人に負担が行かないように生徒指導部会というのを開いて、専門職、教員、いろんな関係の機関が集まって情報共有を図って、そこでその対応の役割を明確にして、支援を行っているところです。それで大分教員も助かっているところではあります。

スクールソーシャルワーカーは、学校と家庭や関係機関の連携を担っています。これもすごく助かっているところであります。サポートティーチャーは、主に学習面での支援を行うなど、専門性を生かした分担により支援の質と効率を高めているところです。これにより、教職員の負担軽減と児童生徒へのきめ細やかな指導は可能になっているんじゃないかなとは思いますが、でもまだ依然、教職員の勤務時間というのは長いと思っておりますので、さらに工夫していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。今の人員配置、福祉的な相談事に乗れるとい

うようなところも含めて、太宰府市が充実したスクールソーシャルワーカーの配置なんかを進めているところなんで、それがプラスに働いているのかなというふうに思いますけれども、先ほど申し上げました様々な小さな細かなことですけれども、時間外に教員がやらなければならないというようなこともまだまだ残っているようですので、その点は精査していただきたいというふうに思います。

それと、ストレスチェックを行っているというふうに回答はありましたけれども、実際に学校の中で、残業時間とかいうことだけでなく、いろいろな悩み事とかが教員の方もあられると思うんですけれども、そういう相談窓口、働き方についての相談窓口は、県はあるかと思えますけれども、市としては、そういう対応などは行っていますでしょうか。教員の相談窓口というところはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 市としては、そういう事業というのは持っていないんですけれども、そういうメンタルに、この先生大丈夫かなと感じた場合は、県の事業のほうを紹介しているところであります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 誰かに相談して、ここの窓口があるよというのはそうだと思うんですけど、なかなか言えないと。上司、校長、教頭には言えないんだけど、何かこれどうにかならないかなとかいうようなときの窓口がやっぱり必要なというふうに思うんですね。それは、市の担当課だったりとか教育委員会のほうで一括受けますよというような、先輩や先生方がいらっしゃいますので、そういうことができればなというふうに思います。そういうところも含めて進めていただければというふうに思います。

教育長につきましては、今まで学校現場でもいらっしゃいましたし、今、働き方改革という、数字上は減ってきたというところでは本当に教員の皆さんが、持ち帰りの仕事があるかもしれませんけれども、これも減らしていくというようなことも含めて、今後、これからまたさらに施策を打っていくというところではどのようにお考えか、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 本市の小中学校におきましては、それぞれの学校の特色を大切にしながら、主に教育課程の工夫とか、あるいは学校行事の精選等を行っているところです。教育課程の工夫としましては、ICTの活用により、授業に使用する資料のデジタル化。授業に使う資料というのは本当に大変です。昔で言えば、図書館とか図書室に行っていろいろ調べて、それをどこかに持って行って、拡大したりコピーしたりして、そして子どもたちに提示しておりました。それが今、市のほうで推進しているタブレット、オンライン、そういうものがありますので、その瞬間に子どもたちに多様な姿が見せることができます。これは非常に効率化ということで

大きな意味を持っております。そういう資料のデジタル化やタブレットを活用した授業形態の工夫があります。授業形態の工夫というのは、今まで子どもたちが書いたノートの一つ一つチェックしてきたものを、実は先生のタブレットに全員を集めて一気に見たり、比較したりすることができます。非常に有用な方法を取っております。

また、教員の業務に関しても、ITシステムの導入により、公募やテストの採点等にデジタル機器を用いたりしております。全てが手書きだったものを、デジタル機器に打ち込むことで、幾つもの書類が配布されていって、効率化してまいります。本年度もしっかりとそれを進めてまいりたいと思います。

学校行事におきましても、できるだけ精選を行い、実施時間や練習時間の短縮を図っているところです。また、中学校では、部活動の改革も進んでおり、部活動日数の削減や、活動時間の短縮化、休養日の徹底をはじめ外部指導者の活用も行っております。今後もしっかりと充実させていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。

今回、質問するに当たって、いろんな現場の先生の声も聞きました。やっぱり仕事は好きだけど、この状態じゃ続けられないとかいうこともありましたし、有休を使って休みたいけど、人員がいないから休めないというようなことで、有休が使えなというようなこともありました。ですので、先生方が本当に子どもが好きで、教員になろうと思ってなった方たちが健康で働き続けられるような環境づくりを太宰府市が率先してつくっていただきたいなということを要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで13時20分まで休憩します。

休憩 午後0時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時20分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、2件について質問いたします。

1件目は、野良猫への餌やり禁止条例についてです。

太宰府市では、野良猫に「むやみに餌を与えない条例」がありません。人と猫との共生のためにも、餌やり禁止条例が必要だと考え、令和6年3月定例会でも質問をしました。

そのときの市の回答は、条例化するかどうかも含め、まずは、他市の事例等を調査研究する

とのことでありました。

そこで4点についてお伺いいたします。

1 項目め、その後の、調査研究の状況について。

2 項目め、飼い猫でない野良猫の苦情、相談が自治会を含め今までに何件あっているのか。

3 項目め、電話や窓口に相談に来られた市民にはどのような回答をされているのか。

4 項目め、TNR活動のボランティアをご存じですか。

私も、各地域で飼い猫でない野良猫の苦情、相談を受けているとき、TNR活動のボランティアのことを知りました。この活動は、野良猫を捕獲して、不妊去勢手術を行い、元の場所に戻すという活動です。

多くの方にTNR活動を理解してもらうようになれば、餌やり禁止条例も必要ないと考えています。市のお考えをお伺いいたします。

2 件目は、令和2年度小中学校の入学式についてお伺いいたします。

今年、令和7年4月10日木曜日、市内小学校の入学式がありました。胸を弾ませた子どもたちはもちろん、家族も大変よかったと思える入学式であったと思います。

しかし、令和2年度、小学校の入学式は、太宰府市では執り行われませんでした。

その当時の小学校1年生は、今年6年生となり、入学式では新1年生を迎えました。入学式を体験していない6年生のことを思うとむなしく思いました。

今年6年生となった子どもたちは、来年3月、卒業を迎えます。入学式の分まで盛大にお祝いをお願いしたいところでございます。

そこで3点質問します。

1 項目め、小学校の入学式が行われなかった理由について伺います。

2 項目め、近隣の市では日にち遅れの入学式が行われましたが、本市では行われませんでした。その理由についてお伺いいたします。

3 項目め、当時、中学校の入学式は行われたのでしょうか、伺います。

以上、再質問は発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 1 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、飼い主のいない猫への餌やり禁止条例につきましては、令和6年3月議会での原田議員からの一般質問を受け、ほかの自治体の制定状況等を調査いたしました。その結果、条例制定による効果には様々な捉え方があるようであり、本市にとっての効果などを検討してまいりたいと考えているところであります。

条例制定の検討に当たっては、市民の中には様々な考え方をお持ちの方がおられることや、条例で一律に餌やりを禁止することに対し、地域内の分断を生むおそれや地域猫活動の妨げになるのではないかといったご意見もあることから、慎重な判断が必要だと考えております。

次に、2 項目めについてですが、飼い主のいない猫に関する苦情、相談件数につきましては、

令和4年度が30件、令和5年度は19件、令和6年度は13件と、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の補助事業の開始以来、着実に苦情件数が減少していることから、令和7年度は補助金の予算拡充を図り、取組をさらに推進することとしております。

次に、3項目めについてですが、飼い主のいない猫への餌やりや、それに伴う周辺でのふん尿被害等に関する苦情、相談に対しましては、無責任な餌やりの禁止や室内での飼育、不妊去勢手術の実施などを個別に助言指導を行うとともに、ホームページや広報等において猫の適正飼養について啓発を行っております。今後も引き続き適切に指導・啓発に努めてまいります。

次に、4項目めについてですが、本市では「人と動物が共生できる地域づくり」を目指し、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の補助事業を通じて、新たに猫が生まれないよう対策をした上で元の場所に戻す「TNR活動」の支援を進めているところであります。

福岡県が令和3年3月に策定した「福岡県動物愛護推進計画」におきましても、飼い主のいない猫によるトラブル防止のためには、地域住民が主体となり、地域合意の下で不妊去勢手術や適切な餌やり、ふんの後始末などを行うことで、猫を適正に管理する「地域猫活動」の取組を推進するという方針が示されております。

地域猫活動には、地域の「猫を助けたい方」と「猫に困っている方」とがお互いに歩み寄りの気持ちを持ち、長期的な視点で解決を目指すことが求められますことから、飼い主がいない猫によるふん・尿などの生活環境上の問題を新しい公共の視点も持ちながら解決するため、引き続き飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の補助事業を通じて、市民のTNR活動を支援し、地域住民が主体となって行う地域猫活動へ発展するよう取組を推進してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございました。

私先ほど言いましたように、6年の定例会でこの質問をさせていただきました。そのときの執行部の返答は、調査研究をさせていただいて、他市との部分をきちんと精査していきますということだったんですけど、やはり飼い猫でない野良猫の苦情というのが本当に多くなってきました。先ほど、大分減ってきたというようなお答えだったんですけど、またそれはそのときにちょっとお話ししますけれども、とにかく私は猫が嫌いではない。住民の地域の方も猫を嫌ってるわけじゃないんですよ。結局、猫が今度もう発情期になってしまいます。野良猫が、雌1匹が妊娠した場合に、繁殖というのが年に3回妊娠するそうです。そう考えると、今どれぐらいの野良猫がいるか分かりませんが、その野良猫をきちんと去勢したり、妊娠しないようにとにかくしていかないと、どんどん増えていくわけです。今現在、私、2項目めで言おうと思ってたんですけど、いろいろな自治会のほうから相談件数、先ほど4年度から6年度まで合計で62件ぐらいあるということで聞きましたけれども、その野良猫が夜、餌を欲しさいろいろな家庭を回り、家で飼っている猫を外に出す人もいらっしゃいます。そうすると、発情期は雌が妊娠するために大きな声を出すらしいんですね。赤ちゃんみたいなすごい大きな声。そ

れで、やはり地域はその猫の声によって寝られない。もう本当に苦情がたくさんあるんですよ。私が令和6年の3月定例会のときに質問したのは、そういうような苦情を聞いて、本当大変やろうねと。だから、本当に市の職員の方も、そういうふうに野良猫がおる地域におられたらいいんですけど、一度本当に野良猫がたくさんおるところの家に1回住まれたらいいんじゃないかなと思うぐらい、本当にもう夜に寝られない。もう本当にストレスがたまって、そういうようなことを聞くと、野良猫もかわいそうです。勝手に生まれてくるんですから。だからそれをどうにかしてもらいたいということで、勝手に餌をやっている人がそこにいるんですよ。だから、餌をやらなくて、そういうふうに野良猫をどうにかして、市のほうに言ったら、わなを貸してもらったり、そして、避妊するために、そのわなをかけた人が、何ていうんですかね、病院に連れていって、本当に暇じゃないから、猫もすぐにわなに引っかかればいいけど、引っかからないのが今の現状なんですよ。だから、そういうふうなことも踏まえてどうにかしてもらいたいと、条例をつくってもらいたいと、勝手にもう餌をやらないでくださいと、それだけでもしてもらいたいということで、自治会、もしくはいろんな個人的に連絡があったと思います。

自治会のほうから、そういうふうなことで質問があった場合には、市のほうは、環境課としてどういうふうなお答えをされているのかちょっとお聞きしたいんですけど、例えば、私有地内の餌やりは関与できないとか。屋外の餌やりは後片づけをしていれば指導することは難しいとか。以前は、野良犬を確保、処分していたが、猫も同様にできないかと質問をしたところ、野良犬は狂犬病があるためなされているが、猫はできないと。

それと、環境課は市民の皆様には被害の対策をアドバイスしていますということなんですけど、アドバイスってどういうふうなアドバイスをされてるんですか。ちょっとお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 住民の方からそういったご要望、ご質問等がありましたときには、市販で売っているいわゆる猫の忌避剤の商品の情報提供であるとか、そして、地域猫がそういったところの餌やり等について、夜間来るときについてのごみを片づけるとか、そういった助言、アドバイスのほうはさせていただいているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 以前、環境課が、そういうふうな地域の公民館、自治会等が困りますと言ったときに、チラシを作られたと思います。そのチラシをちょっと私、手元に持っているんですけど、猫の飼い方についてのお願いということで、太宰府市市民生活部環境課から、そういうふうなところに配られたと思うんですけど、勝手に餌をやっているという人がこれを見た場合、自分のことやろうと思って、反対に、このチラシを配った人間を探して、そして、住民のトラブルになったということが現状っております。地域住民の方の気持ちは、自治会からいろいろな請願とか意見書とかもらってあると思いますが、もう少しこういうふうなことにならないように、地域の住民同士がけんかするようなことになったらいけないと思う

んですよ。分からない人が勝手に餌をやられてるんだから、勝手に餌をやられないようにするのが一番大事なことじゃないかなと思うんですよ。それがなくなったら、その方については、不妊去勢手術を行ってくださいというようなふうに書いてあるとよかったんじゃないかなと。そういうふうは無責任に餌をやることでどういうふうなことになるかというのをきちんと説明をして、困っている方の家は分かると思いますので、直接こういうふうなことでということは、やっぱり役所の方が中に入ってやるべきじゃないかなと思います。そうしないとこの問題は片づいていかないと思っております。

2項目め、3項目めがちょっと同じことなので、4項目め、私もこの話を聞いているときに、TNR活動を聞きました。このTNR活動というのは、そういう困った方がいらっしゃったら、猫を捕獲して、そして、不妊去勢手術を行って、元の場所に戻すと。本当立派な活動をされてると思います。このTNR活動ボランティアというのは、いつ頃から環境課は知ってありましたか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 具体的な年等については、ちょっと手元に資料は持ち合わせておりませんが、この頃の件で把握はしているというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） とにかく、このTNR活動というのは、捕獲することをトラップと言います。それから、不妊去勢手術をすることをニューターと言います。それで、元の場所に戻すことをリターンと言います。それを頭文字の一つ一つを取って、TNRと言うそうです。実際に市役所に補助金の申請をされて活動されてるということを聞きましたけど、間違いないでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 本市におきましては、まだ団体というところの登録を受けた上での団体からの補助という制度ではちょっとございませんで、個人からのそういう不妊手術、去勢の手術の申請をいただいているというところでございますので、あくまでも今は個人からの申請というところでございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 実際に猫を捕獲して、捕獲できればいいですけど、できなかった場合は、野良猫の場合はもうろちょろろちょろするわけですよ。そして、今はもう勝手に餌をやっているから、カラスがそこに飛んできて、カラスがまたその餌を食べて、そして、すごいときにはもう本当に、先ほども言いましたように、すごい声を出して、朝方やらもう一番眠たいときにぎゃあぎゃあ言う。本当に大変な思いをされて、住民の人が。もうそこ分かってるんですよ。餌をやっている住民は分かってるんですけども、それを言ったらもうけんかになっていうことで我慢されてるんですよ。その現状を見たときに、また、TNRの活動を聞いたときに、これいいやないかと。この活動にお願いしたらいいんじゃないかと私は思いましたので、今回、

TNR活動について質問をさせていただきました。

やっぱり飼い主のない猫のトラブルというのはもう解決できないと思うんですよ。こういうふうな専門家に任せて、私たち市民ができるようなことじゃないと思います。直接病院まで連れて行って、去勢手術も行われて、また元の場所に戻ってくるということは、耳をカットして、そこで安心しますよね。やっぱりそういうような手術をした場合には、もう鳴きもしないそうです。雌猫が。雌猫が鳴くんですけど、雌猫はもう鳴かないそうです。だから、そういうふうなことで、やっぱりこの手術は、野良猫の場合はしてほしいと思います。飼い猫の場合はもうきちんとされてると思いますので、野良猫の分についてはきちんとそういうふうな専門家に任せるべきだと思います。

まだ市役所としては、そういうふうな活動については、また今後、協力をいただいてされると思いますけれども、今回はとにかく、先ほど部長が言われましたように、地域猫活動の取組を推進するとはっきり言われましたので、やはりこれは共助、市民と市民の問題と、公助の努力がないと、この協力がないと、この問題は減らないと思っております。将来的に飼い主のない猫を減らすための努力も、みんなの努力がやっぱり必要だと思うんですよ。これはもう、自分はもう猫やら全然関係ないとか言われるかもしれませんが、どこで野良猫が、私の家にも来るかもしれません。野良猫がどこで来るか分かりませんから。誰でもが経験することかもしれませんので、野良猫の子どもを産まないように努力してもらうように、このTNRと一緒にあって市のほうも活動していただけたらと思っております。

そして、望まれずに生まれてきた不幸な猫たちですので、飼い主のいない猫を地域猫として管理するのは本当に難しいことだと思います。でも自治体からとか、そういうふうなところから苦情があった場合は、このTNRをお願いして、することは一緒ですから、私が市のほうに、こんなしてもう困ってるんですと言ったら、その方を紹介してもらっただけでもいいんだから、このTNR活動というのをもう少しよく聞いていただいて、協力できると思いますので、この業者とはちょっと私は関わりはないんですけど、よければこういうふうな活動をされてるところを、ぜひ民間を使って、ボランティアということですけど、病院代はかかると思いますから、その分を渡していただければできることではないかなと思っております。

そして、先ほど部長の話では、どんどん避妊手術の補助事業を通して市民の苦情が減ってるということを言われましたよね。飼い主がない猫とか、そういうのが少しずつ減っているということですけど、減ってないと思います。先ほど言ったように、年間、雌猫1匹が産む、五、六匹、すごいところで七、八匹生まれると思いますので、それが3回ですよ。すごい猫の数だと思います。だから、とにかく地域環境の中でできるだけ快適に、地域住民の方がトラブルがないごとしてやっていただきたいと思います。本当に苦情を言えばもうけんかになりますから、そこに住まれないようになると思うんですよ。だから住まれないような、猫のことでそんなけんかをするような地域にはいけないと思いますので、その部分も含めて、ぜひこのTNRというのを、いいことだと思いますので、ぜひ協力をさせていただきたいと思います。

それと、これができなかったときには、私また餌やり禁止条例を出すと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それと、猫条例というのが、奄美大島猫対策のほうで見たんですけど、市役所、役場で飼い猫登録をされてる。それと、情報の更新とか、死亡のときとかは、抹消もされてるそうなんですよ。それとマイクロチップ、首輪、室内飼いをするとか、避妊去勢手術をするとか、一度に飼える猫の数は4頭までとか。そういうようなことも含めて、こういうような猫条例というのもありますので、きちんと猫を飼うための条例というのも必要じゃないかと思っております。それは私が言うだけのことで。

やはり行政だけでは解決が難しいという部分もあるかと思いますので、とにかく地域の課題を共感して、先ほどのTNRと、いろいろな実証実験も入れて、事業化に推進してほしいなと思っております。

それで、この1件目は終わりたいと思いますが、市長、この前、私が質問したときに、僕も実家ではこの問題を身近に感じますということでおっしゃったんですけど、勝手に猫に餌をやるということは、私はしたらいけないと思うんですよ。しないようにするためには条例が必要だと思うんですよ。この先ほど言ったボランティアの活動も必要だし、勝手に餌をやったらいけないよという条例はつくったほうがいいのではないかと、市長もどういうふうな考えをお持ちかちょっとお聞きしたいと思います。最後に。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もうかねてより複数の議員の方から、この猫の問題はご指摘をいただきましたし、私も実家などの例も挙げてきました。おっしゃるように実家では、本当にもう50年以上住んでますから、なかなか近所の方とやはりトラブルにしたくないということはあるんですね。そういう中で、今聞いてて改めて思ったことは、やっぱり餌をやりたい人は恐らく避妊手術とかも反対されるんでしょう。人間で考えたらかわいそうだし、種の保存として、当然子孫を残したい。動物として。そういうことを考え出すと、なかなか餌をやりたい人はそのまま避妊もせずに、子どもも産ませてやりたいということまで考えられるのかもしれませんが、逆にTNR活動の方は餌もやらないし、そうしたいはずなのに増えないようにしたいと。その利害が非常に平行線だということかもしれません。その中で思ったことは、やっぱり餌をやる方がTNRまで一貫してやってもらえれば、私も実家の近所の方にも、そこまでやっていただくならもう文句も言えないなと。本当にそこまで考えてかわいがって、もっと言うと家で飼ってもらったら一番いいんでしょうけども、僕も猫大好きなものですから、何とかいい方法が、犬も好きですし、人間も好きなんですけど、植物も好きだし、全て好きなんですけど、そういう何とか解決方法を見いだすためには、先ほどもありました、新しい公共的にやっぱり行政も一定介入というか参画をして、市民全体の中で議論していくことも必要な時期かもしれないなと改めて思っています。それが条例の形なのかどうか、そこも含めてやっぱり個人のエゴが過ぎないようにやっていくのは、これは行政の役割の一つでもありますので、そうしたことも含

めながら今後も考えていきたいと思いました。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。

また、市民生活部長のほうにもまたいろいろお願いすることあると思います。個人的なことじゃなくて公のことを相談に行くわけですから、公の声を持っていくわけですから、また今後ともよろしくをお願いします。1件目終わります。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の患者が報告され、全国民が緊急事態宣言下における生活を初めて経験することとなりました。令和2年度の始まりは、福岡県教育委員会からの要請があり、4月6日から4月17日までを臨時休業といたしましたが、入学式については、密閉・密集・密接の「3つの密」を避ける対策を行った上で実施予定でありました。

そのような中、令和2年4月7日に国から新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発せられ、令和2年4月7日から5月6日までの間、福岡県を含む7都府県が緊急事態措置を実施すべき区域とされました。小中学校は5月6日まで臨時休業となり、入学式については、3つの密を完全に避け、実施することは困難な状況でありました。

また、当時、緊急事態宣言が延長される可能性も含め、今後の見通しが大変難しい状況となる中、学校再開のめどが立たない状況が続きました。何より児童生徒の生命を守り、安全に学習活動に取り組むための措置として、入学式の予定日を分散登校による「入学手続きの日」として、クラス担任の挨拶、教科書等の配布、臨時休業中の学習のお知らせなどの諸手続を行うことで、少しでも子どもたちに寄り添い、学校との関わりができるように心がけた次第であります。

次に、2項目めについてですが、近隣市では、分散登校で人数を分けて「入学をお祝いする会」や、後日、簡素なイベントを実施した事例もありました。本市では「入学手続きの日」を設け、入学手続を行ったため、緊急事態宣言解除後に改めて入学式を行っていませんが、本市の「入学手続きの日」においても、写真を撮る場所を設けるなど、安全を確保した上、可能な限りお祝いし、新入生をお迎えしております。

次に、3項目めについてですが、中学校の入学式においても、小学校と同様に「入学手続きの日」を設け、新しい門出を迎える生徒が学校との関わりを持てるように、当時の状況の中でも可能な限り実施したところであり、保護者の方からは感謝の気持ちを示されるお声を多数いただきました。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。もう5年前の話ですので、ここにおられ

る方は分かってあるのは市長ぐらいだろうと思いますので、この前、市長と一緒に東小学校の入学式に行ったときに、今の6年生の子どもたちは入学式が行われなかったということについて、この子どもたちは1年生の入学式してないよねと、それからこの質問に至ったわけです。

緊急事態宣言が行われてるときに、やはり市長も本当に市長になって、令和になって、それからこのコロナの問題があるので、私はよく分かりますけれども、筑紫地区内でも、入学式ではないけれども、日にち遅れでされた学校とか、そういうなのをちょっと私も知りましたので、どうして市長が、今回、太宰府ではそういうふうなのをしてくれなかったのかな。ちょうど来年、この子どもたちが6年生の卒業式やから、その入学式と一緒に、その分祝ってもらおうと思って、今回の質問になったわけです。入学式をされてなかったからどうのこうのと言ってるんじゃないくて、市長がもう少し工夫が欲しかったということを言いたかったんですよ。ほかの学校ではやはり入学式はしてませんよ、どこも。でもやっぱりその入学式みたいな工夫をしながら、1年生しか味わえない入学式みたいなものをしてくれてる学校が他市にはあるんですよ。それは言いませんけども、そういうふうな、市長がもう少し余裕がある市長だったら、その気持ち的にもそういうようなことをしてくれたんじゃないかなと思って、そう思って私はこの質問をさせていただきました。市長、この前一緒に入学式に行ったと思います。立派な入学式でした。6年生は本当にその入学式は覚えてないんですよ。全然分かってないんですよ。それについてどう思われますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まず申しますと、もう余裕がなかったと言われましたし、もちろん余裕はありませんでした、コロナ禍で大変な思いでありましたし、100点じゃなかったことはもちろんでありますし、私なりに最善の策という思いで頑張ってきたつもりなんですけども、ご指摘されれば、これは言い訳はできないと思っています。だからこそ、やはりもう一回信頼関係の好循環と言ってますけども、そのとき入学式がどういう形であったかもあるでしょうし、入学式のときにかかわらず、成人式のこともありましたし、給食がどうか、みんな班で食べられないとか、みんな一方向で食べていたとか、様々な本当に苦しい状況に、これは世界中だったわけなんですけども、経験したと。私もいろいろ個人的にもありましたが、とにかく100点ではなかったということは間違いありませんので、そうしたことも罪滅ぼしじゃないですが、いろいろなご指摘を真摯に受け止めて、その当時の子どもたち、もう既に大人になっているような方々も含めて、何かしら私で今の時点で何かサポートができるようなことがあれば、しっかりとやっていきたいなと思ったところであります。ありがとうございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） もう5年前に終わったことだからと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、自分が小学生の頃の入学式は覚えてないと思うんですけど、小学校の入学式、私も覚えてません。ですけども、写真とか、親御さんがいらっしゃる人たちは、そういうふうな写真もないところもあるんですよ。本当のことを言って。親がちゃんとしてたら、親が

きちんと近くの公園とかの桜のときにランドセルを背負って、この子の入学式って、もう入学式がないから、やっぱりいろいろ工夫して思い出をつくってあると思うんですけど、本当に親御さんがおられなくて、そういうふうな余裕もない家庭もあります。1年生の親も、初めて子どもが1年生で入学式も何もなかったと、点呼だけだろうと思うんですけど、名前を呼ばれて、はいと立ちますよね。そういうふうなものない子どもも、親御さんたちは後ろから写真を撮るのが楽しみやったんやなかろうかと。初めての第1子やたらなおさらのことですよ。そういうふうな子どもさんの、もう終わったことを私も本当は言い過ぎるかもしれませんが、そういうふうな親御さんやら、子どもさんが大きくなって、俺の小学校の入学式何もないねとなったときに、やっぱり思い出がないから、その分、卒業式できちんとした卒業式をちょっと、何ていうかな、言葉だけでもいいから、皆さんに言葉をちょっと与えてほしいなと思っております。

それと、水城小学校のことを言ったらいけませんけど、水城小学校は特に、新校舎ができて、運動会、いろんなことをできなかったんですよ。だから、入学式と関係ないかもしれませんが、特に水城小学校の子どもたちの6年生は本当にイベントとかも全然されてないから、入学式どころじゃなかったと思うんですけども、もう少しやっぱり工夫してもらいたかったなということのを思いました。

私のちょっと入手したところには、文部科学省のほうから通達があったと思うんですけど、令和2年2月25日、学校の卒業式、入学式等の開催に関する考え方について示しますので、関係各位におかれましては、ご一読をお願いしますという文書をちょっと私、入手させていただきました。この中には、やはり新型コロナで感染拡大を防ぐために重要な時期でありますので、イベントとかなんとかはあれしてくださいということだったんですけど、入学式と、そういうふうなことは自粛要請を行っているものじゃないということを書いておりますので、自粛しなさいとは言われてないんです。国のほうから。先ほど福岡県教育委員会からは、要請があつてそうしましたということですけど、そのところをちょっと説明できますか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おっしゃるように、5年前なり、あるいは教育長も理事もまだいませんでしたので、そういう立場じゃなかったもので、私から答えます。

もう本当に先ほど来申しましたように、100点どころか30点かもしれませんし、20点だったかもしれませんし、本当に決して私は言い訳はしないつもりであります。一方で、当時、本当に痛切に感じたのは、最近もそうですけど、やっぱり国なり県なりが、振込なども今回また出てきそうですけども、すぐ決めるのは簡単かもしれませんが、やるのは全部市町村だったりするわけですね。強制じゃないと、自粛しろとは言っていないと言いながら、結局、市民の方から心配だと、もしくはやってくれと言われて、間に挟まれるのは市町村ですから、私なり職員だったわけですから、そういう中でどういう形でやるべきか、成人式なんかも学校ごとに行ってみたり、朝と昼、午後と分けたりとか。結局、本当に痛切に思ったのは、やっぱり国なり

県なりが結局はいろいろ言うけども、逃げますけども、やっぱり市町村に、最終的には市民は言ってこられる、そういう立場、役割ですから、本当に苦しい状況もありましたが、しかし、それでもなお、それも一つのやりがいと思って、何かしら決めてやってきたわけですから、それに対して何かご指摘があることは真摯に受け止めなければいけませんし、そういう意味ではいろいろな今さら言っても始まらないこともいっぱいありますけども、やっぱり国・県ももう少し、一人一人の国民でもあるわけですから、県民でもあるわけですから、市民のことも考えて、市町村のことも考えて、もう少し本当の意味で真摯にいろいろな指示なり、指導なり、様々な決定をしてもらいたいということも、せっかくの機会ですからお伝えをしておきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 本当に市長をあれしてるんじゃないですよ。市長が今までのとおりでもいいですけど、やはりもう少し何事も工夫、自分の意見じゃなくて、執行部の意見も聞いたり、学校教育のほうも聞いて、いろんな意見を聞いて判断するのは市長だと思います。それを市長の考えでぼつと言うのは、ちょっと私は何事かと思いますので、今後も入学式じゃなくて災害が起きるかもしれません。もう何かで何もできないときもあるんです。そういうふうなのはもう理由がきちんと分かってますけど、今回は入学式が、他市では入学式というものはなかったけれども、工夫しながら入学式みたいなものをしてある、そういうふうなことの学校があるということを私はここで言いたかったし、今後も市長はそういうふうになにかがあったときには、何度も言うようですけど、教育委員会、そういうふうなところの意見をやはり聞いてもらって、国・県の話は先ほど言われましたからいいですけども、市の執行部の意見を本当に聞いていただいて、いろんなイベントを催ししていただくようお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで14時20分まで休憩します。

休憩 午後2時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時20分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村彰人議員から、一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付いたしておりますので、お知らせいたします。

7番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔7番 木村彰人議員 登壇〕

○7番（木村彰人議員） それでは、通告に従い、2件質問いたします。

最初に、第3期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（新戦略）の策定過程についてです。

市政運営の指針となる総合戦略が改訂され、令和7年度より第3期総合戦略（新戦略）に基づく市政運営が始まりました。地方版総合戦略は、国が掲げる「地方創生2.0」を踏まえて、地方自治体が独自に策定するよう努めるものです。

本市では、総合計画を策定していないため、代わって、総合戦略が各種基本計画の上位に位置づけられています。そのため、総合戦略の内容については、より慎重かつ厳正に確認する必要がありますと考えます。

そこで、新戦略の策定過程に関して、3点伺います。

1 項目め、パブリック・コメントの実施状況と、市民から寄せられた意見がどのように新戦略に反映されたのでしょうか。

第2期戦略と同様に、パブリック・コメントが唯一の「市民参画」の機会となり、非常に残念に思います。せめて、寄せられた市民の意見が反映されていることを期待しますが、いかがだったのでしょうか。

2 項目め、新戦略の策定過程において、議会での審議が行われなかったことに関して、市長の見解を伺います。

国が示す「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」には、「議会においても、総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要である」と明記されています。これは、総合戦略の策定及び推進に当たって、市長・執行部と議会が車の両輪として連携することが、何より重要であるという趣旨と受け止めていますが、市長のご見解を伺います。

3 項目め、完成した新戦略の市民への公表状況と、今後の情報発信について。

戦略の策定段階における「市民参画」と並んで、市民への説明責任を果たすためには、新戦略の内容を広く市民に公表することが重要です。とりわけ、策定過程において「市民参画」の機会がほとんどなかった今回の新戦略については、策定後に丁寧な説明と、積極的な情報発信を行うことで、その信頼性を回復する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、2 件目は、第3期総合戦略（新戦略）に定める施策の実効性についてです。

総合戦略を計画的かつ効果的に推進するためには、盛り込まれた政策ごとに、戦略期間である5年間の目標を設定することが適切とされています。また、目標の達成度を検証するには、適切な定量的KPI（重要業績評価指標）を設定し、定期的に進捗を検証し、必要に応じて改善策を講じることが必要です。こうした観点からも、新戦略には実効性の確保が不可欠であると考えます。

そこで、検証モデルとして、施策「ニューだざいふ型市街地の活性化」に掲げられた「西鉄五条駅周辺の整備促進等事業の推進」を一例に取り上げ、以下の2点について伺います。

1 項目め、整備促進等事業に含まれる具体的な事業の内容について。

西鉄五条駅周辺を活性化させるための取組（アウトプット）として、具体的にどのような事業を計画しているのか。

2 項目め、当該事業に設定されたアウトプット（取組）と、それにより見込まれるアウトカム（便益）の内容について。

新戦略の実効性を確保する上で、設定されたアウトプットとアウトカムの内容は適切でしょうか。

以上。2 件について、お伺いします。再質問は、議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 1 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、第 3 期総合戦略の策定に当たり、広く市民に意見を求め、市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への積極的な参画を推進するため、第 3 期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）に関するパブリック・コメントを実施しております。

同素案に対する意見募集につきましては、令和 7 年 2 月 14 日から 3 月 16 日の 30 日間、市ホームページに加え、市内公共施設 13 か所において素案を公表し、意見を募集しております。

その結果、7 人の方から計 21 件の貴重な意見をいただいたところであります。いただいた意見の内訳ですが、総合戦略全体に関するものが 6 件、総合戦略の施策・事業に関するものが 8 件、総合戦略の K P I に関するものが 1 件、その他市政全般への要望等が 6 件であります。

これらいただいた意見の内容と、市の考え方・対応等につきましては、市ホームページにて全件を公表し、策定に関する透明性の確保を図っているところであります。

いただいた意見を受け、具体的に素案を修正し、第 3 期総合戦略に反映したものとしましては、「子どもをまんなかとした子育て・教育環境の充実」施策の「子育てしやすい環境整備と子育て支援事業の拡充」事業に関して、「結婚」に関する項目が欠けているとの意見に対応し、結婚支援の充実を図る旨を盛り込みました。また、「歳出入一体の行財政改革」施策の「ネーミングライツ制度の検討」事業に関して、令和 11 年度の目標導入施設数を 2 か所に設定していたところ、5 か所へのチャレンジをするべきとのご意見に対応し、ご意見どおりの 5 か所に上方修正いたしました。

これら以外の意見につきましても、関係する部署で情報を共有しており、しっかりと今後の市政運営に反映させてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2 項目についてですが、第 3 期総合戦略では、第 2 期の四つの構想と戦略を維持しつつ、令和 6 年度・7 年度施政方針で触れておりました市政積年の、もしくは社会先進的な課題解決に踏み出すための五つの重点を追加し、そのうち危機管理の徹底強化、子どもまんなかの施策展開、市民と交流人口・関係人口の相互発展を三つの柱、新しい公共をテーマとした仕組みづくり、歳出入一体改革の推進を二つの底流とし、それらを有機的に組み合わせた取組を進めてまいります。

議員の皆様へは、本年 2 月の議会連絡会において、第 3 期総合戦略の素案をお示しした上で、パブリック・コメント実施について報告をさせていただきました。また、パブリック・コメン

トの実施後の4月には、第3期総合戦略の策定について、同様に議会連絡会にてご報告をさせていただいたほか、これまでも議会一般質問や施政方針などを通じ、累次にわたり説明を行ってまいりました。

そのほか、決算時期には総合戦略をベースに策定し、議会に提出しております施策評価などを用いて、効果検証も行っているところでございます。

策定に当たっては、人口動向や地域特性に関する分析、産官学金労言士民各界の有識者を委員とした太宰府市総合戦略推進委員会での議論などを踏まえ、本市の解決すべき課題や具体的な取組、施策の検討を行っております。また、広く市民の意見を取り入れるため、パブリック・コメントでいただいた意見のほか、議会一般質問等でいただきましたご意見等も踏まえ、総合戦略(素案)の修正を行い、3月28日開催の総合戦略推進委員会に諮り、承認をいただいたところであります。議員ご指摘のとおり、総合戦略に限らず、市政運営に関しては、議会と執行部が車の両輪となって推進することは当然重要でございます。今後もさらなる連携の下、推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に、3項目についてですが、第3期総合戦略策定に関しての市民参画について、内閣府の地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引にある住民、産官学金労言士の参画と推進組織を踏まえ、市内在住者や市内で事業を展開する方をはじめとする19名から成る総合戦略推進委員会でのご意見及び関係部署にて策定した各事業などの内容を、庁内の会議にて精査するなどし、素案を策定した後、パブリック・コメントを実施するなど、広く市民の皆様のご意見をいただいたところであります。

また、議員の皆様へは、先述のとおり累次にわたり説明を行ってまいりました。

このように、幅広く市民の皆様のご意見をお伺いし、策定に至るまでのプロセスを重視するスタンスは保ちつつ、第3期総合戦略を策定したところであります。

市民の皆様への公表といたしましては、まず、策定直後の本年4月上旬に市ホームページへ全文を掲載しているところです。今後は、広報だざいふなどで第3期総合戦略の概要等を掲載する予定としております。これ以外にも機会を捉え、市民の皆様への分かりやすい情報発信を心がけてまいります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 今回、私のテーマは総合戦略。偶然ですけども、私以外にも2名の議員が総合戦略について、明日、質問されますので、私たち議会議員としてもこれは非常に注目しとるテーマでございます。まず、皆さんにお配りしてます資料からご説明いたします。

まずこれ、まず、上段と下段に分かれてます。上段が総合計画と総合戦略の現状についてです。横軸に年度を取っておりまして、総合計画と総合戦略の計画期間を矢印の幅で示しています。令和2年度に総合計画が終了し、令和3年度から総合戦略のみで市政運営を開始。今回の令和7年度以降も総合戦略のみで市政運営を継続することになりました。ちょっと残念です。下段のほう、下段の部分は総合戦略の位置づけについてです。総合戦略は、本市の個別計画の

上位計画に位置づけられています。個別計画は、総合戦略が描くビジョンや方針と整合性がなくてはなりませんので、当たり前と言えども、それだけ重要な計画であるわけです。ちなみに、令和2年度以前は、議会が議決した総合計画が上位計画でしたが、本市は総合計画の策定をやめてしまいました。

今回の一般質問で私がお聞きしたいことはここに書いてあります。議会の議決がない総合戦略は、産官学金労言士の多様な意見を取り入れて、それこそ市民参画で策定されたのかというところ、これがポイントで、それでは、この資料を参照しながら質問を進めたいと思います。

まず、1件目の質問の1項目め、パブリック・コメントの実施状況と市民から寄せられた意見がどのように新戦略に反映されたのかということですよ。

まず、パブリック・コメントの数なんですけれども、7人の方から21件の貴重なご意見、確かにそうです。しかしながら、これは先ほどご説明しましたとおり、総合戦略というのは、各計画の一番上に値するもので、非常に重要なもの。それにしては、7人から21件の貴重な意見です。けれども、少な過ぎはしませんか。これについて、市長のご見解をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） そうですね、何と申しますか、これだけじゃないんですけど、やっぱりパブリック・コメント、基本的にはそこまで多くありませんし、同じ方がかなり重複して出されるケースが多いなということが率直な実感で、もちろん多くて建設的な意見があれば、我々としても大変ありがたいわけでありますから、そういう意味では何かしら工夫もしなければいけないかもしれません。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） それこそ総合計画があった時代、総合計画の後期基本計画、その改定の際に、私たち議員ちょっと関係したんですけど、そのときは、たしか説明会というのをやりました。それによって、かなり市民に対して、総合計画自体はなかなか認知度が低いという認識ではあるんですけども、せめて市民に対して、まず説明をして、それに対してご意見を求めるという市役所の姿勢があったんですけど、今回は、市内の各所に素案を配置するだけと、説明はなしと、あとはご自由に読んでご意見を頂戴しますという形なんですよ。これだけ大きな重要な計画だけではなくてどれもそうですよね。各担当課の基本計画も同じ形です。でも、これについてはちょっと違うんだと思いますけどね。昔のように、総合計画があった時代のように、まずは市民に対してしっかり説明して、理解していただいた上で、意見をいただくということはできなかったんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） できるかできないかといえばもう当然できるわけでありまして、できなかったということにならざるを得ないわけではありますが、要は、私もこれまでもこうした場で何度も申してきましたけども、まず、1期目はやはり公約を大きな注目もいただいて、期待もいただいて、その公約の下に総合戦略、第2期の総合戦略をつくらせていただきまして、

そして、2件目の選挙の際には、その総合戦略を基に公約を逆に言うをつくって、ここまで至って、そして、たまたまですけども、任期が残り1年を切った時点で、次の切れ目ない総合戦略3期目、第3期をつくることになったわけで、ですから、そうした意味では、基本的には第2期の総合戦略を踏襲しつつ、ここ近年の施政方針で訴えてきた課題解決のテーマなどを基につくったということが偽らざるところであります。

ですので、ある意味、ご指摘のとおり、次の任期の際に、新たに総合計画なり、また、新たな何かしっかりと市民の方も巻き込んで、当然選挙がある際は、そうしたことを議論、巻き込まれて、またあるでしょうから、あるべきですし、そうしたことも考えて、新たな次の市長任期の際に、総合計画なり何かがつくられるということも、決して私が否定するわけではありませんし、ただ、私自身はある意味短期的な期待の中で、混乱を脱却する成長戦略を実現する税収なり、そうしたものを予算規模になるよう上げていく。そうした中でやってきた、ある意味短期集中的にやってきたという思いもありますので、現時点ではこうしたつくり方も一つの方策であったかなと思っています。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ちょっと残念でしたね。先ほども述べましたとおり、もう第3期総合戦略出来上がっておりますんでね。これ、これからの丁寧な説明と積極的な情報発信を行うことで、この戦略の信頼性を回復するという必要が私はあると思います。

そこで、先ほどのちょっとパブリック・コメントに戻りますね。パブリック・コメント、7人から21件のご意見があったと、私も確認しました。その中で、2点ほどちょっと私引っかけたところがありまして、その提案と市の回答についてちょっとご意見いただこうと思います。

まず、パブコメに寄せられた市民の意見その1です。

総合計画がない太宰府市は、総合戦略を総合計画として運用していますが、国の策定の手引では、総合戦略は単独で策定することが適切とされています。一緒にしちゃうくないよという話ですね。全国のほとんどの自治体で条例を下に総合計画を策定しているんですが、本市においても、太宰府市自治基本条例第18条に基づき、早急に第6次総合計画を策定すべきですというご提案です。

それに対して、太宰府市の回答としては、地方自治法の改正により、総合計画を策定する義務がなくなりましたとだけなんです。確かにそのとおり、そのとおりですけども、この提案書の後半部分ですよ。提案者は、本市の自治基本条例に、総合計画の策定意味が明記されていると。それについてはしっかりその条例に従ってないんじゃないかということなんですけども、それはホームページ、パブコメのホームページの公表のところには、後半部分に対する答えがないんですよ。

そこで、提案者に代わってその答えを求めます。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ですので、先ほども申しましたけれども、いわゆる何といいますか、ちょっ

とすみません、質問にきっちりとした答えにならないかもしれませんが、総合計画を新たに近々つくることを決して否定しているわけではもちろんありません。先ほど来申してますように、私にまずは与えられた役割・使命として、短中期的に様々なやはり太宰府のあるものを生かして、コロナ禍などもありましたけども、先ほど来ありましたけども、そうしたことも乗り越えて、給食なども実現して、これまで私に与えられたミッションについては、こういう形である種緊急的にやってきた。そうした中で、総合戦略も選挙で皆さんに選んでいただいた中身をしっかりと実現し、結果もある程度出してきた。そういうことであるつもりでありますけれども、ただ、何度も申しますように、今後、様々な条例なり、こうした法律の趣旨なども勘案した上で、議員の方、市民の方を巻き込んで、新たな太宰府の計画をつくり上げていくことを決して否定しているわけではありませんし、それが皆さんのご意向であるなら、そういうことをやっていくことも必要なことだろうと私も思うところであります。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 将来的には総合計画ということに踏み込むかもしれないというお答えでしたね。

そこで、では、将来的な話じゃなくて、今の話ですよ。今は総合計画ありませんので、総合戦略だけです。総合戦略について評価しなきゃいけないんですけど、ちょっと遡りますね。自治基本条例審議会というのがありました。そこで、要するに総合計画をつくらないのは条例違反じゃないかというふうな形でね、そのときの審議会の会長、副会長、九大の嶋田先生と和泉先生から回答を求められました。それに対して、そのときは総務部理事の村田さん、総務省から来ていらっしゃった方です。総務省から来てらっしゃったんで、地方自治は詳しいです。しかしながら、この2人の会長、副会長の質問に対して、回答を保留したんですよ。それに対して、村田さんは総務省に帰られたんで、宿題がここに残ってるわけです。回答は短くていいですよ。これ審議会の会長、副会長、嶋田先生と和泉先生に対して、そのときの宿題の回答をしたかどうか、したかしないかだけでいいです。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 少なくとも私からそれをしたという事実はありませんし、村田理事も総務省から来ましたが、総務省出身者ですから地方自治の専門家ではなかったわけでありましてけれども、そういうことも含めて、当時の時点では、我々として考えるべき答えをしていましたけれども、その後、私が何か直接的にお二人と話をしたということはありません。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 我が市の自治基本条例の審議会の会長、副会長に対して非常に失礼だと思います。私もそのとき、短い期間でしたが、審議会の委員をしてました。私ももう1人、神武議員、この2人、私たちは、まだこの問題、終わってないと思ってます。まだずっと引きずっていると思ってます。非常に遺憾に思っていると思います。

二つ目の市民の意見。戦略の策定の手引には、議会による議論と十分な審議を求めているも

の、太宰府市議会において十分な審議がなされていません。私もそう思います。今回の私の1件目の2項目め、これなんですけど、その回答として、これ市役所の回答です。総合戦略については、市議会一般質問などで議論を行っていますということです。あくびをしてる場合じゃないです。

そこで、私の質問ですよ、これからね。総合戦略の内容について、市議会の一般質問などで議論を行った記憶がないのですが、私、ないです。私自身もないのですが、ほかの議員の議論も聞いたことがないんですね。この総合戦略について。先ほどご回答でありましたね。本年2月の議会連絡会において、第3期総合戦略の素案を示したと。別に議論してるわけではない。そのときは質疑ありませんでした。それはパブコメでやってくださいという話だったので、そういったパブコメの報告をいただきました。パブコメが終わった後も、そのパブコメの状況を議会に対して説明したと。これ議論じゃないですよ。いかがですか。回答については、市議会でも議論やったって書いてあるんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） あくびに見えたらすみません、深呼吸をしたつもりだったんですけどとか政治家的に言ったらいけないので、見えたら申し訳ありません。

そうした中で、議論、もちろん今も議論しているわけですし、これまでも総合戦略の中身なり、私の公約の中身なり、こういうものはこの場でもかなりやってきたつもりでありますし、議会連絡会なども、かつてなかったものですが、そうした場でできるだけ丁寧に、毎月、議員の皆様にもお耳に入れようということやってきまして、そういうときにご意見いただいたことも、私ももちろん報告も受けておりますし、そういう意味では決して議論を阻害してきたわけではないわけであるつもりですが、ただ一方で、何度も申されるように、総合戦略というもので本当にいいのか、総合計画というものを市民参加の下、議員参加の下で議決もあって、つくるということを決して否定しているわけではありません。私が在任中の一つの緊急的なやり方として様々課題も多かったですし、コロナなどありましたので、そうした中で、私なりにこういう方法を選択したということに尽きるわけであります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） これは内容についてどっちが正しいかじゃなくて、議会としては審議してないのが正しいです。そこで、市のホームページ、パブコメの公表、その部分は、市の回答の部分、議会とは審議、議論を行っていませんと書くべきだと思います。

次、本市の総合戦略は、議会による議決と審議の議決がないわけなんです。議決は必須ではないことは分かっています。

そこで質問ですけども、新戦略を作成する過程で、その内容に関して適切な検証とチェックはされたのか。どのタイミングで、誰によってチェックしたのか。お答えください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 今回の策定に当たりましてですが、まずは第2期総合

戦略の総括のほうを行っております。こちらにつきましては、庁内関係部署から作成した各事業などの内容を精査し、取りまとめ、昨年8月に開催しました第2回のまちづくりビジョン会議において議題として審議いただくなど、行ってきたというところになります。

その結果、第2期総合戦略は四つの基本目標と31の施策、84の事業から構成されておりましたが、今回はさらに事業のほう等が増えておるといような形になっております。

また、今回、策定に当たりまして、ビジョン会議につきましては全5回開催しておるところでございます。そちら、会議を開催していない間も、メール等で様々なご意見のほうをいただいて、そちらを踏まえた上で、今回、策定に至ったというところ。産官学金労言士、あと住民の方もご参加いただいて、例えば、市民の方につきましては、自治基本条例の第3条における市民の定義としては、市内在住者4名の方、市内事業所に勤務する方1名の方、市内で事業活動する方6名の方、計11名の方が市民になりますので、11名の市民かつ専門的なご意見を踏まえた上で策定のほうを行ったところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） そもそも素案の作成の部分にちょっと戻らせてください。国の手引、地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引きに準拠して策定したのかというところなんですけれども、これ準拠して策定したんですね。そもそもまず素案の策定なんです、それは市役所職員がつくったという話ですかね。それちょっと確認。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 今回の策定に当たりましては、まず庁内のほうでももちろん総括のほうも行いつつ、その総括をビジョン会議のほうでもご審議のほうをいただいたところでございます。それを踏まえて、第3期に向けて素案等もまた庁内のほうでも作成し、ビジョン会議の皆様のご意見等も踏まえつつ、素案として固めていったというような流れになります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ここが大事なところでね、手引には、この産官学金労言士、多様な主体の参画によってまずつくるとなってます。本市の場合は、まちづくりビジョン会議の産官学金労言士の皆さんに5回、たった5回だと思いますよ。たった5回で意見をいただいたところで、素案に意見をいただいた。素案自体はこの方たち直接関わってないわけですね。素案を読んだところでのご意見をただけですので、そもそものつくる部分、最初からこれ関わっていかなくちゃいけないというふうに私は読みますけれども、この多様な有識者の方たちに意見をもらうだけでいいんでしょうかね。ご見解をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろん意見をもらうだけでももちろんないんですけども、ただ、私も7年半本当にたつて、素案を自分でつくるわけにもなかなかいきませんし、委員の方につくってもらうということもなかなか、それぞれ皆さん本業があらわれるわけですから、そういう意味では

役所の担当のほうで、役所全体で集約をしながら素案をつくるということはもちろんあり得るべしですし、実際、事実上それが一番確実なというか、普通のやり方かもしれませんが、ただ一番大事なことは、その素案づくりは決して職員が勝手に、もしくは僕が勝手に指示をしてつくったということではなくて、選挙で選ばれた際の公約をベースにしているし、かつての総合戦略なりをベースにもして、今回の総合戦略でありますので、急に何か新しい突拍子もない素案が出てきたわけではないということは、まずはご理解をいただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 国の反省点、私確認しました。前回の総合戦略、国の反省点ですよ。国がどういうふうに反省してるかといったら、国が行ったこれまでの反省として、まず、産官学金労言士、多様な方たちの意見を聞くにとどまり、聞くにとどまっただけ。まさに私たち、我が市の総合戦略、聞くにとどまってませんか。生かしたというんですけど、そもそもこういう人たちがワーキンググループとして関わってくれと、2.0は言ってるんだと思います。国が失敗したという反省点、まさに今回も聞くにとどまりですよ。これだけの有識者の方もっていないですよ。たった5回の会議で意見をもらうだけじゃです。これについてはいかがですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 要は、国が反省したということは改めて聞きましたけれども、国は本当に反省してほしいですね、私は、はっきり言って。要は人口も減ってるし、子どもたちも減ってるし、東京一極集中がさらに進んだということで反省してるわけですよ、多分。本当にそのとおりですから、それ全然、是正どころかもっとひどくなってますから。でも、本市は中でも、善戦はしているとも言えると思ってまして、自立持続可能性自治体の65自治体に入り、そのうちの中の22自治体に入ってるわけですから。国が全体としてはそうなったかもしれませんが、太宰府市としては、そうした結果も出てきたし、東京一極集中にある意味抗って、地元の中でも様々な関わり得る方からいろいろな意見をいただきながら、もちろん会議のときだけじゃありません、ふだんから私も連絡を取り合い、いろいろな場でお会いして、いろいろな提案なり参画をしてもらってるという意味では、結果は少なくとも出てきたという自負はあります。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 私、でき得る限りこのまちづくりビジョン会議に傍聴させていただきました。傍聴いたしましたが、実際のところ、会議の開催回数が少な過ぎると思います。これだけでどれだけの審議ができたのか、非常に心配です。

もう一つ、委員の発言はまず少なく、産官学金労言士、専門分野からの発言がなかったと思いますね。あくまで個人的な発言、私聞いたところですね、そうだと思います。あくまで高いところからご意見いただくというよりも、ワーキンググループとして機能してなかったんじゃないかと私は思ってます。これは私の感想です。

もう一つ、策定の手引には、ポイント二つ目が、幅広い層の市民の市民参画です。総合戦略

の策定過程において幅広い市民による、幅広いというのはいろんな意味ですよね。職業でもあるし、男女、あと年齢もありますよね。幅広い市民による市民参画で策定されたのか、お答えください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もう本当に、先ほど原田議員のときも言いましたけど、今回、言い訳はできるだけしたくないですし、私、事実を述べたいと思ってますけども、要はコロナのときもそうですけど、さっきの入学式もそうですけど、開いても怒られるし、開かなかったでも怒られたんですよ。もう正解がないからですね。でも、それでも決定しなきゃいけない。私はもう本当に責任を、首をかけてやってきたという思いはあります。

今回のことも、私自身とにかく選挙もありましたし、無投票でもありましたけども、とにかく日々ダイレクトメールなり、市民からのお会いする中で、いろいろなイベント出る中で、日々、市民の方の様々なご意見を聞いて、総合戦略の素案なり、作成なり、そういうことに職員に指示をしたり、私が意見をしたり、そういうことも本当に日々一分一秒無駄にせずやってきたつもりですので、そういう意味では、あらゆる意味で市民の、できるだけ多くの方の市民の声を、そして、この市にとって重要なことを、市のため市民のためにやってきた中での総合戦略の中身という思いはありまして、そうした中で、最終的に委員の方のもちろん意見なり、様々な実績なり、会議の回数なり会議の場だけではなくて、ふだんからそういう方々からも、様々なお知恵をいただいているということで、つくり上げてきたということだけはご理解をいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 今までお話を伺ってきて、私の結論です。国の策定の手引に準拠していないんじゃないかなと私は結論づけます。

まず一つ目、産官学金労言士、専門分野の方、その専門分野からの発言が乏しいというところで、多様なメンバーの多様な意見を生かすことができていないと私は思います。

2点目、幅広い市民による市民参画にはなっていないと思います。

3点目、議会による審査と議決もないままに第3期総合戦略が策定されたことが明らかになったと私は思います。

そこで質問なんですけども、ちょっと大きくお話を伺いますけれども、この総合戦略の出来、私はちょっと心配しておるんですけども、市長はこれでばっちりと思っていらっしゃるかもしれません。どっちでもいいんですけどね。策定された総合戦略の内容についての責任の所在ですよね。例えば、市民参画でつくった、もしくは議会が議決したということであれば、市民にも責任があるわけ。議決したということであれば、私たちにも責任があります。今回は、市民参画としても、これ私の感覚ですよ、これ市民参加もちょっと弱い。ましてや、議会の審議も議決もないところで、これってこの内容についての責任の所在はどこにあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 今日ずっと申してますけど、もちろん最終的に私にあります。全ての結果、全ての中身も含めて、私自身、市政に関わることは全て責任持ってやってきたところでありますので。ただ、私も任期も限りありますから、この任期中の、まずは中で一生懸命、第3期の総合戦略もつくりましたが、これはもう本当に古今東西、世界中見ても、選挙で新たな市長が選ばれて、そのときの公約が直近の民意だとすれば、総合戦略をつくり変えることだってできるはずですから、国のほうだって総理が変わったから、今までの反省を何か言って、新たなつくり方2.0と言ったんですかね。でも結局そういうことだってありますから、それが今いい悪いはあるでしょうけども。ですから、まずはこの任期中のこの総合戦略で、しかし、これはもう2期総合戦略とそう大きく変わりませんし、施政方針と大きく変わりませんので、私のこの4年の任期の中で、私が職員とともに、市民の皆さんと議会の皆さんとともにやってきて、説明してきたことをやり続けているということが正確なところだろうと思います。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ちょっと強い言い方でしたね。責任の所在はどこにあるか、ちょっと嫌な感じでしたね。けどこれ、市長はよく言われますね、私が責任を取ると。責任取るって、1人で背負う必要は僕はないと思うんですよ。もう一つ市長がよく言われる、新しい公共という話ですよ。それはもう行政、首長だけじゃ厳しいところをみんなでやっていこうという話です。総合戦略についても、総合戦略だけじゃないです。今日、午前中の神武議員の質問の中で、中小企業振興条例、これもそうですよね。これも、議会も1枚かませていただけたらよかったんじゃないですか。そうすると、市長一人だけで背負うことはないです。議会も責任を持ちます。そこで市民参画もいただければ、市民の責任があるわけですよ。これからそういう形でやっていかないと重た過ぎるでしょう、荷物が。私たちにも重荷を背負わせてくださいよという意味です。

そこで、今からできたばかりの総合戦略の変更、修正というのを言うのはちょっと早いんですけどね。これってちょっと気になるところで、私もちょっと改良すべきところあるような気がします。この中でね。そこで、今回策定した第3期総合戦略をたたき台にして、もうたたくのかという形、たたき台にして、総合戦略の見直しを徐々に始めるような意識があるのかなというところです。

具体的には、本当の産官学金労言士の多様なメンバーのワーキンググループですよ。多分ご意見をいただくだけでなく、実際にワーキンググループとして働いてもらう。そうすると今のメンバーじゃないかもしれませんよね、恐らくね。

もう一つ、本当の幅広い市民の市民参画。これなかなか時間と労力がかかります。市民参画で大きな会議体でいろんな意見を出し合って、それをまとめていくという作業はすごく面倒くさいんですけども、これやってみたらどうかなと思います。そのたたき台として、この第3期総合戦略が使えるんじゃないかなと思ってます。策定の手引に準拠した本物の総合戦略5か年計画を見直し、修正する、これからの予定はどうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 責任の話はありましたけど、具体的に言ってまた物議を醸しますけど、例えば、玉木代表が山尾さんの公認の決定なんかを取り消して、自分も責任を感じるといって何も責任取ってませんから、もうあんなの許せません、私は。私はそういうことじゃなくて、本当の意味で何かしら自分自身失敗があったと思ったら、本当に辞職をすべきだと思いますし、責任を取るべきだろうと思ってるということはぜひご理解いただきたいんですが、その上で、先ほど来ありましたように、何度も言いますように、決してこの今までのやり方がよかったと思ってませんが、例えば仮に、私が次の3期目に出るとすれば、この総合戦略を一つベースにしながらも、次の総合計画のつくり方について、例えば、こういう会議体をつくって何かやっていくみたいなことを選挙で問うて、その負託を得られれば、そうしたことをつくって、総合計画をつくるという順番というのは、政治家としてよくある、よくあるというかやるべきことだろうと思いますけども、それを僕がやるかどうかは今自問自答しているところですけど、いずれにしてもまだつくったばかりですから、それを私の任期中に、いたずらに急にまた見直しを図るとか、やり方を変えるとか、そういうこともそれはそれで無責任ですから、私の任期中の今の時点でやるということではないと思っています。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 何かいい感じですね。ちょっとうれしくなりました。

この見直しの最後なんですけど、もちろん最後の仕上げですよ。どういう形で見直しするかはまた先のことで分かりますけれども、最後の仕上げとして、議会による審議と議決を行うべきと私ずっと思いますけど。市長だけ計画戦略の責任を負うんじゃなくて、議会も一緒に背負うという意味で、議会による審議と議決を行う勇気はありますか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ですから勇気というか、現時点ではそういう形を取ってませんけども、そのやり方を決して否定しているわけではないし、やっぱり時期によって、もしくは選挙の結果などによって、新たな計画のつくり方なり、議決をすべきか否かなど、そういうことは当然市民の意向によって変わるべきものだろうともちろん思ってます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） これで1 件目を終わります。

2 件目をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは、2 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、第3 期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、「市街地の活性化」は重要な施策として位置づけており、特に西鉄五条駅周辺の活性化につきましては、いきいき情報センターなどの公共施設や鉄道駅の在り方、駅周辺環境なども含め、本市にとって極めて重要な拠点として位置づけてまいりました。

既に本市は、自立持続可能性自治体として全国上位1%にも入る持続性を認定されてはおりますが、こうした経過も踏まえ、今後さらに多様に変化するニーズや社会問題、深刻化する人口減少、少子高齢化などに対応するため、持続可能で安心・安全な都市構造への転換を図ることが必要との認識の下、住宅、医療、福祉、商業、その他居住に関する施設の立地の適正化を図るため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定に向けた検討を進めております。

立地適正化計画の素案では、西鉄五条駅周辺地区を本市の活力とにぎわい機能を向上させる中心拠点として位置づけ、市街地の土地の合理的かつ健全な利用と公共施設の整備や都市機能の更新など、住まう人と訪れる人の利便性やにぎわいの向上に資する都市機能の誘導や居住環境の形成を図るとともに、全世代交流の居場所づくりを創出するなど、周辺地域から拠点への交通アクセス性を高めるため、道路、踏切、交差点等の改良及び整備等、多様化する市民ニーズに応えつつ、持続可能な行政運営を堅持するため、複数の事業を通じて検討することとしており、活用が想定される事業、制度等についても多数お示ししているところであります。

また、当該計画の素案につきましては、市民の皆様をはじめ本市に納税いただく方々から幅広くご意見をいただけるようパブリック・コメントを実施しており、今後、内容を精査した上で都市計画審議会を開催し、各委員からのご意見を賜り、今年度中の計画策定に向け取組を進めております。

今年度は、「市街地の活性化」に向け、交流人口・関係人口による経済税収効果を高めるべく、五条駅をはじめとする公共施設の再編についての調査を重ねるとともに、現在の都市計画マスタープランと策定中の立地適正化計画及び関連計画との整合・連携や都市計画に対する市民意向等の実態把握を行うこととしており、ニューだざいふ的な観点で様々な事業の具体化に向けて検討を進めてまいります。

次に、2項目めについてですが、第3期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、これまでの議論や検討を生かしつつ、五条駅周辺等に立地する公共施設の再編を含めた課題解決に向けた調査を進め、持続可能な都市構造への転換を図り、「コンパクトなまちづくり」を実現するため、事業への着手、推進していくことをお示ししているところでございます。

今後、様々な事業手法、組合せなどが考えられますが、観光客、参拝客があふれる西鉄太宰府駅とターミナル駅の二日市駅の間の駅周辺というメリットも生かしながら、多様化するニーズに応えつつ、持続可能なまちづくりを目指し、さらなる活性化、快適な住環境の向上につなげてまいります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ありがとうございます。

様々な事業があるということで、全て私今把握し切れなかったです。箇条書的な形で言っていたら非常に分かりやすかったんですけど、総合戦略の施策7、もしくは11に、ニューだざいふ型市街地の活性化という形でこれをお示しいただいてます。明日の舩越議員もこの内

容について深く質問されると思いますけど、私はもう制度的な話でお話を聞こうと思います。

そこで、今伺った整備促進等事業に含まれる具体的な事業、いっぱいあるんですけども、この総合戦略に書いてあるアウトプットのところ、西鉄五条駅周辺の活性化に向けた事業の推進とざっくり一くくりにしてありますけれども、ここに今ご説明、ご回答ありました事業が並んでくるといふふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 今、議員さんからもご指摘がございましたが、立地適正化計画素案においても様々な事業などをお示ししているところでございます。計画策定に向けて、現在、注力しておりますが、五条駅周辺エリアのいきいき情報センターなど公共施設の再編検討に向けた調査を行う予定でございまして、調査による検討などを踏まえまして、公共施設や民間施設を含めた都市機能の充実や強化についてさらに検討を進めていきたいと、深めていきたいと考えており、関連施設や道路などの交通環境につきましても、今後の見通しや財源なども勘案しながら検討する必要があると考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 引き続きこの関係です。西鉄五条駅周辺の活性化に向けた事業の推進について、まず、基準値、未着手と書いてますよ。全て未着手ですか。目標値、目標値が着手です。簡単ですよこれね。あまたある事業の一つでも着手して、着手すれば目標達成というふうになっちゃうんですけども、この表現の仕方はどうでしょう。これ市長にお答え願います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 本当に先ほど来ありましたように、何か修正が今できるとすればちょっと考えたいぐらいのところではあるんですけども、確かに未着手、着手という表現自体がいささか乱暴だったというか、逆に言うと、木村議員からすると、着手すればもう達成ということのようには言われましたが、私からすると、全く未着手だったのかと、今までとという意味で、全然おかしかったなと思ってまして、要は、ですからそういう意味でも未着手、着手も少し正確ではありませんで、これまで議論もしてきましたし、様々なご提案もいただいてきましたし、様々なこと、今年度も課題解決調査もしますので、決して未着手でもないし、そこは着手、そういうことしてれば大丈夫でしょうということではなくて、やっぱり結果が出なければいけませんので、市民にとって、市にとっていい形で最終的にゴールが完成しなければできませんので、そういう意味ではちょっと表現として少し考え直したいところの一つではあります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） その事業の達成によって得られる効果のほう、アウトカムと書いてあります。アウトカムの内容が、市民意識調査、都市基盤が整備され快適な住環境であると思う人の割合、現在基準値74.8%が80%になれば達成、これもいかなげなもんかと。もっと具体的な目標値を設定すべきじゃないですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これも頑張ってつくったんですけども、最後のそういうところで、ご指摘のようにまだまだ至らない点はあるかと思ってますので、そういう意味では、ただその数字を達成すればいいということではなくて、やっぱりいろんな議論の中で、地域をしっかりと守り立てていくために、どういう形で、経済税收効果もあり、市民にとっても住みやすさもあり、お客さんにとっても、観光客の方々にとっても、参拝客の方々にとっても寄りつきやすいようなとか、様々な指標はあるかと思いますので、そうした意味で、その数字なりその書き方だけには捉われないということをご理解いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 私は議員になってからずっと都市計画審議会委員をやってまして、もう10年目になりますけども、担当課、都市計画の仕事ぶりはずっと見てきたつもりです。しかしながら、ずっと結果が出ないんですよ。担当課の方がずっと何もしないというよりも、エンジンで言うなら、ずっとアイドリング状態。無駄に燃料を費やしてるような気がして、ゴーが出ないんですよ。ゴーを出すのは楠田市長だと思うんですけどね。それを待ってるような気がして、早く進めろというような、指示がないままずっとアイドリングしてらっしゃるような気がするんですけども、これについては市長どうですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 明日というか月曜日ですけど、舩越さんのときが主なやり取りになると思いますけども、要は、決してそこを私も否定しません。私自身、優先順位の中で、この地域について、何かしら具体的にこうして進めるということまで言っていないということも事実ですので、ただ一方で、やっぱり様々給食の件とか水城小学校の件とか、子どもたちを特に中心に考えてきたという私の方針もある中で、予算の限りもありますし、様々な開発の仕方もやっぱりそれぞれ意見もあるでしょうし、作ったとしても結局空き店舗になってしまう可能性だってあるでしょうし、少子化、高齢化の中で。そういうことも含めて、確かに私自身がこの間、具体的に何か進めるということができなかったことはご指摘も受け止めつつ、全体として結果が出てきたこともある中で、どのように評価されるかは後世にも委ねたいと思うところです。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） もう時間になりそうなので、これでまとめます。1件目と2件目を合わせて総括という形でまとめさせていただきます。

策定された第3期総合戦略ですが、今のところ見直しのお考えは今のところはないということで、この内容のままでは、これ計画期間5年ですので、5年後の太宰府市が本当に私としては心配です。どうなるのかね。そこで、せめて33の施策、含まれている33の施策を市民参画による厳密な優先順位を立てた上で絞り込んで、さらに市民参画による事業進捗の管理と事業評価を行って、いわゆるPDCAサイクルで段階的に戦略の修正をしながら実行していただきたいと思います。それをするしかないと思います。

以上で終わります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで15時30分まで休憩します。

休憩 午後3時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時30分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋本健議員から、一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付しておりますので、お知らせいたします。

17番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔17番 橋本 健議員 登壇〕

○17番（橋本 健議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2件について質問させていただきます。

1件目、「市民政庁まつり」について質問いたします。

古来より日本の祭りは、神々や祖先を祭り、感謝し、五穀豊穡や健康、安全を祈願するための行事として根づいてきました。その起こりは、紀元前まで遡るといわれ、西暦712年、太安万侶によって編さんされた日本最古の歴史書であります古事記にも「天岩戸隠れ」という神話として記されています。そして、江戸時代以降、祭りはお祭りとして、庶民の娯楽になって定着し、みこしや山車の行列、獅子舞など、現代でもおなじみの催しが多く見られるようになりました。また、お祭りは、ふだんなかなか見られない歴史に触れたり、地域の人と関わったりするなど新たな一面を見ることができます。

その中でも、日本の伝統的な歴史と文化が色濃く反映された有名な祭りは、「青森のねぶた祭」、「仙台七夕まつり」、「京都の祇園祭」、「大阪の天神祭」、「徳島の阿波踊り」などが上げられます。そのほか最近では、季節を楽しむ雪まつりや桜まつり、また、歴史を祝う時代まつりや地域おこしのための市民まつりなど数多くの祭りがあります。これらは、人々の心を和ませ、さらに人々をつなぐ日本に欠かせないものとなっています。

さて、本市の市民政庁まつりは、これまで38回開催されてまいりました。開催趣旨は、市民によるまちづくりの一環として、市民相互の交流と郷土意識を深め、住みよいまちづくりの推進を図ることにあります。今後、より市民の皆さんの絆を深め、さらに本市の経済活性化を図るため、ここで2日間にわたって開催することを提起させていただきます。

私の抱くイメージとしては、初日、公募で市民参加を大いに募り、古代衣装をまとった行列で天満宮から政庁前まで練り歩き、梅花の宴の再現を行い、前夜祭として、夕方に有料開催の「薪能」で太宰府らしさを演出します。2日目は、舞台・飲食・物販など魅力ある内容を全国に発信し、経済効果を図り、各出店ブースからは、使用料として売上げの10%を市が徴収します。

このように大規模な全国区の市民政庁まつりへ変貌させたいと考えておりますが、市の見解

をお聞かせください。

2件目は、「フードトラック社会実証実験」について質問いたします。

史跡地の魅力を高めるため及び将来の制度設計に向けた基盤資料とするために、フードトラック（移動販売車）の社会実証実験が市内3か所の史跡地にて期間限定で実施されました。今年の3月末で終了されたようですが、実証実験期間中の状況と結果の分析、総括についてお伺いします。

再質問は、議員発言席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 1件目についてご回答いたします。

太宰府市民政庁まつりは、市民によるまちづくりの一環として、文化協会、商工会、自治協議会をはじめとした各関係団体の皆様とともに、実行委員会主催の下、開催され、今年で39回目を迎えることになります。

これまで、打ち上げ花火や、市役所から政庁跡までの仮装パレードなどを実施していた時期もありましたが、安全面等の観点も考慮し、実行委員会の中で議論され、その時々で内容を変更しながら開催されてきた経緯があります。

また、史跡地保護などの観点から、会場を大宰府政庁跡からとびうめアリーナに移して実施した時期もありました。

その後、令和2年度から令和4年度までの3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止となりましたが、市民政庁まつりという名称や大宰府政庁跡が元号令和発祥の地となったことなどから、やはり会場を政庁跡に戻すべきとの機運もその間高まり、令和5年度から政庁跡で市民により開かれた形での再開という方式を取りました。

大宰府政庁跡という、1300年前から変わらぬ山の稜線を天然の背景にした会場でのお祭りは、我が国を代表する悠久の歴史や文化を感じることができる令和の都だざいふならではの風景であり、議員ご指摘のとおり、その風景を生かした催物を開催することは大変有意義でありますので、開催日数等を含め、今後、実行委員会の中でも議論をいただければと考えます。

また、使用料として売上の10%を市が徴収することについてですが、以前の政庁まつりでは、使用料が徴収されていた時期もありました。令和5年度から再開後のまつりでは、市民がより気軽に出店をしていただけるよう、使用料の徴収はされておりません。この点についても、今後、実行委員会の中でこれまでの経緯も共有いただきながら議論いただければと考えております。なお、祭りの主催は実行委員会でありますので、その収入につきましては、まずは実行委員会の収入となるものと考えております。

議員ご提案の内容は、壮大で魅力ある計画ではありますが、市民政庁まつりの在り方については、これまでの背景等を関係団体で共有し、各方面の意見を拝聴されつつ、まずは実行委員会での検討を加えていただくことになるべきであると考えております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 回答ありがとうございました。

日本全国には花祭りやひな祭りなどの四季にまつわるものや、神社やお寺が主体となる催事や神事、地域おこしや文化イベントなどお祭りの数が非常に多く、正確な数は把握できていません。しかし、地域の祭りを含めると30万件近くあるという説もあります。日本の祭り文化事典には、1,200件中1,098件のお祭りが紹介されております。資料をちょっとご覧いただきたいと思います。裏表ございますので。これ、各都道府県の代表的な祭りを三つ抜粋させていただきました。各都道府県には、七つから大体多いところで十四、十五ぐらいあるんですよね。これだけすごい祭りが各地で行われているというのは、私も調べていくうちに驚きでございました。

まず、北海道は札幌の雪まつり、これはもうテレビニュースで皆さんご存じだと思います。毎年ニュースで流れますね。雪や氷を使った彫刻や、像ですかね、これらが会場に展示をされております。私も一度行きたいと思ってるんですが、これ見たことはありません。

それから、青森県、これはもうねぶた祭ですね。大変有名です。ねぶた祭の期間が大体8月2日から7日、この日程につきましては、昨年と今年の日程を基準にして記載させていただいております。ねぶた祭ですけども、これは海外でも大変人気が高い祭りでございまして、歴史や、神話をテーマにした勇壮な山車が夜空に浮かぶ様子は圧巻であると。そして、エネルギーを爆発させる最高のステージとなっていますということなんですね。毎年200万人の観光客の方が訪れるということでございます。

それから、宮城県の仙台七夕まつりも大変有名であります。東北三大祭りの一つでありまして、これはもう伊達政宗公の時代から続く伝統行事を笹飾りで楽しむ祭りでございます。ここもやはり200万人以上、観光客がお見えになるそうです。

それから、秋田県の竿燈まつり。これはもう280本の竹ざおにちょうちんをつけて、一つの五穀豊穡を願ったお祭りということでございます。大変有名でございます。

それから、下の福島県、会津田島祇園祭。南会津町。これはもう800年以上続いたお祭り、伝統的な祭りということでございます。子ども歌舞伎を披露するという祭りです。

それから、栃木県のとちぎ秋まつり。これはもう華麗な江戸型人形山車が練り歩くと、こういう祭りでございます。

右に行きまして、神田祭はもう日本三大祭でございます。神田明神として行われるお祭り。

それから、鎌倉祭、神奈川県ですね。これはもうみこしや武者行列、こういったものを披露するという。そして流鏝馬。テレビでよく見ますけども、馬に乗って矢を射るという流鏝馬なんかも披露されるということです。

それから、珍しいのは石川県の酒樽がえしという、これも面白そうですね、ぜひ見てみたいなと思われる祭りでございますけれども、これは豊作と大漁を願って180リットルのたるを奪い合うという、成人の男性が奪い合うということです。

それから、ちょっと裏に行きまして、全部説明するのは大変ですから、ちょっと主立ったも

のだけ、伊勢まつり、これはもうお伊勢さんですね。

それから、祇園祭は有名ですね。日本三大祭の一つなんです。日本三大祭で言うと、東京、京都、大阪、これが日本三大祭になってますね。日本三大祭、京都はもう1か月間の八坂神社のお祭りでありまして、これも山車が練り歩くというお祭りでございますけれども、まだいろいろお祭りの中には内容が深いものがございます。

それから、天神祭、これはちょっと知らなかったんです、私も。これは太宰府と非常にゆかりのある祭りでございます、大阪の天神祭、これは菅原道真公を祭る大阪天神祭でありまして、当然、先ほど申しましたように日本三大祭の一つであります。毎年7月24日の本宮がメインイベントで、約100万人の観客が訪れ、にぎわいを見せているということでございます。

それから、島根県、これも皆さんご存じだと思うんですが、島根県は神在祭、出雲大社ですね。ここに全国の神々が出雲に集まるという神事が行われております。

それから、ちょっと飛ばしましたけど、岸和田のだんじり祭もご存じですよ。けが人が出たりしますね。曲がり角をスピードを出してばんと曲がるもんですから、やはり亡くなったりすることもあるような祭りです。ただ、五穀豊穰をやっぱり願っての約300年の歴史があるそうです。

それから、徳島県の阿波踊り、これはおなじみだと思います。踊り手や観客が熱気で盛り上がる大変な祭りでございます。

それから、下に行きまして、福岡県、福岡県は博多どんたく港まつりが終わったばかりでございます、大体235万人の人出があると。非常ににぎやかな祭りです。

それから、そろそろもう博多祇園山笠が始まります。櫛田神社への奉納行事で、追い山、7月15日の最終日の追い山が非常に勇壮で、非常に有名でございます。

それから、長崎に行きますと、長崎ランタンフェスティバル。

それから、佐賀は唐津くんちですね。14台の豪華けんらんな曳山を、まちを引いて回る祭りでございます。

それから、熊本県、山鹿灯籠まつり、これもご存じだと思います。これも夏の風物詩となっておりますが、室町時代から続いているそうです。

それから、日向のひよっこ祭り、これは各全国に支部みたいな、支部じゃないですけど、同好会みたいなのができてましてね、全国から2,000人の踊り手が集まるそうなんです。これは敬老会、老人会の祝いの中で披露されたりしますよね。お面をかぶって、非常に面白い踊りです。ユニークな踊りでございます。

最後、沖縄県、これは沖縄全島エイサーまつりと。これはやはり先祖の霊を供養するためのお祭りでございます。

こうした日本の祭りの目的は、神様に感謝する、地域コミュニティを活性化する、季節の変わり目を祝うなど様々です。伝統的な衣装や踊り、そして、屋台、花火など、華やかな要素が特徴でございます。

ざっとちょっと説明させていただきましたけども、質問に入らせていただきますが、これだけ日本にはすばらしい祭りがあります。ぜひ時間があるときは、これからちょっと祭りや花火を楽しみたいなと思っておりますが、これまで、ご回答にありました、39回目、今年で。過去38回の市民政庁まつりについて伺いたいと思います。

市民政庁まつり実行委員会の構成と、その役割についてお尋ねをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） お祭りの実行委員会の構成と役割ということでございますが、太宰府市の自治協議会、先ほども申しました商工会、文化協会といった3団体が主になっていただいて実行委員会を構成しているところがございます。その3団体に関しては、複数名実行委員を選出していただいておりまして、そのほかの16団体、様々な団体、市議会の皆様もはじめ団体になっておられますけれども、団体が構成団体としてございます。合計で19団体でございまして、人数にいたしますと29名で実行委員会を構成されてあります。会長、副会長のほか、三つの部会に分かれておりまして、外部との交渉とか、協賛金、会計なんかを執り行われる総務部会。出店や出演者、会場の設営なんか、プログラム構成なんかを行われる企画運営部会。交通整理と駐車場や警備関係が行われる交通警察部会ということで現在分かれておりまして、それぞれの内容について検討が行われるとともに、当日の運営に関しても各実行委員さんの皆様が運営に携わっておられるというふうな役割や構成ということになってございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。文化協会、商工会、自治協議会が主体となって、またその傘下にいろんな役割分担の組織をつくっていくという感じですかね。

それでは、毎年開催は10月第一日曜日というふうに固定されておりました。雨に悩まされたり、寒かった年もありましたね。令和2年から令和4年はコロナ禍により中止されましたが、5類に移行した令和5年と6年は、逆にまた模様替えといいますか、コンパクトになった祭りを実施されました。その時間帯や内容が変わったように記憶しておりますけれども、コロナの前後の違い、前と後の祭りの違いについて教えてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） コロナでの中止を挟んだ形になりましたが、その前後の違いといたしましては、幾つかございまして、コロナ後の再開に関しましては、一つの目標としまして、市民の皆様がより参加しやすく、あと会場を政庁跡にまた戻したような形になりましたので、そういった意味でも、まず久しぶりの再開ということで、持続可能な政庁まつりの実施という視点で、様々な内容について、実行委員会の中で議論をいただいて再開されたということになります。

まず1点、時間帯についてでございますが、令和元年度以前は長いところで12時、正午から

午後8時まで、夜間帯までの時間帯で開催をしておりました。一方で、様々安全面とか、夜のいろいろ照明代、電気代の費用等を鑑みまして、明るい時間帯のうちに撤収を終えるような形でやってみるのも一つの方策ではないかということで、令和5年度に関しましては、再開に当たり午前10時から午後5時までの実施ということになっております。

また、出店に関しまして、いわゆる政庁跡に、先ほどご答弁で申し上げましたように、政庁跡に戻す段階で、唯一無二の本市が誇る史跡である一方で、やっぱり史跡というところで保護をしていかないといけない面もあるということで、史跡を有用に保存できるような、そういった条件で会場を使用するということで、火気厳禁にしたりという仕様で、さらに出店料とかを徴収せず、言葉で言えばフリーマーケットみたいな形のエリアを広く設けるというような運営の形に変更されたというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） それで変わったところは、何ていいますかね、調理ができない。これもありましたね。多分変わった点ですよ。調理をしないように。卓上こんろなんかはいいんですか、使って。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） エリア分けをしているところなんですけども、一般的に言う政庁跡の広場、よく駐車してあるところなんですけど、そちらのほうとかは火を使っていーいエリアになっておりまして、ただ、政庁の中の会場というところに関しては、火気厳禁というか、火を使えませんよというような出店の条件という項目を上げさせていただいたというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ご回答の中で、とびうめアリーナで開催した年もありましたよね。その経緯説明にも回答いただきましたけども、再度ちょっと政庁跡の開催に踏み切った、復活できたと、までの経過をちょっともう一回教えてください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろん実行委員会でやっていただいた、最終決定していただいたということももちろん大きいんですけども、私もこの復活についてはかなり思い入れがありまして、やっぱり体育館で、私就任したときはやっていましたけども、総合体育館も新しい使い方として、一つの様々ご意見があった中でできた体育館でしたから、市民に愛されると、活用いただくということで、一定の期間、重要だったと思いますけども、やっぱり名前が市民政庁まつりですから、そもそもが。

また、韓国、扶餘など行きますと、やっぱり非常に歴史の風景をバックに大きな舞台があって、そうした中でお祭りをされていたことなども見るにつけ、あれほどの山の稜線なり、1300年変わらない時空を超えたそのままの形があるわけですから、ああいうものを自然のバックとして舞台でやっていく。そういうことが非常に重要じゃないかということで、担当のほう

も実行委員会の皆様にしっかりと提案をしながら、また、史跡の保存などもありますけども、私からしますと史跡の保存も重要ですけど、もともとあの地でうたげをやったり、様々な天満宮さんの秋思祭などもやってますから、要はあの地を本当の意味でリスペクトしながら使うという意味では、現代にとっても重要なことでもありますので、あの場所でもう一度市民政庁まつりをやりたいということは、私も1人の市民としても願っていたところとしてこういう流れになったということもあります。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

先ほど回答の中で、令和元年のときは8時まで、正午から8時まで、時間帯が変わったという。ここ2年間、市民政庁まつりは午前10時から5時になってますよね、2年間ね。これに対して、市民の方からのそのご意見、要望等がございましたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 時間に関してでございますけれども、実行委員会のご意見としては、アンケート等も実行委員会の中でもご意見いただいたところなんですけど、明るいうちに終了するというところで、安心感であったり、費用面であったりということもございました。あと、ご来場の方、出店者の方からもアンケートという形でご意見をいただいたところですが、多くの方が今のままで時間はよいと、5時まででというところで回答をいただいています。

ただ一方で、市を挙げたお祭りであると、本市最大のというか規模の大きなお祭りであるので、夜まで開催してほしいというようなご意見もあったということだけちょっと申し上げておきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） それでは、本題に入りますけれども、冒頭申し上げました市民政庁まつりの2日間にわたる開催の件ですが、これはもう来年早速開催してくれというようなお願いじゃないんです。一応3年間のスパン、3年間温めていただくか、あるいは2年間、準備期間として、各実行委員会の中で揉んでいただいて、議論していただいて、どういうふうにしたら盛大な祭り、太宰府らしさを出せるか、こういったものをちょっと議論していただければというふうに思ってます。うちも選出の実行役員がいますので、政庁まつり実行委員の議会選出の。その方にもしっかりと私お話をして、プッシュしていただくようにお話をしたいというふうに思います。

ただ、やはり仮装行列の市民参加というのをぜひやっていただきたいなと思うんですが、その衣装、衣装の調達、やはり万葉会の方々の協力が必要じゃなかろうかというふうに思いますし、また、梅花の宴の再現とか、薪能の披露など、準備期間が要ると思いますので、先ほど申しましたように、2年間ほどはじっくりと研究していただいて、そして3年目に実施と。で

きたら、していただくと私の願いもかなうかなというふうに思います。3か年計画でご検討いただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もう本当に夢のあるといいますか、非常に全国的に、改めて私も勉強させていただきましたが、やっぱりお祭りというのは非常に重要な、我が国にとっても、郷土にとっても重要な営みでありますので、ポイントとして一つ上げたいのは、やっぱり太宰府天満宮さんの神幸式大祭があります。そこで行列もやられます。これも非常に私はすばらしいお祭りだし、そういうものと市の取組なり市民の取組なんかも含めてやらないと、本当の意味でこれほどの全国の有名なお祭りにはなかなか太刀打ちできないかもしれないとも考えますけれども、いずれにしてもそういう天満宮の道真公の歴史もあり、令和の歴史もあり、様々戦国時代なり、そういうことも最近では平安時代も、大河ドラマでも取り上げられましたので、太宰府の通史として何か全体的に行う。また、プロジェクションマッピングなどで、なかなか復元は難しいですけれども、そのときだけ、夜だけ、何か復元ができるような形とか、それを見ながら夜飲んでいただくとか、そういうことも含めて、まだまだ本当に可能性は秘めた場所でもあるし、まちでもあると思いますので、3か年に限らず、これまでも変化してきてますから、そういう意味では、皆さん、市民の盛り上がりの中で育てていただければなど改めて思っています。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 前向きにご検討いただければというふうに思います。

私ども史跡地活用調査研究特別委員会、これは舩越委員長以下8名で、今年の1月20日に、三重県明和町に史跡斎宮跡の活用について、テーマですね。また、21日、奈良県橿原市の広大な藤原宮跡花園植栽事業の取組について視察に行ってまいりました。大変勉強になり、有意義な視察であったというふうに思っております。

明和町は人口約2万2,000人のところですが、地域交流センターで、平安時代をしのぶ古代米を使った牛車の三段重ね、要するに斎王弁当、こういったものをおいしく食べさせていただきました。本市にも古代食があるんですけれども、なかなかこれ生かされてないんじゃないかなと思ひまして、こういった市民政庁まつりの中でPR販売などを実施されてはいいのかなというふうに思っておりますが、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） いずれにしてもおっしゃるように、食、やっぱりこの太宰府、どうしても梅ヶ枝餅ありますけども、夕食なり、スイーツなり、そういうものがすごく少ないし、古代食も結果としてあまり盛り上がらないままになってますので、そういうことも含めて祭りと絡めながら、何かそういう名物が新たに加わってくると、様々な経済税収効果なり、回遊性なり、さらに高まってくるのは間違いないので、大変重要な要素だと感じています。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） この件の最後の質問になります。これこそ市長にお答えいただきたい

と思います。特別史跡大宰府跡整備基本計画の策定をされました。元号令和発祥の地となりました特別史跡大宰府跡をはじめ、八つの史跡群の保存と活用が不可欠であります。史跡や観光地をつなぐ見学ルートの再整備が必要と考えますけれども、市民政庁まつりは、まさに官民連携による文化遺産の活用でありまして、ぜひとも2日間の開催を提言させていただきたいと思っています。市長は常々、世界に冠たる令和の都だざいふを標榜されております。そして、毎年、福岡県に特別交付税や算定基準の見直しをお願いされておりますが、ここは市長自らがこの基本計画資料を持参されて、文化庁へ陳情に行って、その熱意を伝えていただきたいというふうを考えておりますけれども、市長の見解をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） この点もまだまだ至らなかったということを改めて認識をしながら、受け止めながら、まず全史協などで、副会長という九州担当のそういう立場もいただいていますから、そういうところで特に国会議員なり文化庁の方々の前で様々な要望をしてきました。これまでもですね。でもこれでもまだまだ動いてないことが多いので、そうした意味では新しい計画も、この計画もまだまだ足りないところもありますので、せっかくの令和の発祥の地、またこれほどの長い歴史や文化、そして市民の象徴、誇りとしてあるものでありますので、そうしたものを国にしっかりとその価値を認めさせ、そして、日本遺産は残念な形になりましたけども、世界遺産も含めて考えるぐらいの、むしろ、そうした決意を持ってやっていくべき課題、これはまちとしての課題でしょうし、夢でもあると思いますので、そうしたことはしっかりと受け継いでいきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 市長の思いを感じ取りましたので、ぜひよろしく願いいたします。

祭りは地域の活性化や経済効果を高める大きな力があります。また、祭りを楽しむことで、太宰府市民の連帯感も深まり、活力も大いに高まりますので、ぜひ先ほどの実行委員会の中で協議をしていただき、ご検討いただくことをお願いしておきます。

2件目をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 2件目についてご回答いたします。

史跡地における「フードトラック社会実証実験」は、史跡の価値を損なうことなく史跡景観に配慮しつつ、散策者の利便性向上と史跡地の魅力を高めること及び将来の制度設計に向けた基礎資料とすることを目的に、令和4年度に1期目、令和6年度に2期目として実施いたしました。令和6年度の社会実証実験に登録申請があった事業者は8事業者で、うち5事業者が市内事業者であり、1期目より3事業者増加いたしております。出店は事業者の希望の場所で実施し、期間中延べ95回の出店がございました。

出店した事業者からは、歴史ある太宰府の地でフードトラックを出店できたことは大変やりがいがありましたというご意見や、イベントがない時期での常設出店は収益を考えると難しく、

集客力が高まる時期に期間限定での出店が望ましいなどのご意見をいただいております。また、フードトラックを利用した方々からは、食べ物や飲物がおいしく大変満足でしたなどのご意見が寄せられました。

事業者や利用者からはおおむね肯定的なご意見を多く寄せられておりますが、結果の分析や総括は現在整理しているところでございます。今後、関係部署含めて庁内で総括し、今後の制度設計に向けて検討してまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 令和4年が1期目で6年が2期目と、この2回で95回の出店数ということでございますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 令和6年度、この実績が延べ95回でございます。ちなみに、令和4年度につきましては、延べ39回でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 特に令和6年に絞って、2期目の出店数と出店場所、それから期間について、さらに販売商品、何を売っていかれたのか教えてください。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 出店台数は、8事業者の8台。出店場所は、大宰府政庁跡の正面多目的広場、それと客館跡の多目的広場、水城跡の第2駐車場でございます。出店の期間につきましては、令和6年11月18日から令和7年3月31日でございます。販売商品は、飲物が、ジュース、コーヒーなど6品目、食べ物が、ソフトクリーム、ホットドッグ、フライドチキンなど12品目が販売されておりました。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 11月18日から3月31日といたら大体冬の期間ですよね。ソフトクリームが売れるんでしょうかね。食べる人も、子どもたちは寒くても食べますので、需要はあるんでしょうけどね。

社会実証実験のための出店料は無料だったようですけれども、出店期間の各出店者の売上げなど、そういった営業報告はどのように対応されたんでしょうか。具体的に教えてください。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 売上げ等の報告につきましては、出店当該月の翌月5日までに、当該月の売上額、利用者数を電子メールか市役所のほうにご持参いただくかの方法で報告いただきました。また、市が行うアンケートに協力もお願いをいたしておりました。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 寒い時期に出店者もご苦労があったと思うんですよね。何かにぎわい

のあるところでしたら結構売れるんでしょうけど、あんまり人のにぎわいがないところでずっと待つ営業をされる。これ大変だったと思います。

フードトラックの実証実験、これはさっき成果はありましたので、今後、市として、フードトラックの活用についてどうするのか、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 今回の実証実験では、市内3か所で出店をいただく事業者を募集いたしましたけれども、そのほとんどが大宰府政庁跡での出店を希望されておりました。先日、策定されました特別史跡大宰府跡基本整備計画にも、大宰府跡の先進的多用途活用の推進の方向性が示されておりますので、今回の結果を踏まえまして、課題等を整理し、今後の在り方について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 参考に聞かせていただきたいんですが、政庁跡と客館跡と水城跡、フードトラックを出されたんですけど、売上げとしてはどこが一番上がったんでしょう。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 売上げにつきまして、6年度、大宰府政庁跡が、出店数が89日、売上げが128万6,985円。利用者数が1,809人となっております。客館跡多目的広場につきましては、出店数が3日。売上額は1万4,100円。利用者数が26名です。水城跡第2駐車場につきましては、出店数が3日。売上額は4万6,740円。利用者数は71名となっております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

こういったフードトラックやキッチンカーというのは、ランニングコストを抑え、柔軟な営業が可能であります。空きスペースの活用など様々な場所で、今一つのブームですかね、活用されております。これを機会に、史跡地だけでなく、サッカーやラグビー大会、こういう一つの例ですけど、スポーツイベント、こういったところに活用される計画というのは今後ございませんか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 今、議員ご指摘の件は、公園とかということにしようかと思います。例えば、梅林アスレチック公園等を含みます市内の都市公園等の公共施設につきましては、新しい公共の観点から求められる役割や意義について、様々な視点から再整理を行い、今後の在り方について検討しているところでございます。よって、今回の実証実験の結果も踏まえて調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） やっぱり大会になりますと、家族連れで、ファミリーで出かけて、お弁当を持って行かなとけないというふうなことがありますので、弁当持参でなくて、フード

トラックとかキッチンカーが利用できるとなると、大変助かるというふうに思います。事前の開催日が分かってる、また、文化的なイベント、こういったものにもフードエリアを設けて、フードトラックを設置するという、そういった波及をさせてはいかがかなというふうに考えるんですが、いかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） これまで、市民文化祭などで社会教育団体を中心にテントブースを設けて飲食物を販売してきた経過がございます。議員ご提案のフードトラックにつきましては、今後、調査研究してまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 先日、土日に文化協会の春の祭典、2日間にわたってありましたが、大変寂しい。お店がないですね。中もちょっとやっぱり出演者だけが、あるいは家族だけが見に来ているというような状況でございますので、この辺もやはり食べ物があるともっとまたにぎわいも違ってきますのでね、ぜひ研究していただければというふうに思います。

フードトラックの活用は、観光客の満足度の向上や地域活性化に貢献できる可能性があります。出店者はローコストで開業でき、空き家や土地を有効活用できて、テークアウト需要にも応えることができますので、さらなる進化を期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月16日午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後4時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会第2回(6月)定例会会議録

令和 7 年 6 月 16 日（月）再開

（ 第 4 日 ）

太 宰 府 市 議 会

1 議 事 日 程（4日）

〔令和7年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和7年6月16日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|--|
| 1 | 船 越 隆 之
(9) | <p>1. 第3期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（太宰府市続まちづくりビジョン）について</p> <p>施策「ニューだざいふ型市街地の活性化」に定める西鉄五条駅周辺の整備促進等事業の推進について、西鉄五条駅周辺の活性化に向け、持続可能な都市構造への転換を図り「コンパクトなまちづくり」を実現するための事業を推進するにあたって、市としてどのようなビジョンを描いて臨まれるのか伺う。</p> <p>2. 市庁舎周辺の駐車場整備について</p> <p>市庁舎周辺には駐車場が少ないため、公共施設を利用する際の駐車場を確保してほしいという市民の声を聞く。駐車場の整備計画があるのか伺う。</p> |
| 2 | 小 畠 真由美
(15) | <p>1. 猛暑から子どもや高齢者を守るための取組みについて</p> <p>(1) 炎天下のバス停で、高齢者がまほろば号を待つ場面を見かける。公共交通の充実とともに、バス停での熱中症対策について伺う。</p> <p>(2) 太宰府小学校のバス通学児童の下校時の安全とバス停での熱中症対策について伺う。</p> <p>(3) 就学前の乳幼児と保護者が日曜日に室内で遊べる場所を猛暑が続く期間提供し、利用状況を調査してはどうかと考えるが見解を伺う。</p> <p>(4) 観光客や市民がマイボトルに水を補給し、小まめに水分補給ができるよう、給水スポットを市内各所に設置してはどうかと考えるが見解を伺う。</p> <p>(5) 太宰府市気候変動適応対策エアコン購入費補助金が当初予算300万円に加え、500万円増額する補正予算が提案された。申請者が殺到し、市民に喜ばれているが統一省エネラベルの条件緩和ができないか。また、何世帯の申請を想定しているのか伺う。</p> |

| | | |
|---|----------------|---|
| 3 | 堺 剛
(10) | <p>1. 本市のスマート自治体への取組について</p> <p>令和7年度までに、本市に於いても地方自治業務の標準化がなされ、基幹的な事務のガバメントクラウド化がされていくものと認識している。そこで3点伺う。</p> <p>(1) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第10条により努力義務とされる、自治体情報システム導入の可否と進捗について伺う。</p> <p>(2) 国家プロジェクトであるデジタル田園都市国家構想に対し、本市の市民サービス向上へ向けたデジタル化をどのように推進されていくのか伺う。</p> <p>(3) 住民サービス向上や行政サービスの効率化の観点から、スマート自治体への展望が必要になると考えるが、市の見解を伺う。</p> <p>2. まち・ひと・しごと創生総合戦略について</p> <p>「課題解決先進都市だざいふ」を長期的なビジョンとして目指す観点から、市民との「信頼関係の好循環」をどのように構築し、市民の福祉向上を図るのかについて3点伺う。</p> <p>(1) 総合戦略の中で述べてある、本市の目指すべき姿（地域ビジョン）について総合戦略短中長期的イメージを市民へもつと分かりやすく明示すべきと考えるが、市の見解を伺う。</p> <p>(2) 総合戦略に示されている5つの課題について、具体的な事業とその展望について伺う。</p> <p>(3) 本市の総合戦略を施策展開する上で、積年の課題である公共施設の再編と各公共施設の長寿命化、公共交通環境の再構築をどのように推進される計画なのか改めて市の見解を伺う。</p> |
| 4 | 森 田 正 嗣
(4) | <p>1. 避難行動要支援者名簿と個別避難計画について</p> <p>令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成の努力義務化が打ち出されている。本市の進捗状況について伺う。</p> <p>2. 高齢者の権利擁護支援について</p> <p>(1) 高齢者の権利擁護システムについて、本市の取組を伺う。</p> <p>(2) 令和6年3月に出された「太宰府市高齢者支援計画」67頁には、高齢者の権利擁護と虐待の防止がうたわれているが、その具体的内容と支援手続について伺う。</p> |

| | | |
|---|-----------------|---|
| 5 | 陶 山 良 尚
(14) | <p>1. 子どもの権利条例の制定について</p> <p>(1) 令和6年度の施政方針において施策の一つとして掲げられていたが、その経緯や今日までの進捗状況について伺う。</p> <p>(2) 子どもの権利条例検討部会委員の選定方法や制定までのスケジュールについて伺う。</p> <p>(3) この条例に対する市長の考え方について伺う。</p> |
| 6 | 笠 利 毅
(11) | <p>1. バス路線の保持とデマンド交通について</p> <p>バス路線の存廃や減便に、市はどう責任をもって対応していくのか、あわせて予定されるデマンド交通の実証実験について伺う。</p> <p>2. 今後のコミュニティバスについて</p> <p>今後の本市のコミュニティバスについて、どのように検討していくか、公共交通体系の再構築、地域公共交通計画の策定も念頭に置き伺う。</p> |
| 7 | 今 泉 義 文
(3) | <p>1. 教育版マイクラフトの導入について</p> <p>I C Tを活用した教育改革が進められる中、教育版マイクラフト (M i n e c r a f t : E d u c a t i o n E d i t i o n) は、子どもたちの創造性や協働性を育み、不登校や特別な支援を要する児童生徒にも有効な学習ツールとして注目されている。本市においても導入の可能性を検討すべきと考え、3点伺う。</p> <p>(1) 教育版マイクラフトの教育効果について</p> <p>(2) 他自治体の導入事例の把握と評価について</p> <p>(3) 試行的導入の可能性や検討状況について</p> <p>2. 対話型A I 「C h a t G P T」の業務活用について</p> <p>近年、対話型A I 「C h a t G P T」など生成A I の急速な進展により、行政業務の効率化や市民サービス向上への活用が注目されている。</p> <p>本市においても、職員の負担軽減、住民の利便性向上といった観点から、こうした対話型A I の活用の可能性を前向きに検討すべきと考え、3点伺う。</p> <p>(1) 対話型A I (C h a t G P Tなど) の活用に関する基本的な認識について</p> <p>(2) 職員の業務補助や市民向けサービスへの具体的な活用の可能性について</p> <p>(3) 導入検討の有無について</p> |

2 出席議員は次のとおりである（15名）

2番 馬 場 礼 子 議員

3番 今 泉 義 文 議員

4番 森 田 正 嗣 議員

6番 入 江 寿 議員

7番 木 村 彰 人 議員

9番 船 越 隆 之 議員

10番 堀 剛 議員
 12番 原 田 久美子 議員
 14番 陶 山 良 尚 議員
 16番 長谷川 公 成 議員
 18番 門 田 直 樹 議員

11番 笠 利 毅 議員
 13番 神 武 綾 議員
 15番 小 畠 真由美 議員
 17番 橋 本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

8番 徳 永 洋 介 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（36名）

市 長 楠 田 大 蔵
 教 育 長 井 上 和 信
 総 務 部 理 事
 （市長室担当） 杉 山 知 大
 市民生活部長 友 添 浩 一
 健康福祉部理事
 （子ども担当） 添 田 朱 実
 観光経済部長 竹 崎 雄一郎
 教 育 部 理 事 平 野 善 浩
 経営企画課長 宮 原 竜
 文書情報課長 立 石 泰 隆
管財課公共施設整備担当課長併社会教育課
 教育施設整備担当課長 福 田 久 博
 地域コミュニティ課長 高 田 政 樹
 環 境 課 長 大 石 敬 介
 高齢者支援課長 大 山 清 敬
 子育て支援課長 松 尾 克 己
 上下水道課長 田 中 潤 一
 産業振興課長 満 崎 哲 也
 学校教育課長 鍋 島 順 一
 文化学習課長 茂 田 和 紀

副 市 長 原 口 信 行
 総 務 部 長
 （経営企画担当） 轟 貴 之
 総 務 部 理 事
 （総務担当） 宮 崎 征 二
 健康福祉部長 大 谷 賢 治
 都市整備部長
 （併公営企業担当） 伊 藤 健 一
 教 育 部 長 添 田 邦 彦
 総 務 課 長
併選挙管理委員会事務局長
 総務課総務担当課長兼経営企画課広聴
 広報担当課長兼シティプロモーション担当課長 鳥 飼 太
 管 財 課 長 平 嶋 香代子
 防災安全課長 松 隈 誠 宏
 市 民 課 長 糸 山 邦 明
 福 祉 課 長 今 村 江利子
 山 崎 崇
 元気づくり課長 高 野 浩 二
 都市計画課長 古 賀 千年志
 観光推進課長兼
 地域活性化複合施設太宰府館長 草 場 康 文
 社会教育課長 井 本 正 彦
 文化財課長 井 上 信 正
 監査委員事務局長 松 尾 誓 志

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 野 寄 正 博
 書 記 木 村 幸代志
 書 記 三 舛 貴 市

議 事 課 長 花 田 敏 浩
 書 記 陣 内 成 美

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

9番船越隆之議員の一般質問を許可します。

〔9番 船越隆之議員 登壇〕

○9番（船越隆之議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2件質問いたします。

1件目、第3期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略、太宰府市続まちづくりビジョンについてお伺いします。

施策「ニューだざいふ型市街地の活性化」に定める西鉄五条駅周辺の整備促進事業の推進について、西鉄五条駅周辺の活性化に向け、持続可能な都市構造へ転換を図り「コンパクトなまちづくり」を実現するための事業を推進するに当たって、市としてどのようなビジョンを描いて臨まれるのかをお聞かせください。

2件目、市庁舎周辺の駐車場整備についてお伺いします。

市庁舎周辺の駐車場が少ないため、市民が公共施設のイベント等で利用する際に駐車場を確保するのが難しい場合があることから、市庁舎周辺の駐車場をもっと確保できないかという意見を聞きます。

そこで、市庁舎周辺の駐車場の整備計画があるのか、また、そのような意見があることを市としてはどのように考えておられるのかをお伺いします。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 1件目についてご回答いたします。

第3期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、「市街地の活性化」は重要な施策として位置づけており、特に西鉄五条駅周辺の活性化につきましては、いきいき情報センターなどの公共施設や鉄道駅の在り方、駅周辺環境なども含め、本市にとって極めて重要な拠点として位置づけております。

太宰府市総合戦略推進委員会、まちづくりビジョン会議におきましても何度も議論を重ねて

いただき、「五条は住むことに特化し、暮らしのブランド化を図ることで、子育て世代を呼び込める新陳代謝できるまちづくりを目指してはどうか。」また、「いきいき情報センターの建て替えが効果的である。」などといったご意見や、「各拠点の高さ、容積などの緩和誘導が必要」とのご意見もいただいております。

これまでの太宰府市は、自然、文化、歴史というものを守り育て、維持・保存していく、大きな標準を定めていたわけでありますが、ニュー太宰府的な観点として、様々な、めり張りのある成長を遂げていく都市計画、まちづくりもやはり一方で力を入れなければならないと認識しているところであります。

これまで高さ規制などもあり人口も周辺自治体に比べ増え切れなかったわけですが、悠久の歴史と最先端を組み合わせた「令和の都ださいふ」として経済税収効果を上げていくということをしっかりと見据えながら、市の持続可能性を高めていくことが重要だと考えております。

既に本市は自立持続可能性自治体として全国上位1%にも入る持続性を認定されてはおりますが、こうした経過も踏まえ、今後さらに多様に変化するニーズや社会問題、深刻化する人口減少、少子高齢化などに対応するため、持続可能で安心・安全な都市構造への転換を図ることが必要との認識の下、立地適正化計画の策定に向けた検討を進めております。

立地適正化計画の素案では、西鉄五条駅周辺地区を本市の活力とにぎわい機能を向上させる中心拠点として位置づけ、市街地の土地の合理的かつ健全な利用と公共施設の整備や都市機能の更新など、住まう人と訪れる人の利便性やにぎわいの向上に資する都市機能の誘導や居住環境の形成を図るとともに、全世代交流の居場所づくりを創出するなど、まちづくりのために活用が想定される事業、制度等についても多数お示ししているところであります。

また、当該計画の素案につきましては、市民の皆様をはじめ本市に納税いただく方々から幅広くご意見をいただけるようパブリックコメントを実施しており、今後、内容を精査した上で都市計画審議会を開催し、各委員からご意見を賜り、今年度中の計画策定に向け取組を進めております。

議員ご指摘の第3期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、これまでの議論や検討を生かしつつ、五条駅周辺等に立地する公共施設の再編を含めた課題解決に向けた調査を進め、持続可能な都市構造への転換を図り「コンパクトなまちづくり」を実現するため、事業の着手、推進していくことをお示ししているところであります。

今後、様々な事業手法、組合せなどが考えられますが、観光客、参拝客があふれる西鉄太宰府駅とターミナル駅の二日市駅の間の駅周辺というメリットも生かしながら、多様化するニーズに応えつつ、持続可能なまちづくりを目指し、さらなる活性化、快適な住環境の向上につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 9 番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 西鉄五条駅周辺の整備促進事業の推進、それから西鉄五条駅周辺の活性化に向け持続可能な都市構造への転換を図り、コンパクトなまちづくりを実現するための事業を推進します、ということですが、私が議員になって何度か西鉄五条駅周辺の再開発については太宰府の中心地であること、それから今の過疎化してしまった現状を考えると一日でも早く計画を立てて実行に向け進めていかないといけないのではと質問してまいりました。

市民意識調査では、都市基盤が整備され、快適な住環境であると思う人の割合が74.8%の結果が出ているのに、市としてはなぜ実現に向けて進まないのですか。進めているのであれば進捗状況をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほども申し上げましたが、西鉄五条駅周辺の活性化につきましては、いきいき情報センターなどの公共施設や鉄道駅の在り方、駅周辺環境なども含め、本市にとって極めて重要な拠点であり、現在策定中であります立地適正化計画においては本市の中心拠点として位置づけております。

立地適正化計画では、今後多様に変化するニーズや社会問題、深刻化する人口減少、少子高齢化などに対応するため、持続可能で安心・安全な都市構造への転換を図ることが必要との認識の下、住宅、医療、福祉、商業、その他居住に関する施設の立地の適正化を図るため、都市再生特別措置法に基づく計画でございますが、策定することによって補助事業としての採択や補助金かさ上げなどの要件を満たし、様々な事業への選択や展開が可能となります。

令和6年度には太宰府市都市計画マスタープラン等策定委員会をはじめ、国土交通省、九州地方整備局のヒアリング、那珂県土整備事務所の施設管理者協議などを実施しており、太宰府市都市計画審議会でのご意見、福岡県の関係課意見照会を経て計画素案を作成し、現在はパブリックコメントを終え、次回の太宰府市都市計画審議会開催に向けた調整を行っているところでございます。

今年度は、交流人口、関係人口による経済税収効果を高めるべく、五条駅をはじめとする公共施設の再編について調査を重ねるとともに、現在の都市計画マスタープランと策定中の立地適正化計画及び関連計画との整合、連携や都市計画に関する市民意向等の実態把握を行うこととしておりまして、様々な事業の具体化に向けた検討を進めてまいることとしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） ありがとうございます。今、お聞きすると徐々に進めていってるといような状況であります。そしたら今までの10年間、私が議員になって10年間というのは質問した中では、いや、協議をしています、協議をしていますという答えしか返ってこなかったですね。それはその間、今回そういうことで進めてたのであれば、なぜもっと早くからそういう計画を練って推進していかなかったのかというのが私は不思議でなりません。

要するに今から始めるということは今から10年、20年かかるわけですね。その10年間の間が

ちょっと無駄というか、なんで早い時点で分かってあるのであれば、あそこを早くそういう住環境整備をしなきゃいけないというのが分かってあるのであれば、もうその時点で1年目、2年目ぐらいから、市長になられた時点からでも新たにそういう構想を練りながら順次進めていけば今頃は何らかの形で一步でも前に進んでいると私は思うんですね。それがなされてなかったのがちょっと残念で、今回こういう質問をさせていただくんですが、今後それが、今からそれが加速していくわけですか、その計画的なことは、答えをお願いします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 令和7年度の施政方針にもございますが、未曾有の混乱期を経て議会、市役所、市民の皆様と一緒に一步步改革を進め、その間も令和フィーバーやコロナ禍、猛暑の記録などへの予期せぬ対応も余儀なくされてまいりましたが、着実に混乱からの脱却、再建、中学校学校給食の実施など日本を代表するまちへと成長を成し遂げてきたとの思いがあるところでございます。

そうした中、令和7年度は、交流人口、関係人口による経済税収効果を高めるべく、五条駅前をはじめとする公共施設の再編について調査を重ねるとともに、現在の都市計画マスタープランと策定中の立地適正化計画及び関連計画との整合、連携や都市計画に対する市民意向等の実態把握を行い、ニュー太宰府的な観点で今後の都市計画マスタープラン等の在り方について検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 9番舩越隆之議員。

○9番（舩越隆之議員） その計画に対しては、いきいき情報センターをまず含めた中で、あそこも建て替えというような状況になりつつあるんですが、そういうのを含めた公共施設のそういう整備も含めながら今後の計画というか、それをやっぱここ何年かで早めにやっていかないといけないと思ってるんですね。そういう計画を進めていかないといつまでたっても同じような回答しか戻ってこないと私は思うんで、五条周辺の整備計画に関しては、やっぱり市の単費ではできないことは私も分かってます。

ということは、IR的事業で、やっぱ民間事業と協力をしながらそういう協議の下にどういうふうな形でやっていこうかということが大事だと思うんですね。だからそれをするためには、市としてはビジョンを描いてなきゃいけないと思うんです。頭の中でこういう構想でこういうまちづくりの計画をしないとよくならないなというのが、やっぱ描くことが大事だと思うんですね。何でも仕事するときには、ビジョンというか頭の中で何かこういう計画を描いておかないと物がしゃべれない、計画が先に進まない。ただ言葉で言うだけやったらもうそれ誰でも言えるんですが、大事なことはやっぱ描くことです。ビジョンを持ってその会議に臨むということが、私は大事だと思うんですね。

市としてはそういうビジョンを描いた上での協議を今からしていくということでありましょうか。よろしくお願いします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご指摘のとおり五条駅周辺につきましては、鉄道駅、駅周辺環境など関連します民間事業者もごいますので、太宰府市単独での事業は困難なものと認識しているところでございます。

また、いきいき情報センターをはじめとする公共施設の再編においても、官民連携導入の可能性について検討が必要であると認識しております。

これまでまちづくりビジョン会議など有識者の意見も参考にしながら、庁内若手職員による勉強会や鉄道事業者との勉強会なども行ってまいりましたが、今後は市民をはじめ、様々な事業者からの多様化するニーズの把握にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 9 番舩越隆之議員。

○9 番（舩越隆之議員） ちょっと改めて聞きますけども、五条周辺の活性化事業については太宰府単独でできないというのは今おっしゃったとおり I R 事業、民間事業者によって行われることが一般的であります。市は事業者との協議をされているとは思いますが、どこまで入り込んだ協議をされてきたのかお聞かせください。

それと最近は五条では不動産会社によるホテル業、これは民泊じゃなくて逆に不動産業者に言わせるとホテル業ですよということでインバウンドの観光客を含めたそういう事業を行ってある方が結構増えてきています。それもインバウンドの観光客だけでなく、太宰府市に住まいの、例えば仮に言えばお寺で法事があるときに県外から来られた方がそこで宿泊もできるというようなことまで考えた上でのそういうホテル業をしたいということで業者の方からはお聞きしております。

そういうことを含めて市は、まちの活性化について事業の展開をされる上で、やっぱりそういう観光客だけの問題じゃなくて、やっぱりいろんな地元の市民の利用できるような、そういうしやすいようなそういう整備計画を練ることも一つ考えておかないといけないのではないかなと思うんですね。

例えば、いきいき情報センターを建て替えにするにしても 1 階は商業で、2 階、3 階を行政のほうで使って、4 階から上を例えばホテルにするとか、そういう計画も考えることも必要ではないかと私は考えております。そういう計画について煮詰まったビジョンを描きながら前に進めていくということが一歩でも前に進めるための考えではないかと私は思っております。

いろいろ厳しくは言いますが、そういうことを考えないと仕事というのは、事業というのは全然前に進まないんですね。お互いに協議して、ああじゃ、こうじゃと言うところで物事は進みません。やっぱ市としてはこういうような考えがあるからということで民間事業者との話合いの中でこういうふうにできませんかと、これをするためにはどうしたらいいと思われまスカというような意見を交わし合うことによって少しずつ前に進んでいくような私は気がするんですね。

今まではそれがされてなかったかもしれませんが、今後、そういう今の計画があるのであれば、令和 7 年度のそういう協議によってそういうことを煮詰めながら、前に少しずつ進め

ていって、始めていかないと10年、15年後にもまたそのまんま、今の五条駅周辺はそのままだ状態で残るような気がしてならないわけですね。だからそこところをしっかりと考えながら、協議をして進めていくということが僕は大事だと思ってるんです。その件については、どうお考えでしょうか、市としては。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 繰り返しになるかもしれませんが、これまでもまちづくりのビジョン会議の有識者を加えた議論や庁内若手職員による勉強会なども行いまして、今後予想される人口減少、高齢化社会に備え、さらに持続可能なまちづくりを進めていくため、市全体を俯瞰的に捉え五条駅周辺の各拠点の在り方、多様化するニーズなどもしっかりと分析し、市としてどのようなエリア、まちにしていきたいのかを描いていくことが重要であると認識し、都市計画審議会でのご意見やご指導もいただきながら立地適正化計画策定に向けた検討を進めてまいりました。

また、令和7年度につきましては、交流人口や関係人口による経済税収効果を高めるべく、五条駅前をはじめとする公共施設の再編について調査を重ねるとともに現在の都市計画マスタープランと策定中の立地適正化計画及び関連計画との整合、連携や都市計画に対する市民意向等の実態把握を行い、ニュー太宰府的な観点で今後の都市計画マスタープラン等の在り方について検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 9番舩越隆之議員。

○9番（舩越隆之議員） ありがとうございます。飯塚の駅前が二、三年前ですか、2年ぐらい前かな、再開発して終わりましたね。あの工事のIR事業でたしか60億ぐらいかかったんじゃないかとは思いますが、ああいう再開発をするためには、多分計画を練ってから20年近くかかったんじゃないかと、どこの県に行ってもそういう再開発をしたところは20年かかりましたと、市の業者の方はそういうふうにおっしゃってます。

だからこの20年間を、今までの10年間を無駄にしないような計画を今後、太宰府市としては進めていかなきゃいけないんじゃないかと私は思います。私たちが生きている間にそういうことができるかどうかは分かりませんが望んでおります。

ところで市長にちょっとお聞きします。

市長は五条駅が太宰府市の中心地であることはご存じだと思いますが、市長はコンパクトシティを実現するために推進してまいりますということで言われてます。今後どのようなビジョンを持って進められているのか、市長の意見をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もう既に担当から可能な限りのお答えをさせていただいたところでありますが、ちょっと個人的になりますけど、先ほど飯塚のバスセンターの話もありました。

実は私も母が飯塚なもんですから、40年前ぐらい、兄と2人で西鉄二日市駅からバスが出てたんですね、飯塚バスセンターまで、乗って会いに行ってたことも覚えてますけれども、非常

にその当時もかなり飯塚のバスセンター、非常に二日市からしますと立派な建物で、非常にすばらしいなと思ってた、子どもながらに思ってたものが新しくなってからあんまり私も見てませんけれども、非常に時間をかけてやられたのはすばらしいことだろうと推察いたします。

おっしゃるように五条周辺、非常にご指摘もいただいてまいりましたし、私もじくじたるものがございますが、一方で先ほど来ありましたように、やはり予期せぬ、私も就任して、まずは混乱からの脱却なり様々な改革ということで決意を固めてやってきたわけでありますけど、予期せぬ1年余り後の令和のご縁をいただいたこと、そして1年もたたずにコロナが訪れたということ。

忘れがちでありますけれども、コロナのいわゆる5類に移ってからまだ2年なんですね。ですから、そういう意味では、この1年ほどは改めて平時に戻ったということの中で立地適正化計画など進めてきたと、交通計画なども議論してきた。そういうのが実態であります。決して何かいたずらに先送りしてきたわけではないつもりではありますけれども、しかし一方でやはり時間がかかるものを早く進めて、少しでもいかなければならないという認識もしておりますので、そうした中で私の構想と言われましたけれども、舩越議員もそうだと思いますが、10年やってこられて私も7年半やってきまして、なかなかやっぱり優先順位もあります。給食のことなり、水城小学校のことなり、そういうことに予算もかけて、またソフト面にも非常にお金をかけてやってきました。

そうした中で今後こうしたニュー太宰府という構想は私の個人的なものでありますけれども、やはり若手職員の勉強会もやってきました。ビジョン会議でもいろんな専門家からご指摘もいただきました。そして関係の会社からも様々な勉強も重ねてきていただきました。いよいよこれから具体的なビジョンを明らかにしていく、そうした時期に差しかかってきた中で、やはり議会、市民を巻き込んで様々な総合計画なり、様々な五条の在り方なりを決めていく、これからの時期だろうと思ってますので、そうした中で私がこの時点で残り任期、もう半年ほどの時点であまり自分のやり方を言い過ぎないほうがいいんじゃないかという思いも実はあります。

そうした中で、例えば今までの意見の中で先ほど舩越議員からもご指摘ありましたように、観光客というものにスポットを当てて、太宰府天満宮さんに特に多く来られる方に1駅ですから、行きがけ、帰りがけに何か寄っていただくようなフードコートなりホテルなり、そういうものを中心に考えるのか。しかし一方でそうしますとまた渋滞がさらに激しくなる可能性も十分あります。一方でやっぱり市民にもっと目を向けて、市民の住環境として何か住宅なりもしくはもう完全に更地にして公園にしてしまうと様々な意見はあると思うんです。

そういう意見をやっぱりこれからちょっと本格的に時間をかけて議論をしていくという、そうした中でよりよい皆さんのある程度の落としどころといいますか、皆さんの共通する思い、理解ができる決定をして、そしていよいよスタートしていくということになろうかと思いますので、その辺については、ある種後世に委ねていきたいという思いを私はいたしております。

○議長（門田直樹議員） 9番舩越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） ありがとうございます。まちの整備計画をする上で確かに今、天満宮はもう黙っとっても観光客は来られるわけですね。あと、そしたらその近辺に何があるかって何もないということで、天満宮との話の中で太宰府の五条駅をどうにかせんといかんじゃないのかという話まで聞きます。ということは天満宮自体も太宰府の五条を中心地であって、そこが整備ができないと太宰府が活性化が見込めないよねという思いがあって多分そういうことを言われたと思うんですね。やっぱ考えてあるわけですよ、天満宮だけじゃなくて。

だから、計画の中で大きな事業であったにしても、それはそれとして柱としておいといて少しずつ進めながら、別の今も言われたように学校給食もありました。でも学校給食は給食で考えることができるわけですよ。だからどういようなやり方をしていこうかというのを協議していくのが市長はじめ行政のそういう教育のやり方ではないかと私は思うんですね。

市長が自分の意見だけを押しつけても駄目だという意見が今ありましたけども、私としては、市長がゴーサインを出さないと市は動かないんですよ。権限は市長にあるんだから、その市長がそこで引いて私の意見だけじゃと言うんじゃないくて、ただし、行政の意見も聞くことも必要じゃないですか、どうしたらいいかというそのための協議をしなきゃいけないじゃないですか。

行政マンに対してどういように五条を開発していこうかと、整備していこうかという意見も聞きながら、その中で自分はこう思うんだけどこういうやり方はいかんのかなとかいう話を詰めていかないと一向に進まないんですよ。市長がそこで引いてしまったら、私の意見だけを押しつけてもいけないと、押しつけるんじゃないくて協議をしていくんですよ、みんなで。それをしないと何事でも大きな事業というのは前に進まないし、成功には至らないわけですよ。

だから市長はじめみんなで苦しい思いをしながら、大変な思いをしながら進めていくこと自体がそういう整備計画の基本であって、私はそう思うんですね。だからそれをやらないでどうのこうのというのはおかしい話で、だから権限は市長にあるんだから、市長がやっぱ音頭取ってそういうやり方を、方向性で協議をしていかないとこの五条、太宰府はよくならないと私は思うんですね。せっかく市長でおる間にやってくださいよ。それは私は常に思ってます。せっかくやっぱね、市長になってもらっているんな形で今までいろんなことやられられてきますけども、大きな柱を一つつくって、その柱を基にほかの事業、小さな事業とかいろんなことをやっていけば、大きな事業は事業で協議を進めていけばできんことはないと思うんですよ。僕はそう思います。

だから、それはそれとしてちゃんとプロジェクトチームをつくるなり何かしてやっていかないとこういうまちの整備計画というのは成り立たないと思うんですね。そういう面について市長今後どういふうに考えておられるかちょっとお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 本当に率直にご指摘をいただいております。感謝しております。私としてはもうとにかく残されたまずは半年の任期ですから、この際に1日目も申しましたけども、ここで残り半年で総合計画をつくろうとするなり総合戦略を修正するなり、そういうことはもう逆

に無責任ですのでやろうとは思っていません。

ただ一方で、立地適正化計画は任期中にまずは成案をとということで進めています。しかしその先の本当の具体的な五条の在り方、先ほど申しましたようにメリット・デメリットありますので、近代的なものを建てたとしても天神でもいろいろ好意的な意見ももちろんある一方で、ワンビルなどにむしろ新しく移動した後がなかなか埋まってこない。結果としては本当にニーズがそこに適合しているのかということは、天神でもそうですけど太宰府でももっとそうであるでしょうから、そういうことも含めて非常に慎重な議論なり市民の合意なり、議会の皆様のご指摘なり、そういうものが我々市の行政だけではなくて必要になってこようと。そこはかなりの時間、丁寧にやるべきでしょうし、やはり非常に力技な部分もあると思いますけれども、そうしたことも含めて先ほど申したように、この半年で具体的な絵まで描くということはむしろやるべきではないだろうと、そうしたことはある種、次の任期の中で考えていくということになるかとも考えてますので、私なりのこれまでのいろいろなご指摘のなり勉強会なり、そういう中でそれはいいんじゃないかと、好ましいねと、五条にとって、市民にとってもということがあれば私なりに意見は残していきたいとは思いますが、実際に進めるという段階はもう少し後になる可能性が高いと思っています。

○議長（門田直樹議員） 9 番舩越隆之議員。

○9 番（舩越隆之議員） ありがとうございます。市長自体はコンパクトシティの構想として、何か頭にこういうようなビジョンというか、何か描いたものが市長なりに何かあるんですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ですからニュー太宰府という名前も結局僕しか使ってないんですけど、そういうことは私自身がもともと東京などに在住してましたし、東京思考も、出て行きたいという思考も強かったので、そういう意味では天神のことも含めてそうした近代的なもの、構想的なもの、そういうものを好む思考があるのは間違いありません。

私自身もそれを太宰府でというのも一つあるんじゃないかと思って特に就任中は、就任直後は考えていましたけども、そこからやはり本当予期せぬの令和が来て、令和のあれだけのご縁いただければやっぱり歴史と文化、こういうものを自然なり、こういうものはやっぱりしっかりと唯一無二のものとしてやっぱ大事にしていく、残していく、こちらのほうがやっぱり運命的に重要になってきたということもあります。そこで1回ニュー太宰府的なものはある種置かざるを得なかったということもあります。その上でさらにコロナが来て開発などをお金をかけてやるということは当時、なかなか言いにくかったことでもありますので、ですから私も最初の思考なり自分の好みなりが市長になって全てできたかというところということではなかったということは、これはもう外部的な要因の中であって来たということもありますので、ここに至ってやはりそうした好みをもう一回戻してそれをやってほしいということも無責任にもなるんじゃないかという思いもあるもんですから、様々な職員の中でも若手中心にとか外部の専門的な方の意見なりということにある種委ねてきましたし、今後もある程度委ねていきたいし何よ

り市民の、議会の皆さんのご意見も大事にしなければいけないというところでご理解いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 9 番舩越隆之議員。

○9 番（舩越隆之議員） ありがとうございます。こういう五条の質問に対しては、私は次はもう言うことないと思いますので、質問することもないと思います。ぜひよろしくお願いしときます。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 2 件目についてご回答いたします。

市庁舎周辺の駐車場につきましては、庁舎は来客者用駐車場として正面に45台、東側に25台分、プラム・カルコア太宰府には、来客者用駐車場として110台分確保しており、通常は混雑なく利用いただいているところです。

一方、年度替わりの時期や選挙、所得の申告、複数のイベントが重複するなどの時期には利用が集中することがございます。その際、庁舎においては駐車場の混雑状況に応じ警備員を増員し、空きスペースを案内するなど、弾力的な運用に努めているところでございます。

また、複数のイベントが重なることが予定される場合は、事前に関係団体並びに所管課にて日程や時間帯の調整を行い、調整が困難な場合でも事前協議を行うことでできるだけ効率的な利用をしていただくよう努めているところではございますが、議員ご指摘のとおり、ご不便をおかけする場面が発生していることも認識しております。

現時点においては、警備員配置等による既設駐車場の有効活用を図っているところでございますが、今後の施設利用状況や周辺土地の動向、利用される皆様方のご意見等も踏まえながら、近隣地の利活用を含めた対応策について、実現可能性や優先度を踏まえつつ、引き続き調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 9 番舩越隆之議員。

○9 番（舩越隆之議員） ありがとうございます。駐車場の件は、例えば、よくいろんな方からお聞きするんですが、かんざき内科横の田んぼがありますね。その土地を市が買い取るか、また借地として借りて利用するかを協議する検討をされてはと私は思っております。

市庁舎の周りの利便性がよくて、やっぱ候補地としては最適だと思うんですね。だから、この土地に関してはいろんな方から市が買って駐車場にしてもらおうと助かるんだけどな、便利なんだけどなという声はよく聞きます。そういう声を聞く中で、市長としてはこの駐車場の件ですけども、どのようにお考えですか、お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） やはりもう長い課題として駐車場問題というのはこれは市役所だけにとどまらず、先日も答えた学校の問題など様々な公的、民間のほうも観光のほうも含めて様々な問題があります。

一方でやっぱり費用対効果というか、そのために市役所のお客様なり職員のためだけに多大

な税金をかけて立体駐車場などをつくってやっていくことが本当に優先順位として高いのかどうか。ここは非常にあと職員などがどう負担するかとか、近過ぎてほかの民間企業よりも良すぎるんじゃないかとか、満員電車に乗られて揺られて通っているような方に比べてどうなのかとか、そういういろいろなやっぱり意見あると思うんです。

ですからそういうことも含めて、交渉は大事ですけども、お金をかけられるのか、そういうこと、お金をかけて、時間かけてやっていくのか、どれほど車のスペースを準備するのかというのは、これもかなり難しい問題で慎重に時間をかけなきゃいけないとは思っています。

○議長（門田直樹議員） 9 番舩越隆之議員。

○9 番（舩越隆之議員） ありがとうございます。今、市長が言われた立体駐車場の件は私もいろいろお聞きして、例えば商工会の横の駐車場を立体にしたらどうかとかいう話までいろいろな方から聞いたりしたんですが、あそこは住宅居住地でまずそういう建物というか駐車場的なものは一切建てられないということでお聞きしてますので、だから今私が言ったような横の田んぼの空き地を買い取るなり、利用するなりして、例えばそこで駐車場にして駐車場代をある程度取りながら、買い取った場合は費用を駐車場代から少しずつ賄っていくということで何年かすれば多分回収できるんじゃないかと思うんですけども、そういうやり方、市の駐車場だからといって駐車場料金を取ってはいけないということはないだろうし、ある程度の金額にもありますけども、そういうやり方を早く考えていただいて、せっかくあそこ田んぼつくってないので、交渉に行ってもやっぱり話すことも必要かと思うんですね。

ところで、あそこの土地に関しては以前は交渉に行ったような話もちょっとお聞きしたんですが、市としてはそういう交渉に行った経過があるんですかね。ちょっとお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 以前、所有者の方とお話のほうさせていただいたことはございますが、いずれにしても民有地の借上げにつきましては、近隣の土地利用状況やまた、改めて所有者の方のご意向、費用対効果など様々な要素を慎重に見極める必要があるのではなかろうかなと考えているところでございます。

また、今後の需要の推移を踏まえつつ柔軟に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 9 番舩越隆之議員。

○9 番（舩越隆之議員） ありがとうございます。交渉に行ったというのは市が買うとか借りるとかいう話の中でそういう交渉に行かれたんですかね。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） ちょっと以前の話になるんですけども、市が購入という話ではなくて不動産業者の方が、あちらの土地を活用したいというようなことを市のほうに相談があったというところで、それを踏まえて協議のほうをさせていただいたというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 9 番舩越隆之議員。

○9 番（舩越隆之議員） ありがとうございます。あそこの土地、田んぼの件はある方から聞いたんですが、ドラッグストアが買いに来るよというような話も聞いとるんですね。だからドラッグストアがあそこに来てはどうかなと思うんですが、そういう別の民間のそういう業者があそこを買って、そこで何かあれをするというよりも、市のほうが早く交渉なり何かして話を進めたほうが、市としてもあそこに交渉すると多分利便性にとってはよくなるし、いいんじゃないかなと私は思ってるんですね。

だからそういう交渉もあそこは私が調べた中ではあの土地の持ち主は一応 J A で勤めてあった方で、観世の裏に住んである方なんですけども、交渉に行ったらどうですかねとある人に聞いたら、あの方は話をちゃんと聞いてくれるよというような話まで私は伺っております。だからそういうよその民間が買ってしまいう前に、あそこにドラッグストアきたところでどうかなと思うし、そういう話があること自体がそういうことを含めながら今後、交渉の機会を設けて、早く手を打つなり何らか市ができるのであれば打ってもらったほうが私はいいのかなと思ってますけども、それに対してどう思われますか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これも本当にこのエリア、市役所、プラム・カルコアもありまして商工会もあって、非常に公的なエリアですので、あの地というのは非常にポイントになるということはおっしゃるとおりでありまして、一方で、ですからこうしたところをホールも600席しか入りませんから喉自慢などもなかなかできないと、そういうことであれば五条のほうにそういうもっと大きなものをつくって、カルコアをまた違う図書館として何かするとか、様々やっぱり連動していろいろ関わってきますから、そういうこともやっぱある程度決めた上でそうしたところの活用を最終的に決めていく必要もあると思いますし、スピード感も大事と思うので、非常に難しい判断だと思いますけども、ご指摘は受け止めていきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 9 番舩越隆之議員。

○9 番（舩越隆之議員） ありがとうございます。そういうスピード感を持っているんな交渉が必要になると思います。だからそういう計画も立てながらそういう交渉の方向に進めていってもらえば、よりいろんな形でまちづくりができると思いますので、よろしくお願い申し上げます。これで私の質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 9 番舩越隆之議員の一般質問は終わりました。

ここで11時まで休憩します。

休憩 午前10時46分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番小畠真由美議員の一般質問を許可します。

〔15番 小畠真由美議員 登壇〕

○15番（小畠真由美議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告しておりました猛暑から子どもや高齢者を守るための取組について質問をさせていただきます。

昨年は、新聞やテレビなどで「太宰府市猛暑日全国記録を更新」などの記事がおどり、大きな話題となりました。気温35度以上の猛暑日が通算62日、連続40日という大きく他を圧倒し記録更新となりました。本年も厳しい猛暑が到来することを想定して対策を練らなければなりません。特に子どもや高齢者を守るため以下5項目質問をさせていただきます。

1 項目め、高齢者は日常生活の中では真冬でも真夏でも通院や食材の買い出しなど外出を余儀なくされ、そのための公共交通機関は命綱でもあります。五条駅周辺は病院やスーパーが集まり、常に高齢者を見かける地域です。西鉄路線バス星ヶ丘線の減便・廃線に伴い多くの議員がこれまで質問をしてきました。

市として全力を尽くしながら今定例会で市長より、交通空白を防ぐための代替交通運行補助事業が提案されました。市の公共交通の充実について今後の見通しをお示してください。また、炎天下のバス停でバスを待つ高齢者の姿をよく見かけます。全てのバス停に上屋を設置するのは困難だと思いますが、利用状況や立地などからバス停をピックアップして設置の検討をしてはいかがでしょうか。見解を求めます。

2 項目め、昨年オーバーツーリズムについての一般質問をした際に、太宰府小学校のバス通学児童の下校時の安全について質問をさせていただきました。猛暑の中バスを待つ子どもたちの安全と熱中症対策について伺います。

3 項目め、就学前の乳幼児の保護者が日曜日に室内で遊べる施設が太宰府にはありません。猛暑が続く中、共働きで子育て中の保護者が日曜日に利用できる場所は、気分転換や交流の場として必要ではないかと考えます。夏場の期間限定で日曜日にこのような場所を提供してみてはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

4 項目め、市役所などの公共施設で職員や市民がマイボトルに水を補給できる給水スポットの設置が全国で進んでいます。本市でもエコタウンとして参道周辺やブラム・カルコア、いきいき情報センターなど観光客や市民が利用できる給水スポットを設置することについて見解を伺います。

5 項目め、気候変動対応策エアコン購入費補助事業として当初予算300万円に加え、今定例会で500万円増額する補正予算案が提案されました。申請者が初日から殺到し市民に大変喜ばれていますが、何世帯の申請を想定しているのか伺います。対象者は高齢者のみの世帯で、補助対象エアコンの条件に最新の省エネ基準に基づく統一省エネラベルで2つ星以上のものとなっています。高齢者が安価で購入しやすくするために、省エネラベルの条件緩和を検討してはと考えます。見解を伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） まず、1項目めについてですが、西鉄路線バス星ヶ丘線の廃止申出につきましては、当初、令和7年3月末で太宰府高校入り口から西鉄五条駅までの一部区間を廃止したいということで西鉄から申出がなされたものでした。

この申出は、交通事業者が路線定期運行を休廃止する際、道路運送法上の届出に先立ち、バス廃止後の対応を協議し、必要な対策を実施できるよう速やかに福岡県バス対策協議会の会長に申し出るものでありますが、最終的な路線バス存続の判断は交通事業者である西鉄に委ねられております。

しかしながら、本市としましては市民生活に大きな影響を及ぼしますことから、最大限持ち得る力を尽くして西鉄と粘り強く様々なレベルで協議を重ねた結果、廃止期限を令和8年3月末まで延長する方向で協議が調い、今現在、運行が継続されているところであります。

また、このことにつきましては、広く市民の皆様にお伝えするために、令和7年3月号の広報「だざいふ」におきまして、市が運行経費の一部を補助しながら西鉄路線バスの運行が一定期間継続されることを周知してまいりました。

他方、本年10月以降につきましては、慢性的な運転士不足や運転士の拘束時間、運転時間、休憩時間等、労働時間の改善などの理由により、1台のバスを2人の運転士で運行している現状から、1台のバスを1人の運転士で可能な限り運行できるよう現在の利用状況や時間帯などを考慮したダイヤの改正がなされ協議を重ねておりますが、その中では一定の減便になることが示されております。

この減便では、特に昼間の時間帯において連続した交通空白が生じることとなるため、ご利用される方々が一定数おられますこと、また、周辺に補完できるような乗合交通がないことから、まずは本年度中、激変緩和のための緊急的な代替交通の検討を行っており、本定例会におきましても、その費用につきまして補正予算として上程させていただいておるところでございます。

なお、新たな地域公共交通システムの検討といたしまして、国の補助事業の採択を受けることができましたことから、補助金の活用も行いながらデマンド交通実証実験に向けて星ヶ丘線沿線や周辺地域など、ニーズが高いエリアを選定し、早期の実証運行開始を目指し、取組を進めているところでございます。

公共交通の充実について今後の見通しですが、これらの実証実験結果を十分に検討するとともに様々な交通モードについても検討を行いながら、今後も持続可能な地域公共交通を目指してまいりたいと考えております。

次に、バス停への上屋の設置でございますが、現在、まほろば号のバス停は183か所、まほろば号地域線のバス停は46か所ございますが、そのうち、日よけ、雨よけの役割ともなる上屋、いわゆるバスシェルターが設置してあるバス停は22か所となります。

この上屋につきましては、議員ご指摘のとおり新規に設置する場合、歩行者交通量、歩道幅員、運転者の視界を妨げることのない安全性、視覚障がい者誘導ブロックとの十分な間隔など、

周辺の環境や立地状況のほか、その構造等にも基準がございますことから、その設置可能性について調査を行うとともに、周辺施設等との連携、気候や天候等の影響も含めたバス待ち環境の向上に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 次に、2項目めについてですが、昨年6月の議会において、議員より太宰府小学校のバス通学児童の下校時の安全のため、通学支援員の配置をご提案いただきましたが、その業務が短時間であることから人員確保に課題があり、引き続き調査研究を行っているところです。太宰府小学校の先生方には負担をおかけしますが、最善の方法を確立するまでの間は、下校する児童の安全のために見守りを継続していただきたいと考えております。

また、下校時の熱中症対策は、バス停の待ち時間に限らず、市内の小中学校において、全児童生徒に下校時は十分に水分補給を行うように指導しております。太宰府小学校では、暑期中、バス停で長時間待つことがないように、該当の児童を校内の教室で待たせ、乗車時刻に合わせた下校指導を行っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（子ども担当）（添田朱実） 次に、3項目めについてですが、就学前の乳幼児や保護者の皆様、特にこれからの暑い時期を安心して過ごすことができる場所を確保することは非常に重要な課題であると認識しております。

現在、市内で就学前の乳幼児と保護者が日曜日に遊べる場所として、いきいき情報センター内にあります幼児プレイルーム及び男女共同参画推進センタールミナス内にあります託児室の2か所が開放されております。両施設とも館の主催事業の際で託児で使用している場合は利用不可となっておりますが、令和6年度中の利用者数はいきいき情報センターの幼児プレイルームが年間利用者数約1,200人で、うち7月から9月の利用者は約300人、男女共同参画推進センタールミナスの託児室が年間利用者数約370人で、うち7月から9月の利用者は約100人となっております。

今後ともチラシの作成など周知を行い、猛暑が続く期間におけるさらなる利用促進を図ってまいります。また、新たな施設についても、市民のニーズを的確に捉えながら公共施設再編の中で検討してまいります。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 次に、4項目めについてですが、本市は昨年、猛暑日連続40日、通算62日といずれも国内の歴代最多記録を大幅に更新し、「日本一の猛暑のまち」として知られることとなりました。今後も猛暑のまちに対応した事業や観光施策等に取り組んでいくことが重要であると考えております。

このような中、昨年度から運用が開始されております「熱中症特別警戒アラート」ですが、本市におきましては、熱中症対策の一つとして、クーリングシェルター施設の指定を行ってお

ります。

制度が開始されました昨年度は、市内公共施設17か所をクーリングシェルター施設として指定いたしました。今年度は4月22日に、日本郵便株式会社と「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定」の締結を行いまして、新たに市内の郵便局8か所をクーリングシェルター施設として追加指定し、昨年度と合わせまして合計25か所の施設が利用できるようになりました。

さらには、児童生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるよう、また避難所としての環境改善を図るため、小中学校の体育館に空調設備の整備を進めているところです。

議員ご指摘の観光客や市民の皆様が水分補給できるような給水スポットの設置につきましては、熱中症対策をはじめ、廃プラスチック等の環境問題への対応など、各施設における給水施設の在り方として、今後その可能性について関係部署において情報交換等を行いながら、また併せまして、他市の状況等も注視しながら様々な角度から調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 次に、5項目めについてですが、気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付事業につきましては、日本一の猛暑のまちの暑さ対策として、特に気候変動の影響を受けやすい高齢者に配慮し、高齢者のみの世帯に対しエアコン購入費用を助成する新たな取組であります。

補助世帯数の見込みにつきましては、当初予算におきまして300万円の予算を計上していましたが、好評により想定以上に申請があり予算が不足する見込みであることから、今回、500万円の増額補正を本定例会にご提案申し上げているところであります。

また、この事業は、猛暑日の連続やゲリラ豪雨の増加など、近年顕著となっている気候変動の影響を緩和することを目的としており、高齢者の生命健康を守ると同時に気候非常事態ゼロカーボンシティ宣言を発出した本市の地球温暖化対策を実行する上で、省エネルギー機器の設置を進める取組でもあることから、一定の省エネ効果があるエアコンを補助の対象とさせていただいております。

対象とする省エネ性能につきましては、できるだけ多くの高齢者世帯の方にエアコンを設置していただくために、比較的安価な機種も対象となるよう、統一省エネラベル9段階中、下から3番目の星2つ以上としております。

この省エネ効果があるエアコンを設置していただくことで、年間の電気料金の負担が軽減され、高齢者世帯において暑くてもエアコンをつけるのを我慢するといったことをなくす効果にもつながるものと考えております。

議員ご指摘の省エネラベルの条件緩和につきましては、市民お一人お一人の生命健康を守るという事業の目的を踏まえ、今後、制度の在り方を含め調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 15番小畠真由美議員。

○15番（小畠真由美議員） ありがとうございます。今日、今週から気温も夏日というか30度以上ということで、テレビの今日のニュースでもあっておりましたけれども、梅雨寒という言葉がなくなりそうな勢いで今、梅雨の中でもこういったふうに夏日もしくは猛暑日というようなそういった予測も出てきているような状況でございます。

まず、5項目の質問の前に、本市としての熱中症対策の位置づけを少しお聞きしたいと思います。

そもそも国における熱中症対策の流れなんですけれども、気候変動適応法が改正をされました昨年4月から全面施行をされました。この改正というものが、いわゆる熱中症対策を強化するためのものがございます。これまで法令上の位置づけが曖昧だったものが改められて、これが一斉に全国的に様々な取組が開始をされたということでもあります。

国が熱中症対策実行計画を策定をする。それから、熱中症特別警戒情報の発令、また、クーリングシェルター、先ほどございましたけれどもクーリングシェルター、法令上は指定暑熱避難施設というのですが、このクーリングシェルターの制度も創設をされたということ、そして熱中症対策普及団体の指定制度も新設をされた。このように、幾つか新しく熱中症対策として定義をされました。

本市におきましては、ちょっと調べてみますと上位計画として第4次太宰府市環境基本計画が2021年、これ8月に計画ができて、2023年から2030年の8年間を目標としております。

その中で太宰府市地球温暖化対策実行計画というものがございまして、この計画の中を見てもみますと気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画としても位置づけるということでこの中に落とし込まれているように思ったんですけれども、太宰府市としての熱中症対策の位置づけについて少し説明を願います。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 先ほど議員ご指摘の計画等は既に落とし込んでいる状態なんですけれども、法の改正によってという形でございますと昨年初めて熱中症特別警戒アラートという制度がその法の改正により定められまして、それによりましてクーリングシェルターを市町村が指定することができるというふうになったところでございます。

昨年の4月からなってるんですけれども、本市におきましてはやはり暑いまちというところを昨年度も考えておりまして、どちらかといえば県内の中でも先駆けてクーリングシェルターの指定というところを早く打ち出していたところでございました。

○議長（門田直樹議員） 15番小畠真由美議員。

○15番（小畠真由美議員） このように気候変動対策というところでは今まで災害対策、生命と財産を守るというところに非常に着目されていたんですけれども、今回からそれと同等に熱中症対策ということが国でもきちんと明記をされたということが非常に大事ななと思っております。

気候変動の影響が深刻化する中でこういった熱中症対策もまさに気候変動対策の重要な一つになったことを今回の法令で示しているところでございますので、太宰府としてもしっかりとこの計画の中で明確にさせていただきたいと思っております。そして社会全体で熱中症に備える体制づくりをこれから太宰府市も進めていかなければならないと、こういったことを前提にこの5項目を質問させていただきたいと思っております。

まず、1項目めなんですけれども、先ほど部長のほうからバス路線につきまして詳しくご説明をいただきました。当会派では堺議員がずっと以前から地域交通については、本当にデマンド交通の提案をはじめ様々な提案をしまいいりましたので、ここはもう省略をさせていただいて、そして西鉄さんという相手先さんがいらっしゃることを承知しながら、市ができることを最善尽くしていただいているという状況の中で経緯を見守っていきたいと思っております。

今回私が取り上げたいのは、バス停の炎天下でたくさんの高齢者を見かけるという場所が、実は五条駅の横にあります県道沿いなんです、五条駅横というまほろば号のバス停でございます。2時間に1本出ております。ここに必ず私が見るときには5人以上の高齢者の方たちがすごい炎天下の中で待ってあって、近所のマンションであるとか、また様々な日陰を求めて軒下に待ってらっしゃる状況があります。

先ほどのバスの路線のお話もありましたけれども、バスの路線が太宰府の県道沿いとそれから商店街の市道とできれいに分かれているのもあったり、また、立地上、五条駅のロータリーと県道がつながっていない状況もあって、この市道と県道との行き来というものが非常にしづらいこともあり、バス路線も何か非常に分かれてしまってる感じもいたします。

それで、どのようにこれを改善したらいいのか私もよく分かりませんが、これをバス路線の中での編成の中で、五条駅をもうバス停にしてしまうのかそれとも上屋をつくっていただくに当たって、たしかバス停の後ろにある敷地は市の敷地だと思います。今駐車場になっているんですが、ここを2か所か3か所使って、車3台分ぐらい使って上屋ができないだろうか、そういったご提案を今回させていただこうと思っておりましたが、ご見解をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご指摘のバス停は西鉄五条駅の西側のバス停のことだと思いますが、おっしゃるとおりバス停の隣接地につきましては所有者は市となります。そういった中で上屋の設置ということですが、先ほども申し上げましたが新規に設置する場合につきましては、歩行者や運転者への安全性、交通量、周りの交通に与える影響など周辺の環境や立地状況等も含めながらその可能性について調査をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。市の駐車場で使ってる土地なので歩行者が何か差し障りがあるということはないかとは思いますが、ぜひ、ご検討、またそれも含めましてもっといい方法がバス路線の改定だとか様々、五条駅を中心として先ほども舩越議員の質

間がありましたけれども、五条駅のロータリーを中心にバスが縦横無尽に行くような、回るようなそんなことも考えていきたいとは思ってるんですけども、なにせ市道と県道が分断された状態であるということ。ここがなかなかバス路線も分かれてしまってる状況もあったりしております。

なので、そういったことも含めた五条駅周辺のまちづくりもそのような視点で見るのも非常に大切なのかなと。まずは交通網の確立というか、そこからいろんな建物の整備のほうにも入ってくるのかもしれませんが、ぜひ市民の方たちが利用しやすいバス停をつくっていくということはこれから非常に大事だと思いますし、特にこの猛暑の中で、やはりあそこの五条駅横のバス停というのは西側を向いて皆さん待たないといけない状況もあり、私はほかのバス停でも同じような光景がもしかしたらあるのかも分かりませんが、私が見る限りでは五条駅周辺ではまず市の駐車場が後ろにありということで、立地条件的には一番整備がしやすいのかなと思って今回このことを取り上げさせていただきましたので、ぜひご検討をお願いをいたしたいと思っております。

それから２項目めになりますけれども、太宰府小学校のバス通学児童の下校時の安全のための支援員がなかなか短時間で見つけることができないというようなお話でありました。これは例えば学生さんが教師を目指すような学生さんたちのアルバイトとしての場とか、そのような短時間でも引き受けてくれるようなそういったところでの広がりを持った形で学生とかシルバー人材センターとか様々なところでの手配ということは考えられないでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 通学支援員の配置とかスクールバスの導入等の解決策についてはまだめどは立っていない状況ではございます。バス停にはポスターなどを掲示して市民や観光客に小学生がバスに乗るためのご理解・ご協力を依頼しているところです。今後も都市計画課と連携して対応していきたいと考えております。

それと人員のことなんですけれども、今、小学校に配置している特別支援教育支援員の業務を拡大することが一応考えられてはいますが、低学年、高学年の下校時間が異なることもあり、下校時に学校外に出ることで学校内の支援が足りなくなることも想定されます。

今議員が言われた大学生とかそこら辺の補充については、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 15番小畠真由美議員。

○15番（小畠真由美議員） 昨年はオーバーツーリズムというところでのバスの支援員が必要であって、また、観光客がすごい勢いで今増えておりまして、太宰府小学校の立地を考えたときに参道に向かうところの太宰府小学校からの坂を下りたところからがもう危ない状況であるというご指摘を多々受けておりますので、支援員の配置というのはこれはもう暑さ寒さ関係なく必要な感じにはなってきたのかなというふうにも思っておりますし、降りてきた信号のところ

とそれから引率をするところのバス停ということで、何とか学生さんにお声をかけると大学で募集をかけると手を挙げる方がいるんじゃないかと思うんですね。

ちょっとその辺はぜひ調査研究をお願いしたいとは思いますが、もう一つ、それと福銀の前で待つことには今なってる、もしくは一つ手前で乗せたりをしているというご返答が昨年あったと思うんですけども、先ほど冒頭で申しましたように国のほうが大きく法の改正をいたしまして、これは民間企業も全く同じ意識を持ってもらうということでもありまして、今回、昨年の4月以降、福岡銀行さんと熱中症の協定などを結ばれるというような動きはあってるのかどうかお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 実際4月から本年度に学校と福銀さんとの協議をしているということはないと思います。ただ、今年度、校長先生が変わられましたので、今までいろいろ問題を指摘していただきましたけれども、校長先生が変わられて早速学校のほうとこれまでいろいろ心配していただいているような事例についてお話をしてきました。

現在、学校の先生方が非常に丁寧に対応していただいて子どもたちをバス停まで引率したり、バスの時間までしばらく学校においてバス停の子どもたちだけの時間をつくって、またその時間に連れていくとか、いろいろ配慮はしてあります。

こちらもちょうと十分そのあたりは共有したつもりですので、今、ご指摘のあったような福銀との話も含めて、今後また学校と一緒に話を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 15番小畠真由美議員。

○15番（小畠真由美議員） ぜひお願いします。昨年の4月からの国の動きとしてはやはり銀行さんですので敏感に感じてはいると思いますので、また新たな国の法律ではこうですよというようなことを共有しながら、熱中症対策として子どもの健康を守るというところで、短時間で構いませんというような交渉をぜひお願いをしたいと思っております。

夏が終わると今度は秋になって、今度はまたオーバーツーリズムで大変なということになりますので、臨時バス、先ほどちょっとバスのことを聞いたらちょっともう心が痛くなってなかなか言い出しにくいんですが、臨時バスであるとか様々な方法を考えなければ太宰府小学校の立地の中でのバス通学という、これからずっと行っていく登下校の中で太宰府市としての政策をしっかりと考えていかないといけないかなというふうに、そんな過渡期にきてるのではないかと思っておりますので、ぜひ今年の夏、まずは福銀さんとの交渉をお願いしたいと思っております。

それから3項目めになりますが、就学前の乳幼児と保護者が日曜日に室内で遊べる場所ということで、いきいき情報センターのプレイルームなどをご案内いただきました。

そもそも太宰府市には児童館、今は結構児童センター、総合センターというようなところが

多いんですけども、年代を問わずその建物の中で遊べるというような施設がまず太宰府市にはもうほぼない、南児童館というところだけなんですけれども、それを今言ったってすぐに建てるわけにはいけませんので、この猛暑の夏の時期だけでも実証実験としてでも構いませんので、もっと広い空間で、例えば子育て支援センターとごじょう保育所、ごじょう保育所も子育て支援センターも直営ですのでここが連携をして、ごじょう保育所の外の園庭だとか、また中のプレイルームとかを五条の施設の中で何かできないかとか、もしくはいきいき情報センターの1階でまだ空間がありますので、そこを開放をするとか、また体育館のほうでも総合体育館のとびうめアリーナでもどこか場所が確保できないかとか、様々な検討ができるかと思うんですがいかんせんもう梅雨が終わりますとすぐに猛暑がもうやってまいりますというか、もう今週からやってきてますので、このプレイルームだけで果たしていいのかどうかというのは私は疑問がございます。

今、延べ人数だと思うんですが1年間の人数を教えてくださいけれども、これだけ逆に言えば需要があるということでもありますので、もっと潜在的な需要があるとも思いますし、そして、夏の子どもさんと2人だけ、3人だけの中で夏、家の中でだんだんだんだん閉じ籠もってしまうようなそんな子育てにならないように、特に日曜日は働かれてるお母さんは日曜日どこか連れていくところというところで、太宰府のあそこがあったねというようなところが幾つかあれば非常にいいと思いますが、今年の夏に間に合うような検討がなされるかどうかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（子ども担当）（添田実朱） 今年の夏ということですが、子育て支援センターの事業につきましては年間スケジュールをきちんと立てて実施しておりまして、日程の変更や場所の変更などができないか再検討したいと思っております。あと、土日のイベントのほうがございますので、そちらのほうの周知をきっちりやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 本当に夏の猛暑をどう乗り越えようか、そこに精神的なダメージまでも加えないように育児を楽しく夏を過ごしていただくとするまちの中でのそういう場所があれば、一番お母さんたちは助かるんですが、ないので那珂川に行ったり、様々ちょっと遠方の市が運営をしている施設に行くというのが今、実情でありますので、ぜひいきいき情報センターの1階でも今回、全世代スペースを拡充するというようなことがたしか3月にあったような気がいたしますので、その辺の1階の考え方、それとか先ほど言いましたように子育て支援センターの中で、ごじょう保育所の中で、総合体育館の中で様々、幾つかやってみましょうというようなことで今回は提案をさせていただいてるんですけども、それとやはり周知が足りないのではないかと考えています。これだけの人が来てるのでしょけれども、全く日曜日に開いているとかというのをあんまり知らなくてなんですね。なのでもっともっと周知して

もらいたいし、もっともっとSNSなどでも発信をしてもらいたいし、母子モなどでも発信をしてもらいたいし、様々な手を使ってこれはやっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。そして、何とか今回の7月、8月、9月に間に合うようにお願いをしたいと思っております。

それでは、引き続き4項目めにまいります。観光客や市民がマイボトルに水を補給をする給水スポットというのが今、全国的にも非常に展開をされております。今、アプリで給水スポットが分かるようなアプリもあるほどなんです。

これは太宰府市というのは本当に市長がコロナ禍の中ではV字回復と毎回のようにおっしゃっていて、今もまさにそのような状況の中で見事なV字回復の中で、コロナ禍以前よりも多くの観光客が今訪れている状況でございます。

その中でやはり給水スポットを前に出しながら、太宰府市のゼロカーボンシティ宣言の中の環境の取組をPRする一つの大きな材料にもなるのではないかと思いますし、特に登山をされるところの登山口に設置をしたりとか、また、シルバー人材センターの方たちが野外での作業がほとんどだとこの前の総会でもおっしゃっておりました。敷地の中でどこか設置する場所がないかなど、太宰府市独自で屋外で設置を考えてもいいかと思っております。

これは水道と直結型というものがあって、タンクに水を入れに行くとかタンクを交換するというような職員の手間も一切ないような状況の中での取組ができるというようなものでもあると聞いておりますので、しっかり給水スポットを一つの環境について太宰府が取り組んでいる一つの材料としてもPRできるとも思いますし、また、これは非常に大事な、マイボトルを持って水を給水するまた、学校においてもそして公共施設においてもウオーターサーバーでも構わないんです。とにかく先ほどもありましたクーリングシェルターの中でも、自由に給水ができるような形でウオーターサーバーと使い分けながらこういった、とにかく水分補給が大事ですというようなことで、今回の計画を見てもずっと周知徹底ということで言われてますので、熱中症の予防というのは個々人のやっぱり気づきだとも思いますので、そこにしっかり手を加えていくための給水スポットであればいいなと思っておりましたので、ぜひお願いをしたいと思います。

これは今日結論が出るような話ではありませんので、提案だけさせていただきたいと思っております。

5項目めなんですけれども、エアコンの購入費補助について正直、これは高齢者の熱中症対策なのか、もしくはこれは気候変動適応対策ということでの環境課が窓口ですので、恐らくこっちのほうなんでしょうけれども、でも、やはりこの内容は高齢者の熱中症対策、健康を害することがないようにというそんな思いだとしか私は、市長の提案理由の中でもありましたけれども、やっぱりそっちのほうに重点があるような気がいたしております。なので今回この質問したんですけれどもね。

ましてやどこからかの補助金、県とか国の補助金ではなくて市の単独事業ということでの

で、臨機応変にできるのかなと思って今回この質問をいたしましたけれども、まず300万の予算の中でざっと計算しても100人ということで殺到してすぐに申請者が多数来られました。それから今回500万円ということでざっと計算して166人。ここでは人数をおっしゃってませんけれども、計算したら大体分かることなので私もちょっと質問の中でどうかなとは思いましたけれども、そういった中でやはり高齢者を守るのか、それともCO2削減に対する取組なのかというところの曖昧さが非常にあって、私の中では腑に落ちないんです。

その中の星が1つが駄目ですよ。でも高齢者は目の前のお金がないから、金額、値段が違います。だから2つ以上のエアコン買えずに星1つのエアコン買って申請は駄目ですと窓口で言われましたということで、お声を幾つかお聞きいたしました。

今回はそのような支援のための政策ではなかったのではないかなと思うんですが、これは星1つの定義というのはどういうことなんでしょうか。もう一回ちょっと説明をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 高齢者の生命健康を守るというのが今回65歳以上の高齢者世帯を対象としたということが主な要因でございますが、やはり先ほど申し上げたような形で我慢してエアコンをつけない、そういった光熱費を少し気にかけてエアコンをつけないと。そういったものも防止をするために環境性能がやはり星2つ以上というところでありますと年間の電気料等の節約にもつながるとそういった観点もございまして、2つの要因を今、入れさせていただいたような形ではございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小畠真由美議員。

○15番（小畠真由美議員） 星1つと2つの違いというのはちょっと今、説明ではよく分かりませんでした。自分でざっと調べたり所管の課長から当初から少し質問をしてたところだったんですけれども、ゼロも含まれるということで、星1つの中にはという説明をちょっといただいたような気がするんですが、これは捉え方にもあってゼロもあるけれどもゼロじゃない数値も含まれて星1つだということだと思うんですね。なので、ゼロも含まれるけれどもそれでも省エネラベルに値する星1つの基準に基づくものも少しみなされるという非常に難しい星1つの捉え方なんですね。

であるならば、これは市の裁量として高齢者を守るのであれば、例えば減額をして2万円であるとか1万円であるとかそういったところでも星1つでも補助をしますよというようなやり方に変わらないものなのか、走り出してしまったものが途中、軌道修正ができるかよく分かりませんが、新たな500万の中でのそういった取組の中ではそういったことができないのかどうか、それともまた来年度、それは考えましょうということなのか、ちょっとその辺が全く分かりませんので、市長お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 率直にお叱りを受けるかもしれないんですけれども、そもそも、やっぱり予算編成過程の中で、今年度の予算編成、結構苦慮しましてなかなか結婚支援なども10万円とい

うことでご指摘もありましたけども、なかなか10万円を生み出すのも結構苦慮したところもありまして、それで以前からコロナ禍のときに他市、近隣市で空調のクーラーの助成を国の交付金を使ってやってるような自治体もありました。うちはやらなかったわけでありまして、そのときからご指摘もありましたのでちょっとずっと頭には残っていました。

そういう中で今回、昨年度、猛暑日大変な記録となりまして、これは2,000人ほど、もう以上、日本の中でも熱中症で亡くなられるという数字もありますから、大変な災害級でもあるという中で、やはり少しでもこうした特に高齢者の方向けにクーラーの補助をするべきだと、しなきゃいけないと、何とかこじ開けてこじ開けて300万円という枠を、しかも環境課の枠として取ったというわけでありまして、環境課の全体の枠の中でその300をそれに振り向けるというような最終的な決定に至ったわけでありまして。

そうすると環境課の予算ですからそういう環境性能ということも考えなきゃいけないということの中でのこういう決定になっていったと、でも結果としてその300でもお取りしたことでニーズがあって、今回500万を何とか拡大をさせていただくということはやはり市民の方がやっぱり非常に暑さの中で厳しい生活を強いられていると。それをクーラーをつけるのも我慢されてる方もかなりおられるという中で、できるだけクーラー自体もつけていただき、そして環境性能の中で電気代も少しでも節約をしていただきたいという中での担当とも議論した中でこういう決定に至ってきたというのが実情でありまして、もちろん本年度もそうですし来年度も含めて、より本当の意味で市民の方が求める形ということは常々追求をしていきたいと思えますし、今回のご指摘を受けてこの夏に対してでもできることがあればという思いは持っております。

○議長（門田直樹議員） 15番小畠真由美議員。

○15番（小畠真由美議員） 目の前の熱中症対策、こっちのほうを優先だと思っています。

環境性能云々というところで今回申し上げましたけれども、最初から高齢者支援課でやったほうがよかったかなと正直思っている次第です。できることならば星1つであれば、補助金額下がりますけれども、ゼロではありませんよ。1万でも2万円でもある程度の補助をいたしますよというようなやり方がもう絶対よかったかと私は思っています。

予算枠はもうそれはそれでいいんです。ところがその中身に関しては、高齢者支援課が窓口になって目の前の高齢者の健康、または命を守るのか、それとも環境の部分で市はこういうふうな取組してますよということなのかというところであれば、間違いなくこれは高齢者の命を守るということだと思っておりますので、ぜひその点は検討をお願いをしたいと思っています。

先ほどから1項目めから5項目めまで今回提案をいたしましたけれども、これは本当に一部であります。様々、太宰府では取り組むべきことたくさんまだあります。この法令にのっとって考えたときにも、まだ太宰府がやらなければならないこととかも幾つかあるわけですが、クーリングシェルターはされていますけれども、熱中症対策普及団体の指定制度なども

っと活用してやらなければならない。そして、クーリングシェルターにおいても民間企業を巻き込んでもっと盛り上げていかないといけない。

クーリングシェルターという名前自体もなかなか高齢者には分かりづらく、ある市では涼みどころという大きなポスターを貼って、かわいいしろくまくんの子どもが書いたようなそんな絵をつけてポスターにしているところもあります。

創意工夫をしながらみんなで意識を高めていくということしか熱中症対策というのはまずここが出発点だと思いますので、その仕掛けをどうやっていくか。お母さんと子どもが集えるような日曜日に自由に行けるような場所を確保する。また、そういったところのクーリングシェルター、涼みどころがありますよという周知をしていく。様々な取組の中でどうか太宰府市から熱中症で亡くなる方がいらないように、その思いを込めて今回質問させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議長（門田直樹議員） 15番小畠真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで11時55分まで休憩します。

休憩 午前11時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時55分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔10番 堺 剛議員 登壇〕

○10番（堺 剛議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い、2件6項目についてお伺いいたします。

現在の日本社会の経済状況は、米価格の高騰に象徴されるように物価高騰の影響が住民の生活を直撃している現状であると実感しています。

そこで、国の対応策として、昨年12月17日に総務省から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の通知を受け、その後に市から提案がなされた住民税非課税世帯への給付金について3月下旬から対象世帯への支給が始まりました。この件で市議会として1月の臨時議会で対応できたことは、大きな成果であると思いますし、対応いただきました関係者に感謝申し上げます。

一方で、臨時交付金の特性といたしましては、持続的な効果があまり見込めないことから、国民ニーズに応じた恒常的な経済対策となる給付金制度が強く求められていると認識いたします。

本市においては、今回の交付金を活用した様々な施策を展開されている中で、闇バイト対策を視野に入れた防犯対策やSDGsを目標とする環境的観点のエアコン購入費助成などの施策事業については、市民の大きな関心事になっていると認識いたします。

このように、市民ニーズにおいて短期的に欠かせない対策を充実していただくことも重要と

考えておりますが、一方で、次世代に対する責任や未来の地域の高齢化に対応できるユニバーサルの視点に立った中長期的な「まちづくりビジョン」への期待と比重は、我々が想像する以上に大きく求められていると実感しています。

ゆえに、本市においては人口減少・少子高齢化、老朽化する公共施設の再編、一部地域の人口集中化、慢性的な交通渋滞などの多岐に及ぶ課題解決へ向けて、さらなる施策事業の活性化を図っていくことが現在大きく求められています。

このように本市で社会的課題や経済情勢に重点的に対応がなされ、行政サービスが提供されている背景の中で、国は未来の地方自治体の取組として、デジタル化を通じたスマート自治体への変容を求めています。

デジタル化は地方の社会課題を解決する鍵であり、新たな価値を生み出す源泉となっています。今こそ、本市においてもデジタル技術の実装を通じ、地域の社会課題の解決と魅力の向上を図っていくことが重要であると考えます。

「デジタル田園都市国家構想」は、「新しい資本主義」の重要な柱の一つです。デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上のブレイクスルーを実現し、地方活性化を加速すると確信いたします。

国は、行政のデジタル化を進める中で、地方自治体ごとにばらばらな情報システムの仕様や運用が効率化やサービス向上の妨げになっているとし、これを是正するために自治体の基幹業務システムを国が定めた標準化仕様に統一する「自治体システム標準化」を進めています。そのことを受けて本市においても実装システムの構築に向けた取組がなされているものと認識いたしております。

そこで、本市のスマート自治体への取組について3点伺います。

1 項目め、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」第10条により努力義務化されている自治体情報システムとは、日本のデジタル社会形成基本法に基づき、地方自治体の情報システムの標準化を促進する取組の一環でございます。この条文では、地方公共団体に対して、政府が定める標準化仕様に準拠した情報システムの整備を義務化として課することが規定されています。本市における自治体情報システムの導入の可否と進捗について市の見解をお聞かせください。

2 項目め、標準化の対象業務として、児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障がい者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の20の業務が標準化の対象とされています。これらは「基幹業務システム20業務」と呼ばれ、デジタル庁が策定する標準仕様に沿った形で再構築することが推奨されております。

つきましては、国家プロジェクトであるデジタル田園都市国家構想に対し、本市の市民サービス向上へ向けたデジタル化をどのように進捗されていくのか市の見解をお聞かせください。

3 項目め、急速なデジタル化の進展により全国の自治体では、I C TやA Iなどの先端技術を活用して行政サービスを効率化し、市民の利便性を高めるスマート自治体の実現に向けた取組が進められています。

こうした中、太宰府市においても持続可能で質の高い行政運営を推進するためには、スマート自治体としての将来的な姿を見据えた施策展開が重要であると考えます。また、住民サービス向上の観点や行政サービスの効率化の観点からスマート自治体への展望が必要になると考えますが市の見解をお聞かせください。

次に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について伺います。

太宰府市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、将来にわたって活力ある社会を実現するため、「第3期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（太宰府市まちづくりビジョン）」を策定し、地域の特性を生かしたまちづくりを進めています。

この戦略では、太宰府の底力総発揮構想（成長戦略）・だざいふ型全世代居場所と出番構想（移住定住戦略）・令和の都大だざいふ構想（圏域拡大戦略）・持続可能なだざいふ構想（行財政改革戦略）。これら4つの構想と5つの重点、3つの柱、2つの底流を効果的に組み合わせることで、本市の歳出入一体改革を成し遂げ、「令和発祥の都」としてさらなる飛躍を図ることを目指しているものと認識しております。

そこで、「課題解決先進都市だざいふ」を長期的ビジョンとして目指す観点から、市民との「信頼関係の好循環」をどのように構築し、市民福祉の向上を図られるのか、以下の3点についてお伺いをいたします。

1 項目め、総合戦略の中で述べてある本市の目指すべき姿（地域ビジョン）について総合戦略短中長期的イメージを市民へもっと分かりやすく明示すべきと考えますが、市の見解を伺います。

2 項目め、総合戦略に示されている5つの課題について、具体的な事業とその展望についてお伺いをします。

3 項目め、本市の総合戦略を施策展開する上で、積年の課題である公共施設の再編と各公共施設の長寿命化対策、公共交通環境の再構築をどのように推進される計画なのか、改めて市の見解を伺います。

以上、2件6項目について、回答をお願いいたします。

再質問は、発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 1 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、デジタル化を進める中でこれまで維持管理や法改正時の改修等において、自治体ごとの情報システムのカスタマイズにより個別対応を余儀なくされ負担が大きい実情がありました。また、情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない、住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難し

いなどの課題が発生しておりました。

このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務について標準化基準に適合した標準準拠システムの利用を義務づける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が令和3年5月に成立しました。この取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国民に普及させるためのデジタル化の基盤構築がなされると認識しております。

本市における導入の可否につきましては、この標準化法の対象としている基幹業務システム、20業務全てを標準準拠システムへ移行することとしております。

次に、作業の進捗についてですが、国が示す「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に従い、計画的に基本指針が示す期限までに円滑に移行するために、令和5年12月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づく太宰府市情報システム標準化・共通化に向けた移行計画」を策定いたしました。

具体的な作業としては、令和5年度には健康管理システムのF i t & G a p、基幹業務システムで使用する文字の同定作業を行いました。令和6年度には、住民情報システムをはじめとした標準化対応システムに対してF i t & G a pを行いました。また、令和6年度から7年度にかけて庁内とガバメントクラウドを接続するための環境構築などを進めており、今月中には住民基本台帳、印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行を予定しており、ほかの業務システムにおいても、順次、移行を行う予定としております。

次に、2項目めについてですが、施政方針に掲げた市政積年のもしくは社会先進的な課題解決に向けた5つの最重点事項において、昨年度は、国の「地域デジタル基盤活用推進事業」並びに「地域情報化アドバイザー派遣制度」を活用し、各担当課で把握する地域課題について深掘りを行い、最終的には「自治会D X」、「オーバーツーリズムD X」についてデジタルツールの活用の検討を行ってまいりました。

令和7年度も引き続き、個々の課題に応じて国の支援制度などを活用することで外部の専門家のアドバイスを受けるなどし、市民サービスの向上を図り「人にやさしいデジタル化」の実現に向けデジタル化を推進する各種施策に取り組んでまいります。

次に、3項目めについてですが、議員ご指摘のとおり全国の各自治体では、それぞれの自治体の実情に応じて、A IやR P Aなどの先進技術を活用して行政サービスの効率化、住民の利便性を向上させる取組が行われております。

本市におきましても、国が令和2年度末に発出した「自治体D X推進計画」を踏まえ、市民課窓口の待ち状況が分かる待ち閲覧システム、マイナンバーカードの認証機能を活用したコンビニのマルチコピー機での各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスの導入、マイナポータルを通じて転出届の来庁を不要とし、続く転入手続の予約もできる引越しワンストップサービス、子育て、介護の分野における手続の一部をオンライン申請が可能となりました。

そのほか、子育て分野では、手続やイベントなどのプッシュ通知機能を持つ電子母子手帳の導入、保護者からの連絡がスマホでできるよう保育所のＩＣＴ化、また、デバイス対策としては一部の公民館ですが「高齢者向けスマホ教室」の開催など、様々な事業を進めてきたところでもあります。

現在の「自治体ＤＸ推進計画」の計画期間が、令和７年度までとなっており、令和６年度の現計画の改定では令和８年度以降の取扱いについて検討を行う旨追記されました。今後も、国の「自治体ＤＸ推進計画」を踏まえ、本市の実情に合う、「人にやさしいデジタル化」の実現に向け、デジタル化を推進する各種施策に取り組んでまいります。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。では、再質問に入らせていただきます。

まず、1点目の自治体情報システム標準化に関してでございますが、標準化に向けた準備やスケジュールについて一定のご説明いただきましたが、実際のところ、現場レベルでの運用や人材確保、予算措置に関してどのような課題が見えてきているのか。あるいは、他自治体との連携やベンダーとの調整において困難な点があればお示しいただけますでしょうか。

また、法令では義務化とされていますが、実質的には全自治体に標準化が求められており、本市としても将来的にこれは避けて通れないものと考えております。その前提に立って、市民サービスの中断や影響を最小限にとどめるための移行戦略や市民独自の工夫があればご教示いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 令和５年度から６年度にかけてシステムごとに標準仕様書と現行業務との間の差異の確認作業であるＦｉｔ＆Ｇａｐを対象業務担当課と現行ベンダーとで行ったところです。

その中で見えてきた課題につきましては、システムの運用や関連システムとの調整、外部委託など、最適な業務手法による課題解消に向けて検討を行っているところです。

予算措置についてですが、本市も加入しておりますふくおか電子自治体共同運営協議会が令和６年度に加入団体に行った令和８年度ランニングコスト資産の調査では、回答した全ての団体において費用が高くなるが見込まれております。これは円安などの為替変動の影響によるものもございますが、今後はデジタル庁が発出しておりますガバメントクラウドの適切な利用によるコスト最適化のアプローチガイドを参考にしつつ、クラウド利用経費削減に向けて対応を行ってまいります。

また、システムの移行につきましては、議員ご指摘のとおり令和７年度末までに全自治体において標準化を求められており、ベンダーも人的リソース不足が生じており、移行時期の調整も難しくなっているところではございますが、本市では、市民サービスの中断がないよう、対象業務担当課と文書情報課、ベンダーとの積極的なコミュニケーションを図り、最適な移行手法を採用することとしております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。そのあたりしっかりと明確に取組を進めていただければと思います。

次に、2点目でございます。基幹業務システム、20業務の標準化に関連いたしまして質問させていただきます。

多くの部門を横断するために庁内での情報共有や連携体制が非常に重要になると考えております。そこでお尋ねいたしますが、各部門間の横断的なプロジェクト体制や業務整理、再設計に向けた庁内の取組はどのように進められておられるのか。また住民への影響や説明責任という点で、今後どのように丁寧な情報発信をされる予定か、お考えをお聞かせいただければと思います。

そして、標準化プロセスを通じて、市役所内部の業務改革や職員の意識改革にどうつなげていこうとされているか、明確な方針があればお示しいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 標準化移行計画において、市長の下、文書情報課を情報システム標準化の全体管理主管課として、全体の進捗管理や調整を行っております。また、対象業務担当課を情報システム標準化推進担当課と位置づけ、対象業務ごとに担当係長を推進担当者と指定し作業を推進しているところでございます。

また、移行計画では、標準化と併せまして、BPR、業務改革ですね、こちらを推進し、市民サービスの向上や、行政運営の効率化を図ることを標準化移行方針の一つとして掲げ、標準化の作業に入る際に推進担当者とは他職員の参加による会議を開催し、確認を行っておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） このプロセスは大変重要でございますので、よろしくお願いいたします。

では続きまして、スマート自治体の実現について再質問させていただきたいと思っております。

ご答弁では将来を見据えた取組や方向性をご説明いただいたというふうに理解しておりますが、しかしスマート自治体の実現には技術導入のみならず、住民の理解と参加、言わばデジタルインクルージョン、包摂的な視点が極めて重要になると考えております。

高齢者やデジタル機器に不慣れな市民への配慮、デジタルディバイド解消のための伴走支援対策やデジタル人材の育成確保について、本市の今後の考え方が具体的なものがあれば伺います。また、スマート自治体の実現は単に行政の効率化だけではなく、地域の持続可能性や次世代への責任を果たすものであると考えております。

この点について、市長としてどのようなスマート自治体の未来像を描かれているのか、改めてご所見をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず、全体については私のほうから回答させていただきます。

デジタル技術を活用して住民の課題解決やニーズに対応する際に、住民の目線で伴走し、デジタル技術を最大限に活用しつつもアナログでの相談や支援も必要に応じて行うなど、両面から支援する仕組みが必要でございまして、住民のDX推進を支援する際には、住民の課題を理解し、ともに解決策を見いだす姿勢が重要と考えております。

あわせて、全ての住民がそれぞれのライフステージに応じて必要となるICTスキルを習得する環境を整備するとともに、社会のそれぞれの立場で求められる人材の確保育成を図ることにより、目指すべきデジタル社会の着実な実現が図られると考えております。

令和6年度においては、議員のご助言もあり、総務省の支援メニューを活用し、外部人材の支援を受けつつ、自治体DXに取り組み、地域におけるデジタル人材の発掘にも努めてきたところでございます。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 担当からもありましたけれども、せっかくの機会なんで私なりの考え方を伝えします。

要は、非常に様々な先進的な技術を使って、いわゆる自治体自体も非常に効率化するというか、そうした時代に入ってきてるわけではありますが、一方でやっぱり変わらぬ市民の皆様のお一人お一人の思いをどうくみ取っていくか、それを形にしていくか。できるだけ早く結果を出していくか、的確な答えを出していくか、そういうことはこれまでもずっと古くて新しい課題であったと思います。

そうした中で率直に申して私自身このデジタルとかスマート自治体的なものというか、そういったものがどちらかというところとちょっと不得手なほうでありまして、そうなりますとやっぱり担当も重要でありますし、やっぱり専門的な外部人材というものも今後必要になってくるんじゃないかという思いもいたしております。

そうした中で先ほど申したように、とはいえ太宰府市の市民の特有の様々な考え方なり思い、そうしたものをくみ取るためにはやはりただ、専門的な知識だけでもできないことでありましょうから、これまでの市の特に職員の蓄積というものをまた生かしながら、そしてやっぱりそうした専門的な知識を生かしながら、太宰府ならではのスマート自治体というものを実現するためには、もう少し本当に組織的なものも見直さなきゃいけないでしょうし、外部的な登用というのも重要でしょうし、やはりそうしたものに対する市長の様々なやっぱり展望を示していくということも重要になってくると思いますので、私なりに残された任期、考えていきたいと思ひますし、今後の判断にも委ねていきたいとそうした思いであります。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございました。では、続きまして、要望でございますが、市が行っている今、ホームページの発信とかテレビ、また公式LINE等で情報発信さ

れておりますけれども、市民、地域、団体等との双方向での情報共有が図れるデジタル化も推進いただけないかという点と災害時などの緊急を要するときの現場的な写真とか最近よくある道路陥没等の不慮の道路箇所とか、そういった情報の可視化、地域の可視化など様々な行政、それと行政手続に対して様々な申請手続、これも双方向でできるようになれば、非常にいわゆる来庁しなくても行政申請手続等ができるという来ない窓口が実現するのではなかろうかというふうに思っております。

このことが大きく推進できればデジタル化に不慣れな方や情報弱者等への配慮、対応が簡便になると考えております。結果、地域の市民の活動状況の中で大切な情報がデジタル化によって集積データ化されることで、いろんな各種の政策をヒューマンエラーを起こすことなく、政策立案できることが役立つのではなかろうかと思います。

先ほどお示しいただいた中のR P Aの導入をするということになります。そのことで様々な市民の皆様が来庁しないと問題解決ができないようなことに職員が大きく専念できると思いますので、今以上のスピード感で対応できるのではなかろうかと考えますのでよろしくお願いしたいと思います。この点について市の見解があれば答弁を求めたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） ご提案ありがとうございます。今、来ない窓口、あと、行かない窓口ですね。そちらの充実というものにつきましては、やはり住民の皆様の利便性向上と、あと、我々行政手続の効率化にもつながっていくというサービスとして認識しております。

今後にも人にやさしいデジタル化の実現に向けて、引き続きこちらにつきましても調査研究を進めてまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） 市長、度々すみません。お尋ねしたいと思います。先ほどのご答弁でもスマート時代の将来像について言及をいただきました。単なるデジタル技術の導入にとどまらず、本市がどのような地域社会を目指していくのかという価値観と理念の共有こそが最も市長、大事であると考えます。

そこで、市長ご自身がよく市民が主役となるデジタル社会のあるべき姿とその実現に向けたリーダーシップの在り方について率直なご意見等がもしあれば、改めてお聞かせいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほどちょっと答え過ぎちゃったかもしれないんですけども、もう本当に率直に申すと私があんまり得意じゃないということをあえてお伝えしたいと思いますが、ですから要は市長自体が全て詳しいほうがいいのかということもありますし、職員なり外部に任せるということも重要だと思いますが、ただ、私の考え方としてまず、何かしら私に特質があるとなれば、市民の側から考えたこういうデジタル化なり、窓口の効率化なり、デジタル社会とい

うものを構築するための技術ですから、まずそこを履き違えてはいけないという考え方はぜひ今後も伝えていきたいと思いますが、その上で太宰府ならではの特性、歴史文化、そうしたものがひとときあるということ。

また、福岡市のベッドタウンとしての非常に都市化も進んでいるという市民の在り方もありますので、そうした意味では生半可なデジタル化では飽き足らないという市民の方もおられるでしょうし、そういうことも自治体ごとに求められる形が違ってくるはずですので、先ほど申したように太宰府市としての蓄積なり市民の考え方、調査などもしてますので、そうしたものと先進的な技術というものをどう組み合わせるかということは市長なりそういう責任ある者が判断すべきことであろうから、そういうことを全て包含した決定にしていかなければいけないと思っております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。市長、主体はあくまでも市民でございまして、デジタル化というのは基本的に手段でございまして、そのあたりを履き違えないように共通見解を持っておきたいと思えます。

それで、これまでのご答弁を通じて本市においてもデジタル化やスマート自治体移行に向けた一定の取組が進んでいることは理解いたしました。しかしながら、現場における課題認識や今後の対応方針についてなお、具体性や踏み込みが十分とはちょっと言い切れないところもあるかと思えます。市民の立場に立った納得感のある説明にはそのあたりがもうちょっと醸成されたいと思えます。

デジタル庁もこれ推進しておりますが、デジタル化の推進においては誰一人取り残さないことが基本理念の中にうたわれておりまして、答弁の中にも今、市長からもお話しいただいたように市民を大事にしていくという視点をずっと忘れない、これは大事なことだと思います。

その中で、市民、とりわけ高齢者や障がいのある方々への対応については、具体的な支援策の中身が今後デジタル化においても必要ではなかろうかと思えます。

そこでお伺いいたしますが、例えば、他自治体で見られるようなデジタルサポーター制度や地域での出張相談窓口など、実際に使える支援を本市でどう整備していくのか検討状況等を計画等があれば具体的にお示しいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まずは、先ほどお伝えしました令和6年度までは事業者による高齢者スマホ教室など開催しておりましたが、令和7年度からは教室の要望があれば市職員が地区公民館に出向き、スマホ教室を行うこととしております。あわせて、地域のデジタル人材の発掘も行いつつデジタルサポーター制度などの調査研究も行っていきたいと考えております。

また、施政方針にも載せておりますが、新しい公共をテーマとした仕組みづくりとしまして、市と自治会、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉団体などの多様な主体が参

画し対話と協働を進めることで連携しながら社会課題の解決を図る仕組みをつくることを目指してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） 推進のほどよろしく願いいたします。

これもう一つ最後に、この件に関しては要望でございますが、昨年7月付で総務省から出されている自治体におけるAI活用導入ハンドブックの事例集を参考にちょっと紹介させていただきますと、これは事例として申し上げておきますが、別府市の生成AIとRPAを組み合わせた業務効率化の追求は参考にできると思いますのでご検討いただければと思っております。そこには導入による業務の改善効果が期待できる事象理由がなされておりましたのでご紹介をしておきたいと思います。

最後に、市長に再度お尋ねしたいと思いますが、スマート自治体の未来像はまさに首長の強い意志とリーダーシップによってつくられていくものと私も認識しております。デジタル田園都市国家構想を単なる国家プロジェクトの枠にとどめず、本市の特色や地域資源を生かしながら、市民とともにまちの未来像を築いていくために、今この時点で市長ご自身が市民と共有したい明確なメッセージがあればぜひこの場でお示しいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 重ねてになりますけども、まず重要なことはスピード感なり、先ほど新しい公共と言いましたけども、やっぱり手が届いてないところですね、市民の方の。やはり命に関わること、子どもたちの様々な悩みのこと、そうしたこと、いろいろ課題は本市ならではのありますので、そこをとにかくこの技術によって解決に至らせる、渋滞とかもそうでしょうし、経済税収効果を高めるとかもそうでしょうし、そういう課題がまずあって、そのためにこういう技術がある。そのためにはいろいろな市民の声も聞かなければいけませんし、技術的な専門家の意見も聞いていくという、そういうことを本当にフラットにというか、広く寄せ合って、そうした中で総合計画の話なども出てくるかもしれませんし、そうしたことも含めて、やはり私ではまだ足りないことも多々ありましたので、今後はそういうことも含めて、もっとも市民の方に寄り添ってさらに進めていくことが、これからの市長なり職員に求められる姿だろうということは認識をしています。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。1件目これ最後にしたいと思いますが、標準化、DXは単なるIT化ではなく、住民一人一人の生活の質を高め、持続可能な自治体運営を実現するための重要なステップでございます。

近年、政府も国を挙げての組織機構改革を図り、時代の要請や課題に向き合うべく取組として国難であったコロナ感染症事態を契機としてデジタル庁を設置いたしました。また、少子高齢化に対応する国の基本として、こども家庭庁を設置している現状と認識しております。

本市においても、こども家庭庁が大きく推進している中、様々なこどもまんなか施策を展開

中であり、こども家庭センター機能をいち早く設置いただいています。ゆえにデジタル化においても地域福祉の向上の観点から、ぜひ全庁挙げての機構改革をご検討いただきたい、推進していただきたい。そして、デジタル化を促進することを本市が時代の要請に的確に応え、誰一人取り残さないスマートな自治体運営が実現されることを期待し、1件目は終わります。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期総合戦略では、今後さらに多様に変化するニーズや社会問題、深刻化する人口減少、少子高齢化などに対応するため、これまでの取組を継承しつつ、令和の都だざいふらしさの視点、さらにデジタルの力を活用するなど取組を進めてまいります。

取組に当たっては、第2期総合戦略から踏襲した4つの基本目標に加え、令和6年度・7年度施政方針で触れておりました市政積年のもしくは社会先進的な課題である「危機管理の徹底強化」、「子どもまんなかの施策展開」、「市民と交流人口・関係人口の相互発展」を縦断的な3つの柱に、「新しい公共をテーマとした仕組みづくり」、「歳出入一体改革の推進」を横断的な2つの底流として、特に力点を置き取り組むべき最重点事項とし、本市が目指すべき姿（地域ビジョン）を、真に持続可能な市政を実現する「課題解決先進都市だざいふ」と位置づけ、短期・中期・長期の視点で100年後も続くまちづくりを目指して施策を推進していくこととしているところです。

ご質問の短・中・長期的イメージについてですが、まず、令和2年度から令和6年度までの第2期総合戦略期を短期と位置づけており、改革期として中学校完全給食の開始をはじめ、市民ニーズに応じていく中で、予算規模や税収・ふるさと納税は大幅に伸び、各種ランキングや市民意識調査などの好結果に象徴されるように、着実に成果も出てきた期間であったと振り返っております。

次に、本年度から5年間を対象とした第3期総合戦略期は中期と位置づけており、市政積年のもしくは社会先進的な様々な課題の解決、国や県との連携強化などもさらに進めていかなければいけないと考えております。

そして、その先の第4期総合戦略期以降に位置づけられる長期では、本市が地方のトップリーダーとして、新たに課題解決モデルを創出し、地方から国を変えていくという大きな目標を掲げているところであります。

この本市の目指すべき姿（地域ビジョン）を市民の皆様と共有することは大変重要であります。この地域ビジョンのイメージを含め、第3期総合戦略につきましては、まず策定直後の本年4月上旬に市ホームページで全文を掲載しているところです。

今後は広報「だざいふ」などで第3期総合戦略の概要などを掲載する予定としております。これ以外にも機会を捉え、市民の皆様への分かりやすい情報発信を心がけてまいります。

次に、2項目についてですが、市政積年のもしくは社会先進的な5つの課題別に主な施策内

容等をご回答いたします。

まず、柱1、「危機管理の徹底強化」についてですが、主に災害や危機管理に対応するための体制の整備や情報発信などを強化していくものになっております。

主な施策としましては、防犯力の向上をはじめとした「危機管理の徹底強化による安心・安全のまちづくり」やクーリングシェルターの設置促進などによる「災害、気候変動への適応」などを掲げております。

次に、柱2、「子どもまんなかの施策展開」では、子どもを令和の都だざいふの宝としてまんなかに位置づけ、さらなる居場所や出番づくりなど子ども施策を推進していくものになっております。

主な施策としましては、完全給食の着実な実施と費用負担支援などによる「子どもをまんなかとした子育て・教育環境の充実」や不登校・ひきこもり対策などによる「居場所づくりの推進」などを進めてまいります。

次に、柱3、「市民と交流人口・関係人口の相互発展」ですが、住まう人も訪れる人もともに喜び合えるまちを目指したものとなっております。

主な施策としましては、企業版ふるさと納税の活用などによる「ふるさと納税の拡充」やだざいふ版ツーリストシップの普及啓発をはじめとする「オーバーツーリズム対策」、持続可能な地域公共交通の提供確保などによる「交通環境の再構築」などを盛り込んでおります。

次に、底流1、「新しい公共をテーマとした仕組みづくり」では、自治協議会、ボランティア団体、NPO法人などとの連携強化などによる「新しい公共の観点による市民参加、地域コミュニティの活性化」や公共施設の再編、運営見直しなどによる「公共施設の多面的活用」などを進めてまいります。

最後に、底流2、「歳出入一体改革の推進」は、本市が真に持続可能なまちとなるべく行財政改革を進めていくものとなっております。

主な施策としてましては、課題解決先進モデルの実現をはじめとした「戦略的まちづくりの推進」や地域関係団体との連携をはじめとした「多様な主体との連携強化」などを掲げているところであります。

これら第3期総合戦略の推進につきましては、施策や事業の見直し・改善を図りながら、その着実な実施に向け取組を進めてまいります。

次に、3項目めの公共施設の再編、長寿命化についてですが、令和5年度に改訂した公共施設等総合管理計画に基づき施設再編のモデルプランに示しているいきいき情報センターや人権センター関連施設などの公共施設について、既存施設の機能を適切に保持しつつ、施設を計画的に最適化しながら新たな需要に応えていけるよう調査・研究を進めること、また、施設の複合化においては、一部重複する施設機能は最適化する視点を持った上で、個別施設の老朽化やコミュニティエリアとの親和性、相乗効果の創出など、全世代の方々が様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合う、太宰府らしい地域共生型の居場所づくりを調査・研究してま

います。

具体的には、令和7年度当初予算に公共施設再編検討業務委託料1,000万円を計上しており、本市市政積年のもしくは社会先進的な課題である五条駅前をはじめとする公共施設の再編等について、課題の抽出や手法の検討、基本方針の整理など課題解決のために現在、関係課会議を開催している状況であり、今後は各施設利用者のご意見なども参考にしながら調査・検討を行ってまいります。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 次に、公共交通環境の再構築についてですが、近年、地域公共交通を取り巻く環境は非常に厳しくなっており、深刻化する運転士不足、路線維持のための費用負担の増加、複雑化する問題や多様化するニーズへの対応などの課題が山積する中、全国でも路線バスの減便や廃止が相次いでいる状況です。

本市としましては、コミュニティバスや路線バス等の利用実態や運転士不足の課題、問題点などを踏まえ、住民等の利便性維持・向上に向けた持続可能な公共交通体系の再構築について検討を行っているところでございます。

現在、新たな地域公共交通システムの検討といたしまして、国の補助事業の採択を受けることができましたことから、補助金の活用も行いながらデマンド交通実証実験に向けて、星ヶ丘線沿線や周辺地域など、ニーズが高いエリアを選定し、早期の実証運行開始を目指し、取組を進めているところでございます。

これらの実証実験結果を十分に検証するとともに、様々な交通モードについても検討を行いながら、今後も持続可能な地域公共交通の再構築を目指してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。結構想定より長いご回答だったので、時間配分が非常に厳しくなりましたので、かなりちょっと調整をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

現在、本市が直面する多様な社会課題である人口減少、少子高齢化、災害リスク、経済変動、そして地域の担い手不足などは、もはや個別の対症療法では立ち向かえない複合的かつ構造的な問題と認識しております。

そのような中で、本市が掲げる危機管理の徹底強化、子どもまんなかの施策展開、市民と交流人口・関係人口の相互発展を三本柱と新しい公共をテーマとした仕組みづくり、歳出入一体改革の推進という二つの底流が縦断的・横断的な視点により、マトリックス的に整理されている点は現代的であり戦術的なアプローチとして評価いたします。

しかしながら、こうした理念が実効的な施策としてどのように連動し、具体的な成果に結びついていくのか改めて再質問させていただきたいと思います。

時間の関係上、ちょっとかなり割愛させてもらって1点だけ、この点の中で地域ビジョンについての明示については、市長にお尋ねしたほうがいいのかもしれませんが、本市内にある県

立の保健環境研究所跡地利用についてちょっとまちづくり的な観点からお願いをしたいんですが、以前、議会からも指摘させていただいておりました県の担当部署との連携協議が今までなされておられるか。また、状況に進展等ございましたらご教示いただきたい。また、跡地の利活用の方針等について市の見解があればお示しいただきたい。

この地域は学校施設、総合体育館、史跡水辺公園、包括支援サブセンター、障がい者福祉関係団体など公的活用エリアとしてのさらなる整備が求められる地域特性を含んでいると実感していることから、確認の意味でお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 事実としましては、令和9年度中にみやま市に移転する予定となっておりますが、その後建物解体の上、調査等に要する期間としてさらに3年から5年を見込み、跡地の利用については、まずは県による利用について検討されると伺っていますということになるんですが、私としましては当時の江口副知事と大分前に話しまして、やっぱりまず県の場所、県有地でもありますので、様々なそういう土壤調査など含めてしっかりと県で責任を持ってまずは、その後の利用についても県のほうで何かよい活用方法があればぜひ頑張ってもらいたいというような要望はしたところでありますが、その後どのような形になっていくかということは本市の議員の皆さんからもご指摘もありましたので、しっかりと様々な可能性を検討していきたいというのが今の現時点での答えであります。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。市長から前向きなご答弁というふうに捉えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ビジュアル化、見える化についてもう一点だけお願いしたいと思いますが、まちづくりビジョン戦略の短・中・長期の道筋という観点から、市民が視覚的に分かりやすく理解できる形、例えば図解とか動画など、活用を含めたビジュアルでの広報展開については今後どのように取り組まれるのか。

また、本市の各種施策事業の急を要するような案件は、特に本市特有の課題といたしましては、私5点あるかなと思ってまして、1点目は、通過交通やインバウンドによる慢性的な渋滞の対策ですね。

2点目は、快適な住環境を整備するための明確な立地適正化計画の策定。

3点目は、市民利用視点での公共交通再編計画。

4点目は、地域住民サービス視点での公共交通網の形成。

5点目は、いきいき情報センターを含む五条駅周辺の活性化や公的機能を有する複合施設などの企画検討の見える化など、ベーシックサービスを観点とする地域のユニバーサルデザインを図るべきと考えております。

そこで、以上のことを踏まえて、ビジュアル化、見える化の計画について市の見解の所見があれば、ご回答をお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするユニバーサルデザインですね。こちらの観点などにに基づき現在におきましても総合戦略や個別計画施策、あと広報などの情報発信につきましては、図解なども含めて可能な限り、分かりやすくお伝えできるよう努めておるところでございます。

今後につきましても引き続き、多様な皆様のニーズに対応すべく、できる限り親しみやすく分かりやすい情報の提供やまた、ビジュアル化、見える化がより図れるよう調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。ちょっとここで参考事例の一つ申し上げておきたいと思います。

先月、総務文教常任委員会の行政視察で愛知県の高浜市と半田市に行かせていただきました。ありがとうございました。

高浜市での視察テーマは、高浜小学校等整備事業でございました。そこでは、高浜市が抱えている公共施設の老朽化の課題解決のため、平成23年度に公共施設の実態を取りまとめられて高浜市公共施設マネジメント白書を策定されております。

そして公共施設の在り方について検討を重ねられ、平成28年2月に学校施設及び複合化について集約され、施設機能の規模、内容の最終決定を行い、施設配置や建て替え工程に係る基本の考え方の条件などを整備されて、高浜小学校等整備事業基本計画をまとめられております。

そして令和3年3月に工事完了されて事業を執行されております。この事業が非常に内外ともに高い評価を受けている事業でございましたので、我々も視察をさせていただきました。

このように本市においてもPFIとか複合化を視野に公共施設の在り方について協議を開始すべき時期と痛感いたしております。また、少子高齢化が際立つ2040年度を視野に庁内体制の充実や公共施設等における本市独自の再編計画を公共施設等管理計画と長期財政計画の観点から更新・改定を行うことが急務であると考えておりますが、ご所見をお尋ねいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず、本市の公共施設等総合管理計画におきましては、大規模改修を適切に実施し、構造躯体が良好な状態で放置されている施設は長寿命化改修、こちらを行い、施設の長期使用を図っていくこととしております。

一方、老朽化が進み、公共施設の統合や複合化を推進する上では、施設の機能を維持しつつ適正化を図る考え方を基本として検討を行っていくこととしてしているところです。

このように、長寿命化を含む公共施設の再編につきましては、既存施設の機能を適切に保持しつつ、施設を計画的に複合化しながら新たな需要に応じていくこととしております。

また、同計画におきましても、初期投資の軽減、維持管理の適正化及び施設の有効利用とい

った観点からは、やはりPFI方式が有利であると示しておりまして、施設の調達、管理方法については、民間の技術、ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もありますことから、官民連携について積極的に検討するようにしているところです。

今年度は、公共施設等再編検討業務委託料を予算化しておるところでございますが、PFI事業など、官民連携の可能性も視野に入れながら公共施設の再編に向けての検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。公共施設については以上でよろしく願いいたします。

最後に、公共交通の在り方について、これは確認と要望という形になるかと思いますが、通院や買物などを目的とする高齢者などを対象とする場合、通勤通学ほど時間的制約が大きくないこと、また、バス停等をきめ細かく設定したりドアツードアサービスを導入することにより、バス停までの移動負担の軽減を図ることができることから、本市の公共交通の在り方としてデマンド交通は市民ニーズに即しているものと私も考えております。

そして、ありがとうございます。困っている地域からまず始めてとお願いをしていたところ、答弁で先ほどから星ヶ丘というお話が出てまいりました。本当にこれは有効な実証実験場所だなというふうに私も思っておりますので、推進のほどよろしくお願いいたします。

つきましては、一人でも多くの利用関係者、自治会役員、民生委員、ソーシャルワーカーのまずはこういった地域で活躍されてる方々に体験いただけるプロセスを企画検討されているのか確認させてください。

あわせて、国交省が示されている運行形態についてに関する事項について、国交省が示しているのは大体15項目ぐらいございます。

1つ目は運営主体でございます。市町村が自らが運営主体となるのか、それとも市町村以外でやるのか。運行方式はドアツードア方式なのか、基本路線方式なのか。車両サイズは中型なのか小型バスなのか、ジャンボタクシーなのか、セダン型タクシーなのか。

運行エリアについては全域なのか、それとも隣町まで入れるのか、それとも一部地域なのか、そういったところですね。

あと、運行曜日、毎日運行するか、平日、土曜運行するか、平日のみの運行なのか。運行時間帯、中間帯の時間帯のみなのか、朝夕の通勤通学時間帯も含むのか、運行ダイヤをつくるのかつくらないのか。

運賃の形態としては、ゾーン制運賃、均一運賃、対キロ運賃という考え方がございます。あと運賃水準にしても幾らぐらいを想定されて設定されるおつもりか。100円から500円程度になるかなというふうに思っておりますが。

それとあと利用者の対象者をこれは制限なしでやるのか、それとも自治体住人限定なのか、高齢者限定なのか。それとあと利用者登録はあるのかないのか。

予約についても、当日リアルタイムで予約できるのか、30分前でもオーケーだよという内容なのか、それとも前日までなのか。

オペレーター雇用形態についてもこれタクシー業務として兼務されるのか、自治体職員がやるのか、専属でその方をつくるのか等々、あと、ボランティア関係とか、あと契約方式についても赤字欠損方式とかいろいろございますけれども、インセンティブが生まれてまいります。

この運行形態の在り方は導入に向けた取組の中で最も重要な事項の一つでありますので、今後、明確な提示を市の責務として市民周知いただきたいと思いますと思いますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） デマンド交通実証実験につきましては、新たな地域公共交通システムとして、地域のニーズや実情などを踏まえ、最適で持続可能な公共交通の体系として構築できるかを総合的に検証する必要があると考えておるところでございます。

まずは、市民の皆様にご利用、体験していただくことが大切であり、様々なご意見、ご要望などを収集することで高度な分析、検証が可能となります。

議員ご指摘のとおり、利用促進に向けた操作説明会や体験講座など、他自治体の事例も参考にしながら積極的に企画してまいりたいと考えております。

また、議員にお示しいただいたデマンド交通の運行形態の在り方は、デマンド交通実証実験におきまして最も重要な事項の一つであると認識しているところでございます。

現在、国の補助事業として採択を受け、補助金交付申請を行うなど、早期の実証運行開始を目指し取組を進めているところでございますが、今後もデマンド交通実証実験における運行エリア、運行形態などできるだけ速やかにお示しできるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、今回のこの戦略では、いろんなデジタルの力の活用とか危機管理の徹底強化、子どもまんなかの施策展開、市民と交流・関係人口の相互発展といった5つの重点柱、そしてより実効性のある施策がいろいろ掲げられてます。

この課題はそれぞれ独立したものでなく横断的・縦断的にマトリックス的に絡み合ってますが、そこが本当に大事ですけども本当に見えづらくなっておりまして、市民の方が非常に分かりやすいづらい、捉えづらい。こういったこともありますので、今後このあたりをしっかりと明確に打ち出していただくのと、デジタル化に向けては機構改革も含めてご検討いただきたい。そしてまち・ひと・しごと、創生のところで公共交通におきましては、しっかりとした進捗を市民とともに形にさせていただきたいことを申し上げて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員の一般質問は終わりました。

ここで13時30分まで休憩します。

休憩 午後0時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時30分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、あらかじめ通告しております2件について質問をいたします。

1件目、避難行動要支援者名簿と個別避難計画について伺います。

自然災害は避けることのできない事象であり、災害時の被害を極力抑え込む手だてを講じることがそこに住む我々に課せられた課題であると考えております。

そこで、発災時にご本人自身では避難できない方々の避難について伺います。

この点については、令和3年の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について市町村に作成の努力義務化が打ち出されています。

そこで、避難行動要支援者名簿作成及び個別避難計画作成の現状、また、その進捗との関係で現状をどのように把握されているのかを伺います。

次に、2件目は、本市における高齢者福祉の観点から高齢者の権利擁護支援について伺います。

本年は、国民の5人に1人が後期高齢者つまり75歳以上の超高齢社会を迎え、雇用、医療、福祉といった日本経済や社会の広い領域に深刻な影響を及ぼす2025年問題が始まる年に当たります。

太宰府市の人口予測によりますと、令和5年度は総人口7万1,298人、14歳以下人口9,948人、75歳以上人口1万928人であったものが、途中は省きますけれども、令和15年では総人口6万8,538人、14歳以下人口8,009人、75歳以上人口1万2,350人となるとされています。令和5年比較で申しますと総人口が約2,760人減る、14歳以下人口が約1,900人減少、75歳人口が約1,400人増加するという結果となっております。

高齢者とりわけ75歳以上の後期高齢者の身体能力並びに精神能力の減退は避けることができないことは皆様ご存じのとおりであります。そのため、これを補うことが自治体や地域社会の課題として掲げられ、介護サービスが身体能力の減退を補完していますが、日常生活を支えたり、ご本人の権利確保を図る権利擁護事業も欠かすことのできないもので、介護サービスと併せて「人間らしい生活」を保障しているものと解されています。

しかし、この権利擁護サービスというのは、物の売り買いとは異なり、その対応には時間的にも人材的にも大きなサービス提供が予定されていることも事実でございます。

そこで、1項目め、高齢者の権利擁護システムについて本市の取組を伺います。

とりわけ、いかなる項目について権利擁護が望まれているのか。また、いかなる機関が権利擁護に当たっており、その職員数は何人なのか。課題対応までにどの程度の時間を要しているのか。利用者の満足度をどのように把握していらっしゃるのか。目の前にある超高齢社会において「権利擁護システム」をどう発展させていかれるのかをお伺いをいたします。

次に、2項目めです。令和6年3月に出されました「太宰府市高齢者支援計画」67ページには、高齢者の権利擁護と虐待の防止がうたわれています。その具体的内容と支援手続について伺います。

該当箇所においては、1、成年後見制度利用支援事業の促進、2、老人保護措置事業の実施、3、緊急一時保護事業の実施がうたわれていますが、その中で、成年後見制度利用の支援事業の促進について伺います。

成年後見制度利用支援を充実させるためには、1つ、成年後見制度の周知確保、2つ目、相談体制の確保、3つ目、申立ての支援、4つ目、後見人と本人・家族、専門家を交えた業務適性の確保、5番目、市民後見人の育成、6番目に後見人相互間の意見交換、7番目に後見業務をめぐる不服への対応が必要と考えておりますけれどもいかがでしょうか。本市の取組状況を伺います。

次に、以上に掲げた支援業務だけでも大きなボリュームがありますが、対応職員数、課題解決までの所要時間、そして所期の目的を達しているかどうかの度合いについてどう受け止めておられるのか伺います。

最後に、超高齢社会において成年後見制度利用支援をどう発展させていかれるのか伺います。

以上、再質問は議員発言席で伺います。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 1件目についてご回答いたします。

避難行動要支援者支援制度につきましては、東日本大震災の教訓を契機に、平成25年の災害対策基本法の改正により、市町村における名簿の作成が義務化されました。本市におきましては、平成26年度に名簿を作成し、各自治会に配布させていただいたところです。

その後、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画作成が努力義務化されたことから、まずは、地域の核となる各自治協議会や民生委員児童委員連合会協議会等の皆様に制度の周知や申請書の発送等について説明を行ったところです。

またその後、同年7月に対象者となり得る市民の皆様に向けて登録兼同意申請書の発送を行いました。本市は2年ごとの更新としているため、現在の名簿は令和5年12月に更新を行っており、次の更新を今年度予定しております。

現在の本市における避難行動要支援者の対象者は、「75歳以上の独り暮らしの人、または、75歳以上のみの世帯」「介護保険の要介護3以上の人」「身体障害者手帳1・2級の交付を受けている独り暮らしの人」「療育手帳Aの交付を受けている独り暮らしの人」「その他、必要と認めた人」となっております。

令和7年4月1日時点の対象者としましては、9,302人となっております。そのうち、避難行動要支援者名簿への掲載について同意をいただいた方は1,550人で、うち個別避難計画の作成に同意をいただいている方が1,454人おられ、その中で個別避難計画が作成されている方は504人となっております、制度開始以来着実にその数を重ねてきているところであります。

なお、令和7年1月から2月にかけて、44自治会の全てを対象に、防災、防犯、自治会活動等に関する聞き取り調査を行い、各自治会における先進的な取組や防災に関する課題、避難行動要支援者の進捗等の把握を行うとともに、市からも情報提供等を行ってまいりました。

今回の聞き取り調査を基に、今後も関係機関、自治会、民生委員等の皆様のご理解とご協力の下、名簿の作成及び個別避難計画の策定の推進に努め、「災害時に、誰一人取り残さない」を目標に取り組んでまいります。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。まず、要支援者名簿の作成ということについてお伺いをいたします。

今、ご報告をいただいた形では、太宰府市の場合、対象者の方が9,302人ということで、このうち同意をいただいている方は1,550人、そしてなおかつこの中で個別避難計画を作成されている方は504人となっておりますが、昨年1月1日に起きました能登地震におきまして、しばらくこの名簿の公開が保留されていましたが、県知事とたしか政府のほうの関係で一斉に公開をして、実際に行方不明になっている方が2桁クラスの人数に絞られたということが分かりました。

つまりこういう大規模な発災のときには、常に救助をしなければいけない人がどこにいて、どこにいたというか、どれくらいの方がいらっしゃるのか。当然、救援、あるいは救助に向かう方の人的資源は限定、非常に限定されている。そうなってくるとどうしても効率的にその方にたどり着くという方法を考えなければいけないと思うんですけども、今の対象者の中、今挙げていただきましたけれども、それぞれ高齢の方のほかに身体障害者手帳の1、2級、それから介護保険の要介護3以上、あるいは療育手帳Aの交付を受けており、なおかつ独り暮らしの方という形で、対象者としては9,000人程度いらっしゃるものが、実際に手挙げ方式で同意を求めたところ1,000人程度でとどまっていると、この状況を現実発災を受けたときにこれで同意があった人と同意がなかった人を区別して支援をする支援をしないという、こういう自治体のほうの立場として、これが望ましいのかどうなのか、まずはちょっとお答えをいただけないでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） まず、先ほどのご指摘の分なんですけれども、今登録をいただいている方、同意いただいている方なんですけど、その件に関しまして我々自治会の方とよくお話をさせていただいております。自治会の方はよく現状をちょっとご存じでして、やっぱりこの方も挙がってくるべきなんじゃないかとか、この方はまだお元気なんじゃないかとか

逆にそういったお話をさせていただく機会がございます。

そういった中で自治会の方から逆にお名前挙げていただいた方を名簿のほうに登録いかがですとか、そういった形も取らせていただいたりしております。ただ、全てが全てではないので、誰一人取り残さないという先ほど申し上げましたけれども、やっぱりそこに向かってます。まず連携を民生委員さんはじめ、自治会の方、そういうところでの連携を進めていければと考えております。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） そういった形で補充をするにいたしましても、9,000人いた方が1,000人ぐらいの名簿登載者という形で出来上がってくるということですよ。

実を言うとこれ同意を取るという意味合いが、太宰府市の場合は、いわゆる手挙げ方式、候補者の中にご意見の伺い書を入れてご同意いただける方は搭載いたしますという形でしてまよね。

私ども実は、環境厚生常任委員会のほうで視察で沖縄の北谷町にお伺いいたしました。そこでちょっとびっくりいたしました。これなぜかと言いますと、対象者の方についてはもう既に法的な要件でもってそれがリストアップされていると、その方々に対してどういう同意書を求めたかという、搭載されることについて同意しない方はご連絡をください。そうすると、大半の方がもう名簿登載がすぐできてしまったという状態です。

最初の出発点が既に時間的にも対象把握の範囲においても全然レベルがもう違ってるわけですね。こんなことが私もちょっとそれって常識に反してるんじゃないかと思ったんですけども、よくよく考えてみましたらそれぞれ法律規定の中にもありますけれども、承諾を意思表示をしない場合に同意したものとみなすという規定は民法の規定の中に幾つもあります。したがって、この同意の仕方が決して異例なものではないということですね。

結局は原点に戻りますけれども、発災したときにどれだけの人に対して安否を確認していくかというときに、その名簿が正確であればあるほど支援の方法は非常に実効性を帯びていくということになるかと思います。

今までの手挙げ方式では少なくとも手挙げをした人はつかめるけれども、手挙げをしていない対象者については一応ペンディングがついていて、やるのかやらないのかというふうな、ある意味で非常に迷いがあるところがあるかと思います。これが一つの非常に気になったところでございます。

次に、お伺いいたしますけれども、個別避難計画というのは太宰府市ではどういう体制で作成をされておりますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 個別避難計画でございますけれども、ご同意をいただいた方にそれぞれ記入をしていただいたり、作成をしていただいたりというのがまず第1点となりまして、内容としましては、災害対策基本法におきましては、お名前とか生年月日、性別と

か、住所、居所、電話番号とかそういう連絡先はそうなんですけども、避難支援を必要とする理由でありましたりとかいわゆるサポートしていただく方、支援の方とか避難計画、避難経路、そういったところも必要になってございまして、そういうご申請というか、そういうお申出をいただく形でまず計画を受領させていただいてる形です。その後、地域のほうと話しまして、その方にもっと避難経路等の付け加えが必要であれば追加していくという形をちょっと取っております。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 結局、個別避難計画を作成する所管課はどちらになってますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 当然、福祉とか高齢者支援課も連携はいたしますが、もう主にやっているのは防災安全課のほうで担当させていただいております。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 現実的なことをよく考えますと、発災した当時、当該要支援者をどういうふうに運び出すか、あるいはどこへ持っていくかということが一番の眼目になろうかと思えます。

当時、最初にこの問題が提起されたときに、そういうときのような緊急避難的な形でとにかくその方を今置かれている状態から引き出すことが第一問題というふうな形で最初は捉えられてたのではないかと思います。その意味では、防災安全課の方がこれを扱ったというのはよく理解できるころなんですけど、現実には要支援者それぞれお一人お一人が、例えば病気の具合とか、年齢、あるいは近くにどういう支援者がいらっしゃるとか、あるいはどういう先生にかかっていらっしゃるとか、あるいはどういう運び方をすると具合が悪いとか、いろんな形でかなり細かく細かくその方の生活履歴というのが必要になってまいります。

そういうことの突き合わせをした上で、個別避難計画をつくって、結果として、発災時にその情報を基に支援者の方がしかるべき福祉避難所とかあるいは特定の個人のお宅とか、あるいは特定の支援者のところに運ぶことができるという、そういう対応の仕方ができると思うんですけども、本来からいくとこの避難計画を作成していくのは福祉課の方がそれぞれやられていかなければいけないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 議員ご指摘のように県内でも福祉部署が担当しているところはあると聞き及んでおります。我々のほうでは当然、対象者の方を抽出するところから福祉課でありましたり、高齢者支援課でありましたり、そういった部署とは連携をさせていただいております。

ただ、個別避難計画も難しいのは、議員ご指摘のようにお一人お一人に深くそういう対応がどういうふうな必要があるかということを我々もそうですし、支援者の方、地域の方、そういった関わる方が全て把握していったって、計画を立てていく必要があるというところにやはり難し

さも一定あるのかなというふうに感じております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） そうですね。発災当時、結局支援者側も果たしてそこにいるかどうか分からない。非常に大規模災害というのは非情なものですから、本当に偶然にそこに居合わせて、それでその方を救出できるかどうかというふうな隣近所の関係でそういうふうな形が生まれたりいろいろするわけですけども、単純に物理的に今の避難状態から救出だけすればそれでいいということではなくて、ご本人が、今回能登地震でもありましたけれども、いわゆる避難者として普通に考えてた避難所以外に福祉避難所と言われるものがあって、いわゆる障がい者とかいろんなことを抱えてる方はそちらのほうへ回していくというシステムが動いてまして、ただ、その意味でも、ある意味では非常に個別に要支援者の方の事情というのを調べていく必要があると思うんですけども、そこには本人の現況に作成内容が合ってるかどうかということになりますと、本人に関わっている家族や福祉の専門職の関係者、社会福祉協議会、自治会等の意見交換が重要であると。

これは北谷町の場合はこの作成者というのはいわゆる委託業務なんですね。受託先はどこか、委託先はどこかということですけども、それが民生委員であったり、社会福祉協議会であったり、あるいは自治会長だったりするわけです。

ところが、単独でおやりになってると例えばこの人は要介護度幾つだからここがいいよねといった場合に、周りのご近所の方から、いやいや、その方はどこそこに近い人がいてその方が面倒見てくれるとやってらっしゃいますよという、そういう情報を補充したことによって初めてその対象者についてどういう避難が適当かというのが分かってくるという非常にきめの細かい調査というのが必要になってくるというのがはっきりしたと。これは北谷町での福祉課、ここを所管してらっしゃる福祉課の職員さんがおっしゃってました。

私どもは今まで、先ほどの要支援者の名簿登載につきましても手挙げ方式ということでご本人の積極的な同意がないと名簿には搭載できませんという、ある意味では思い込み的なところがあつたんですけども、そうじゃなくて、要支援者というのは、もうご本人が反対でないならそのまま対象者に含めても全然差し支えはない。その中の方を対象にしながら、個別の避難計画を、もちろんこれはもう時間がかかる問題です。

先ほど申しましたけど防災安全課の方がこれを担っていくというのはまず無理なんじゃないかなと思います。北谷町でも消防署にその作成を依頼したら2日でお断りしますというお返事が返ってきたそうです。それはとても私どものキャパを超えてますという話ですね。

だから、この意味でも福祉というのは私どもが先を見通して避難というものを考えていく際に、これを避けて通ることはできないのではないかという気はいたしております。

これが私の今回北谷町に行って衝撃を受けたということなんですけれども、こういった考え方が現実には沖縄県の北谷町というところで実施されております。そのところは、令和3年度に防災計画を見直されまして、現実には令和5年の4月からでしたか、実施をしてらっしゃると

いうことでした。

正直言って先ほど申しました手挙げ方式を取らないということについて、誰からか、いわゆるクレームがついたのかと思ったらそれはあまり出なかったということです。こういったこともありまして、ぜひとも考えていただきたいなと思いますけれども、市長、このことについてご感想を。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 非常に何と言いますか、答えを出しにくい課題だと思いながらお聞きしておりましたが、ただ一方で向かうところというか目標というか、あるべき姿は皆さん一緒だと思うんです。お一人お一人できるだけ多くのそうした要支援者の方が最悪の事態を防ぐ、災害時にですね。そのためには本当にもう時間なりお金なり、労力をかけて、やはりお一人お一人がその際、有事に避難できるようにしておくべきことはみんな思いは一緒だと思います。

ですので、そこにどう至るかというと確かにうちの防災安全課でやるということも人数的なものもありますけど専門的なことも含めて難しいのだということは認識ができましたけれども、一方で福祉課でできるかという福祉課だけでもこれまたできないだろうと。

そうなってくるとやっぱりずっと言ってきた新しい公共という観点の中で、やっぱりまずは自治会の方ですね、老人クラブの方なり、長寿クラブの方なり、地域の民生委員の方なり、そういう方々、もう全てのやっぱり英知というか力を結集して、とにかく個々の一人お一人の状況を把握した上で、どのように避難するか、助けるか、逃げていただくか、こういうことまで何とか至りたいと。

一方でちょっと話替わりますけど、本年度頑張ろうと思ってる年末年始の初詣時期の災害が起きたときに観光客までどうするかなどまで考え出すと、これまた観光客お一人までお一人までひもつけてどう避難していただくかまで考えるとこれもう本当に気の遠くなるような話ですが、やっぱりお一人、全てお一人お一人、何とか救わなければいけないと考えるともう本当にやるべきことはたくさん、本当に無限にあると思いますけども、しかしその目標に向かって何らかいい形を生み出していくためにご指摘をいただきながら、様々な先進事例などを見ながら、あと、何よりご本人のお力も意欲も関心を持っていただきながら、市民の方々の、いい方向に一步步ずつ進めていきたいということを感じたところであります。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） ありがとうございます。私も長年自治会長を務めておりましたので、市長が新しい公共の下にと言われると、はい、それはそうですねというふうに言わざるを得ませんけれども、もし一言私のほうの立場で申し上げると、やっぱり自治会の皆さんをこのシステムの中に、理解をしていただいて、ご協力をしていただくというためには、かなりハードルを下げるといいますか、恐らく職員の方が自治会のほうにお出になっていろんな形で組んでいて、そして特に個別計画というのは物すごく息の長い話、しかも年度が何年かたてばそれを改定しなければいけないということが起きてまいりますので、その意味で、相互に行動といいま

すか、活動を充実させていただければいいかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

これで1件目については終わります。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、本市では、市内に2か所の地域包括支援センターを設置しており、高齢者が抱える生活全般の困り事に対し、適切なサービスの紹介や関係機関との連携を図りながら積極的に問題解決に取り組んでいるところでございます。

また、高齢者の虐待、悪徳商法、成年後見制度などの対応や相談窓口として早期発見・被害防止に努め、高齢者の権利が侵害されないようサポートを実施することより、日常生活における権利擁護に取り組んでいるところでございます。

次に、権利擁護に関しご要望の多い内容ですが、ご家族からの支援などが望めない高齢者の身上保護や財産管理に関する相談が多くを占めております。

次に、権利擁護に携わる機関や職員数についてですが、高齢者に関しては、高齢者支援課及び地域包括支援センターの職員20人が、障がい者に関しては、福祉課職員4人が業務に携わっております。

また、社会福祉協議会において、成年後見制度に関する相談窓口の一つとして弁護士による「あんしん相談」や金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業を行っており、社会福祉協議会の職員も権利擁護事務に従事しているところでございます。

さらに、昨年10月に高齢者支援課に設置した「中核機関」におきましては、制度利用促進に向け、地域における連携強化推進の機能を持たせたところで業務を実施しているところです。

次に、課題対応までの所要時間につきましては、ご相談を受けてから初期対応までは、おおむね数日以内に実施するよう努めております。

次に、利用者の満足度の把握についてですが、老人保護措置に関しては養護者からの虐待ケースによる措置が多く、虐待を受けた高齢者においては身の安全が確保されたことに対する安心感のほか、養護者にとりましても介護疲れ・介護ストレスからの解放で間接的に養護者支援も図られ、一定のご満足をいただいているものと考えております。

次に、権利擁護システムの発展につきましては、今後も地域の医療や福祉、法律の専門職などの連携を図り、権利擁護支援の機能強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、成年後見制度の周知確保及び相談体制の確保につきましては、令和7年度の事業として市民向け講演会や相談会などの実施を予定しております。

申立て支援については、相談の中で必要に応じて成年後見制度の利用を勧め、また、本人の状況に応じて市長による申立てを行っているところです。

ご本人やご家族、専門家を交えた業務適正の確保につきましては、地域連携ネットワークの構築を進めていく中で、併せて進めてまいりたいと考えております。

市民後見人の育成、後見人相互間の意見交換、業務に係る不服対応につきましては、国の制度見直しの中でも課題とされているところであり、今後、国の動向を注視しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、対応職員数、課題解決までの所要時間、所期目的の達成度合いについての受け止めについてですが、基本、対応する職員は先ほどもご回答したとおり、高齢者支援課及び地域包括支援センターの職員や福祉課職員で対応しており、ケースの内容によっては対応する職員の職種や人数も変わってまいりますので、状況に応じた体制を実施しております。

課題解決までの所要時間は、個々のケースにより、ご本人の状態、ご家族、ご親族等との関係などにより様々となっており、状況に応じた対応を心がけております。

所期目的の達成度合いについてですが、成年後見制度をはじめとする様々なサービスを掲載した高齢者支援パンフレットの配布や太宰府市社会福祉協議会による弁護士の無料相談など、制度や事業の普及・啓発に努めてまいりましたが、市民アンケートの結果からは、成年後見制度の内容のさらなる理解促進の必要性が認められるのも実情でございます。

権利擁護に関わる体制の充実については、認知症高齢者の増加に伴い今後ますます大きな課題となっていくものと考えられ、高齢者ご本人の抱える課題、成年後見制度を利用する目的などが個々のケースによって様々な要因を含みますことから、今後さらなる実態把握に努め、ご本人にとって何が最適策であるのか、ご本人や関係者とケース会議などを重ねながら、丁寧に対応していくことが重要と考えており、併せて制度の周知及び相談体制の充実についても強化を図ってまいります。

最後に、成年後見制度利用支援の発展についてですが、本人を取り巻く様々な関係者が連携して支援の輪をつくることが重要であることから、地域における連携ネットワークの構築が急務であると考えており、現在、国において、成年後見制度をもっと利用しやすく、また高齢者本人の意思決定を尊重することを前提とした様々な検討・取組が行われているため、その動向をしっかりと見据えながら、県の指導、先進市の取組事例などを調査研究し、成年後見制度利用支援の充実に努めてまいります。

今後、超高齢社会の進展に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まっております。今後とも本市が高齢者福祉の基本理念として掲げております「地域で支え合い高齢者が安心していきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向けて、関係機関との連携をさらに強化し、迅速な支援につなげていけるよう成年後見制度をはじめとする権利擁護体制のさらなる充実に努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） ありがとうございます。私がこの問題で非常にショックだったのは、先ほどご紹介申し上げましたけども、令和 6 年 3 月に出された太宰府市の高齢者支援計画の数字でございますが、先ほどもちょっと読み上げましたけれども、人口予測で令和 5 年、過去の話ですけれども、そのときには総人口、途中省略したとしても 7 万 1,000 人、14 歳以下は 9,900 人

ですね。それから75歳人口が1万928人であったものが、これから先の10年先の話でございますが、総人口が6万8,538人、14歳人口が8,000人、75歳以上人口が1万2,000人。実に令和5年比較にしますと総人口は2,700人減っておりますし、14歳以下の人口も1,900人減っておりますし、75歳以上人口は1,400人増えているという、こういう、言うなれば物理的な状態にあるということですね。

今、ご説明があったとおり、権利擁護というのは、私どもが平常2本足で歩いてて自分で買物をし、自分で食事をつくり、お風呂に入り、家の周りをあれし、洋服を買ったり人とお付き合いをしたりという当たり前に考えていることがどんどんできなくなっていく、これを補充するのが実は権利擁護なんです。

一例申し上げますと、どんなものが起きてくるかというと預貯金の管理や契約が難しくなってくる、そもそも介護保険契約を結ぶことが難しくなってくる、不動産処分ができなくなってくる。例えば相続が起きてるけれども相続の手続を進めることができない。あるいは保険金を受け取る権利があるんだけど、それができない。それから、そのほかには例えば自分が債務を負ってるんだけど、例えばそれ債務整理、破産手続ですね。そういった形で普通の方であればそういった法的な手続を取りながらそれを清算していった、プラス・マイナス・ゼロという形のものをつくるんですけども、それもできない。それから消費者被害に遭う、虐待に遭う。そのほか、通常医療の現場にお医者さんのところに何うのに自分の足では行けない。もちろん福祉タクシーを使ったり、バスを利用したり、いろんなことがありますけれども、こういったものを補充しないとその方は人間として生きていけないという認識がそもそもあるわけですね。だから非常に対応がそのお一人お一人の状況によってはそれに対応するやり方というものが個別的ですし、量も多いですし、時間的にも、はい、1回終わりましたからこれで権利擁護は終わりましたねという形のものではない。非常に長期的で錯綜したもので長いもの。

しかし、それを保障することが一応福祉を目指している自治体の目標でありますので、その形で権利擁護というのは特に高齢者の場合は大事にしなければいけないと思ってるわけですが、先ほど申しましたように、人口の比較で申しまして10年後には総人口が2,700人減ってしまい、そして75歳人口が1,400人増えてしまう。これに物理的に対応できるんだろうかという懸念があるわけですが、この点についてはどういうふうに見えてらっしゃるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 人口の増減に関しましては、皆様のそれぞれの諸事情によってご異動等があると思いますので、それによつての自然増・自然減の結果であろうかなというふうにあくまでも推計ですけどもそのように思います。

その中で高齢者の人口が増えてまいりますので、そこら辺は先ほども申し上げましたとおり、高齢者の権利擁護に関してしっかりとサポートできるように進めていきたいというふうにご考えておるところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 私は今、高齢者を対象として問題を提起いたしましたけれども、もちろんいわゆる要保護者といいますか、そういった方々はもちろん高齢者だけではありませんで、それこそ要介護の認定を受けている方、これはもう高齢者でなくても要介護認定を受ける方もいらっしゃる。それから、身体障がい者の方もいますし、知的障がい者の方もいますし、精神障がい者の方もいらっしゃる。

私どもの社会というのは、こういった方々を含めて一緒に時代を送っているという、これが私どもの生きている現実ですので、その方も一緒にいわゆる人間としての尊厳を一緒に図りながら、一緒に送っていきましょうねというのが福祉ということの目的でございますので、いや、私が言ってるのはかなり理想論という話じゃなくて、それが実現できなかつたら福祉という福祉国家あるいは自治体の福祉目的を達しているとは言えませんよという話でございます。

確かに非常に実現は厳しいだろうと思います。先ほど職員数とかあるいは担当機関の機関数とかいろんな形で組織的にそれをキャパとしてそれを評価できるといいますかね、対応できるというふうな形でご答弁をいただきましたけれども、なかなか現実にはそう言えるようなものではないと思います。

それぞれの形でやらざるを得ないんですけれども、少なくともこれからの超高齢社会を迎えるに当たりまして、その点はかなり高齢者福祉については権利擁護を考えなければいけないということを私の希望として申し上げて、1 項目めはこれで結構です。

高齢者のほうの2 項目めについて、もう一度よろしいですか。2 項目めについては、もういただいていますよね、お答え。

2 項目めにつきましては、特に成年後見の話でございますけれども、現在、太宰府市で成年後見としていわゆる市長申立てで成年後見になっていらっしゃる方は何人年間いらっしゃいますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 現在、本市で市長申立てをされてある件数は、7 年4 月1 日現在で14 件でございます。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 今のお答えは累計の話ですか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） この分は累計の数字になっております。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） ありがとうございます。実数としては14 件ということで、それはあくまでも法定後見という形で申し立てられていると思いますし、類型としましては成年後見以外に保佐人、補助人という類型で申し立てられている事例もあると思いますので、ただ、先ほど来から申し上げておりますけれども、高齢社会、75 歳以上の人口がこれだけどんどんどんどん

リ्यूームが上がってくるということになってまいりますと、認知症を起源とした成年後見制度そのものの利用もかなり需要が大きくなってくるとは思いますけれども、この点について見込みはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 見込みという形では数値は特に出しておりません。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。少なくともいろんな形で成年後見というのは皆様ご存じのとおりご本人に判断能力がないということを前提に、その財産管理について代理権を行使するという建前、法の制度ですけれども、これは任意後見、法定後見を問わず、そういうふうになっております。

ただ、例えば社会福祉協議会で法律上の相談として弁護士が相談を受けてらっしゃいますけれども、相談件数は多いようですけれども、実際のところ、法定の後見とかそういう申立てまでには至っていないように聞いておりますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 今おっしゃられた分につきまして、社協の安心相談の件かと思えますけれども、そちらの件数については把握はしておりません。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。成年後見を含めた権利擁護というのは社会福祉協議会の活動も含めて市の機関も含めてのものだと思いますけれども、所管違いですということと言われますとそれはそうですかというお返ししかできませんけれども、はい。

私どものほうで、実を言うと私が今回この問題を取り上げましたのは、成年後見といいますか、いわゆる被後見者と言われる方の人数が先ほど申しました人口統計からするとかなり大きくなってくることが予測される。そうなるとうち既に法律上の専門職としての後見のほうは受ける側としてキャパに達しているような状況がございます。

そうなりますと、あとは市民後見人、一般の方で後見業務というものを勉強されて、そういう方々が市民後見人として判断能力を乏しくされている方々のお世話をしていく、これはいわゆる身体介護の話ではなくて、つまりここはヘルパーさんと違うところですが、財産管理をしていく。その方のいろんな財産上の権利を満足させるという動きですけれども、そういういったものが必要になってまいります。

もし、市民後見ができないということになるとその責任は恐らく自治体のほうにそういう後見人を何とかしなければいけないということが出てくるのかなという気もしますが、あと家族の中で家族後見といいまして、家族の方が、親族の方が後見人としてその方を支えるということになります。

このように後見人の需要が大きいんですけれども、自治体としてこの後見人の不足についてどういうふうに対処したらよろしいかということについてお考えをお聞きしてよろしいですか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） まず、市民後見人の養成についてでございますが、こうした後見制度の諸課題に対応するために、先ほどおっしゃられておりました弁護士など専門職の後見人がその役割を担うだけではなかなか難しいところがございます。

専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要があるというふうに認識をしておりますので、今後、市民後見人の養成については、先進地の事例を調査研究してまいりたいというふうに思っております。

また、任意後見制度の普及につきまして、本市におきましても、できましたら法定後見ではなかなか自身の希望が反映されないというところがございますので、元気なうちにもしみに備えることの大切さを知っていただくためにも、地域の通いの場などを利用して啓発事業を行ってまいりたいと考えております。

また、本市では今年度中に自分自身に何かあったときに備えまして、ご家族が様々な判断や手続を進める際に必要な情報を残すためのエンディングノートの発行計画をしております。このエンディングノートは、医療や介護、財産管理などが記載されることが一般的で、法的効力は持ちませんが、家族や関係者の方が本人の意思を尊重しやすくなるという意味で、任意後見制度の補完的な役割を担うものというふうに考えております。

エンディングノートに書かれた希望が任意後見契約の内容に反映されることで、本人の意思がよりの確に実現されることが期待されているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） ありがとうございます。そこでお伺いしたいのが、市民後見人の育成ということについての実績をちょっと教えていただけませんか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 成年後見制度につきましては、先ほどもお話をさせていただいておりましたが、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々を公的に支援し、権利擁護を図ることを目的とした制度でございます。

高齢化が進む中においてその重要性は一層増してきております。今後につきましては、地域連携ネットワークの構築でありますとか、中核機関の機能充実に努め、本人の意思を尊重した支援体制の整備と制度の利用促進を図ってまいります。

引き続き、地域で支えあい、高齢者が安心して生き生きと暮らせるまちづくりの実現に向け、成年後見制度の適切な運用と実現に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 今のお話はこれからの計画があるというお話のように受け止められたんですけども、実績として市民後見人が数字としてカウントされてないということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 先ほどの分に関しましては、任意後見人の養成講座につきましては、本市のほうでは実施はしておりません。

なお、福岡県の社会福祉協議会のほうでは、令和３年度から市民後見人の養成講座が実施されております。受講修了者は、令和３年度が40名、令和４年度が34名、令和５年度が37名、令和６年度は33名の方が受講されている状況です。

なお、本市の市民の方で受講された方は、令和３年度と令和４年度に１名ずつおられたというふうになっております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） ４番森田正嗣議員。

○４番（森田正嗣議員） 今、県社協の講義内容としてそういうものは設定されているということですが、現実的には市民後見人はこれから需要が非常に大きい、役職ではありませんね、ボランティアですけれども、これも先ほどの個別避難計画の作成に関わる方はどなたかというのと同じように、市民の中にそういう方を、支える方々をつくっていくということでございますので、ぜひとも当市でも検討していただきたいと思っておりますが、最後に一言、市長のご見解を。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これもう本当に通底する話でありまして、最終的に本当にお困りのお一人お一人、市民の方々を、どう市としてサポートできるか、行政だけでもやはり至らないところが、届かないところあるでしょうから、やはり市民お一人お一人を市民同士でもサポートしていただくためにやっぱり新たな観点が必要だと思いますので、そうしたことをさらに研究検討を進めていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） ４番森田正嗣議員。

○４番（森田正嗣議員） ありがとうございます。これを持ちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） ４番森田正嗣議員の一般質問は終わりました。

ここで14時40分まで休憩します。

休憩 午後２時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後２時40分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番陶山良尚議員の一般質問を許可します。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、子どもの権利条例の制定について３点質問いたします。

１項目め、1989年に国連総会において「子どもの権利条約」が採択され、世界の196の国や

地域が批准しています。また、日本においても1994年にこの条約に同意（批准）しました。

この条約については、子どもが大人たちに守られる存在であると同時に、大人と同様の権利を持つ主体であることを初めて明確にした子どものための「人権条約」と言われています。

この条約を受け、日本でも条例を制定する自治体が増え、2001年に神奈川県川崎市に始まり、令和7年4月時点で81自治体で「子どもの権利保障をはかる総合的な条例」が制定されており、福岡県では筑紫野市をはじめ8自治体が制定しています。

本市においても昨年度、市長の施政方針に条例制定を進めていく方針が掲げられ、今年の2月より子どもの権利条例検討部会において協議が開始されました。庁内においても本市の子育て支援策と照らし合わせた中で、この条例の位置づけや必要性、また制定の根拠など、一定の調査研究やこれまでの取組を精査され、制定に向け準備が進められてきたことと思いますが、そもそもどのような経緯で「子どもの権利条例」の策定に取り組むこととなったのか、また今日までの進捗状況について伺います。

2項目め、現在協議が行われている検討部会委員の選定方法や今後協議を進めていく上での会議体、組織の在り方について、また今後の協議の進め方や策定までのスケジュールについて伺います。

3項目め、全国においては、子どもの権利条例の制定に至っていない自治体も多くあり、なかなか進んでいない現状があります。その理由としては制定上の問題や運用上の問題等もありますが、特に社会的な認識の低さなども進まない理由となっているようです。

このようなことから私も制定するまでには高いハードルがあると認識しています。そういつた中で、市長は施政方針にも掲げられたことから、今後も制定に向け、取組を推進されると思いますが、改めてこの条例に対する市長の考え方について伺います。

再質問は、議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（子ども担当）（添田朱実） まず、1項目めについてですが、子どもの人権につきましても、1994年に我が国が批准いたしました子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）のほか、日本国憲法や児童福祉法、こども基本法、児童憲章などにもうたわれており、本市におきましても、平成6年に人権都市宣言を行い、翌年に太宰府市人権都市宣言に関する条例を制定いたしました。

また、本年1月には太宰府市人権尊重のまちづくり基本指針を改定し、市としての子どもの人権を守る具体的な取組を打ち出しているところであります。

このような中、これまで、子どもの権利条例の制定の是非につきましては、多くの議員の皆様から一般質問をいただくとともに、令和5年8月には太宰府に子ども条例の制定を求める市内外の方々614筆の要望書も提出されました。

本市におきましても、最重点事項としている「子どもまんなかの施策展開」を推進するに当たり、子どもを令和の都だざいふの宝としてまんなかに位置づけ、絶対的にその命を守り、す

くすくのびのびと成長できるよう、子ども施策を推進する目標として位置づけており、子どもの権利に関する条例の制定は、子ども施策を進めるに当たっての子どもの権利を保障するという市の姿勢を示すものとして必要なものと考えております。

このような状況から、条例制定を前提に庁内の関係課による会議体を立ち上げ、策定手順等を検討するため、令和5年11月と令和6年2月に関係課会議を開催いたしました。

その後、令和6年度の施政方針におきまして、最重点項目の一つであります「子どもまんなかの施策展開」における取組として、施政方針の中で子どもの権利条例の制定に向けて検討を行っていくことを表明いたしました。

そして、今年度の施政方針におきましても引き続き、子どもを令和の都だざいふの宝とまんなかに位置づけ、社会問題化しております子どもに関する課題解決のため、子どもたちに対する支援の充実等に取り組んでいるところであります。

子どもの権利条例につきましては、こうした市の姿勢を具体化するとともに、様々な施策や行政組織の整備など市の実情に合った法的根拠を持って行うことが一層のサービス向上につながるものと考えており、子どもの人権や生きる権利をしっかりと守り、安心して健やかに育つことができる権利を保障していくことを目指す内容を想定しているところであります。

進捗につきましては、本市の附属機関であります子ども・子育て会議に子どもの権利条例検討部会を設置し、本年2月に第1回、4月に第2回の部会を開催したところであります。

次に、2項目めについてですが、子どもの権利条例検討部会委員の選定の方法につきましては、まず令和5年度に庁内の関係課会議を立ち上げ、その中での議論におきまして、子ども・子育て支援事業計画の策定などに携わり豊富な知見をお持ちの各委員の皆様にお諮りし、この会議で培われた経験を基に条例の検討にもご協力いただくことが最もふさわしいと考えたところであります。

部会員につきましても、子どもの権利に係る豊富な知見をお持ちの専門家の先生を中心に、6名の委員の皆様へご協力を依頼したところであります。

制定までのスケジュールにつきましては、現時点では2か月に1回程度検討部会を開催するとともに、大人の方々のほか、本条例の当事者である子どもたちへのアンケート及び子どもたちのワークショップによる意見収集を行った後、令和8年7月頃までに素案を作成し、その後パブリックコメント等を経て令和8年度中に条例制定ができるよう検討を進めているところであります。

次に、3項目めについてですが、子どもの権利に関して本市が目標とすべき指標の一つは、「大人が果たすべき役割を明確にし、子どもの権利を守ること」、「子どもの権利について、市民の皆さんに普及、啓発を行い、家庭・地域・学校などの中できちんとした理念の基に子どもを育成することができるようにすること」等であろうと考えております。

子どもの権利に対する義務を有するのは、子どもではなく大人であることを改めて認識することが必要でありますし、親自身に対する支援、子育てに対する支援に取り組んでいくことは、

子どもに対する支援となり、子どもの権利を保障することにつながると考えております。

いずれの取組を行うに当たっても、全ての子どもが差別されず、命が守られ成長でき、子どもの意見を尊重し、そして子どもにとって最善の利益となることが基本的な考え方と認識しております。

子どもの権利に関しまして、本市が目指すべき内容はこのような基本的理念を基に議論を進めていくことが肝要であると考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） ありがとうございます。ほぼ質問したいという内容を含んだ回答だったものですから、どういったところから質問しようかなと今考えておったところでございますけども、まず、回答の中に令和5年8月に制定を求める市内外の方々614筆の要望書が提出されたということでありましたけども、これは例えば個人なのか団体なのか、それとも団体であればどういう団体から出されたのかその辺お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（子ども担当）（添田朱実） 団体のほうからいただいております。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） どういう団体か分かれば、もし教えていただければと思いますけども。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 私の認識では団体というよりも個人、代表の名前がありまして、それぞれの何と言いますか、賛同する方お一人お一人の署名というものだったと認識しています。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） そうしましたら要望書が根拠となって、この制定をもう市長が最終的には決断をされた。中身については、たしか那珂川市がそういう形で市民から要望を受けて制定に至ったということを聞いておりますけども、最終的に市長の判断でされたということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろん最終的な判断は私ということになりますけども、もちろん署名で決めたということだけではもちろんありませんで、やはり先ほど来申してますように子どもをまんな中に置いてという方針がそもそもありますし、条約自体を我が国が批准しているということもありますし、様々な問題、様々な認識の下で制定していこうという決断に至ったところであります。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） そうしましたら先ほどスケジュールについても話がありました。大体3年近くかけて令和8年度中に制定ということでお聞きしましたけども、この6年度、庁内の関係課による会議体を立ち上げというところがありました。これについて6年度、庁内でどの

ような議論があつて研究されたのか、その辺ちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（子ども担当）（添田朱実） 関係会議の内容ということですが、子どもに関わる施策を行っております福祉課、生活支援課、保育児童課、社会教育課、学校教育課、人権政策課、元気づくり課、子育て支援課を含め8課の参加によって2回開催いたしました。

1回目は、令和5年11月2日に開催し、県内の自治体の状況や子どもや大人の意見の聴取の方法の検討などについて説明や協議を行いました。

2回目につきましては、令和6年2月8日に他市の条例の条立てや意見の聴取の仕方など、先行事例を踏まえた検討を行いました。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 検討部会についてちょっとお尋ねします。検討部会についてはホームページでも示されてましたんで、委員の選定とかその辺は分かりました。

最終的に、検討部会で何回開催予定なのか。そしてどういった内容まで詰められて、検討部会で協議をされるのかその辺ちょっとお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（子ども担当）（添田朱実） 検討部会につきましては、今、令和7年の2月が1回目。2回目が4月に行いました。今後6月、9月、11月、大体2か月おきぐらいに部会のほうを実施する予定としております。

素案のほうは、8年の3月ぐらいまでに、3月から取りかかりまして7月ぐらいまでに素案のほうができばなというふうにしております。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） そうしましたら、部会のほうは大体6回ぐらいで終了という形になってくるんですかね。それと併せてこの後、部会が一応ある程度検討、どこまでされるか分かりませんが、その後の会議体ですね。例えば子ども・子育て会議に戻して会議をするのか、それともまた併せて庁内との含めた部分とか、その辺の何か流れというのをもし教えていただければ、よろしくお願いします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（子ども担当）（添田朱実） 部会のほうで素案のほうを作成した後、会議体の本体であります子ども・子育て会議のほうにお諮りして、また意見のほうをいただいて作成していこうと思っております。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） そうしましたら議会のほうで素案までつくられるということですが、その程度の回数で足りるのかどうか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（子ども担当）（添田朱実） 今のところこの回数で作成のほうを行うようにしておりますけれども、実際のところもっと協議が必要ということであれば必要に応じてまた部会のほうを開催していく運びとなると考えております。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 私も今回質問するに当たりこの条例についていろいろ調べさせていただきました。非常にやっぱり難しい面も持ってる条例でもあります。なので条例の内容についても多くの課題があると思ってます。

例えば、子どもの権利の具体的な内容の理解不足とか、権利と義務のバランスとか、いろんなことがやっぱあると思うんですね。

やっぱりさっきも言いましたけどハードルも高いと思ってますんで、その辺はちょっと丁寧に、素案はできてる各自治体から持ってくれば簡単にできますけども、やはりつくる以上は太宰府らしい素案をしっかりとつくられるといいかなと思いますけども、その辺ちょっと部会のほうでつくられていることでちょっと、部会のほうも専門家の先生たちいらっしゃいますけども、ちょっと重たいのかなという感じがいたしておるところでございます。その辺はしっかりとまたやっていただければというふうに思っております。

ホームページ見ますと次回の部会のほうで周知方法について協議されるということで記載がありました。やっぱりこの条例をつくる中で一番大事なことというのは、やっぱり多くの市民、特に関係する子どもや保護者、そして地域の方々、学校の先生また、保育園、幼稚園の先生方も含めて、やっぱり理解が進まないとなかなかこれつくった後も運用難しいと思ってます。

私の考えとしては、まずは条例制定に入る前にあらかじめ市民に対して周知を行う必要があったのかなというところも思うんですね。

それがあって、ある程度醸成して今回要望という形でいただいているということもありましたけども、それがいいことには条例つくってなかなか市民の理解が進まない。それを一番心配してるんですね。その辺の認識についてはどう市としては、見解を持ってやるのかお聞かせください。

いずれ今後、この条例を検討しながら同時進行で、恐らく今の状況だと周知を図っていくという活動していくということが想定されると思いますし、昨年の入江議員の質問の回答の中でも代表質問されましたけども、その中でもたしか制定過程において様々対応していきたいというか、浸透させていく必要があると考えており、市長の回答ですね、子どもと大人が子どもの権利について深く学び、条例の必要についての理解を醸成していくことまた、子どもと大人と一緒に議論することができる場や機会をつくることなど、条例策定の過程においてということで、市長の発言がありましたけども、それは条例策定中に行うということで間違いはないのか、今の段階で結構ですんでお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） そこも含めて本当にこれから専門家の方にまず議論いただきますし、市とし

てもどのようにやっていくかというのは議会の皆さんなり市民のご意見もいただきながらやっていかなければいけないともちろん思っています。

もうあくまで、先ほども申しましたが、署名もありました。また、様々な近隣がつくっているとかなそういういろいろ理由はありますけれども、やっぱり私自身根底にありますのはやっぱり子どもたちが現に非常に権利が脅かされて、声も上げられないまま命を失ってるような子どもたちも現にいるわけでありまして、その点につきましては私も市内でも今後そうしたことはないとはいえませんが既にあったかもしれませんし、そうしたことを考えますと、やっぱり何らかの形で子どもたちを守る形をさらに強くしていくことは大人としての役割ではないか、市長としての市としての役割ではないかという思いが根底にあるものですからこうしたことを制定をしようという決断に至っているわけでありますが、ただ一方で、実は職員とも議論、これまで重ねる中で、私がこの任期半年ほどですけども、任期中に何とかめどをつけようということをも最初思っていたんですけども、やっぱりそうした自分の何といいますか、手柄とかそういう任期中に強引につくるとか、そういうことを思われるのも先ほど来言ってますように決して本意ではありませんので、あくまで専門家の方にお任せをしながら、委ねながらそうした中でこうした形がいいと、市民の方もそれがいいと、何よりも子どもたちにとっていいという時期なり中身、そういうものが整ってきて初めていいものになっていくんじゃないかと。これはほかの条例もそうだろうと思いますけども、そうした考え方であります。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 市長の思いもよく分かるところがあります。大変今、非常に子どもたちも厳しい状況にあるのは間違いございませんので、まちとしてはこういう条例をつくってそれを指針として検討していくということは理解できるということでございます。

それで、この条例を策定する上で課題は何かということで、その辺の認識を、市としては課題についてどのような認識があるのか、現段階で結構ですので、お答えいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（子ども担当）（添田朱実） 子どもの権利条例ということですので、やはり権利の当事者である子どもの意見を聞くことがとても大事なことだと考えております。なので、今後、素案の作成する前段階といたしまして、大人のほか、子どもへのアンケートやワークショップを行い、広く意見を集約して、条例のほうに反映させていきたいというふうに思っております。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） その辺は、まだこれから策定に向け協議が進んでいきますんで、推移をちょっと見守っていきたいというふうに思っております。

それで最後に、ちょっと2点伺いたいことがございまして、それは何かといいますと、この条例に対する法的な観点そして政治的な観点から2点伺いたいと思っております。

我が国においては、平成6年に児童の権利に関する条約を批准して、それを受けて全国でも条例策定を行う自治体が増えてきたわけですが、子どもの権利は最高規範である憲法や国連の子どもの権利条約、そしてこども家庭庁により令和5年4月に施行されましたこども基本法で十分保障されているのではないかなというふうな意見もいまだにいただいております、条例までつくる必要はあるかなということも、そういう方もおられます。

私も、一部そういう面があるのかなとも思っていました。その辺について、条例をつくる必要性、いろいろ先ほどからも要望があったり。市長の判断でいろんなことありましたけども、法的な面から見て条例の位置づけどうかなというところでちょっとご見解を聞かせていただければというふうに思っております。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（子ども担当）（添田朱実） 国に条約やこども基本法があるのにどうしてわざわざ市のほうで制定をしなくちゃいけないのかということだと思わなければならないんですけども、子どもや子育ての当事者の皆様の意見をやはり反映させ、本市独自の子どもの権利条例を制定することに意義があると思っております。

本市の施政方針に挙げる子どもまんなかの施策展開の実効性を高める根拠として非常に重要なものと考えております。

そして、子どもと大人が住みやすいまちづくりに資するものと考えておりますので、丁寧な説明、ご理解を得るように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） もう一点、ちょっと政治的な観点からお伺いします。

私も長いこと自民党員としてずっとやってきましたんで、思想信条なんかも大分染み込んできて、こういう権利条例とかいろんなことに対してすぐちょっと反応してしまうところがあります。権利条例、権利と義務がそこにはかかってくるような条例については非常に悩ましいところもあるとは思ってますんで、その点について質問させてください。

実際に、数年前というか大分前になりますけども、ある自治体でもやっぱり自民党の議員団でこの条例に対して反対されたケースもあるわけでございます。

その内容というのが、やはり権利だけを定め、責任の定めがなければ、家庭崩壊や学級崩壊、さらにいじめなど新たな権利侵害を生みかねない。また、家庭のしつけや学校教育の在り方までに条例が干渉することになりかねないなど危惧されるものと意見も聞いております。

最近では、やはり権利ばかりを称される方が多く見受けられ、しっかりと義務や責任を果たしていただきたいと思うケースもそこはあるわけでございます。そのような面からすると現時点でこの条例を策定することに対して、若干私も抵抗があるのも事実でございます。

このような意見に対して、市としてはどのようなお考えがあるのか、お聞かせいただければありがたいです。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おっしゃられる意味は私も政治的なというか政治家としても、私も本当に権利だけを主張して義務を果たさないということはこれはあってはならないと思いますし、確かに我が国の中でそういう風潮がいつしか蔓延していることも認識をする一人でもあります。

ただ一方で、やっぱり子どもたちというのはまたそうした中でもなかなか大人とはまた違う面があるわけでありまして、なかなか声を上げづらいしそもそもそういう判断能力も備わっていない可能性もあるわけでもありますので、いずれにしても専門家の方にかかり入っていただいて、思いを持っていただいて議論をスタートしていただいておりますが、あくまで条例でありますので議会で当然皆さんにお諮りをし、それで可決が至らなければ成立もしませんし、その前の段階で様々なご意見をいただくこともしっかりとやっていこうと思っておりますので、そういう意味ではお互いに杞憂になるような心配がそれぞれないような、そして何よりも子どもたちにとってよいものになるような、過程も大事にしていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） まとめをさせていただきたいと思っておりますけども、私もまだこの条例に対する若干違和感があるのも事実でございます。

これから、策定に向かって執行部のほうもいろいろあると思っておりますけども、その辺は協議をしながら、お互いにまた検討できればありがたいというふうには思っております。

ただ、子どもたちをはじめ、保護者、そして市民の皆様にしかりとこの認識や理解を生んでいただくよう、高まっていくような周知方法をしっかりと行っていただいて、この条例が誤った方向に行かないようにその点だけをお願いをしたいというふうに思っております。

子どもを取り巻く現状というのは非常に厳しいものがあると認識しておりますけども、それだけに喫緊の課題としてはまずは少子化対策をはじめ、子どもの虐待や貧困問題そして不登校やひきこもり、ヤングケアラーの問題等に対して、今ある政策をより実効性の高いものにしていただいて、まずはそのような状況下にある子どもたちへの支援の輪を広げていただきたいというふうに思っております。

それとあわせまして、子どもの権利条例も必要なものというふうにも思っておりますけども、それ以上にやはり、太宰府で生まれ育った子どもたちが将来、太宰府を愛し、誇りに思ってもらうための施策、そしてまた、今、水城小学校や国分小学校では史跡解説員等も立派に果たされて、勉強もされておる子どもたちもたくさんいらっしゃいます。

そういった子どもたちが楽しく学んでもらう機会を設けていただいて、やはりそれが学校で持ち帰って勉強した分が各家庭においてもしっかりと各家庭の中で太宰府のこと、史跡地のこととかいろいろなことが各世帯で各家庭で盛り上がり、親御さんたちも太宰府に対する認識が高まれば、非常にこれは太宰府市民としても非常にありがたいと思っておりますし、やはり一緒になって市民が太宰府を盛り上げていく基盤ができるのではないかなというふうに思っておりますのでございます。

そういうことも含めて、市長もいつも言われますけども、子どもは太宰府にとっても宝でございますので、今後ともしっかりと子どもが育つ環境整備をこれからも推進していただくようによろしく願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員の一般質問は終わりました。

ここで15時25分まで休憩します。

休憩 午後3時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時25分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔11番 笠利毅議員 登壇〕

○11番（笠利 毅議員） ただいま議長に一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問いたします。

1件目、バス路線の保持とデマンド交通について。

昨年度来、私の住む西鉄バス星ヶ丘線の沿線住民は、バス路線がなくなってしまうと本当に困るという心配をずっと抱えています。今年度の施政方針、あるいは3月の一般質問への回答では、市長から「市民の交通手段は確保する」と強い決意が述べられました。また、関連する施策を一体のパッケージとして推進するという政策上の方針強化が図られました。歓迎しています。

他方で、令和8年3月末で路線を廃止するという西鉄の申立てが失効したわけではありません。また、この秋、10月からはバスの減便も視野に調整が進められていますが、バス運転手が1人になると伝えられており、今まで同様に終日バスが通うということは考えにくいでしょう。折しも、延期されていたデマンド交通の実証実験が今年度は実施されるようです。バス路線とデマンド交通をうまく併用することも考えるべきです。

10月以降のバスがどう運行されるのか、デマンド交通の実証実験をどのように行うのか、それぞれ生活を整え直す必要が生じるかもしれない住民にどのように周知していくかという点と併せて伺います。

2件目、今後のコミュニティバスについて。

施政方針では、持続可能な地域公共交通の再構築ができるまでは、費用を補助してでも民間バス路線の維持に努めるとされていました。先ほどの1件目は、「バス路線の確保が必要だ、なくなるのは困る」という視点からの質問ですが、2件目は、「持続可能な地域公共交通の再構築ができるまで」という限定を横に置いての質問です。

5月の地域公共交通活性化協議会で「コミュニティバス」の今後について検討に入るとされました。「まほろば号」の今後を検討していくということだと考えられます。

まほろば号は、現状における太宰府市の地域公共交通の核心部分です。まほろば号のどのよ

うな点について検討を進めるのか。また、策定が予定されている地域公共交通計画にまほろば号の再検討内容が反映されるのかを伺います。

再質問は議員発言席で行わせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは、1件目についてご回答いたします。

西鉄路線バス星ヶ丘線の廃止申出につきましては、当初、令和7年3月末で太宰府高校入り口から西鉄五条駅までの一部区間を廃止したいと西鉄から申出がなされました。

この申出は、交通事業者が路線定期運行を休廃止する際、道路運送法上の届出に先立ち、バス廃止後の対応を協議し、必要な対策を実施できるよう速やかに福岡県バス対策協議会の会長に申し出るものでありますが、最終的な路線バス存続の判断は交通事業者である西鉄に委ねられています。

しかしながら、市民生活に大きな影響を及ぼしますことから、市としましても最大限持ちうる力を尽くしまして、西鉄と粘り強く様々なレベルで協議を重ねた結果、廃止期限を令和8年3月末まで延長する方向で協議が調い、今現在、運行が継続されているところでございます。

他方、本年10月以降につきましては、慢性的な運転士不足や運転士の拘束時間、運転時間、休憩時間等、労働時間の改善などの理由により、議員ご指摘のとおり1台のバスを2人の運転士で運行している現状から、1台のバスを1人の運転士で可能な限り運行できるよう、現在の利用状況や時間帯などを考慮したダイヤの検討がなされ、協議を重ねておりますが、その中では一定の減便になることが示されております。

この減便では、特に昼間の時間帯において連続した交通空白が生じることとなるため、ご利用される方々が一定数おられますこと、また、周辺に補完できるような乗合交通がないことから、まずは本年度中激変緩和のための緊急的な代替交通の検討を行っており、本定例会におきましても、その費用につきまして、補正予算として上程させていただいているところでございます。

また、新たな地域公共交通システムの検討といたしまして、国の補助事業に事業採択を受けることができましたことから、補助金の活用も行いながら、デマンド交通実証実験に向けて、星ヶ丘線沿線や周辺地域など、ニーズが高いエリアを選定し、早期の実証運行開始を目指し、取組を進めているところでございます。

今後につきましては、これらの実証実験結果を十分に検証するとともに、様々な交通モードについても検討を行いながら、持続可能な地域公共交通を目指してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございます。1件目の質問は、今困ってることに關する質問で、2件目は、その先に関することというふうに大まかに分けて考えているんですけども、まず、今ご回答いただいた中では粘り強く西鉄さんと様々なレベルで協議を重ねた結

果ということが言われましたけれども、これは市長に最初に一言だけ確認しておきたいんですけれども、ちょっと正確な引用を持ってきませんでしたけれども、3月の議会で最低限今あるものを保つことを基本線にやっていくというようなことを言われたかと思いますけれども、それは文字どおり受け取ってよろしいのかということだけ最初にお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 基本線という言葉もまたいろいろあるんですけれども、もちろん本当個人的にはもっと路線が増えたほうがいいと思ってますよ。運転手さんも何とかそろって、できるだけ安くと個人的にはと思ってますよ。でもなかなか難しいという中で、やっぱり政治家としてというか私の今現時点でやることとして、まずは先ほども答弁にもありましたけども本年度中、まずは本年度中、今あるものを何とか守り抜きたいと。それがやっぱり市民にとってはまず最低線の基本線の期待でありましょうし、私の使命、役割であろうと思いますのでそのような言い方をしています。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） その点については自治会からも要望があったかとも思いますし、そのように考えている住民も多いこともしかなので、まずはとにかく何があっても交通手段がなくなるということだけはないように全力を尽くしていただきたいと、そこはお願いしておきます。

その上でまず、前提条件のようなところでお聞きしますけれども、これは担当部局にということになるかと思いますが、一応廃止期限は来年3月末があり得るということは覚悟しておかなければ、覚悟した上での現在、事務なり交渉なりを進めているというふうには考えておいてよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 来年3月末以降のお話ということだと思いますが、現在運行しているバスが突然なくなるということにつきまして、沿線住民やバスの利用者にとっては急激な変化を強いられることになりますことから、利用状況や地域の実情などを伝え、今後、地域と代替交通の検討、それらの施行や運用を行うまでは廃止期限の延長など、こちらでもご配慮いただくよう協議を重ねているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 場合によっては廃止期限の延長も念頭にということだと思いますけれども、それをお願いしたかったのも、決して余裕のある交渉ではないと思いますので、今のはそのための質問です。

代替交通ということで、5月に地域公共交通活性化協議会を傍聴したんですけれども、そのときに代替交通というものについてのもう少し具体的な説明があったと思いますけれども、先ほどのご回答では緊急的な代替交通という表現にとどまっていたので、10月からの話ですね。それがどのようなものを今想定しているのかということをお聞かせいただければ。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 令和7年10月以降の路線バス星ヶ丘線の減便につきましては、昼間の時間帯において連続した減便の時間帯が生じることが西鉄より示されております。

この路線バスが運行されない特に昼間の時間帯におきまして、連続した交通空白の時間帯が生じる見込みとなりますが、その時間帯において星ヶ丘沿線では周辺に補完できるような乗合交通がございませんので、10人乗りのジャンボタクシーサイズ、こちらの車両によりまして激変緩和のための緊急的なものとして現行ダイヤ同等の定時定路線の運行を検討しているところでございます。ただし、車両サイズが小さくなりますので、乗車定員が8名程度となる予定でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ありがとうございます。バスという形ではなくなるけれども、ダイヤ上は今、減るとはいえ、今に近い形を保つために交渉してるということですね。

先日来というかこの6月議会のほかの方も幾つか質問されましたけれども、その中で気になったことが1つだけあるので、今の件についてお尋ねしますけれども、緊急的な代替交通という言い方で説明されたかと思えますけれども、今のジャンボタクシー10人乗りで運行するというのは、何といたしますか、臨時的というか暫定的といたしますか、現時点においてはそのような当面はそれでやってみようという考え方と理解してよろしいでしょうかね。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 本当に現時点で何といたしますか、確信的に言えるわけではないので、この答弁の書きぶりも担当ではこう書き、僕はこう書きという中でこういう表現になってます。

私としては任期も、本当に与えられた任期もあと半年ほどですから、まずはこの任期中、何としても先ほど来指摘もありますように、今ある路線なり、今ある体系なり、料金体系なり、そういうものを何とか守りたい、それが役割だと思ってそうしたことを第一義的に、その上でさらに持続可能な利便性の高いそういうものに持っていければということでやっているわけがありますけども、もちろん西鉄さんなり、担当からしますとなかなか私の任期だけの話じゃないでしょうと、その先のことももちろん考えて交渉しなきゃいけないでしょうと。

西鉄さんからしますともうもっともって本当は延ばさずにもともとの申出どおりやりたいかもしれない、やりたいに決まっていますよね、もちろんだから申出されたわけですから。そういうことも含めてなかなか表現難しい状況でありますけども、いろいろな皆さんの考え方がある中でこういう表現にしていますので、とにかく今言えることはそうしたことがある程度見えてきたり、固まってきたり、市として職員としても方向性、こういう方向性で交渉を進めようということが見えてくれば、できるだけ早く皆様にもお伝えをして、理解を得ていきたいということは思っておりますので、今日の時点ではなかなかこのような言い方だということはご理解をいただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 今の質問は、その考え方次第によっては後のデマンド交通の実証実験というのをどう評価するかというのも受け止め方が変わってくるということがあり得るので、聞いたということです。それ以上でも以下でもないと言ってしまえばそういうものなんですけれども、10月からの激変緩和措置として取られるジャンボタクシーの利用のような形での定時運行ということですが、5月の活性化協議会のところでは、これちょっとはつきりと聞き取れたわけではないんですけれども、10月からということなので6月までには協議を、たしか公安関係とというふうに言われたように思うんですけれども、警察ですかね、協議をして8月には申請したいということでしたが、これも今できる範囲、答えられる範囲でということにはなろうかと思えますけれども、交渉の進捗状況など答えられる範囲でお願いできればと思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 申し訳ございません。今のあれは、デマンド交通。失礼しました。ジャンボタクシーは予定どおり10月から運行するというようなところで今協議を進めているところでございます。申し訳ございません。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 順調に調整が進んでるというふうに受け止めさせていただきます。

その上で適時、これは適時というようなことだったように記憶していますけれども、住民にどのように知らせていくかということがあろうかと思えますけれども、今順調に進んでいるということであれば、7月か8月の広報に何か出るかもしれないとは思いますが、住民にどのように知らせていくかというようなことについては、具体的な予定がある程度あるのであれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まずは、やはり今回の議会で補正予算として提案してますので、それ可決いただかないと説明ができませんので、何としてもまずは皆様にご理解いただいて可決いただきたいと思っておりますが、その上で私の今の考え方としましては先ほども申したように、まずは6月補正での提案ですから、本年度中においてそうした緊急的な代替交通をまずは維持をして、皆様に今ある形にできるだけ近い形で維持をしたいということではありますが、ですからそうしたことが具体的に決まってくれば、予算が可決いただいて具体的に決まってくればもちろんできるだけ早くお伝えをしようということで、それがですから、可決いただくかどうかはまだ分からないので、いつに説明をするということも言えないというのが実態です。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） それについてはぜひなるべく速やかにという表現もされてたかと思いますが、速やかに、かつ、何と言うんでしょう、聞き逃す方がいないような方法を工夫されてやっていただきたいとそれはお願いしておきます。

それは今後、この件に限らず、その後のデマンド交通が、ずっとそういうことなんですけれども、なるべく繰り返さないようにしておきますね。住民にしっかり伝えていただきたいということは、あらかじめ伝えておきます。

デマンド交通についてなんですけれども、これはまだ具体的に言えること言えないことありそうな雰囲気なので、活性化協議会で耳にしたことも交えつつ言いますけれども、順調にいけば今年の冬ぐらいから実験に入れるんじゃないかというように、12月ぐらいと言われたかと思えますけれども、聞いたと記憶しておりますが、まず実証実験についてなんですけれども、ニーズが高いエリアを選定しというような中で星ヶ丘線沿線や周辺地域などという例示がされていますけれども、まず、その実証実験のエリアというものはどのようにして選んでいくのか。市として選んでいくのか。市が主導して選んでいくのか、幾つかの候補地を挙げて、その住民なり自治会なりと話し合いを重ねた上で進めていくつもりなのか。どのように選んでいくかということについて、少し教えていただければ。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと担当のほう詳しいかもしれませんが補足があればさせていただきますけども、まずちょっと私が申し上げたいのは、非常に私自身がこだわっているところであるんですけど、担当以上にですね、デマンド交通自体が私もやっぱりまだ堺議員などからご指摘いただきながらまだ乗れてないもんですから、具体的にちょっとどういう形なのか、特に高齢者の方などが本当に代替的なものとして受け入れられるものなのか、そういうことがちょっと確信が得られてなかったもんですから、なかなかその実験といいますか、様々予算についてはお認めいただきながらそうしたことに具体的になかなか踏み出せていないという事情もあります。

さらにはどこに実験をするということになるとそこがなくなることが前提だと言われかねませんし、私からしますとそこでもう実験を始めてしまうと西鉄側からするともうそこは廃止してもいいんですねということにされるかもしれないとか、非常に私なりに非常に苦慮というか、何といいますかね、本当にいろいろ考えながら、苦しみながら、もがきながら今までやってきたところでありますが、現時点で私が何度も申しますように現時点で私が任期中までにまずはやるべきこととしては本年度中、まずはできるだけ今の交通体系を維持する。その上でその先をどう考えていくかということも同時に議論するというこの中で、場所なども、もちろん市民のご意見もあるでしょうし、西鉄側の何かご意見もあるかもしれませんが、市としてのここがいいんじゃないかという意見もあるかもしれませんが、いずれの意見だけで決めていくということにはいずれにしてもならないだろうと思っています。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） いずれの意見で決めるということにならないだろうということなので、まだ確定的な回答は求めるつもりも最初からそれほどはないんですけれども、無理かとは思っているのでそれについてはこれぐらいにしておきますけれども、ただデマンド交通、これ私の家の近

くの方がご自身の心配ではなくて、認知症が進みつつある方の、今だったらバス乗れるけれどもデマンドに対応できるだろうとか、そういう具体的、個別的な心配を抱えている方というのはそれぞれそれなりに多いので、また実験するに当たっては、デマンド交通を実験的に実証実験するに当たっても、多くの住民の理解がやっぱり上手く実験するためにはとても大切なことだと言われてもいますので、仮に協議会で言われてたように12月から実証実験に入るといふのであれば、ある程度エリアの選定というのは早めに動いて、住民の間の理解を十分に進めるということはとても大切なことになろうかと思います。

星ヶ丘線沿線の住民、もちろん様々な考え方はあるんですけれども、やるのであれば実証実験も含めて若干ジャンボタクシーも入るわけでやや複雑にはなりますけれども、やってほしいという声があることもたしかです。そこは市が今回の実証実験で何をしようとして、どういうふうに、しばしば使われた言葉で横展開というのがあったかと思いますが、横展開の考え方にもよるかと思うので、十分な時間を取ってエリアの選定を行っていただきたいと思います。

その実験についてなんですけれども、仮に12月頃からを予定してたとして、どれぐらいの期間実証実験をするのか、たしか昨年の予算提案があった時点では1年ぐらいかけてということでしたけれども、1年間ずっと走らせるのかどうかはともかくとして、どれぐらいの期間の実証実験というのが想定され得るのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 今回の実証実験につきましては、補助事業を活用してと、補助金を活用してということになっておりますので、実績報告等が必要になります。そういった面では年度末までということで予定をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） それは走らせるのが年度末ということですかね。それとも補助金の関係ということは、結果の検証も含めて年度末までということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 一応、予定としましては補助金を活用しての運行、実証実験は2月まで、走らせるのは一応そういう予定になっております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 分かりました。難しいですね。その先のことは先ほどの話からすると答えにくかろうと思いますので、ちょっと私のほうからしゃべりますけれども、実証実験、私がちょっと聞いた町で2回実証実験をして果たしてこれでどれだけやっていけるのかというのについてはその後もまだ検討中だということもあったんですね。

最初に令和8年3月31日というのをどう意識しているかというようなことを尋ねましたけれども、太宰府市の場合はそのタイムリミットと実験のどれぐらいの時間をかけられるのかということと、それをその先どういうふうにしていくとか、幾つか結構複雑な要因が絡むと思い

ますので、一番最初に確認したことですけれども、仮に実験を済ませてそれを本運営というんですか、するに当たっても、それがすぐ来年の春にいくとも限りませんので、その場合には先ほど伊藤部長が言われたように廃止期限の延長も含めての交渉には努めていただきたいと思います。

中途半端な実験でというのもまた望ましくないことだと思うので、そこは市長以下、皆さんで全力を尽くして市民のためによい選択肢というのを考えていただきたいと、それはもう切にお願いしておきます。

1件目は、最後に言いたかったことが一番言いたかったことなんですけれども、それと併せて途中に言いましたように、可能な限り早く住民に、私たち今どうなるのということに応えられるように安心できるような努力を重ねていただきたいと思います。

2件目お願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 2件目についてご回答いたします。

本市のコミュニティバスまほろば号につきましては、平成10年4月から運行を開始し、福岡県内でのコミュニティバスでは、初めての取組として先進的な課題解決、成功事例として、その後も路線の拡大や100円均一運賃への引下げ等を行い、市民の大切な移動手段を確保してきた経緯がございます。

しかしながら、コミュニティバスの事業主体は太宰府市であるものの、運行そのものにつきましては西鉄路線バスと同様、西鉄が担っている状況でもあり、近年の地域公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す中、全国的にも交通事業者による路線バスの減便や廃止が相次ぐなど、本市の地域公共交通にとっても大きな課題となっております。

公共交通体系の再構築につきましては、深刻化する運転士不足、路線維持のための費用負担の増加、複雑化する問題や多様化するニーズへの対応などを念頭に検討が必要であると認識しており、現在、コミュニティバスをはじめ、西鉄路線バスを含む現状の交通手段について交通事業者から提供されたデータなども参考に、利用状況等の分析を行っているところです。

今後につきましても、バス路線のルートや利用状況などのさらなる分析、路線や車両の最適化、運賃体系の見直しを検討するとともに、交通モードについても検討を進めてまいります。

なお、議員ご指摘の地域公共交通計画の策定につきましては、地域交通体系の再構築の検討も踏まえ、持続可能な地域公共交通を目指した内容としてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） この2件目は、これもやはり地域公共交通活性化協議会で検討を始めますというような何といいますか、内容には入らないけれどもそういう議題として挙がったんですけれども、その中で今のご回答にもあったようにルートであるとか、車両のことであるとか、運賃のことあるいは交通モードについても検討を進めていくということが言われていたかと思えます。

具体的な内容は分かりませんが、それらは全て検討するということは、これは市長にお尋ねしたほうがいいのかもしれないかもしれませんが、どちらからでもいいんですけれども、今あるまほろば号というのをちょっと根底からデザインし直すぐらいのつもりで考えているというふうに受け止めても、受け止め過ぎではないかどうか、ちょっとその辺をお聞かせいただければ。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 本当にこれからです。先ほど来申してますようにまずは西鉄の路線のまず申出がされて、廃止に対する、それを何とか維持したいということの中でぎりぎりの交渉をして、ぎりぎりの対応を考えて、議会でも提案をしているということですので、まずはそこを今回、この議会でめどをつけたいということに集中しています。

その上で、その先のまほろば号の在り方については根っこは一緒ですから、といいますのが西鉄さんに基本的には全体的に委託していると、お任せをしていると。基本的には乱暴な言い方をすれば市としてはもうお金を出していると、バスを買っていると、それ以外は全部お任せをしているということです、そういう意味では根っこは一緒ですから、今後いわゆる課題は共通していますので、ただ一方でまほろば号自体が長らく少し答弁にもありましたけども、導入時点と非常に時代も変わってますし、値段も安過ぎたかもしれませんし、もっと路線を増やすべきだったかもしれませんし、増やし過ぎたかもしれませんし、市の負担もどんどん、見る見る膨れ上がってきたわけでありますから億単位で、2億近くまで膨れてきているわけですから、そういう意味ではどこかのタイミングでまほろば号自体もどのような市民負担、市の負担、そしてどれほどの利便性なり値段なり、そうしたことをいずれ議論しなきゃいけなかったと思いますので、そうした意味では本当に今後、まずは私自身、何度も申しますように本年度中、維持をということで考えてますけれども、その先についてはかなり自由闊達なそれぞれの立場での議論がなされるでしょうし、なされるべきだろうと思っておりますが、現時点では確たるものは言えないということでもあります。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 一般質問という形ですけれども、私自身の受け止め方といいますか、一定の想定といいますか、言えばまほろば号、それこそ1件目にちょっと引き寄せた形で言うならば、バス路線がなくなるのであればまほろば号と思う住民はこれはもう気持ちとしてはごくごく自然、経緯を踏まえてということも言われましたけども、ただ、私自身はそのときにはまほろば号という同じ名前でも今あるものと全く同じものが通ることはないだろうというふうには覚悟という大変ですけども、まほろば号自体が一定程度変わった上でのことかなという気持ちは持っています。

料金であるとか、運行形態、場合によってジャンボタクシーというような在り方も含めてですけれども、まほろば号全体を見直す心積もりでの発言だったのかというふうに聞いたのはそういうことです。

と申しますのは、2件目で地域公共交通計画に触れていますけれども、ご回答の中では交通体系の再構築の検討も踏まえてその策定というのに進んでいきたいという書き方がされていましたが、地域公共交通計画をつくっていくというのは、たしか令和5年からは施政方針からは言われてたかと思いますが、その後協議会で議題として私が見た限り上がってきてないんですよ。

ただ、この夏には立地適正化計画もほぼ多分固まって、既におおよそ固まってるんですけども、となるとその次に進まなければならないと思いますし、かつ一般質問の初日から五条の在り方であるとかというのが出てきましたけれども、市長が五条の在り方等も今日の今の話と同様に具体化したレベルがまだそれほど高くはないかもしれないけれども、いよいよ動き出したという気持ちにがにじむような答弁ではあったかとは受け止めていますので、単に地域公共交通計画をつくるということではなくて、ほかのものと一緒になって動いていくというタイミングを迎えつつあるのかなというふうにもこの6月議会では受け止めていますので、ちょっと一応聞いておきますね。地域公共交通計画、例えば今年度、活性化協議会にある程度議題として挙げて図っていくというような予定は現時点でありますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） まだ具体的にはあれですが、現在策定に向けて検討を継続しておりますので、地域公共交通計画につきましては検討を継続しておりますが、令和7年度以降での策定ということで予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 分かりました。予算特別委員会のときに地域公共交通の再構築の予算と計画に関する予算は別物と受け止めていただきたいという話でしたけれども、文字どおりそういう感じだと思いますので、西鉄バスの路線のことであれ、まほろば号のことであれ、そういったより具体的なレベルのことが動く中で、地域公共交通計画も立地適正化計画や都市マスなどとの関係も踏まえて具体化していくという形になろうかと思いますが、大まかに言うとそのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっとせっかくの機会ですんで、少し流れも含めて申しますと、要は非常に過渡期になってきているということだと思います、まずはですね。

五条の件につきましても公共交通の件につきましても、総合計画だからつくるべきかどうかということも全部重なってくると思うんですけども、太宰府市、本当にいろいろな宝もありますし、よさ、そうしたものを生かして私、7年半やってきました中で収入を増やす、税収を増やす、子どもを真ん中に置く、自立持続可能性を高める、様々な結果はある程度出てきたという自負もありますが、一方で太宰府というまちが本当の意味で歴史文化なのか、やはりそうした様々な近代的なものなのか、観光客重視なのか、やはり市民重視なのか。そうした高齢化の

中で交通をどこまでお金をかけてやるのか、そうした開発にどれほどお金をかけるのかそれともソフト面なのか。

とにかくこれは国全体もそうだと思いますけども、非常に過渡期の中で、本当にこれから真摯に議論をして、まずは太宰府市の在り方そして日本の在り方、こういうものを決めていく段階ですし、それを決める過程もかなりしっかりと議論しなければいけないでしょうし、決めた後、結果を出していくのも時間がかかる段階だと思ってるんです。

ですから私としましてはまずは私自身、今までやってきたことの中である程度結果が出てきたという思いもありますが、その先の市民参加なり、議会参加なり、総合計画の必要性なり、そういうものについては、ある意味後世に委ねていくことも一つの私の選択かもしれないなということに至っているということなんです。

ですので、そういう意味ではざっくばらんに率直にもっともっと市民の方に、議会の方に、職員も若手も含めて、もっともっと議論を深めていく時期が間もなくくるんだろうと思いますので、そういう中でいろいろな計画もつくるということもありますけど、つくっただけで済むわけではありませんから、つくった上でそれをしっかりとめり張りをつけて進めていこうというフェーズに間もなく入ってくるという捉え方をしています。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ありがとうございます。今のお話はこの議会一般質問では何回目かになろうかと思うので、言われてる内容が常に一貫してるので、本気で話をしてくださってるというふうに理解しています。

それを踏まえてあと3つだけ言うことにしますね。

1つは今のに対することで、過渡期であることはたしかかと思しますので、議会とも住民の皆さんとも過渡期はチャンスだと思いますから、ぜひどういう方向に進むのかということをしつかり、もちろん職員の皆さんも含めてそこはやっていただきたいなと。それが一つ。

もう一つは、若干やや話が飛ぶようにも聞こえますけれども、過渡期ということでもありますが、昨日たまたま那珂川が、那珂川市のニュースでチャリチャリというのが導入されると。実は自転車についても検討するというのが、これも令和5年でしたっけね、言われてるけどこれがまたその後音沙汰なし状態なんですよ。自転車悪い考え方じゃないと個人的には思っているんで、何かあれば一言。これも担当でも市長でもいいんですけども、いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 個人的にはニュー太宰府と同じようなところで、自転車僕が好きなものから、自転車、特に渋滞をしていて狭いまちですから自転車というのは非常に観光においても市民生活においても有用だという思いをすごく持ってきましたし、今でも持っていますが、ただこれも本当にハード面でもかなりそうした自転車道をつくるだけでもかなりかかりますし、やっぱり市民理解を得ることも非常に大変なことですから、そういう意味ではやっぱりこれも

時間をかけてしっかりと、ただ、有用性はあるはずだということだけはお伝えしておきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） チャリチャリの請求書というのを私見せてもらったことあると思うんですけども、慣れればあれは便利だと思いますね。インフラといいますか、システムがある程度普及しないとそんなに便利じゃないかもしれませんけれども、先ほどの話ですと地域公共交通計画よりも具体的な施策のほうがまずは先にいくかもしれない状況もあるかと思いますけれども、自転車で今はレンタサイクルがありますが、自転車で巡るには太宰府のそれこそ回遊するには、主立った回遊ルートは竈門神社まで行かなければ十分自転車で走れるとは思うので、そういうことは考えたほうが、それをニュー太宰府と言うかどうかともかくですけど、でも楽しいかなと思うんで、ぜひ考えていただきたいと思います。

最後に3つといったうちの1つですけども、これは冒頭、1件目の最初に言いましたように、私たち不安に直面しているというのがあります。2件目で計画の話を出したのは少し先の話として、計画に基づいて自分たちのこの先の暮らしを描くことができるようになるのか、そうではないのかというのがやっぱり気がかりなんですよね。

今回の話ですと文書としての交通に関する計画が住民にとって目にするのはちょっとしばらく先だろうということになろうと思います。他方で、来年の3月というような切れ目があることは否定し難いとなると、実際これも住民と話してる中で出てくる話なんで、これは楠田市長に聞くしかないんですけども、先ほど過渡期と言われましたけれども、要は明言されなくていいですよ、答えをね。過渡期が一定の方向性が見れるまでは自分でしっかり責任を持ちたいという気持ちを持っているのかどうか。それは住民の不安に対する答えとして大事なことだと思うので、言葉濁しても結構ですから一言いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 言葉を濁したほうがいいのかもありませんし、明確に言ったほうがいいのかもありませんけど、いずれにしても最終日までには私なりに決めておきたいと思って、今回臨んでいます。

そうした中で私率直に申しますと、もう隠しもしませんが、例えばA IとかD Xとか今回のデマンド交通にしても、やっぱりちょっと私苦手なんです。私自身が市民の1人だとするとあんまりちょっと嫌だなと、もう少し今までのような形の中でももう少し何かアナログ的なものの中でというほうが実は強い人間なものですから、ただ、それを私がずっとトップとして市長としてそういう考え方が直らない中、直らないというか変えられない中でずっと続けていくことがどうなのかとかも感じていますし、様々なやっぱりトップ次第でまちの在り方も変わることもあるし変わらないこともありますけども、そういうことも含めて私なりに今までの仕方も見詰め直してますし、今後、過渡期の中でどういうリーダーが必要なのか、どういう職員がいってもらったほうがいいのか、議員の方々にどういうご指摘をいただいたほうがいいのか、市民

の方にどういうマインドで、どういう思考で議論していただくのがいいのか、市民参加を本当にどれほど進めたらいいのか、そういうことも私はある意味短期的、中長期的にしっかりと任されたことを私の使命と思ったことを集中的に、ある種独断的に、ある種職員にも市民にもあまり相談せずにやってきたこともありましたが、決していいことばかりでもなかったと思いますし、悪いことばかりでもなかったと思いますが、そういうことも含めてどうすべきかということは、最終日までには決めておきたいなと思っています。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ありがとうございます。2件質問いたしましたけれども、とにかく住民が暮らすのに不可欠な交通手段を何とかしていきたいということだけは確認させていただいたと思っています。

ニュー太宰府であれ新しい公共であれ、持続可能な社会というのであれ、私自身はそれを持続させるのは住民がどれだけそこに我が事として関われるかというのが大切だと思っていますので、可能な限り早く、密に住民に対する情報提供、説明等を行っていただきたいと思います。

それが実験を成功につなげる肝になるかと思いますが、そこを重ねてお願いした上で一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

ここで16時20分まで休憩します。

休憩 午後4時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時20分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎる場合は、会議規則第8条第2項の規定により、本日の日程終了まで会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

3番今泉義文議員の一般質問を許可します。

〔3番 今泉義文議員 登壇〕

○3番（今泉義文議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2件について質問させていただきます。

1件目は、教育版マイクラフトの導入についてです。

ICTを活用した教育改革が進められる中、教育版マイクラフト（M i n e c r a f t : E d u c a t i o n E d i t i o n）は、子どもたちの創造性や協働性を育む学習ツールと

して注目されています。

マインクラフトは、マイクロソフトが運営しているマイクラの愛称でも親しまれ、子どもを中心に世界中で大人気のゲームで、全てが四角いブロックでできた世界の中で自由に建築や冒険を楽しめる点が人気の要因となっています。

学校現場では、技術・家庭科、数学などの教科やプログラミング教育の教材として広く活用されています。また、不登校や特別な支援を要する児童生徒にも有効な学習ツールとして活用されています。

Minecraftカップというものがあり、高校生以下の子どもたちを対象とし、教育版マインクラフトを使って与えられたテーマを基に作品をつくり、部門ごとに応募するようになっています。

昨年度開催された第6回Minecraftカップ（2024年度大会）では、日本財団や文部科学省・デジタル庁・経済産業省・環境省などの官公庁をはじめ、24の自治体パートナーとともに活動されていたようです。今年度開催される第7回Minecraftカップ（2025年度大会）でも、「まちづくり部門」「たてもの部門」の2部門で作品を募集するようで、集まった作品は全国・海外を14に分けた地区ブロックごとに審査を行い、最優秀賞をはじめとする各賞が決定するようです。

本市においても教育版マインクラフトの導入を検討すべきと考え、3点伺います。

- 1 項目め、教育版マインクラフトの教育効果について。
- 2 項目め、他自治体の導入事例の把握と評価について。
- 3 項目め、試行的導入の可能性や検討状況について。

2 件目は、対話型AI「ChatGPT」の業務活用についてです。

近年、対話型AI「ChatGPT」など生成AIの急速な進展により、行政業務の効率化や市民サービス向上への活用が注目されています。

神奈川県横須賀市や千葉県松戸市、大阪府守口市などでは、職員の業務補助や住民からの問合せ対応への導入が進んでいるようです。

神奈川県横須賀市では、ChatGPTを使って全ての職員が文章作成、文章の要約、誤字脱字のチェック、またアイデア創出などに活用できるようにしているようです。

千葉県松戸市では、「松戸市職員ChatGPT活用ガイドライン」を策定し、内部事務及び事務事業の企画立案等の工程における情報収集や行政サービスの案内等をする際の補助的手段など様々な活用法を考えられています。

大阪府守口市では、2021年10月末から提供を開始した「AIチャットボット」は、市民の新たな問合せ手段として支持されているようです。

本市においても職員の負担軽減、住民の利便性向上といった観点から、こうした対話型AIの活用を前向きに検討すべきと考え、3点伺います。

- 1 項目め、対話型AI（ChatGPTなど）の活用に関する基本的な認識について。

2 項目め、職員の業務補助や市民向けサービスへの具体的な活用の可能性について。

3 項目め、導入検討の有無について。

以上、よろしくお願いいたします。

再質問は発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 1 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、マイクラフトは当初、プログラミング教育の教材として着目されました。最近では、3D空間でのものづくりを体験することで創造性を発揮でき、バーチャルとリアルを行ったり来たりしながら同じ場所や同じ空間で役割分担を行う中で、子ども同士のリアルなコミュニケーションが活性化され、協働性が養われるものとされております。

教育版マイクラフトはプログラミング教育だけでなく、特別支援教育において子どものモチベーションやコミュニケーションを引き出すツールとして総合的な学習の時間での新しいアウトプットの一つとして効果を発揮しているところであります。

次に、2 項目めについてですが、平成29年度に総務省の「若年層に対するプログラミング教育の普及推進」事業として、「教育版マイクラフトを活用したプログラミング的思考学習の推進」について、高知県土佐市教育委員会と徳島県東みよし町教育委員会にて実証が行われております。

実証後の課題として、環境整備と指導者の存在とされておりましたが、近年、GIGAスクール構想の1人1台端末の整備により環境整備は当時に比べ各段に進んでいる状況であります。

また、長野市教育委員会では、令和6年4月に開設した教育支援センターS a S a L A N Dの不登校支援の一つとして、教育版マイクラフトを活用したオンライン支援を実施されております。

当初オンラインで参加していた子どもがマイクラフトでの活動をきっかけにリアルな教育支援センターに足を運ぶようになったケースもあるようです。教育版マイクラフトは、単なるゲームではなく、子どもたちのモチベーションを引き出すツールであると言えます。

次に、3 項目めについてですが、本市では教職員用端末のためのライセンスとして、昨年度からM i c r o s o f t 3 6 5 E d u c a t i o n A 3ライセンスを導入しております。

このライセンス形態の契約には、無償の学生特典を付与したものとしており、本市の児童生徒は無償でM i c r o s o f t 3 6 5が提供されています。また、このA3ライセンスには、教育版マイクラフトが包含されており、追加費用なしで教育版マイクラフトが使用できる状況にあります。

現在、学校現場の希望に応じて環境整備を進めている状況であります。利用に当たっては指導者の存在は不可欠であり、現状の課題でもあります。また、長野市の活用事例のように、不登校支援における活用についても併せて研究を重ねてまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3 番今泉議員。

○3 番（今泉義文議員） ご答弁ありがとうございました。まず驚いたのが、今持ってらっしゃる Microsoft 365 Education A3 ライセンスにマイנקラフトが含まれているということで、追加費用なしに使えるんだなというので驚きました。

私もちょっと調べてたんですけども、1 ライセンス1,000円とか1,200円とかというのがあったので、これでお金がかかるんだったら薦めにくいなと思ってたんですけども、これは物すごく都合がいいなと感じました。

それでなんですけれども、大きくはマイנקラフトを使うことによって教育の科目、これは数学とか社会とか、そういう教科、技術とかでも使えるようすし、先ほどご答弁いただいた不登校の方とか、私が先に話もした特別な支援が必要な学生さん、児童生徒さんにも有効なツールだということで、お互いの認識が共通だったのでよかったなと感じました。

では、回答がほとんど返ってきたので何を質問しようかなと思うんですけども、ちなみになんですけれども、学校のほうからマイנקラフトを使いたいとかという要望とか、そういうのは出てきたことはありますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 現在、太宰府東中学校の特別支援学級で使いたいという要望は出ております。でもまだ実際に使うというまでには、実際にはまだ至っておりませんが、使おうとしているところはあります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3 番今泉義文議員。

○3 番（今泉義文議員） このあたりが校長の判断とか校長会の判断とかいろいろあると思うんですけども、そういうのは例えば、教育委員会から校長会を通してアナウンスするものなのか、各学校の校長判断で進めるものかというのはどちらのほうがりやすいとか、そういうものはあるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 今のところ太宰府東中学校においては高良校長先生がやりたいやりたいとアピールしておりますので、校長が意欲があったほうがやりやすいかなとは思っています。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3 番今泉義文議員。

○3 番（今泉義文議員） 答弁の最後のほうでやっぱり指導者の存在が不可欠でありということで、やっぱり教えられる方が必要なんだなと。それは、先生方というのは福岡県の採用というのがありますし、それが太宰府市として進めていきたいと思いますとか、それが太宰府市内にいらっしゃる校長が判断した場合は使う方向で進むことは大丈夫なんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 実はこのマイנקラフトも仮想空間の中で子どもたち相互が触れ合って何

かをつくっていくというもので、私もネット上でしてみたんですけども、実は太宰府市は本年度からメタバース空間上で、3D空間で一つの教室ができて、そこに不登校の子どもたちあるいは保護者に対して、ここに入ってくださいというふうな取組を進めております。始めたばかりですけども、子どもたちがそこに入ればほかの市内の子どもたちも入ってますので、相談ができますし、対話ができますし、あるいは一緒に活動もできますし、勉強もできるという空間が本年度から設定していただいております。

そういうことに対して非常に興味がありますし、これとマイクラフト、共通性があるんじゃないかなというふうに思っております、同じ3D空間で。やはり子どもたちは今、仮にひきこもりの子どもたちに限定しますけれども、引き籠もってますけれどもそういう空間にこれは、仮想空間上とはいえ現実の友達とリアルタイムで交流できるということに非常に魅力を感じているんだろうというふうに思っております。

ですから、メタバース空間とそのマイクラフト、そこからマイクラフトに入っていくようなつながりもできますので、そういう活動をしていけば子どもたちの興味関心伸びるんじゃないかなと思います。

そして、メタバースを、先ほどおっしゃいましたけれども、太宰府市内でそれを推奨できるかということですけども、メタバース上のとびゆめキャンパスといいますけれども名前は、そこにできるだけ子どもたちを入れなさいと、入れてその空間でコミュニケーションの経験を積みませましょうということは、私たち学校の校長先生方に、これは先ほどから言ってますけども不登校の学校に来ない子どもたちにどんどん進めてくださいと言っておりますので、不登校の子だけではないと思いますけれども、いろんな子どもたちに活用を与えることは十分可能であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 先ほどご答弁の中でもありましたように、オンラインというんですかね、仮想空間とかで、マイクラフトを使いながらやってた子がリアルな教育支援センターに足を運ぶようになったケースもあると。これは長野県教育委員会でのお話だったと思います。

私も調べてたら、神奈川県横浜市立の中学校、これは一部の中学校のことなんですけれども、教室に通わない生徒向けにマイクラフトを学習支援用に使っていたところを何と言うんですかね、そのときは何をしたかはちょっと書いてなかったんですけども、いろんなものをつくったのかなと思うんですけど、コメントとしては生徒の創造性が発揮され、登校意欲につながった事例もあったということで、そういう特別支援学級の子どもさんとかにもそういう通学につながるいいツールなんだなというのを感じております。

先ほど、とびゆめキャンパスという仮想空間メタバースのところから、マイクラフトにつながるのか、今後の設定とかいろいろあるんでしょうけれども、先ほど教える人が必要不可欠ですというところで、私の知り合いでもマイクラフトを使った塾を運営している個人なんで

すけれども、そういう人もいたりしたり、先生のつながりとかいろんなつながりでマインクラフトを使ったそういう子どもたちにいろいろ教えるようなお手伝いもしてくださるような方もいるという話も聞きます。

そのあたりが無償なのか有償なのか、できれば無償でやっていただければというのもあり、やっぱり教育として試すというのはいけないことかもしれないですけれども、新しい先進的な事例、もう先ほどの長野県や神奈川県、あと滋賀県でも不登校の子どもたちに使っていい経験ができる。

先ほど共同して作業をするとかそういうのもあるので、それがリアルの通学につながる。例えば学校卒業しても、社会に出ても人とつながっていくという、何て言うんですかね、シミュレーションじゃないですけども経験を積んでいくことが、学校卒業しても大事なかと、そういうので段階的に役に立つのかなと思います。

なので、今ある学校で使いたい使いたいという声が上がっているということであれば、そのあたりをもうちょっと先生方とお話を進めながら協力体制をつくっていただけることは可能でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 失礼いたします。今、教育の機器が非常に大きく変わろうとしています。タブレットばかりですね。いろんなもの変わってます。したがって、そういうものについて研修を積んだり、共同で一緒に何かやっていくという教育機器の活用については柔軟に考えていくべきだろうというふうに思っておりますので、十分可能ではないかなというふうに思っております。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 心強いお言葉をいただきましてありがたく思います。せっかくGIGAスクール構想で端末が生徒一人一人に配られている今までの使い方もあるでしょうし、マインクラフトを使った新しい使い方もあるでしょうし、これは他市町村でも事例として動いているのでやっぱり参考にしながら、太宰府市でも筑紫地区地域の中でも先進的にやって進むことを期待したいと思いますので、ぜひご協力いただきたいなと思ひまして、お願い申し上げます、1件目を終わらせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 次に、2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、ChatGPTをはじめとする生成AIサービスの利用は世界的に拡大しており、テキストやデータを入力することでAIが自動的に文章や画像などを作成することができ、様々な分野での有効活用が期待されています。

また、行政での利用については、議員から紹介がありました神奈川県横須賀市をはじめとする先進自治体での活用事例や国からも導入手順書などが示されており、行政業務の効率化や市民サービスの利便性の向上につながる有用なツールであると認識しております。

一方で、応答内容の正確性や個人情報または機密情報の漏えい、サーバが海外にあることにより現地による法律に基づく処置となることなどの危険性があることも認識しているところで

す。

次に、2項目めについてですが、先進自治体における活用事例、国や県からの注意喚起の通知からみても、一定のルールを設け、生成A I サービスを利用することで行政業務の効率化や市民サービスの利便性の向上につながる可能性があることを認識しておるところです。

本市においては、既に市ホームページにおいて「『おとものタビットに質問する』と言って

いるタビット」をデザインしたチャットボットを実装しており、ごみの出し方などをはじめとする案内機能を搭載し、市民サービスの向上と同時に職員の事務負担の軽減も図っているところであります。

次に、3項目めについてですが、今年度から福祉の窓口におきまして聴覚障がい者の方や難聴者の方が窓口で円滑なコミュニケーションを取ることができるよう、音声認識して文字をディスプレイに表示する機器を導入し、いつでも安心して窓口にお越しいただける環境を整備する予定であります。

また、A I 音声文字起こしツールを導入し、会議録作成に係る費用の削減や行政事務の効率化も図ってまいります。

一方で、情報の正確性や情報漏えい等の危険性、また、生成A I サービスにも様々な特性があることから、生成A I サービスツールの導入に向けて、運用ルールの整備や様々なツールの特性について調査・研究を行い「人にやさしいデジタル化」の実現に向け、デジタル化を推進する各種施策にさらに取り組んでまいります。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ご答弁ありがとうございます。そうですね、どうして私がこの質問をしたかと言いますとなんですけれども、研修に行ってきたんですよ。

その研修は、生成A I C h a t G P Tを活用した質問づくり最新セミナー、議員活動アップデートというようなものでした。もうこの研修に行って、どんだけ進んでるのかというのを感じまして、これはあくまでもC h a t G P Tもネットの情報とかいろんなところからのデータを基に何かいろいろ出してくるんですけれども、例えばなんですけれども、私は市議会議員です。6月定例会で丸々について質問をしたいと思います。通告書をつくってくださいとか、一般質問原稿をつくってくださいと、ばあっと10秒もかからないでつくってくれるんですよ。これはちょっと参考にさせてもらったところもありますけれども、やはり、やっぱり一般的なこと、具体的なことというのはその本人じゃないと書けないし、条件を入れたりするとそういうのもできるかもしれませんというのを試してみて、これはどんだけ便利なものなんだと思ったんですよ。

それは、議員の立場であっても執行部の方々の立場であっても、やっぱり業務の負担を軽減するというのが一番大事だなと思ったところがあります。また、びっくりしたのが、それはP

PDFファイルを読み込んだりもすることができるんですね。このPDFファイルを読み込んで、この文章を200文字でまとめてと、5秒ぐらいでそれが200文字ぐらいでまとめてくれるんですね。これはほかにも使えそうな感じで、例えば運動会に呼ばれたのでこういう条件で挨拶文を1分程度でつくってと言えばつくってくれるし、これはもう私たち要るのかな、それはちょっと情けない話ですけども、そんだけ進んでるなというのを感じました。

これが、無料版と有料版というものがあつたんですけれども、調べる中でどれだけ行政の中に文書をつくったりまとめたりとかという業務が多いんだろうかと。もしそういうのが極端に削減されればどれだけ市民サービス本業に時間を充てられるのかなというふうに考えたので、これはぜひというような考えでちょっと質問させていただきました。

私も携帯で市のホームページを見るときに、おとものタビットに質問するときにタビットが右下のあたりにいるんでちょっと触ったこともあるんですけど、あれは何かある程度区分がつくってあって該当するものを選びながら進んでいくような仕組みのものかなと思ったんですけども、あれはChatGPTみたいなようなAIを使ったものなのか、何かある程度カテゴリー分けて何かしてるものとか、それはどういう仕組みでつくってあるものなんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） ホームページにありますおとものタビットなんですけれども、こちらにつきましては、実は令和3年度のホームページリニューアル時に実装しております。機能としましては、AIチャットボットの類いになりまして、議員おっしゃられるように公式ホームページで画面右下に表示されるタビットのアイコンをクリックすると画面が開き、あらかじめ登録した情報を基に手続や暮らしの疑問などに自動応答する機能となっております。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） そういうあらかじめつくられたもので対応するとかChatGPTを使ったお客様からの質問を回答するとかとなると、お客さんからしてみれば市役所が開いている定時の時間帯であれば電話で確認もできる。ホームページを見れば夜でもできるかもしれないけど、どこを探していいのかわからない。簡単にChatGPTみたいな感じで入力したらそのホームページから回答してくれるとなると、例えばごみ出し、燃えないごみの食品のものは何曜日だったろうとか、そういうのもすぐ回答できれば、電話かかってこなければ市の職員さんの仕事も減るしというので、どんどん使えればいいなと感じてるんですけども、ちなみにChatGPTを試験的にとかなんですけど、お試しでとかというのは庁舎内で使われたことはあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） こちらも実は令和5年7月から9月の約2か月半におきまして、ビジネスチャットで利用してますLoGoチャットというのがあるんですけども、そちらのオプション機能であるLoGoAIアシスタントボット、これが神奈川県横須賀市

さんのほうで利用されてるものなんですけれども、こちらをトライアルで一部職員に利用してもらったことがあります。そのほかC h a t G P Tの無料版についても試験的に検証のほうを行っておりまして、もちろんそのほか様々I T企業さん、D Xフェアなども開催されておりますので、そちらのほうに参加したり、業者の方のデモなど、そちらを見るなど行って活用の可能性についても検証を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 横須賀市さんのほうでのつくられたL o G oチャット、これちょっと後から言おうかなと思ったんですけれども、文章が書いてあってC h a t G P TというのがO p e n A Iが開発したもので、A Iと会話をしながら質問に答えたり文章をつくったりとかいろいろ要約できたりとかそういうものなんですけれども、横須賀市さんは株式会社トラストバンクが提供する自治体専用のビジネスチャットツールL o G oチャットというようにのでC h a t G P Tの部分と連携してるというのでセキュリティがちよっと狭められている、オープンなものよりもセキュリティ度合いが高いのかなと思ってました。

これは横須賀のニュースリリースというものを私ちょっと印刷したんですけれども、最後に書いてあったんですね。なお本リリースはC h a t G P Tで議案を作成し、職員が校正を行いましたというので、こんなのも簡単につくったらどんだけ職員さんの仕事が減るんだろうとかというのも感じた次第です。

ちなみにお試しで使われたとき感想とかそういうのはどんなものが出てきましたでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 先ほどのトライアルの期間なんですけれども、そちら利用した職員からは、まず、利用者作業としましてはアイデア出し、そういったもので利用したということで、利用しての感想では、やっぱり導入されれば活用したいという意見、また利用する側の職員も機能を活用することで質問する力も向上する。また、うまく活用できれば事務の効率化につながるというようなご意見。それとそれこそ入力の方なんですけど、プロンプトと言いますが、入力する指示や質問のこと次第で回答がガラッと大きく変わるということで、やはりユーザー側のスキルが必要に感じたというところの感想をいただいております。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） まさにそのとおりで入力するものをプロンプトというみたいなんですけれども、それによって回答が変わるみたいですね。私もちょっと経験しました。なんか5 W 1 Hじゃないんですけれども、そういうふうな感じで入れると限定的にプロンプトを入れるとその条件に合った回答が出るというものだったというのを記憶しております。

そういうお試しをされてなんですけれども、令和5年の7月から9月の2か月でしたでしょうか。その後それを導入しようとかかそういう話のほうとかは、どちらの方向にいきましたでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 本市におきましてはD Xの推進をもちろん掲げておりますが、そちらにつきましては歳出入一体改革の推進の中の今年度で言えばの戦略的まちづくりパッケージということで、まずD Xの推進につきましては、まず市民サービスの向上、そちらを最優先ということで今までも取り組んできたところでございます。

市民課窓口の待合状況が分かる待合閲覧システムやマイナンバーカードの認証機能を活用したコンビニのマルチコピー機での各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスの導入、また、子育て分野で電子母子手帳の導入など様々行ってきたところでございます。

また、昨年度につきましては、総務省の支援メニューを活用しまして、それこそ行政課題というよりも地域課題、市民の皆様が課題と感じております自治会D XやオーバーツーリズムD Xというところを昨年度は実施、取組のほうを行ったところでございます。

こういったところでのまず市民サービス向上といったところを前提に取組のほうを続けてきたところではあるんですけども、今年度につきましては、まず1つ、A I 文字起こしツールというのを導入しまして会議録作成に係る費用の削減や事務の効率化を図っていくというところで、その削減できた分につきましては議員おっしゃっていただきましたように、削減できた時間を市民サービス向上事務に当てたりすることができるというようなところも今考えておるところではございますので、生成A I の活用についても今現在も引き続き調査研究のほうを行っておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 3 番今泉義文議員。

○3 番（今泉義文議員） C h a t G P T のようなツールもあれば、今おっしゃったA I 音声文字起こしツールですか。こういうのも例えば、録音したものをそのまま職員さんが手打ちするのか業者の方にそのデータを渡して文字起こしてもらって返してもらうとか。そうするとまた費用もかかったり、出来上がるのに時間もかかったりというのをやはりツールを使うとすぐに庁舎内で出来上がって、時間的にもコスト的にも圧縮できるしというのは大きいことだと思います。

やはりD Xを導入しましょう、デジタル田園都市国家構想とかそういうのもありますので、そのあたりを引き続き庁舎内でも取り組んでいただきたいと思います。

ということで、今後もデジタル化が進むことを期待しまして、私の一般質問を終わろうと思いますけれども、市長から一言いただいてもよろしいですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まだちょっと時間あるんで、すみません私、先ほどから弱いと言ってましたけど、関心はもちろんありまして、ちょっとさっきの話で言うと議員の質問という話ありましたが、最近どこかで議員の質問をまた職員がつくってたというのが問題になってましたですよ。もしかするとその議員の質問を職員がC h a t G P T でつくってたみたいなオチになるかもしれないんで、そういうことであんまり寂しい話ですから、最終的には結局市民にとって、特にさっきのマインクラフトも子どもたちにとっていいか悪いか、先生方もいろんな個人名

で出てましたけど、要は僕も直接言われましたけど、やっぱりそれが子どもたちのためになる
ならぜひ提案してくださいと。ならないんだったらちょっと自分たちの勝手な思いでやるのは
やめてくださいというそういう言い方してるんで、全てにおいてもそういう根本は一緒だと思
いますから、その上でよりいい活用ができればなと思ったことをわざわざ言わせていただいて、
すみません、時間いただいてありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） では、これからも市民サービスや子どもたちのためにいいものを使って
いただければと思います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月19日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会第2回(6月)定例会会議録

令和 7 年 6 月 19 日（木）再開

（ 第 5 日 ）

太 宰 府 市 議 会

1 議 事 日 程（5日）

〔令和7年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和7年6月19日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第31号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第32号 太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第33号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第34号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 意見書第1号 再審法改正の促進を求める意見書
- 日程第6 議案第35号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第39号 令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第40号 令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第41号 令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 意見書第2号 生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書
- 日程第11 議案第30号 市道路線の認定について
- 日程第12 議案第36号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第37号 太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について
- 日程第14 議案第38号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 発議第2号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 発議第3号 太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第17 史跡地活用調査研究特別委員会最終報告について
- 日程第18 議案第42号 財産の取得（小中学校教育用端末）について
- 日程第19 議案第43号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

- | | | | |
|----|------------|----|------------|
| 2番 | 馬 場 礼 子 議員 | 3番 | 今 泉 義 文 議員 |
| 4番 | 森 田 正 嗣 議員 | 6番 | 入 江 寿 議員 |
| 7番 | 木 村 彰 人 議員 | 9番 | 船 越 隆 之 議員 |

10番 堀 剛 議員
 12番 原 田 久美子 議員
 14番 陶 山 良 尚 議員
 16番 長谷川 公 成 議員
 18番 門 田 直 樹 議員

11番 笠 利 毅 議員
 13番 神 武 綾 議員
 15番 小 畠 真由美 議員
 17番 橋 本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

8番 徳 永 洋 介 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長 楠 田 大 蔵
 教 育 長 井 上 和 信
 総 務 部 理 事
 （市長室担当） 杉 山 知 大
 市民生活部長 友 添 浩 一
 健康福祉部理事
 （子ども担当） 添 田 朱 実
 観光経済部長 竹 崎 雄一郎
 教 育 部 理 事 平 野 善 浩
 市 民 課 長 今 村 江利子
 都市計画課長 古 賀 千年志
 産業振興課長 満 崎 哲 也
 監査委員事務局長 松 尾 誓 志

副 市 長 原 口 信 行
 総 務 部 長
 （経営企画担当） 轟 貴 之
 総 務 部 理 事
 （総務担当） 宮 崎 征 二
 健康福祉部長 大 谷 賢 治
 都市整備部長
 （併公営企業担当） 伊 藤 健 一
 教 育 部 長 添 田 邦 彦
 総 務 課 長
 併選挙管理委員会事務局長 鳥 飼 太
 福 祉 課 長 山 崎 崇
 上下水道課長 田 中 潤 一
 社会教育課長 井 本 正 彦

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 野 寄 正 博
 書 記 木 村 幸代志

議 事 課 長 花 田 敏 浩
 書 記 三 舛 貴 市

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第5まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第1、議案第31号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第5、意見書第1号「再審法改正の促進を求める意見書」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

日程第1、議案第31号から日程第5、意見書第1号までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第31号から議案第34号、及び意見書第1号について、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第31号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、自治体情報システム標準化に伴い、住登外者の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として設けられることとなり、この機能を扱う事務については個人番号の独自利用を行う事務等として条例に定める必要があると国から示されたため、文言の整理等と併せて条例の一部を改正するものです。

委員からは、今回の改正に伴い影響する事例について質疑がなされ、執行部からは、具体例としては市外在住者が太宰府市内にお持ちの固定資産についての課税管理を行う際や、介護保険の被保険者が市外施設に移った際などへの適用が想定されとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第31号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、公職選挙法施行令の改正に伴い、各経費に係る限度額を変更するものです。

選挙運動用自動車の借入に係る経費は1日当たり300円引上げ1万6,100円に、選挙運動用自動車に供給した燃料の経費は1日当たり140円引上げ7,700円に、選挙運動用ポスターの作成に要する経費についてはポスターの印刷に係る単価を1枚当たり61円82銭引上げ586円88銭に、ポスターの企画に係る単価を5,750円引上げ31万6,250円に変更するものです。

委員からは、前回の改定時期について質疑がなされ、執行部からは、前回は4年前に改定を行っているとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第32号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の改正に伴い、選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人のそれぞれの報酬額を1,200円から1,700円までの幅で引き上げるものです。

委員からは、近隣他市も改正内容は同様か質疑がなされ、執行部からは、法改正に伴う増額で近隣他市も同様であるとの回答がありました。

また、委員から、今回の報酬改定は人員確保の観点もあると考えられるが、従事者の確保の状況はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部からは、前回から期日前投票所が2か所になったのを受け、キャンパスネットワーク等で学生を募るなど、様々お声がけしながら対応しているとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第33号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、いきいき情報センター開館当時から使用していた自動券売機を7月1日に更新することに伴い、これまで販売式で使い切りとなっていたプリペイドカードを、利用者の利便性の向上を図りチャージ式のプリペイドカードに変更することから文言の整理等と併せて条例を改正するものです。

委員からは、使い切り式カードのときは購入額の10%分が上乗せされていたが、今回の改正でどうなるのか質疑がなされ、執行部からは、1,000円単位でカードにチャージする形式になるが、1,000円につき100円分が加算される仕組みになるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第34号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、意見書第1号「再審法改正の促進を求める意見書」について。

意見書に対して、提出委員から補足説明があり、委員から、各要望項目について、1項目めに「適正化に資すること」とあるが、どの点が不適正と考えているのか。

2項目めの「全ての証拠を開示する規定の整備」については、被害者や第三者の個人情報、あるいは捜査上の機密に当たる情報の開示につながる可能性があるという観点からはどのように考えているのか。

3項目めの「検察官の不服申立ての禁止」は、司法における対等な訴訟構造に反する懸念はないかとの質疑があり、提出委員から、法的な視点について知識を持ち合わせていないとの理由で回答はありませんでした。

また、委員から、要望の内容によって再審制のハードルが下がり過ぎると、制度の乱用につながる可能性がある点については考慮されたかとの質疑があり、提出委員から、狭山事件を40年間勉強して、明らかに無罪であったと認識しているが、再審がなかなか通らなかった。ハードルを下げるというわけではなく、明らかに無罪である人が再審できないというこれまでの状況を打破する必要があると考えているとの回答がありました。

その他質疑を終え、意見交換の後、討論では、意見書の3つの要望項目は全て司法制度の重要な変更であるという前提の下、まず1項目めにある適正化の内容が不明確であり、現行の制度の運用改善で対応できる可能性が考えられる。

また、2項目めの「証拠の全面開示」は、機微な情報の一律開示につながり、かえって新たな人権侵害を招く懸念がある。

さらに、3項目めについては、再審請求が全て正当であるとは限らず、その判断には高度な事実認定が求められる。再審制度の乱用を招かぬよう慎重な制度設計が求められるとの反対討論がありました。

また、国の動きもあり、地方からの声を提出する良いタイミングである。他自治体でも同様の意見書が提出されているとの賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、意見書第1号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

日程第1、議案第31号から日程第5、意見書第1号までについて、一括して討論を行います。

議案第31号について、通告がっておりますので、これを許可します。

11番笠井毅議員。

○11番（笠井 毅議員） 議案第31号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」、賛成討論を行います。

住登外者宛名番号管理機能に関する事務に必要な条例改正です。改正しないことによるデメリットも予想されますし、自治体として改正せざるを得ないという必要性も理解します。ただ、今後も、こうした条例改正の必要が増えるのではと予想しますので、一言述べます。

個人情報の扱いについてですが、昨年、自衛隊の名簿提供に関して、多くの事例を調べていて痛感したことがあります。国は、地方自治体より思惑を制度化するのが上手です。条例改正であれ、事務執行であれ、必要だからと無自覚に従うのは時として危険だと考えています。太宰府市は、一度始めた名簿提供を取りやめたという希有な自治体であり、立派なものだと思っています。ですからこそ、あえて一言言い添えます。

番号付与の有用性は、行政サイドにも住民サイドにもあると思います。しかし、住民は、住民登録があろうとなかろうと、ただの有用な番号ではありませんから、法や事務執行の大原則、権利の尊重などといったことですが、そうした大原則を忘れずに、条例の運用を今後も続けていきたいと考えています。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 次に、意見書第1号について、通告がっておりますので、これを許可します。

14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 意見書第1号「再審法改正の促進を求める意見書」について、反対の立場から討論いたします。

総務文教常任委員会では討論ができませんでしたので、この場で討論させていただきたいと思います。

本意見書で求められている各項目について、私なりに検討をさせていただきましたが、やはり賛同できないという結論に至りました。

特に、3項目めの再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止することについては、検察官が再審開始決定について抗告することは、審理を適正かつ公正に行うために担保されるものであり、その機会を禁止することは地方制度そのものの在り方が問われるものでもあります。慎重な議論が必要と考えます。

そして、ただいま申し上げた即時抗告の禁止や、2項目めの証拠の全面開示については、国家レベルでの話であり、私たち地方議会がそのような意見書を提出することについては疑問を感じます。

また、現在、超党派の国会議員連盟により、冤罪被害者の迅速な救済を目的として再審に関

する法改正の検討がなされています。今国会では審議できず、継続審査となる見通しでございますけれども、超党派の国会議員連盟の中には司法制度にたけた議員の先生方もいらっしゃいます。今後も、国会で行われている議論に委ねるべきであると考えます。

あわせて、司法の場である法制審議会部会においても検討が開始されているところでございます。非常に高度な議論が必要な法改正でもあり、国においてもなかなか結論が出ない中で、専門家でもない私たち地方議会が国の司法制度の在り方に対して判断することは無理があり、我々が無責任にこの意見書に対して賛成することは困難であると考えます。

そして、今回も当然のように意見書が議会に提出される前、また、議会で提案後も、私たちの会派だけかもしれませんが、一切説明ありませんでした。そのような状況で、提出者の考えやこの意見書に対する思いや熱意が伝わるはずはなく、もっと丁寧に各議員に対して説明すべきではないでしょうか。同じ議員としてそのような乱暴な提出のやり方に関しては、憤りを禁じ得ません。

また、先ほど、総務文教常任委員会の報告をいたしましたけれども、意見書の提出者が委員の質問に対して、法的な部分については知識がないので回答できませんと発言される場面もありました。あまりにも提出者として無責任であり、提出者が法的に理解されていない意見書に対して、そもそも賛同できるはずがありません。

以上のことから、同会派の原田久美子議員、入江寿議員とともに、この意見書に対しては反対をいたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 「再審法改正の促進を求める意見書」について、賛成の立場で討論いたします。

再審・冤罪事件として、1980年代には免田事件など死刑囚4事件の再審無罪が確定し、4人の死刑囚が死刑台から生還し世間を驚かせました。日本の裁判で有罪判決になる確率は99.8%で、無罪判決が出るのは極めて稀であり、有罪確定から裁判のやり直しで無罪になることは極めて高い壁があるからであり、その壁は再審制度に具体的な規定がないことにあります。その頃、日本弁護士連合会、日弁連を中心に再審法を充実させ、必要な手続や権利の保障を確立すること、再審制度を真に冤罪事件の被害者が救済される制度に変えることを求める流れから、国会に刑事訴訟法の再審に関する規定の改正、再審法改正法案が提出されましたが、法改正は実現しませんでした。2000年代に入ってから再審無罪が相次ぎ、2024年の袴田事件の再審無罪確定が記憶に新しいところです。さらに、再審開始確定事件も続いています。再審無罪になったとはいえ、そこに至るまで苛酷な戦いがあり、自由は奪われ、人間としての尊厳を傷つけられ、大切な人生を奪われています。死刑囚だった袴田巖さんの再審無罪の画期的判決を受けて、現行の再審法改正を願う声が大きく広がり、マスコミもその必要性を報道し始めています。国会では、昨年、2024年3月に超党派で構成する冤罪被害者のための再審法改正を早期に実現

する議員連盟が設立され、その記念講演で、2014年に袴田事件の静岡地裁の裁判長として再審開始決定を出した元大阪高裁部総括判事の村山浩昭弁護士は、冤罪犠牲者の救済が遅れば、一日一日と実被害が重くのしかかる。これ以上、再審の壁に阻まれて苦しむ冤罪被害者を出さないという時代の責任を果たしていただきたいと強調されています。議員連盟は、全国会議員の過半数を超える370人以上が加入し奮闘しています。昨日、再審法改正案が衆議院へ提出されました。国会での審議を後押しするためにも、太宰府市議会から意見書採択に賛成いたします。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

私たちの生活において、刑事事件に加害者や被害者として関わることは稀なことです。だからこそ、再審法の問題を考える際には、自分事として捉えることが何よりも重要だと考えます。あなたが冤罪事件で逮捕され、再審請求をする場合を想像してみてください。判決確定までに3年、再審請求から再審開始決定までに10年、再審公判から無罪確定までさらに2年、合計で15年以上もの時間を無実でありながら犯罪者として過ごす可能性があるのです。そのような状況に耐えられるでしょうか。私は自信がありません。

刑事訴訟法における再審に関する規定、いわゆる再審法は、僅か19条で構成されています。この限られた規定の下で、例えば、袴田事件では事件発生から再審開始までに実に57年もの歳月がかかりました。その間、被告人は46年にわたり死刑の恐怖にさらされ続けたわけです。ここで重要なのは、再審法の改正によって再審が請求しやすくなるとは、無罪を自動的に出すことを意味するのではないという点です。あくまでも、それまでの手続や証拠に重大な疑問がある場合に、再び司法の場で見直す機会を正当に確保するということなのです。したがって、再審制度の改正は、加害者・被害者の双方にとって、事実即ち正義の回復を可能にするものだと考えます。

現在、今国会での法改正案提出は難航しており、審議入りはしない見通しですが、地方議会からの意見書提出が増えることで、次期国会における法改正実現に向けた動きが加速することを期待します。

以上をもって、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 賛成の立場から討論いたします。

再審法は、冤罪救済の最後の砦であるにもかかわらず、長年制度の不備が放置されてきました。証拠が十分に開示されず、再審請求の審理は不透明で、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが救済の長期化を招いているのが現状です。こうした課題に対し、平成28年度、刑事訴訟法改正では、再審制度の見直しが政府に課題として明記されました。そして、現在、国会では、超党派の議員連盟が結成され、再審法改正がようやく審議のテーブルに上がりつつあり、大変期待していましたが、改正案は提出されたものの、超党派でまとまらず、次の国会以降に

持ち越されるという状況です。まさに、今が地方からの後押しが最も求められているときです。再審制度の適正化と証拠の全面開示、不服申立ての制限を実現することは、冤罪の早期救済、公正な司法の確保、そして、司法に対する国民の信頼回復につながります。再審が遅れることは、冤罪被害者にとって人生の再出発を奪うものです。制度の見直しは、無実という公式的な確認と社会的名誉回復を早めるということです。

再審法の改正を実現させるため、太宰府市議会としても明確な意思を示すべきとして、本意見書に賛成いたします。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 意見書第1号「再審法改正の促進を求める意見書」に賛成の立場で討論を行います。

意見書提出者の徳永議員が欠席されていますので、一言、最初に言います。

彼がこの意見書を提出する最大の動機は、狭山事件の石川さんを支援してきた中で抱いた思いだとのことでした。私が狭山事件を知ったのは50年前、まだ小学生のときです。それが今でも大きな問題だということ自体がとても残念です。

さて、再審は、冤罪をなくし人権を守るための制度と理解しています。そのような制度が社会や科学の進化、変化に対応して改善されていくべきものであることは当然でしょう。有力な反対意見に再審法は刑事司法、刑事訴訟法の根幹に関わるものなので、法務省のプロに任せるべきだというものがあります。私に言わせれば、これは倒錯でもあり妄言というべきものだと考えています。法の根幹に関わるものなら、それは制度に関わると同時に、国民一人一人に直接関わるものと考えるべきです。制度ということについて言えば、最低限、裁判に関わる司法・法曹の関係者の全てをプロとして尊重すべきです。日本弁護士連合会の再審法の見直しの提言など、先ほど神武議員も少し言及されましたけれども、私にはとても説得的な内容を持っていると思われます。国民一人一人に関わるという点について言えば、石川さんや袴田さんの姿を見れば明らかと感覚的にも皆さんは理解されると思います。

したがって、地方議員にも、もちろん国会議員にも、それぞれに積極的な役割があります。したがってと簡単に書いてきましたけれども、なぜしたがってと簡単に言ったか、各議員考えていただきたいと思います。

国会の議員連盟の幹事長代行をされている稲田朋美さんの毎日新聞のインタビューから引用して討論を締めたいと思います。彼女の言っていることが私の思うところにも最も近いと思っています。引用になります。

法務省は、架空の事例を基に、そうは言ってもこんな懸念もあると抽象論が多い。片や、日弁連は、実際に起きた生身の人間の話、説得力に圧倒的な差があります。再審や冤罪は、歴史認識やイデオロギーの話ではない。今を生きる私たち国民の重大な人権問題であり、法治国家としての日本のありようが問われているのです。

稲田さんも言われると思います。意見書は可決されるべきです。

以上です。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第31号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時24分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第32号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時25分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第33号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時25分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第34号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時25分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、意見書第1号「再審法改正の促進を求める意見書」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

○議長（門田直樹議員） 少数起立です。

よって、意見書第1号は否決されました。

〈否決 賛成5名、反対9名 午前10時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6から日程第10まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第6、議案第35号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」から、日程第10、意見書第2号「生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

日程第6、議案第35号から、日程第10、意見書第2号までは環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[15番 小島真由美議員 登壇]

○15番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました、議案第35号、議案第39号から議案第41号まで及び意見書第2号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第35号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、令和7年度税制改正等により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容については、公示送達制度の見直し、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備、加熱式たばこを紙巻きたばこに換算する方式を見直すものです。

委員からは、加熱式たばこを紙巻きたばこに換算する方式を見直した場合、税収への影響はどうかとの質疑がなされ、執行部より、試算が困難であるが、国は市町村たばこ税への影響を1%程度の増と見込んでいる。今年度の予算では市たばこ税の歳入を4億7,000万円としているため、国の見込みから考えると400万円から500万円程度の増となるとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第35号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」。

本議案は、標準化法に基づく基幹業務システムの標準化に伴い、国民健康保険税納税通知書のデザイン用紙の変更が生じることから、印刷製本費の増額補正をするため、歳入歳出予算にそれぞれ65万1,000円を追加するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第39号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」。

本議案は、標準化法に基づく基幹業務システムの標準化に伴い、後期高齢者医療保険料変更通知書等のデザイン用紙の変更が生じることから、歳入歳出予算にそれぞれ50万1,000円を追加するものです。

委員からは、デザイン用紙はどのように変更されるのかとの質疑がなされ、執行部より、全国的に統一されたレイアウトとなるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第40号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」。

本議案は、標準化法に基づく基幹業務システムの標準化に伴い、介護保険料の納付書等のデザイン用紙の変更が生じることから、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ168万9,000円を追加するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第41号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、意見書第2号「生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書について」。

協議を行った結果、本意見書に対する意見はなく、討論では、本市の住宅扶助基準額は1人世帯で月額3万2,000円、2人世帯で3万8,000円と設定されている。しかし、実際に調査したところ、市内の賃貸住宅の家賃は、2人世帯で最低でも4万7,000円、高い場合は7万7,000円に上り、住宅扶助の基準を大きく上回っている。高齢者など、収入を得られない生活保護受給者にとっては、家賃の差額を生活費から捻出せざるを得ず、食費などを切り詰めなければならない厳しい状況と考える。こうした実態を踏まえると、地方議会として国に対し住宅扶助の見直しを求めるのは妥当であるとの賛成討論がありました。

また、生活保護受給者だけでなく、経済的に困窮した生活を送っている独り親家庭や低所得世帯も含めた議論が今後必要だと考える。また、本意見書には住宅扶助基準額の引上げに関して具体的な金額や引上げ率などの数値が示されておらず、不明確であるため、数値的根拠を提示した上で意見書として提出するべきであるとの反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、意見書第2号は賛成少数により否決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対して一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

日程第6、第35号から、日程第10、意見書第2号までについて、一括して討論を行います。

意見書第2号について、通告があつておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 意見書第2号「生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書」について、賛成の立場で討論いたします。

住宅扶助の基準額は、2015年に見直されて以降、実質的に約10年間ずっと据え置かれたままです。そして、2025年についても見直しが行われませんでした。

ところが近年、特にコロナ禍以降は、都市部を中心に家賃が上がり始め、制度と実際の暮らしとの間にずれが生まれています。

福岡都市圏や太宰府市を含む筑紫地区でも家賃は緩やかに上昇しており、福岡県が定めた住宅扶助の上限額では賄い切れないケースも出ています。家賃が上がって扶助の上限を超えると、多くの場合、上限額の範囲内で借りられる物件への転居を指導、促されることになります。でも、これはつまり、これまでよりも条件の悪い家に引っ越さざるを得ないということであり、実質的な生活水準の低下を意味します。これではあまりにも酷な話ではないでしょうか。だからこそ、実際に家賃が上がっている今の状況をきちんと反映して、住宅扶助の基準額を見直し、引き上げる必要があるのではないのでしょうか。

物価高への対策というところ、つい目に見えやすいところばかりに目が向きがちですが、こうした部分にも目を向けることが大切であると考えます。

また、基準額の見直しが、生活保護を受けていない低所得の方々とのバランスについて考えるきっかけにもなり、ほかの支援制度との整合性を見直す流れにつながっていくことを期待しています。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 賛成の立場から討論いたします。

近年の急激な物価上昇、特に、住宅費の高騰は、民間賃貸住宅の家賃にも大きな影響を与えています。2025年3月の調査でも、全国の主要都市でアパート家賃が2015年以降で最高水準になったことが報告されています。

一方、生活保護の住宅扶助基準額は、2015年から見直されておらず、現状の家賃水準に合わないため、基準を超える家賃の住居には入れず、生活扶助からの補填を強いられるなどの事例が生じています。

住宅は生活の基盤であり、その選択が著しく制限される現状は、生活保護法が定める健康で文化的な最低限度の生活の理念に反するものと考えます。本意見書に対し、年金生活者も苦しい中で、生活保護だけ優遇されるのはどうかとのご意見もあるかと思いますが、年金制度と生活保護制度は性質が異なります。年金は、加入実績に基づき支給されるものであり、生活保護は、全ての人に最低生活費を得られる最後のセーフティーネットとして設けられた制度だからです。それぞれの制度が役割を果たしているかという観点が問われるべきであり、この意見者とはまた別の問題と考えます。今後、このまま家賃上昇が続けば、生活保護世帯や都市部から排除される恐れがあり、同じ地域の中で共に暮らせる地域共生社会の理念にも反します。まずは、現に居住の危機にある生活保護世帯への対策が急務です。

以上の理由から、本意見書に賛成いたします。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 意見書第2号「生活保護の住宅扶助基準額の引き上げを求める意見書」の賛成討論を行います。

生活保護の住宅費扶助は上限のある実費支給であり、憲法25条に基づく生活保護制度において、基準額が社会状況に比して低いというのであれば、上げると考えるのが自然だと思います。

環境厚生常任委員会で、森田議員だったかと思いますが、その趣旨が述べられていたかと思っています。

類似の意見書への反対理由として、財政上の負担ということがよく挙げられます。それは現実問題かもしれませんが、生活保護制度の趣旨にとっては、本来外的な事情にすぎません。そこに問題があるなら、憲法は生活保護の切り詰めではなく、財政問題の解決を要請する应考虑すべきではないでしょうか。また、他の一般的な低所得者との対比で引上げを否定する意見もたくさんあります。このような考え方が健康で文化的な最低限度の生活、この最低とされる水準をさらに押し下げるという作用を持つことは既に日弁連などが指摘しています。

意見書第1号でも触れましたが、倒錯した社会認識が根底にあると感じます。倒錯というのは、制度と人権の関係が倒錯しているのではないかという意味合いです。

実際、数年前、生活保護バッシングや貧困バッシングといったものがありました。制度の不備が個人への責めに変質しかねないという点も、意見書第1号と似ているところがあると感じています。

以上、この意見書は、生活保護の制度の趣旨をごくごく自然に発展させる性質のものだと考え、賛成いたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第35号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時38分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第39号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時39分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第40号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時39分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第41号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時40分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、意見書第2号「生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書」に対する委員長の報告は否決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

○議長(門田直樹議員) 少数起立です。

よって、意見書第2号は否決されました。

〈否決 賛成5名、反対9名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 11 から日程第 13 まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第11、議案第30号「市道路線の認定について」から、日程第13、議案第37号「太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

日程第11、議案第30号から、日程第13、議案第37号までは建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 入江寿議員。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 建設経済常任委員会に付託されました議案第30号、議案第36号及び議案第37号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第30号「市道路線の認定」について報告します。

今回認定するのは、7路線です。

路線名は、坂本地域の開発行為により帰属を受けた小正府1号線、小正府2号線、小正府3号線、小正府4号線、小正府5号線、小正府歩道1号線、小正府歩道2号線です。

執行部から説明を受けた後、委員全員でこれらの路線について現地調査を行い、道路状況の確認を行いました。

現地調査終了後、会議を再開し、委員から、開発区域が非常に広く雨水・排水が坂本交差点付近へ流れていく。そこで側溝を改良したとのことだが、どのような改良を行ったのかとの質疑があり、執行部から、坂本交差点から今回の開発区域まで側溝を少し大きなものに改良したとの回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第30号につきましては、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、報告いたします。

執行部から、今回の改正は、令和6年12月13日の「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、建設業法施行令の一部が改正されたことにより条ずれが生じたため、それを引用する太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する必要が生じたものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第36号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号「太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について」、報告いたします。

執行部から、本条例は、小規模・中小企業の振興を図り、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とした理念条例であり、基本理念、市の責務、小規模企業等の役割のほか、市の施策の基本となる事項を定めるもの。

本条例の根幹となる基本理念を示している第3条には、小規模企業等の振興のための基本的な考えとして、第1号に小規模企業等の創意工夫及び自主的な努力を尊重し、成長を図ること。第2号に地域資源等を活用して地場産業の育成を推進し、経済循環の促進に努めること。第3号に市や小規模企業等をはじめとするあらゆる関係機関や市民が相互に連携し協力いただくことを明記している。

そのほか、各条項について説明を受けました。

委員から、本市の産業構造だが、小規模事業者・中小企業者の割合はどれくらいかの質疑があり、執行部から、本市の中小企業・小規模企業等の正確な比率は把握していないが、福岡県では99.8%が中小企業と言われている。本市においても、令和3年経済センサス活動調査で把握している市内2,027事業所のほとんどが中小企業者ではないかと思われる。また、小規模企業数は、福岡県では中小企業事業者のうち83.2%と言われている。本市においても同様の割合を想定している。約1,600社から1,700社が小規模企業者ではないかと思われるとの回答がありました。

また、委員から、制定後の事業者や関係機関への周知方法について、これまでのようなやり方ではなく、徹底的に行ってほしい。また、第4条に市の責務とあるが、どういう行動を起こしていくのかとの質疑があり、執行部から、推進体制についても、具体的な方法を調査研究していきたいとの回答がありました。

また、委員から、第4条第3項に「小規模企業等の受注機会の増大に努める」とあるが、ということが考えられるのか。また、第12条に「市の基本的施策」が掲げられているが、現在の取組を含め具体的に検討していることはあるかとの質疑があり、執行部から、第4条第3項について、市の工事発注や役務の調達地域経済を活性化していくという目的もある。諸規則等もあり所管課と調整して進めていきたい。

また、第12条の各号については、第1号の経営安定及び継続的な発展に資する施策としては、プレミアム商品券やがんばる中小企業応援補助金の交付。第2号の新規創業の促進に関する施策としては、女性を中心とした創業塾の支援による開催、創業時には資金を要することから、創業支援補助金や地域課題解決スタートアップ賃料補助金を利用しやすいよう充実すること。第3号資金調達の円滑化については、中小企業への融資資金制度があり、金融機関や事業所の意見を踏まえた制度改正等の検討。第4号災害等緊急時の事業継続及び復興に関する施策として、現在の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用等がある。

今後、新たな事業については、県で行っている事業を踏まえ、今後市として考えなければならない事業等が出てくると思われる。特に人手不足や事業継承の問題等について、積極的に検討を重ね、よりよい支援につながるようにしていきたいとの回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第37号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

日程第11、議案第30号から、日程第13、議案第37号までについて、一括して討論を行います。

議案第37号について、通告があつておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第37号「太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について」、賛成の立場で討論いたします。

本条例は、小規模事業者や中小企業の振興を通じて、地域経済の持続的な発展と市民生活の質の向上を目指すものです。その意義は非常に大きく、今まさに太宰府市にとって欠かせない取組だと強く感じています。

まず、私が抱いたのは、ようやく出てきたかという思いでした。というのも、全国的に1999年の中小企業基本法の制定以降、中小企業振興条例の制定が進み、既に300を超える自治体が同様の条例を整備しています。その状況を踏まえると、本市においてももっと早い段階で取り組むべきであったと感じています。

次に、なぜこれまでなかったのかという疑問です。太宰府市の事業者のうち、その大半を小規模企業が占めています。この現実からすれば、小規模企業を支える法的、制度的な枠組みがあつてしかるべきでした。実際、これまでの議会においても、令和元年には小畠議員が、令和3年には神武議員が一般質問でこの課題を取り上げておられます。にもかかわらず、条例の制定に至らなかったことは、市としても、そして議会としても、真摯に受け止める必要があると考えます。

そして、最後に、この内容で本当に十分なのかという懸念もあります。昨年10月には、建設経済常任委員会として京都府長岡京市を視察しました。同市の中小企業振興条例は、実効性と地域連携において非常に優れており、本市の条例策定においても大いに参考になったはずでした。この知見を十分に生かせなかった点は残念ですが、今後の運用において、先進事例を積極的に取り入れていくべきだと考えます。

また、同条例による小規模・中小企業の振興は、単なる経済対策にとどまりません。それは地方創生2.0が目指す地域の自立と持続可能性の向上につながるものと考えます。

以上の理由から、本条例の策定に賛成いたします。

○議長（門田直樹議員） 2 番馬場礼子議員。

○2 番（馬場礼子議員） 私は、本条例案に賛成の立場から討論いたします。

中小企業振興条例は多くの自治体で制定されており、いろいろな自治体の条例に目を通しました。そこで、市の条例には太宰府ならではの独自性が随所に見られます。

まず、前文ですが、令和の都だざいふというまちづくりの理念に基づき、太宰府が古くから政治・文化交流の要所として果たしてきた歴史的な背景を踏まえた上で、現代における小規模・中小企業の意義と課題を位置づけています。これは単なる経済施策にとどまらず、地域の歴史や文化、観光といった総合的な資源と連携した施策の方向性を明示しているかと思います。

さらに、第7条、観光事業振興団体を役割主体として明示した点です。観光に由来する地場産業が多い本市において、観光協会や地域資源と深く関わる団体の果たす役割を法的に位置づけ、地域経済の循環と発展を支える視点が盛り込まれていることは他市に見られない特徴であると思われます。

太宰府市ならではの注目しましたが、この条例が目指すのは、小規模・中小企業が生き生きと活動できる令和の都だざいふの実現で、各条項の至るところで網羅されていると思います。太宰府市の強みを生かしながら、多様な主体の連携によるまちづくりの基盤となることを確信し、賛成といたします。

○議長（門田直樹議員） 11 番笠利毅議員。

○11 番（笠利 毅議員） 議案第37号「小規模・中小企業振興条例の制定について」、賛成討論を行います。

建設経済常任委員会で、長岡京市のとても理念的な中小企業振興条例を学びに行きました。とても理念的と言いましたが、まず、中小企業振興の大切さを住民の中の機運として高めることから始めるという意味です。その活動は市内の事業者らが自ら進め、その後を受けて、条例をつくるプロセスを踏んでいった。そういった過程のことを指しています。

今回の条例案では、第3期総合戦略を背景とすることなどが前文でうたわれています。ですから、最初読んだときの話ですが、より具体的・先進的な政策条例を施行しているのかなと思っておりました。説明によると、やはり理念条例であるということでしたので、実際、施策面は今後の努力にかかっているようです。

平等院のある宇治市は、コロナの時期、天満宮のある太宰府市とそっくりな困難に直面していました。しかし、コロナ前から観光客に頼るだけではなく、地元のお客さんで商店街を支えるという努力を重ねていました。そのことによって、コロナの中でも思ったほど売上げの低下には襲われなかったと聞いています。宇治市は、中小企業振興条例に基づいてそういう努力をしていたわけではないのですが、本条例と共通する理念を市民と事業者が共有しており、それが成果としてコロナの中で出てきたのではないかと考えています。

今後、太宰府市においても、適切な支援策が打たれ、地域に良い経済循環が生まれることを

期待して、賛成といたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第30号「市道路線の認定について」に対する委員長の報告は可決です。

本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第30号は可決されました。

〈可決 賛成14名、反対0名 午前10時55分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第36号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時56分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第37号「太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前10時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第38号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（門田直樹議員） 日程第14、議案第38号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 入江寿議員。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 予算特別委員会に審査付託されました議案第38号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、併せて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、まず、3款1項1目社会福祉総務費、細目009エネルギー・食料品価格等高騰低所得者世帯支援給付金給付事業費5億7,807万3,000円の増額補正について、執行部から、国の補正予算の成立時期の関係により、今回の6月議会において新たな補正予算の提案を行い、可能な限り早期に給付金を支給するため、予算措置をお願いするもの。

今回の給付金については、令和5年11月2日の国会において閣議決定された総合経済対策により、昨年度実施した調整給付金について、当初調整給付の支給額に不足が生じる者等に対し、追加で給付を行うもの。

補正予算額は5億7,807万3,000円。そのうち、18節定額減税補足給付金として、想定される支給対象者1万人分の5億6,000万円を計上している。

なお、関連する歳入予算として、15款2項1目3節の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を同額計上しているとの説明を受けました。

委員から、子ども加算給付金も含まれているのかとの質疑があり、執行部から、今回の給付に子ども加算給付金は含まれていないとの回答がありました。

また、委員から、給付開始時期はいつからかとの質疑があり、執行部から、対象者に8月中旬から支給通知を発送し、9月上旬から給付を予定しているとの回答がありました。

次に、3款2項2目児童措置費1,757万5,000円の増額補正について、執行部から、母子生活支援施設は、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を、必要に応じて保護し、自立の促進のためにその生活を支援する施設である。当初予算では1世帯分を計上していたが、このたび、3世帯の方々を措置する必要が生じ、またさらに増える見込みもあることから、不足が見込まれる1,757万5,000円を増額補正するもの。

なお、関連する歳入予算として、15款1項1目2節の母子生活支援施設入所措置費負担金について、国庫支出金として歳出予算に対し2分の1の878万7,000円を、また、16款1項1目2節の母子生活支援施設入所措置費負担金について、県支出金として歳出予算に対し4分の1の439万3,000円を計上しているとの説明を受けました。

委員から、今回の補正は措置人数が増えたことによるということかとの質疑があり、執行部から、当初予算計上時点では措置する世帯はなかったが、このたび急遽、3世帯の措置が必要となったことによるとの回答がありました。

次に、4款1項6目環境管理費500万円の増額補正について、執行部から、猛暑対策として新たな取組を開始した、気候変動の影響を受けやすい高齢者世帯に対するエアコン購入費用の一部を助成するもので、当初予算において300万円を計上していたが、想定以上に申請が寄せられているため、今後予想される不足分について増額補正するもの。

なお、関連する歳入予算として、19款1項1目8節の令和の都太宰府ふるさと納税基金繰入金金を全額充当している。との説明を受けました。

委員から、現在、どのくらいの件数の申請があっているのかとの質疑があり、執行部から5月末時点で149件の申請があっている。現在は、1日3件から5件の申請があっているとの回

答がありました。

また、委員から、猛暑は今年だけではないが、継続的な計画はあるのかとの質疑があり、執行部から来年度以降については未定であるが、本年度の実績等を勘案して検討したいとの回答がありました。

また、委員から、高齢者の申請について、ケアマネジャーや包括支援センターが仲介する事例はあるのかとの質疑があり、執行部から、現在のところはないが、そういうことがあれば柔軟に対応したいとの回答がありました。

次に、8款2項3目地域交通対策費650万円の増額補正について、執行部から、西鉄バス星ヶ丘線については、本年10月以降、慢性的な運転士不足や運転士の拘束時間、運転時間、休息时间、労働時間の改善などの理由により、1台のバスを2人の運転士で運行している現状から、1台のバスを1人の運転士で可能な限り運行できるよう、現在の利用状況や時間帯などを考慮したダイヤの検討がなされ、協議を重ねているが、その中では一定の減便となることが示されている。

この減便では、特に昼間の時間帯において連続した交通空白が生じることとなるため、利用されている方々が一定数いること、また、周辺に補完できるような乗合交通がないことから、激変緩和のための緊急的な代替交通の検討を行っており、市が運行費用を補助することで周辺地域の皆様などの交通手段を確保するため、650万円増額補正するものとの説明を受けました。

委員から、代替交通の内容はとの質疑があり、執行部から、特に昼間の時間帯においては、連続した交通空白が生じることとなるため、10人乗り程度のジャンボタクシーの車両による、激変緩和のため現行ダイヤ同等の定時定路線の運行を検討しているとの回答がありました。

また、委員から、路線としては、星ヶ丘線のどの辺りを走らせるのか。また昼間の時間帯とは具体的に何時頃を指すのかとの質疑があり、執行部から、路線については、西鉄五条駅から太宰府高校入口までの区間となる。また、時間については、西鉄と協議中であるため、何時から何時というのが示しづらいが、特に昼は連続した時間での交通空白が生じる見込みとなっているとの回答がありました。また、委員から、ジャンボタクシーはどこのものを使うのか。運転手はどの事業者が行うのかとの質疑があり、執行部から、西鉄バスの路線減少に伴うものであることから、西鉄グループで所有している車両及び運転手で運行することを検討しているとの回答がありました。

そのほかの審査についても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第38号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第38号について、討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

7 番木村彰人議員。

○7 番(木村彰人議員) 議案第38号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」、賛成の立場で討論いたします。

ご提案いただいた歳出歳入それぞれ、総額6億2,347万2,000円の補正予算案に賛成いたします。その上で、その中に盛り込まれた2つの事業について、今後の運用や改善に向けての意見を申し上げたいと思います。

1点目、気候変動適用対策エアコン購入費補助事業500万円について、当初予算の300万円は申請が殺到し、早期に予算が足りなくなるとの見込みということから、今回500万円の追加補正が提案されています。この補助制度は、65歳以上の方のみで構成される世帯を対象とし、省エネ性能の高いエアコンの購入に対して支援を行うものです。今後も猛暑が続くことが予想される中で、この制度は一時的な対応ではなく、恒久的な事業として継続していく必要があるとも考えます。そのためにも、制度の在り方を見直すことが求められます。

具体的には、高齢者の命と健康を守るという目的は理解しつつも、一定の所得制限を設けることを検討してはいかがでしょうか。その上で、対象を高齢者に限らず、低所得者世帯、独り親世帯、多子世帯などにも広げることで、より多くの市民を支える猛暑対策になると考えます。

2点目、代替交通運行補助事業650万円について、この事業は、西鉄バス星ヶ丘線が10月から減便されることに伴い、交通空白となる時間帯に10人乗りの車両を代替交通として運行するものです。

運行の具体的な内容については、現在、交通事業者と協議中とのことですが、便数やダイヤなど、現状と同等の利便性が確保されるよう早期に協議を進め、議論、結論を出すことが何より重要です。

また、10月からの路線バスの減便と代替交通の運行開始に当たっては、沿線住民や地元への丁寧な説明を事前に行い、不安や混乱が生じないよう周知な準備をお願いしたいと思います。

以上、2点を申し添えまして、私の賛成討論といたします。

○議長(門田直樹議員) 11番笠利毅議員。

○11番(笠利 毅議員) 議案第38号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」、賛成討論を行います。

木村議員と重なってるんですけれども、2点述べます。

まず、気候変動適応対策エアコン購入費補助について、給付や補助、一般に支援策は対象が狭いから駄目だとか、逆に広過ぎるから駄目だと両方言われかねないものですから、難しいものかとは思いますが。今回の事業は、環境政策と健康対策の二兎を追うものですが、これが好評だということを励みとして、私としては、ゼロカーボンシティ宣言を１つずつ現実化していくワンステップとしていただきたいと思います。

なお、木村議員も言われましたけれども、私も、例えば赤ちゃんのいる家庭というのも対象に加えていてもいいのではないかと。そこは工夫を来年度考えていただきたいかんと思っています。

次に、代替交通運行の補助について、一般質問でも取り上げましたが、代替期間と代替手段に未確定な要素が残っていると言わざるを得ないものの、そこは住民利用者の理解を得て、心配を埋める努力を重ねてほしいと考えています。そして、その経験を持続可能な交通体系のデザインへとつなげていっていただきたい。

２点述べて、賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号「令和７年度太宰府市一般会計補正予算（第１号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対０名 午前11時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第１５と日程第１６を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第15、発議第２号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」及び日程第16、発議第３号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 長谷川公成議員。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） 発議第２号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例につい

て」及び発議第３号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」、提案理由を一括して説明いたします。

まず、発議第２号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」、本案は、全国市議会議長会「標準規則等の改正等に関する検討会議」において、常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運営上の支障となり得る条文の整理、また、現在の社会情勢に照らし改正が適当と判断するものについて見直しがされたことにより、「太宰府市議会委員会条例」においても同様に見直しを図るものです。

また、発議第３号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」も、同様の趣旨から見直しを図るものです。

提出者は私、長谷川公成、賛成者は議会運営委員であります、舩越隆之議員、小畠真由美議員、陶山良尚議員、徳永洋介議員、木村彰人議員です。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただきまして、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

発議第２号及び発議第３号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

発議第２号及び発議第３号は、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

発議第２号及び発議第３号について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、発議第２号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前11時13分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、発議第3号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前11時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 史跡地活用調査研究特別委員会最終報告について

○議長（門田直樹議員） 日程第17、「史跡地活用調査研究特別委員会最終報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

史跡地活用調査研究特別委員会委員長 舩越隆之議員。

〔9番 舩越隆之議員 登壇〕

○9番（舩越隆之議員） 日程第17、「史跡地活用調査研究特別委員会最終報告について」。

史跡地活用調査研究特別委員会は、令和5年12月定例会において、本市の総面積の16%を占める史跡地の活用に関する調査研究を行うことを目的として設置しました。

本特別委員会では、これまで6回の委員会と9回の協議会を開催しました。

史跡地を活用して収益を得ることを調査研究の目的とし、所管課の文化財課、産業振興課、学校教育課から現状報告、文化スポーツ振興財団、古都大宰府保存協会から活用事業の報告、文化財課同行に市内史跡地の現地視察を行いました。また、行政視察では三重県明和町、奈良県橿原市を訪れました。

史跡地活用の規制緩和が進んだことから、大きく踏み出すときではないかと考え、様々な意見交換をし、その調査研究結果についてまとめた「太宰府市の史跡地活用に係る要望書」を令和7年6月16日に楠田市長へ提出いたしました。

これよりその内容を読み上げることで、本特別委員会の最終報告といたします。

##### 1 史跡地内多目的広場の利活用について。

（1）現在無料で利用されている大宰府政庁跡、水城跡、坂本八幡宮前、観世音寺前などの史跡地の多目的広場を有料化して史跡地の維持管理費用に充てていただきたい。

（2）大宰府政庁跡前のバス駐車場を大型車以外も利用できるようにしていただきたい。

##### 2 史跡地利用の手引きの作成について。

（1）大宰府政庁跡、水城跡、客館跡などの史跡地の利用の手続、利用規則と利用料を明確にして公表し、利用しやすくしていただきたい。

##### 3 遊歩道、サイクリングコースの整備について。

(1) 道路のサイン表示など回遊路の整備を行い、来訪者の滞在時間の延長につなげていただきたい。

(2) 観光客や修学旅行生が史跡地を巡るコースを明確にし、誘致につなげていただきたい。  
また、市内外者が利用しやすい環境づくりを目指していただきたい。

#### 4 タブレットの貸出しによるVR体験について。

(1) 個人の端末へのアプリのダウンロードではなく、タブレットの貸出しによるVR体験をしていただくことで、来訪者に負担なく現地で歴史を感じていただき、大宰府展示館の機能向上につなげていただきたい。

#### 5 史跡地内農耕地の再活用について。

(1) 季節ごとの花の植栽や古代米、小麦などの収穫物の利活用を検討していただき、公益性を担保した上で収益化につなげ、史跡地の維持管理費用に充てていただきたい。

(2) 植栽、耕作の際には地域や地元自治会等との連携強化を図り、その際には委託料や有償ボランティアを検討していただきたい。

#### 6 癒やし、にぎわいの場の提供について。

(1) 環境施設整備に重点を置く観点から、大宰府政庁跡の活用にあつては土産物屋などを含む複合多機能施設の推進を図り、また、水城跡、客館跡などに飲食のできる休憩所を設置し、来訪者が史跡地を巡りやすくしていただきたい。

(2) 市民・団体等に史跡地でのイベント等の利活用を推進していただきたい。また、その際にはキッチンカー等の誘致を検討するなど、市民や利用者にとって憩いの場として推進していただきたい。

これらの要望事項については各所管部署にて一定精査後、9月16日までに議会へ検討結果の報告を求めます。

以上、報告いたします。

なお、要望書につきましては、ホームページに掲載しておりますことを申し添え、史跡地活用調査研究特別委員会の最終報告といたします。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18と日程第19を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第18、議案第42号「財産の取得（小中学校教育用端末）について」及び日程第19、議案第43号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思

います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 令和7年太宰府市議会第2回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、財産取得1件、補正予算1件の議案のご審議をお願い申し上げるものであります。

それに先立ちまして、せっかくの機会でありますので、私から今後の市政運営に対する考え方を申し上げます。

まず、先ほどの採決によりまして、初日に提案いたしました全議案を可決いただき、誠にありがとうございます。特に、高齢者世帯へのエアコン購入費用助成の追加補正により、既に暑さが増してきた日本一の猛暑のまちである本市において、市民お一人お一人の生命、健康を守る備えがより整うことになりました。

また、特に昼間の時間帯減便される見込みの西鉄路線バス星ヶ丘線の代替運行費用を補助するための補正予算により、少なくとも本年度中の市民の移動手段の維持確保にめどをつけることができました。

さらには、太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定によって、古きも新しきも共存する令和の都ださうらしい活力あるまちづくりがさらに進んでいくと確信しております。

さて、一般質問の中でも、最終日までにはとお答えしておりましたが、こうした成果ももちまして、私、楠田大蔵は、12月予定の次期市長選には出馬せず、2期8年の任期をもって区切りをつける決意を固めたところであります。6月議会初日にも申し上げましたが、2期目最終年度の集大成、総仕上げとしての好循環を次代につなぐ集大成予算を基にスタートした令和7年度も、おかげさまで順調にスタートすることができております。そして、施政方針でも、実はその意味を込めておりましたが、私がこれまで太宰府市長を務めてきた上での集大成、総仕上げとの思いがあり、私の持ち得る力は一定出し切ったとの思いもあると申し上げておりました。予算規模も100億、税収も合わせて20億ほど大きく拡大し、全国市町村の上位1%程度となる自立持続可能性自治体上位にも選定され、市民意識調査も就任前の混乱期と比べ劇的に回復し、直近も過去最高を記録しております。

また、新年度改編した組織構成や副市長部長会議などにおける職員の自主的・主体的な取組が機能してきていると実感しています。一般質問でも指摘されましたように、そろそろ彼らに任せる時期とも判断しました。さらには、待ったなしの未曾有の混乱からの脱却や経済税収効果向上のための構造改革、長らく懸案だった中学校の完全給食化などは、一定程度スピード感

を持ってトップダウン的な手法で断行する必要もありました。

一方、五条をはじめとする開発関連や公共交通、総合計画策定などの事案は、人心を一新し、新たなリーダーの下で議会や市民の合意も得ながら、時間をかけて丁寧に進めていくべき課題だという判断もありました。

この間、令和発祥のご縁、度重なる大雨特別警報、コロナ禍など様々あり、その世界的な社会不安の中で、最愛の兄を失ってから明日で1年8か月となります。辞表を胸に私なりにもがき苦しんだ7年半でもありました。至らない点多々あったと思いますが、委員各位、職員諸氏、市民の皆様のご理解、ご協力のおかげさまで、就任時、課せられた使命は一定果たせたとの考えもございます。この場をお借りしまして、心から感謝申し上げます。

それでは、改めまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号から議案第43号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第42号「財産の取得（小中学校教育用端末）について」についてご説明申し上げます。

○議長（門田直樹議員） ちょっとすみません。

傍聴者の方にお伝えをいたします。写真撮影はお控えください。

市長。

○市長（楠田大蔵） 内容としましては、国が勧めるGIGAスクール構想の実現に向けた義務教育段階の児童生徒1人1台端末の更新を行うもので、予備機を含め7,245台を購入するものがあります。

入札の状況につきましては、国が交付する財源を基に、都道府県単位での共同調達をされているため、福岡県では「福岡県GIGAスクール推進協議会」を共同調達会議として、公募型プロポーザル方式にて令和7年4月4日に公募を実施しており、2社の応募がありました。

選考の結果、物品購入契約においては、株式会社ウチダシステムズ九州支店が契約候補者に決定し、令和7年6月6日に、3億9,485万676円の物品購入の仮契約を締結したところであります。

次に、議案第43号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1億8,779万8,000円を追加し、予算総額を345億6,062万1,000円にお願いするものであります。

内容としましては、3月13日に発生した環境美化センターの火災で被害を受けた建屋及び設備等の復旧工事を行う費用とともに、設備の損傷により処理ができなくなった一部の廃棄物について、周辺環境の保全のため復旧までの間、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合に処理を委託するための費用を計上しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時57分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

議案第42号及び議案第43号については委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第42号「財産の取得（小中学校教育用端末）について」、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

議案第42号について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号「財産の取得（小中学校教育用端末）について」を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第42号は可決されました。

〈可決 賛成14名、反対0名 午前11時57分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第43号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

議案第43号について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対0名 午前11時58分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 閉会中の継続調査申し出について

○議長（門田直樹議員） 日程第20、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

お諮りします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。

別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句その他整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして、令和7年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、令和7年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和7年8月14日

太宰府市議会議長 門 田 直 樹

会議録署名議員 今 泉 義 文

会議録署名議員 森 田 正 嗣